

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1566 2007/05/29 (事故発生地) 愛媛県	ACアダプター（CD プレイヤー用） SAD9001 小泉成器（株） 使用期間：約2年3か月	CDプレイヤーを使用していたところ、アダプターから煙が出た。 (製品破損)	電源回路の平滑用コンデンサー製造時に混入した異物がセパレーターに損傷を与え、電極間にスパークが発生し発熱したため内圧が高くなり、防爆弁が作動して内部の電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。 (A3)	コンデンサーメーカーにおいて、作業者の教育訓練を強化し、作業現場の温度管理を強化して環境の安定化を図るとともに、工程ごとの部品管理の改善を図っている。	消費者センター (受付:2007/06/12)
2006-2530 2006/11/27 (事故発生地) 兵庫県	ACアダプター（クリスマスツリー用） 使用期間：約5日	ファイバークリスマスツリーのACアダプターをコンセントに差し利用していたところ、異臭が発生したため確認したところ、ACアダプターのプラグとコンセントの内部に水色の粘液が付着していた。 (被害なし)	事故品に発熱・発煙の痕跡は認められず、通電試験では正常に機能しており、焦げや水色の粘液の付着は確認できず、事故状況の詳細が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/12/21)
2006-2823 2006/10/17 (事故発生地) 愛知県	ACアダプター（ゲーム機用） USG-002 任天堂（株） 使用期間：約17日	ゲーム機のACアダプターから発煙し、器体の側面が変形した。 (製品破損)	製造時に基板検査を行う際、検査装置の調整不良により、基板に不要な圧力が加わったか、はんだ付け治具の形状不良で、基板に機械的ストレスが加えられたため、その際に外圧を受けたコンデンサーが故障し、過電流が基板回路上で流れ、抵抗部品が発熱し、外郭樹脂を熱変形・発煙させたものと推定される。 (A2)	平成18年12月16日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、当該アダプター搭載のゲーム機の販売中止を行うとともに、代替品のアダプターへの無償交換を行っている。	販売事業者 (受付:2007/01/17)
2006-2824 2006/11/01 (事故発生地) 愛知県	ACアダプター（ゲーム機用） USG-002 任天堂（株） 使用期間：約1か月	ゲーム機のACアダプターから発煙し、器体の側面が変形した。 (製品破損)	製造時に基板検査を行う際、検査装置の調整不良により、基板に不要な圧力が加わったか、はんだ付け治具の形状不良で、基板に機械的ストレスが加えられたため、その際に外圧を受けたコンデンサーが故障し、過電流が基板回路上で流れ、抵抗部品が発熱し、外郭樹脂を熱変形・発煙させたものと推定される。 (A2)	平成18年12月16日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、当該アダプター搭載のゲーム機の販売中止を行うとともに、代替品のアダプターへの無償交換を行っている。	販売事業者 (受付:2007/01/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2825 2006/10/20 (事故発生地) 茨城県	ACアダプター(ゲーム機用) USG-002 任天堂(株) 使用期間:約1か月	ゲーム機のACアダプターから発煙し、器体の側面が変形した。 (製品破損)	製造時に基板検査を行う際、検査装置の調整不良により、基板に不要な圧力が加わったか、はんだ付け治具の形状不良で、基板に機械的ストレスが加えられたため、その際に外圧を受けたコンデンサーが故障し、過電流が基板回路上で流れ、抵抗部品が発熱し、外郭樹脂を熱変形・発煙させたものと推定される。 (A2)	平成18年12月16日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、当該アダプター搭載のゲーム機の販売中止を行うとともに、代替品のアダプターへの無償交換を行っている。	販売事業者 (受付:2007/01/17)
2006-2826 2006/10/10 (事故発生地) 千葉県	ACアダプター(ゲーム機用) USG-002 任天堂(株) 使用期間:約18日	ゲーム機のACアダプターから発煙し、器体の側面が変形し、穴があいた。 (製品破損)	製造時に基板検査を行う際、検査装置の調整不良により、基板に不要な圧力が加わったか、はんだ付け治具の形状不良で、基板に機械的ストレスが加えられたため、その際に外圧を受けたコンデンサーが故障し、過電流が基板回路上で流れ、抵抗部品が発熱し、外郭樹脂を熱変形・発煙させたものと推定される。 (A2)	平成18年12月16日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、当該アダプター搭載のゲーム機の販売中止を行うとともに、代替品のアダプターへの無償交換を行っている。	販売事業者 (受付:2007/01/17)
2007-0569 2007/05/04 (事故発生地) 兵庫県	ACアダプター(テレビドアホン) PS-18LY アイホン(株) 使用期間:約15年	インターホンで通話中、突然、室内側の親機から発煙した。 (製品破損)	長期使用(約15年間)により、ACアダプターの一次側に用いた電解コンデンサーが、ドライアップ現象に伴い温度が上昇し、内部圧力が上昇して防爆弁が開き、電解液が蒸気化して噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/05/09)
2007-3468 2005/09/10 (事故発生地) 不明	ACアダプター(ポータブルDVDプレーヤー用) SD-P1600-S-TJ (株)東芝 使用期間:約3か月	ACアダプターを接続して視聴中のポータブルDVDプレーヤーから発煙し、画面が映らなくなった。 (製品破損)	ACアダプターに過電圧保護回路がなかったため、基板上のフォトカプラ(二次側電圧制御用)のはんだ付け不良により、電圧制御が不能状態となり、接続していたDVDプレーヤーに過電圧が印加され、プレーヤー内部のICチップ部品が発熱・発煙し、プレーヤーの外郭樹脂に穴が空いたものと推定される。 (A1)	平成19年9月19日付けのホームページに社告を掲載し、無償交換を行っている。 なお、当該機種は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2007/09/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3469 2007/01/05 (事故発生地) 不明	ACアダプター(ポータブルDVDプレーヤー用) SD-P1600-S-TJ (株)東芝 使用期間:約1年1か月	ACアダプターを接続していたポータブルDVDプレーヤー本体底面のキャビネット部に溶解痕があった。 (製品破損)	ACアダプターに過電圧保護回路がなかったため、基板上のフォトカプラ(二次側電圧制御用)のはんだ付け不良により、電圧制御が不能状態となり、接続していたDVDプレーヤーに過電圧が印加され、プレーヤー内部のICチップ部品が発熱・発煙し、プレーヤーの外郭樹脂に穴が空いたものと推定される。 (A1)	平成19年9月19日付けのホームページに社告を掲載し、無償交換を行っている。 なお、当該機種は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2007/09/19)
2007-3470 2007/06/01 (事故発生地) 熊本県	ACアダプター(ポータブルDVDプレーヤー用) SD-P1600-S-TJ (株)東芝 使用期間:約1年9か月	ACアダプターを接続して再生中のポータブルDVDプレーヤーから発煙し、プレーヤー本体下部のキャビネット部に溶融跡があった。 (製品破損)	ACアダプターに過電圧保護回路がなかったため、基板上のフォトカプラ(二次側電圧制御用)のはんだ付け不良により、電圧制御が不能状態となり、接続していたDVDプレーヤーに過電圧が印加され、プレーヤー内部のICチップ部品が発熱・発煙し、プレーヤーの外郭樹脂に穴が空いたものと推定される。 (A1)	平成19年9月19日付けのホームページに社告を掲載し、無償交換を行っている。 なお、当該機種は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2007/09/19)
2006-0876 2006/06/00 (事故発生地) 三重県	ACアダプター(モデム用) WebStar Model DPX100 USS1 01210 Unifive Technology Co.,Ltd. 使用期間:約3年10か月	ケーブルモデム用のACアダプターが熱で溶けて穴があき、机の一部が変色した。 (拡大被害)	製造工程中、アダプター内に異物(金属線)が混入したため、トランスのピンをショートさせ、トランジスターが故障して発熱するとともに、コンデンサー、抵抗も過熱し、外郭の樹脂の一部が溶融したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2006/07/21)
2006-1670 2006/09/30 (事故発生地) 千葉県	ACアダプター(携帯電話用) GRVADP-100 (株)ネットインデックス 使用期間:約1か月	携帯電話のACアダプターが充電中に発熱し、接していたカーペットが変色した。 (拡大被害)	ACアダプターの2次側出力部が短絡したため発熱し、本体(樹脂製)が変形、変色したものとみられるが、短絡が起きた原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因は特定できなかったが、平成18年10月5日付け新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、使用者に対してDMを送り、製品交換を行っている。	販売事業者 (受付:2006/10/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0183 2007/03/13 (事故発生地) 長野県	CDラジカセ 使用期間：約2年6か月	CDラジカセ付近から出火し、CDラジカセ、トースター、冷蔵庫、電子レンジなどを焼損し、1人が軽傷を負った。 (軽傷)	CDラジカセの電源コードに短絡痕が確認されたが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/04/10)
2006-2486 2006/12/03 (事故発生地) 滋賀県	DVDプレーヤー 使用期間：約1年8か月	DVDプレーヤーの樹脂製の天板が、発熱により変形し、穴があいた。 (製品破損)	メイン基板上のモータードライブICが短絡モードで故障し発熱したため、IC付近の外郭(天板)の一部が溶融し穴があいたものと推定されるが、ICが故障した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2006/12/21)
2007-0697 2007/03/20 (事故発生地) 埼玉県	DVDレコーダー RD-XS40 (株)東芝 使用期間：約4年	使用中のDVDレコーダーから発煙した。 (製品破損)	電源基板上のレギュレーターIC及びトランジスタの単品不良によって故障したため、短絡して発煙したものと推定される。 (A3)	当該電源基板のメーカーに対して、使用部品の品質管理の強化について指示した。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-2098 2007/06/21 (事故発生地) 東京都	アイロン GC146 小泉成器(株) 使用期間：不明	高温に設定してアイロンを掛けていたところ、ハンドル下部の樹脂製カバーから炎が出た。 (製品破損)	電源コードのリード線とファストン端子のカシメ不良のために、接触不良により発熱し、発火に至ったものと考えられる。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の輸入は既に終了している。	消費者センター (受付:2007/07/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2449 2006/12/01 (事故発生地) 愛知県	アイロン 使用期間：約15年	店舗兼住宅の居間から出火し、3部屋を焼損した。 (拡大被害)	アイロンの電源コードには、短絡痕(二次痕と推定)があることから、火災時は電源プラグが接続されたままになっていたと推定される。ヒーターの断線や絶縁材の異常発熱はなく、アイロンに異常は認められなかったが、スイッチが切りになっていたかは判別できないため、事故原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/12/19)
2007-0330 2007/04/02 (事故発生地) 滋賀県	アイロン 使用期間：約28年	木造2階建て住宅のアイロン付近から出火し、同住宅197平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	事故品のアイロン掛け面が、床面に倒れた状態で出火に至っていることから、通電中のアイロンが倒れて、可燃物に接触し、発火・延焼したものと考えられるが、使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/18)
2006-1383 2006/09/03 (事故発生地) 愛知県	インターホン テレビドアホン MY-2CD アイホン(株) 使用期間：約10年6か月	インターホン内部から発煙・発火し、本体取り付け部の一部が焦げ、壁や天井が煤けた。 (拡大被害)	電源回路の電解コンデンサーが長期使用(約10年半)による劣化により、液漏れが生じ、基板のパターン面で絶縁劣化したため、発煙・発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/09/21)
2006-2810 2006/12/13 (事故発生地) 東京都	インターホン VEX-MC アイホン(株) 使用期間：約14年	インターホンの映像制御装置付近から異臭がした。 (製品破損)	長期使用(約14年間)により、電源ユニットの電圧制御用電解コンデンサーのドライアップ現象(電解液が蒸発し内部抵抗が上昇)に伴い内部回路の過電圧保護素子が故障し、発熱したことによる異臭であったと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であり、最終的に温度ヒューズが作動しているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0627 2007/04/19 (事故発生地) 福岡県	インターホン HB2-104VU/A アイホン(株) 使用期間：約15年4か月	インターホンが焼損し、機器取り付け部の周辺が一部焦げ、壁、天井、床が煤で汚れた。 (拡大被害)	長期使用(約15年)により、電源基板部の2次側回路に用いた電解コンデンサーが劣化し液漏れしたため、基板上の1次側と2次側のプリントパターン間(141V)で絶縁劣化が生じて過電流が流れ、発煙・発火に至ったものと推定される。 なお、当該機は自主回収品で平成16年対策完了と社内報告があったものの、担当者が虚偽の報告をしており、未点検であった。	平成17年2月24日付けのホームページに社告を掲載し、点検・交換を実施している。また、平成6年以降、機器に使用される電解コンデンサーを高寿命品に切り換え、外郭樹脂を難燃材(UL94-V0)に変更、耐トラッキング性の高いプリント基板を用いることとした。なお、回収品の点検記録を再調査するとともに、社内倫理及び管理体制を再徹底し、牽制機能を強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/05/15)
2007-3543 2007/09/11 (事故発生地) 東京都	インターホン QC2-102T アイホン(株) 使用期間：約14年	インターホンから発煙した。 (製品破損)	長期使用(約14年)により、制御回路部に用いた電解コンデンサーが劣化し液漏れしたため、基板上のプリントパターン間(12V)で絶縁劣化が生じて発煙したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/09/25)
2007-3905 2007/10/06 (事故発生地) 北海道	インターホン QC-4KT アイホン(株) 使用期間：約20年	集合住宅に設置されたインターホンが過熱し、故障した。 (製品破損)	長期使用(20年)により、制御基板上の部品に故障が生じて、スピーカーから異音が発生し、通常時より若干消費電流が増加して機器本体が発熱したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、さらに消費電流が増加した場合は電流ヒューズが作動し拡大被害に至る可能性が低いことから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/10/23)
2007-3976 2007/10/20 (事故発生地) 愛知県	インターホン HB2-104U/A アイホン(株) 使用期間：約17年	インターホンから発煙した。 (製品破損)	長期使用(約17年)により、電源基板部の2次側回路に用いた電解コンデンサーが劣化し液漏れしたため、基板上の1次側と2次側のプリントパターン間(141V)で絶縁劣化が生じて過電流が流れ、発煙に至ったものと推定される。	平成17年2月24日付けのホームページに社告を掲載し、点検・交換を実施している。また、平成6年以降、機器に使用される電解コンデンサーを高寿命品に切り換え、外郭樹脂を難燃材(UL94-V0)に変更、耐トラッキング性の高いプリント基板を用いることとした。	製造事業者 (受付:2007/10/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2152 2007/03/15 (事故発生地) 東京都	インターホン（制御装置） VDX-1KR/E アイホン（株） 使用期間：約16年3か月	インターホンの制御装置から発煙した。 (製品破損)	長期使用（約16年間）により、電源ユニットの電圧制御用電解コンデンサーのドライアップ現象（電解液が蒸発し内部抵抗が上昇）に伴い内部回路の過電圧保護素子が故障し、発熱、発煙したものと推定される。	経年劣化とみられる事故であり、周囲は金属製の枠で覆われており拡大被害に至らないことから、措置はとらなかった。なお、当該機種はすでに生産を終了しており、後継機種は電解コンデンサーを経年劣化しにくいタイプのものに変更している。	消費者 (受付:2007/07/05)
2007-3854 2007/10/08 (事故発生地) 東京都	インターホン（制御装置） VDX-MC/A アイホン（株） 使用期間：約17年	インターホンから異臭がして、発煙した。 (製品破損)	長期使用（約17年間）により、電源ユニットの電圧制御用電解コンデンサーのドライアップ現象（電解液が蒸発し内部抵抗が上昇）に伴い内部回路の過電圧保護素子が故障し、発熱したことによる異臭であったと推定される。	経年劣化とみられる事故であり、最終的に温度ヒューズが作動しているため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/22)
2007-1885 2007/03/05 (事故発生地) 石川県	エアコンプレッサー EC-239PC 39L (株)エイシン 使用期間：約5か月	プレハブ小屋で使用していたエアコンプレッサーの電源を切り帰宅したところ、エアコンプレッサーから出火した。 (拡大被害)	エアコンプレッサーを連続使用した際に、モーターコイルに過電流が流れ発熱したため層間短絡し、出火したものと推定される。	平成19年9月26日付けで新聞及びホームページに社告するとともに、顧客リストに基づくユーザーに対してDMを送付し、ブレーカの増設及びサーマルスイッチとモーターコイルの接続をハンダ付けからスリーブ圧着した製品と無償交換した。なお、当該品は平成19年3月5日で販売を終了している。	消防機関 (受付:2007/06/19)
2007-1946 2007/03/01 (事故発生地) 兵庫県	エアコンプレッサー EC-225PC (株)エイシン 使用期間：約8か月	エアコンプレッサーから出火し、機器と付近の壁などを焼損した。 (拡大被害)	エアコンプレッサーを連続使用した際に、モーターコイルに過電流が流れ発熱したため層間短絡を生じ、出火したものと推定される。	顧客リストに基づくユーザーに対してはダイレクトメールを送付するとともに、平成19年9月26日付けで新聞及びホームページに告知し、ブレーカの増設及びサーマルスイッチとモーターコイルの接続をハンダ付けからスリーブ圧着した製品と無償交換した。なお、平成19年3月5日で販売を終了している。	消防機関 (受付:2007/06/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2268 2007/01/18 (事故発生地) 熊本県	エアコンプレッサー EC239PC (株)エイシン 使用期間：約2か月	エアコンプレッサーから出火し、 倉庫の壁と商品（電子部品）などが燃 えた。 (拡大被害)	エアコンプレッサーを連続使用した際に、モーター コイルに過電流が流れ発熱したため層間短絡を生じ、 出火したものと推定される。 (A1)	顧客リストに基づくユーザーに対してはダイレ クトメールを送付するとともに、平成19年9月 26日付けで新聞及びホームページに告知し、プ レーカの増設及びサーマルスイッチとモーターコ イルの接続をはんだ付けからスリーブ圧着した製品 と無償交換した。なお、平成19年3月5日で販 売を終了している。	輸入事業者 (受付:2007/07/12)
2006-1421 2006/05/29 (事故発生地) 東京都	エアコン ARHJ1602VAA 三洋電機(株) 使用期間：約5年	パッケージエアコンシステムの屋根 裏の室内ファンモーターが焼損し、居 間に煙が充満した。 (製品破損)	室内機のファンモーター巻線部分の配線状況から、 モーター組立工程での巻線整形ミスにより、主巻線の 外側巻線部が補助巻線に接触・ショートし、巻線に過 電流が流れ発熱し、白煙が生じたものと推定される。 (A3)	ファンモーターの製造メーカーに対し、コイル 仕上げ工程における作業管理の徹底と作業後の工 程検査の徹底を指示した。 なお、当該機のファンモーターは金属で覆われ、 さらに本体も金属外郭やガラスウールで覆われて おり、安全装置（温度過昇防止装置及び電流ヒユ ーズ）を内蔵しており、発煙以上の拡大被害に至 る可能性は低いと考えられることから、当該機に 対する措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2006/09/22)
2007-2195 2007/06/29 (事故発生地) 愛知県	エアコン RAS-406LDR 東芝キャリア(株) 使用期間：約8年10か月	運転中のエアコンから異臭がし、煙 が出た。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクター部にト ラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され 、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を 取り付けた状態でクリーニングを実施していることか ら、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやす い電解物質がコネクター部に付着・残留し、さらに内 部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したもの と推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ 及び平成18年1月から平成19年5月にかけて 配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無 料で点検・修理を行っている。また、ファンモ ーター電源コネクター部にエアコンクリーニング 時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を 防止するためカバーを取り付け、さらにコネクタ ーカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分 及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/07/06)
2007-2427 2007/07/13 (事故発生地) 宮崎県	エアコン RAS-406LDR 東芝キャリア(株) 使用期間：約6年8か月	運転中のエアコンから「パチパチ」 と音がして発煙した。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクター部にト ラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され 、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を 取り付けた状態でクリーニングを実施していることか ら、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやす い電解物質がコネクター部に付着・残留し、さらに内 部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したもの と推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ 及び平成18年1月から平成19年5月にかけて 配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無 料で点検・修理を行っている。また、ファンモ ーター電源コネクター部にエアコンクリーニング 時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を 防止するためカバーを取り付け、さらにコネクタ ーカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分 及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/07/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2428 2007/07/11 (事故発生地) 奈良県	エアコン RAS - 225LDR 東芝キヤリア(株) 使用期間：約6年8か月	エアコンのスイッチを入れたところ、発煙と異臭がした。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2007-2697 2007/07/16 (事故発生地) 福岡県	エアコン RAS - 506LDR 東芝キヤリア(株) 使用期間：約7年8か月	エアコンの運転を開始したところ、エアコンから「パチパチ」と音がして煙が出たので、リモコンで停止した。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/08/02)
2007-2910 2007/08/10 (事故発生地) 千葉県	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株) 使用期間：約8年	運転中のエアコンから異音が発生し煙が出て、機器内の部品の一部が焼損した。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/08/20)
2007-3404 2007/08/16 (事故発生地) 広島県	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株) 使用期間：不明	エアコンの運転を開始し、まもなくエアコンから異臭を感じ停止した。 (製品破損)	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/09/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3405 2007/08/21	エアコン RAS - 506YDR 東芝キヤリア(株)	エアコンから異臭がした。	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすいい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/09/12)
2007-3406 2007/09/03	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株)	エアコンから焦げたにおいがした。	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすいい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/09/12)
2007-3603 2007/09/15	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株)	エアコン室内機から異常音がして煙が出た。	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすいい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/10/01)
2007-3604 2007/09/17	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株)	エアコンのスイッチを入れたら黒い煤が出て止まった。	当該機内部のファンモーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して電気部品類を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすいい電解物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと推定される。	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の浸入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/10/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3818 2007/09/25 (事故発生地) 福岡県	エアコン RAS - 406LDR 東芝キヤリア(株) 使用期間：約8年	使用中のエアコンから煙のようなものが見え、ブレーカーが落ちて電源が切れた。 (製品破損)	当該機内部のファンヒーター電源コネクタ部にトラッキング現象が発生したとみられる焼損が確認され、使用者がクリーニング業者に依頼して、電機部品を取り付けた状態でクリーニングを実施していることから、エアコン洗浄液やそれに類似する電気を通しやすい電化物質がコネクタ部に付着・残留し、さらに内部で発生した結露でトラッキング現象を誘発したものと確定される。 (B1)	平成16年8月20日付け新聞、ホームページ及び平成18年1月から平成19年5月にかけて配布した新聞折り込みチラシに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、ファンモーター電源コネクタ部にエアコンクリーニング時の洗浄液及びこれに類似する電解物質の侵入を防止するためのカバーを取り付け、さらにコネクタカバーの中に絶縁シリコン剤を注入して、水分及び洗浄液等の侵入を防止する。	製造事業者 (受付:2007/10/17)
2005-2370 2006/01/16 (事故発生地) 山口県	エアコン FVY125BH ダイキン工業(株) 使用期間：約17年	エアコン運転開始5～10分後に、焦げ臭いにおいがし、エアコン床置き型室内機から発煙した。 (製品破損)	暖房能力補助用に用いている電熱ヒーターの配線接続部が、約17年の長期使用により接触不良が生じて発熱し、発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同様な事故が発生しておらず、周辺を焼損するなどの拡大被害に至る可能性が低いことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/02/01)
2006-3067 2007/01/23 (事故発生地) 長崎県	エアコン SAP - 287AR 三洋電機(株) 使用期間：約11年	病院の透析室倉庫のエアコンから発火した。 (製品破損)	長期使用(厳寒期を除く約11年のあいだ24時間運転)により、パワーリレーの接点部が摩耗したため、異常発熱が起こり絶縁材料が劣化してトラッキングによって発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/01/30)
2006-3584 2007/02/12 (事故発生地) 大分県	エアコン SRK226KH 三菱重工業(株) 使用期間：約31年	和室のエアコン付近から発煙し、樹脂の燃えたにおいがした。 (製品破損)	エアコンコントロールボックス内のプルスイッチの焼損が著しいことから、長期使用(約31年)により、スイッチ接点部の磨耗粉やパッタ及び切り替えカムの磨耗粉が内部に堆積し、湿気の影響によりトラッキング現象が生じ、発煙・焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同様な事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1098 2006/08/20 (事故発生地) 石川県	エアコン 使用期間：約5年	木造2階建て住宅から出火し、約39平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	施工時に壁貫通部分に配線されていた室内機と室外機をつないでいる連絡電線の被覆に傷がつき、その傷が徐々に進行して絶縁劣化し、短絡、発火したものと推定される。 (D1)	施工業者は不明であり、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 消防機関 製造事業者 (受付:2006/08/23)
2006-3564 2007/02/05 (事故発生地) 大阪府	エアコン 使用期間：約1年6か月	エアコンを暖房運転中、部屋全体に黒煙が広がり、室内機と周囲を焼損した。 (拡大被害)	エアコン移設の際、室内機と室外機を接続している内外連絡配線を室内機付近の冷媒配管貫通部分付近で継ぎ足ししており、当該部の接続方法が不適切であったため、継ぎ足し部から発火し室内機に延焼したものと推定される。なお、据付説明書には「配線の途中で接続したりすると、発熱、感電、火災の原因となる」旨を記載している。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/27)
2007-3430 2007/09/12 (事故発生地) 三重県	エアコン 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、1階コンセント付近が焦げた。 (拡大被害)	長期間、差込みプラグ刃部に塵埃等が堆積した状態であったため、プラグ両刃間でトラッキング現象が生じて発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/18)
2006-3019 2007/01/15 (事故発生地) 三重県	エアコン 使用期間：約12年	観光施設内で運転していない状態のエアコン付近から出火し、機器本体や近くの竹やぶ約4平方メートルなどを焼いた。 (拡大被害)	当該機は事故当時は停止中であり、ファンモーターやコンデンサー等の電気部品に溶融痕等の発火の痕跡はなく、事故現場の周囲の屋内配線や配管穴下側付近が焼損していることから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/01/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2932 2006/03/11 (事故発生地) 鳥取県	エアコン 使用期間：約15年	エアコンを運転中、室内機から発煙した。 (製品破損)	当該品は、ドレンパンのみが焼損しており、室内機内部からの出火ではあるが、電気部品から出火した痕跡はなく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が特定できないため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/03/30)
2006-0786 2006/06/22 (事故発生地) 宮崎県	エアコン 使用期間：約9年	運転中の天井カセット形のエアコン室内機から出火し、天井の一部も焼損した。 (拡大被害)	当該機のドレンポンプのコイル及びリード線にショート痕が認められるたが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/07/06)
2006-1667 2006/10/03 (事故発生地) 愛知県	エアコン 使用期間：約18年	エアコンの電源プラグを差し込んでいるコンセント部分が溶け、周囲が煤けた。 (拡大被害)	エアコンの電源プラグとコンセントとの接触不良や電源プラグのトラッキング現象等により出火したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/23)
2006-2753 2007/01/04 (事故発生地) 大阪府	エアコン 使用期間：約2年	木造2階建て住宅の電源が入ったエアコン付近から出火して、約160平方メートルを全焼した。 (軽傷)	当該機の金属製ケースに入った基板及びファンモーター等の電気部品に発火の痕跡は認められず、コンセントは平行プラグ用コンセントであったものをI形コンセントに加工したものと推定されるが、加工箇所と発火の因果関係が不明であり、発火箇所を特定できないことから、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/01/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2922 2006/12/26 (事故発生地) 福岡県	エアコン 使用期間：約20年	大学教室の電源が入ったエアコン室内機が全焼し、エアコン周辺とブラインドが焼損した。 (拡大被害)	当該機の電源コード、渡り配線、内部配線等から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2006-3336 2007/01/20 (事故発生地) 埼玉県	エアコン 使用期間：約3年6か月	運転中のエアコン付近から出火し、住宅を全焼した。 (拡大被害)	室内機の外郭樹脂が焼損しているものの、ファンモーター、コントロールボックス、端子台等の電装品に発火の痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/14)
2006-3459 2007/02/08 (事故発生地) 京都府	エアコン 使用期間：約12年	集合住宅の一室で、2年間使用していないエアコンのブレーカーを入れたところ、数分後に停止中のエアコンから出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	当該機の電源コード部が焼損していたが、溶融痕等の発火の痕跡が確認できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/20)
2006-3778 2007/03/05 (事故発生地) 石川県	エアコン 使用期間：不明	住宅の納戸から出火して、壁や段ボールなどを焦がした。 (拡大被害)	コンセントとエアコンの電源プラグに塵埃等が堆積し、さらに窓や壁の結露の湿気等が加わり電源プラグ部分で、トラッキング現象が発生し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0057 2007/03/12 (事故発生地) 埼玉県	エアコン 使用期間：約15年	物置に設置されていたエアコン付近から出火し、2階部分約45平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	当該機の電気系統部品には、溶融痕等の発火の痕跡が認められないものの、内外接続用の端子台が、欠落しており回収されていないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2006-0213 2006/04/01 (事故発生地) 千葉県	エアコン 使用期間：約3年	エアコン室内機から出火し、集合住宅の一室を全焼した。 (拡大被害)	通電中のエアコン付近から出火したものと推定されるが、事故品が入手できないことから調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/04/20)
2006-1842 2006/10/12 (事故発生地) 三重県	エアコン 使用期間：約19年	停止中のエアコンから出火し、床置形室内機とその周辺が焼損した。 (製品破損)	エアコンの電源プラグとコンセントの間から出火したものと考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/06)
2006-2912 2007/01/01 (事故発生地) 三重県	エアコン室外機 PUH-35SEKD 三菱電機(株) 使用期間：約16年	屋上に設置してあるエアコン室外機から出火した。 (拡大被害)	圧縮機のロータ(回転子)に取り付けられている鋼板製のディスクが、製造時の取り付け不良によって脱落したことから、周囲のステータコイル(固定子巻線)が損傷・短絡し、圧縮機内圧が上り、端子が破損して噴出した潤滑油を含むガスに短絡時の火花が引火して拡大燃焼に至ったものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0427 2007/04/04 (事故発生地) 福岡県	エアコン室外機 R A 2 2 5 G X ダイキン工業(株) 使用期間：約6年	使用中のエアコンの運転ランプが点滅し、「ボン」と音がして、室外機から発煙した。 (製品破損)	プリント基板とダイオードブリッジのはんだ付け部で、はんだ量が少ないものがあり、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差ではんだ部に繰り返し応力が加わり、はんだクラックが発生したため、電解コンデンサーに逆電圧が印加され、コンデンサー自身が破損し、電解液が漏れ出てスパークにより着火し、電装品が焼損したものと推定される。 (A2)	平成16年10月19日付けの新聞及びホームページに社告掲載を行い、無償で修理・点検を行っている。また、プリント基板の製造に対しては、品質特性基準で、はんだ盛りの限度見本を図解し、事故の再発防止に努めるとともに、プリント基板の熱衝撃試験を導入することにより、経年的な熱ストレスについても評価を実施している。	製造事業者 (受付:2007/04/25)
2006-2594 2006/12/21 (事故発生地) 三重県	エアコン室外機 R 2 2 B Y S ダイキン工業(株) 使用期間：約5年	木造2階建て住宅のベランダに設置されたエアコン室外機から出火し、室外機及び外壁2平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	室外機の端子盤のファストン端子に、火災熱では発生しない脱亜鉛腐食が生じていることから、ファストン端子に接触不良が生じ、温度上昇を繰り返している間に、局所的な接触不良を引き起こして発熱し、周囲の絶縁樹脂や配線被覆が発火したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/27)
2006-3984 2007/03/20 (事故発生地) 三重県	エアコン室外機 C O H - 2 5 0 I (株)コロナ 使用期間：約16年	鉄筋4階建て集合住宅の1階ベランダに設置してあったエアコン室外機から出火した。 (製品破損)	圧縮機につながるファストン端子に発熱した跡があり、ファストン端子のメルトアップと平形接続端子に溶着箇所が認められたことから、ファストン端子で接触不良が生じ、温度上昇を繰り返している間に局所的な接触を生じ、発熱して発火・燃焼に至ったものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/03/23)
2007-0149 2007/03/22 (事故発生地) 東京都	エアコン室外機 H A S - A 4 0 2 T 2 東芝キヤリア(株) 使用期間：約16年	暖房運転時、エアコン室外機の内部から「ボン」という音とともに発煙した。 (製品破損)	当該機の四方弁コイルにショート痕が認められることから、長期使用(約16年)により、コイル層間で絶縁劣化し、レイヤーショートとなり、発煙・発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 。なお、ホームページによる消費者へのお知らせとして、「長期使用における定期的な点検のすすめ」を掲載している。	製造事業者 (受付:2007/04/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2099 2007/06/00 (事故発生地) 兵庫県	エアコン室外機 使用期間：不明	エアコン室外機の熱交換器アルミフィンに接触して擦過傷を負った。 (軽傷)	被害者が当該機の熱交換器アルミフィンに手を触れたため、フィンの細かい端部で裂傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び製品本体に、室外ユニットの吸込口やアルミフィンに触れるとけがをする旨の表示を記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/03)
2007-2446 2007/07/03 (事故発生地) 東京都	エアコン室外機 使用期間：1回	エアコン室外機の本体左側面のアルミフィンに触れて指にけがをした。 (軽傷)	被害者が当該機の熱交換器アルミフィンに手を触れたため、フィンの細かい端部で裂傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び製品本体に、室外ユニットの吸込口やアルミフィンに触れるとけがをする旨の表示を記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/26)
2006-3837 2007/03/01 (事故発生地) 愛知県	エアコン室外機 使用期間：不明	共同住宅2階のベランダに設置されているエアコン室外機が焼損した。 (拡大被害)	エアコン室外機に配線の短絡や接触不良等による異常発熱の形跡はなく、圧縮機及びファンモーターにも異常はなかったことから、当該機からの出火ではないと推定される。	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 消防機関 (受付:2007/03/14)
2007-0154 2007/04/04 (事故発生地) 大阪府	エアコン室外機 RA256SX ダイキン工業(株) 使用期間：約11年	エアコン室外機から発火し、同室外機とアルミサッシなどを焼損した。 (拡大被害)	事故品のプリント基板、ファンモーター等の電気部品から出火した痕跡が認められないことから、当該事故品からの出火ではないものと推定される。 なお、同機種は社告対象機種であるものの、当該事故品については、社告内容の原因で出火したのではない。	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、同機種は平成16年10月19日付けの新聞及びホームページに社告掲載を行い、無償で修理・点検を行っている。	消費者センター 消防機関 製造事業者 (受付:2007/04/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2005-1746 2005/12/13 (事故発生地) 神奈川県	エアコン室外機 使用期間：約3年	エアコン室外機から発火し、家屋の壁が焦げた。 (拡大被害)	当該機の右側面の電装カバーが焼損しているものの、制御基板、圧縮機、端子台等の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2005/12/22)
2006-2123 2006/10/19 (事故発生地) 高知県	エアコン室外機 使用期間：約20年	2週間前から異臭がしていたエアコン室外機の一部が焼損した。 (製品破損)	当該機の電装部品の運転コンデンサーが、使用により絶縁劣化し発火したのか、あるいは圧縮機と運転コンデンサーを接続するリード線が断線したため、出火したのと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2006/11/28)
2006-2457 2006/12/06 (事故発生地) 石川県	エアコン室外機 使用期間：約3年	エアコンの室外機が一部焼けていた。 (製品破損)	当該機の端子盤の焼損が著しく、この付近から出火したものと推定されるが、溶融痕等の発火の痕跡は認められず、事故当時、当該機は停止中であったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/19)
2006-2815 2006/12/14 (事故発生地) 香川県	エアコン室外機 使用期間：約10年	部屋の外より「ボン」という音がしてブレーカーが落ち、運転中のエアコン室外機を焼損し、納屋壁面の一部も焼損した。 (拡大被害)	当該機の制御基板のほとんどが焼失しており、パワー素子と圧縮機とを接続しているコードや圧縮機サーミスター及び配管サーミスターのリード線等に溶融痕が認められるが、室外機全体の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2007/01/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2870 2007/01/14 (事故発生地) 愛知県	エアコン室外機 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約160平方メートルを全焼した。 (軽傷)	室内機から配線される電源端子部に部分的に接触不良による異常発熱の痕跡が認められたが、被害者はエアコンを使用していなかったと供述していることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 消防機関 (受付:2007/01/19)
2006-2923 2007/01/03 (事故発生地) 東京都	エアコン室外機 使用期間：約3年	屋上に設置した通電中のエアコン室外機から発火し、室外機の一部を焼損した。 (製品破損)	当該機の四方弁ソレノイドコイルの封止樹脂に亀裂があり、支持材料が溶融しているものの、コイル部品及びその他の電気部品には、出火の痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2006-3220 2007/01/16 (事故発生地) 東京都	エアコン室外機 使用期間：約3年	運転を停止した翌日にエアコン室外機から出火して、ベランダと室外機2台が焼損した。 (拡大被害)	当該機内部の端子盤からプリント基板に渡るワイヤーハーネスのプリント基板側との結合部で、トラッキング現象が生じて発火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/06)
2006-3364 2007/02/05 (事故発生地) 兵庫県	エアコン室外機 使用期間：約9年	「ドン」という爆発音とともに住宅の壁際に設置されていた運転中のエアコン室外機付近から出火し、近くにあったゴミ箱・壁の一部を焼損した。 (拡大被害)	当該機のモーターリード線や内部配線に溶融痕がみられたが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/02/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3808 2007/02/19 (事故発生地) 栃木県	エアコン室外機 使用期間：約24年	運転中のエアコン室外機から発煙・ 発火して室外機を焼損した。 (拡大被害)	当該機の外郭樹脂の焼損が著しいものの、残存する 電気部品(基板、運転コンデンサー、ファンモーター 等)に発火の痕跡が認められないことから、原因の特 定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/03/13)
2006-3825 2007/02/22 (事故発生地) 徳島県	エアコン室外機 使用期間：約3年	停止中のエアコン室外機から出火し 、室外機と配管の一部を焼損し、隣に 設置していた別の室外機の一部が熱で 溶解した。 (拡大被害)	当該機のファンや連絡配線の被覆が焼損しているも の、配線、モーター、基板等の電気部品に発火の痕 跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 消費者センター (受付:2007/03/14)
2006-3918 2007/03/04 (事故発生地) 埼玉県	エアコン室外機 使用期間：約10年	エアコン室外機から出火して周辺を 焼損したので、消火しようと水道蛇口 を開いたところ、蛇口が熱くなってい て火傷を負った。なお、エアコンは通 電されていなかった。 (軽傷)	当該機の外側背面が著しく焼損しているものの、内 部の電気部品に溶融痕等の発火の痕跡は認められな いことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/03/20)
2007-0056 2007/03/04 (事故発生地) 岡山県	エアコン室外機 使用期間：約10年	エアコン室外機から炎が出て、室外 機、外壁と軒下の一部を焼損し、窓ガ ラスが破損した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった 。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0636 2007/04/19 (事故発生地) 栃木県	エアコン室外機 使用期間：約10年	運転中のエアコン室外機から発火して、室外機の一部が焼損し壁が焦げた。 (拡大被害)	当該機の外郭樹脂が焼損しているものの、制御基板、ファンモーター、圧縮機器等の電気部品に発火の痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/15)
2007-4329 2007/08/14 (事故発生地) 鹿児島県	エアコン室外機 使用期間：約19年	エアコンの室外機が焼損した。 (製品破損)	当該機の樹脂製のファン、ファンガードなどが焼失しているものの、内部配線及びその他の電気部品に発火の痕跡はなく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/12)
2006-0214 2006/04/10 (事故発生地) 山口県	エアコン室外機 使用期間：約6年	エアコンの暖房運転中に、室外機が燃え、ベランダの壁面と天井面を焦がした。 (拡大被害)	通電中のエアコン室外機付近から出火したものと推定されるが、事故品が入手できないことから調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/04/20)
2004-2221 2005/01/07 (事故発生地) 千葉県	オイルヒーター M - 1 2 0 8 (株)山善 使用期間：約3年3か月	タイマーでヒーターの作動を開始して1時間半後に、焦げ臭いにおいがするので、停止して埃を払い、再作動したが、排気口からプラスチックの溶けた強い臭いが発生した。 (製品破損)	製造時のファストン端子の取り付け状態が緩んでいたものが、使用に伴う膨張・収縮で徐々に緩みが進行し、接触抵抗が増大したことにより発熱し、端子の絶縁カバーが溶融し発煙したものと推定される。 (A2)	ファストン端子周囲の絶縁カバー、電線・保護チューブ等は難燃材を使用し、さらに外郭カバーは金属で覆われており、拡大被害を生じる恐れがないことから、措置はとらなかった。 なお、当該機種は、既に生産を終了している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2005/01/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4011 2007/03/22 (事故発生地) 神奈川県	オイルヒーター ZS1208TW 日本ゼネラル・アプライア ンス(株) 使用期間：約9年	リビングで使用中のオイルヒーター の操作パネル上部の通気孔からプラス チックが燃えるようなにおいがした。 (製品破損)	ヒーター接続端子部又は、タイマー接続端子部が接 触不良により異常発熱し、周囲の樹脂が炭化したもの と推定される。 (A2)	他に事故が発生しておらず、単品不良による事 故であるため、特に措置しなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/03/26)
2007-3578 2007/03/23 (事故発生地) 北海道	オイルヒーター 使用期間：約5年	オイルヒーターの差し込みプラグが 発熱していた。 (被害なし)	差し込みプラグに異常な温度上昇は認められず、被 害者の使用状況等も不明であることから、原因の特定 はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	消費者センター (受付:2007/09/27)
2006-2456 2006/11/08 (事故発生地) 愛知県	オーブントースター BO-Z38CL 三菱電機ホーム機器(株) 使用期間：約8年	オーブントースターのタイマーは「 切」になっているのに、ヒーターがつ いていた。2、3日前に焦げ臭が発生 していた。 (被害なし)	タイマーの可動接点がカシメ不良により欠落してい ることから、接点パネ(銅合金)の先端と固定接点で 接触が繰り返されたため、接点パネ先端が固定接点に 溶着し、ヒーターへの通電が停止しなかったと推定さ れる。 (A3)	他に同種事故が発生しておらず、タイマー故障 により連続運転になった場合でも、サーモスタッ トが動作し温度調節を行い設定温度以上に上昇せ ず拡大被害にならないため、措置はとらなかった 。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/19)
2006-3109 2007/01/23 (事故発生地) 徳島県	オーブントースター 使用期間：不 明	鉄筋平屋の母屋から出火して、同住 宅約85平方メートルと隣接する鉄筋 2階建て離れ約80平方メートルを全 焼した。 (拡大被害)	オーブントースターで魚を焼いている途中、その場 を離れたために、垂れ落ちた魚の脂に火がつき、付近 の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/01/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2385 2007/07/21 (事故発生地) 徳島県	オーブントースター 使用期間：不 明	鉄筋2階建て住宅から出火して、約87平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	梅で活性炭を作るために、梅の種数十個をオーブントースターに入れ長時間加熱したため、梅の種が炭化し発火して周囲の可燃物に引火して出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/24)
2007-2608 2007/07/10 (事故発生地) 静岡県	オーブントースター 使用期間：約1日	オーブントースターの受け皿にアルミホイルを敷いてクッキーを焼いたところ、アルミホイルから発火した。 (被害なし)	当該機のヒーター等の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、被害者が調理物を長時間加熱したため、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/07/27)
2007-4647 2007/11/28 (事故発生地) 愛媛県	オーブントースター 使用期間：約10年	オーブントースターから出火し、住宅を全焼した。 (拡大被害)	オーブントースターから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/29)
2007-0987 2007/05/23 (事故発生地) 千葉県	オーブントースター 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、約220平方メートルを全焼した。台所付近から出火していた。 (拡大被害)	オーブントースターに食品を入れてタイマーをセットして加熱し、そのまま目を離していた際に火災が起きたと考えられるが、事故品が確認できなかったため、原因は特定できなかった。 (G2)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3660 2007/01/29 (事故発生地) 鹿児島県	カセットレコーダー 使用期間：約12年	マイクロカセットレコーダーの電池蓋付近から発熱し、そのまま使い続けたところ、電池蓋が溶解したため、乾電池を抜いた。 (製品破損)	電池ケース内に異物が混入したため、電極部に異物が接触し、アルカリ乾電池が短絡・発熱し、樹脂製の電池を溶融させたものと推定されるが、異物の特定ができず、乾電池も廃棄されていたことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/05)	製造事業者
2006-1897 2006/10/02 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ 21C-K10 シャープ(株) 使用期間：約18年1か月	テレビを見ていたところ、突然画像がちらつき、本体上部から発煙し、においがした。 (製品破損)	偏向コイルが焼損していることから、コイルの絶縁被膜にピンホールがあったか、または製造時、絶縁被膜に傷をつけてしまったため偏向コイルがレイヤショートを起こし、発煙したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。 (受付:2006/11/09)	国の行政機関 製造事業者
2006-2168 2006/10/00 (事故発生地) 群馬県	カラーテレビ 29C-FA33 三菱電機(株) 使用期間：約6年	視聴中のテレビの本体後部から煙が出て、映らなくなった。 (製品破損)	当該機の電解コンデンサーの防爆弁が作動していたことから、電解コンデンサーの部品不良により過熱して、防爆弁が作動して内部電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。 (A2)	他に同種事故はなく、単品不良とみられ、拡大被害を生じないことから、措置はとらなかった。 (受付:2006/12/01)	製造事業者
2006-3755 2007/03/06 (事故発生地) 高知県	カラーテレビ C-14B2 日本ビクター(株) 使用期間：約14年	テレビの電源を入れたが映らず、異臭がして、ブラウン管の後ろから白煙が出てきた。 (製品破損)	ブラウン管の偏向ヨークのコイルにコーティングしてある絶縁被覆が一部溶けて、黒く変色しており、製造時の傷や、異物等により絶縁被覆の絶縁性能が徐々に劣化し、線間短絡を生じ過熱し発煙したものと推定される。 (A2)	平成19年8月6日付けホームページ、及び平成19年8月7日付けの新聞に社告を掲載し、無償点検・修理を実施している。 (受付:2007/03/09)	消費者センター 製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3826 2007/02/06 (事故発生地) 兵庫県	カラーテレビ 28F-D401S 三菱電機(株) 使用期間:約4年4か月	テレビをつけていたところ出火し、 テレビのバックカバーに穴が開いた。 (拡大被害)	偏向ヨーク端子部のはんだ付け部が通電による熱ストレスで亀裂が生じ放電したため、偏向ヨーク端子基板が焼損しキャビネット(バックカバー)が溶融したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/14)
2007-0614 2007/05/02 (事故発生地) 和歌山県	カラーテレビ W28-GF3 (株)日立製作所 使用期間:約7年	視聴中のテレビから発煙し、室内が 煙で充満した。 (製品破損)	ブラウン管に取り付けてある偏向ヨーク端子基板のコイル取付部のはんだ量が不足していたため、繰り返し使用によるヒートサイクルの影響からはんだクラックが発生し、アーク放電が生じて基板が炭化し発煙に至ったものと推定される。 (A2)	平成15年1月29日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、チラシの配布及びポスターの掲示を継続して行い、点検・修理を実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/14)
2007-1394 2007/05/01 (事故発生地) 山形県	カラーテレビ 25T-D101 三菱電機(株) 使用期間:約5年4か月	カラーテレビの後部から発煙した。 (製品破損)	偏向ヨーク端子部のはんだ量のばらつきと、製品の通電による熱ストレスで、はんだ付け部に亀裂が生じ、これが進行して破断状態になり放電現象を生じ、発煙したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/05)
2007-1588 2007/06/12 (事故発生地) 鹿児島県	カラーテレビ TH28-FG15 松下電器産業(株) 使用期間:約5年4か月	テレビのスイッチを入れて1時間ほど経過したところ、画面が暗くなり、 テレビの後ろから異音が生じて煙が出てきた。 (製品破損)	プリント基板上のセラミックコンデンサーがショートモードで故障し、その際に煙が発生したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了しており、最終的に過電流保護回路が作動し、電源供給回路を遮断するため拡大被害に至ることはない。	消費者 (受付:2007/06/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2669 2007/05/01 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ AV-29KB1/B 日本ビクター(株) 使用期間：約5年	カラーテレビの内部から発煙した。 (製品破損)	偏向ヨーク内部のコイルのはんだ付け不良により、はんだクラックが入り、スパークし発煙したものと推定される。 (A2)	平成19年8月6日付けホームページ、及び平成19年8月7日付けの新聞に社告を掲載し、無償点検・修理を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/08/01)
2007-2955 2007/07/01 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ 29C-EX1 シャープ(株) 使用期間：約17年	公民館でカラオケを行っている時、突然テレビの下部から発煙、発火し、カラオケシステムの天板が焦げた。 (拡大被害)	製造時にはんだを盛り過ぎたため、その部分が電位の高い銅箔に異常接近し、放電が生じて発煙・発火に至ったものと推定される。 (A2)	平成8年4月11日付けの新聞に社告を掲載し、無償で修理・点検を実施している。 なお、現行製品は、平成2年7月改正の電気用品取締法の技術基準内容及びEIAJ自主基準等をもとに、はんだ付け部の強化や部品材料の難燃化などの処置を実施し、安全性・信頼性の確保に努めている。	製造事業者 (受付:2007/08/23)
2007-3147 2007/08/21 (事故発生地) 滋賀県	カラーテレビ TV-14GT55(ブランド:AIWA アイワ) ソニー(株) 使用期間：約4年	視聴中のテレビから発煙し、プラスチックが焦げるにおいがした。 (製品破損)	部品製造時の作業ミスにより、偏向ヨークのコイル部分に傷が付き、通電時にレイヤーショートが発生し、発煙が生じたものと推定される。 (A2)	発煙のみで発火等の拡大被害が生じる可能性は低いとみられることから、措置はとらなかった。 なお、当該機は既に販売を終了している。	市町村 (受付:2007/08/29)
2007-3508 2007/09/19 (事故発生地) 京都府	カラーテレビ TV-14GT55(ブランド:AIWA アイワ) ソニー(株) 使用期間：不明	テレビの画面の一部が黒くなり、煙が出て、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	部品製造時の作業ミスにより偏向ヨークのコイル部分に傷が付き、通電時にレイヤーショートが発生し、発煙が生じたものと推定される。 (A2)	発煙のみで発火等の拡大被害が生じる可能性は低いとみられることから、措置はとらなかった。 なお、当該機は既に販売を終了している。	消費者センター (受付:2007/09/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3625 2007/09/16 (事故発生地) 兵庫県	カラーテレビ TV-14GT55(ブランド: AIWA アイワ) ソニー(株) 使用期間: 約4年	テレビの後方部分から発煙し、臭いにおいがした。 (製品破損)	部品製造時の作業ミスにより、偏向ヨークのコイル部分に傷が付き、通電時にレイヤーショートが発生し、発煙が生じたものと推定される。 (A2)	発煙のみで発火等の拡大被害が生じる可能性は低いとみられることから、措置はとらなかった。 なお、当該機は既に販売を終了している。	消費者センター (受付:2007/10/01)
2006-2279 2006/12/04 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ C-32SD1 三洋電機(株) 使用期間: 約12年	朝、テレビを視聴し、その後は何もなかったが、帰宅すると部屋中が白煙で充満し、テレビが熱くなっていた。異臭がして頭がクラクラして痛くなり、のども痛くなった。 (軽傷)	当該機のフライバックトランス内のコイルが層間短絡したため、コイル巻線の絶縁被膜が過熱し、異臭とガスが発生し、発煙したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/08)
2006-2917 2006/12/31 (事故発生地) 群馬県	カラーテレビ 28W-CZ22 三菱電機(株) 使用期間: 約6年	テレビから発煙した。 (製品破損)	偏向ヨーク端子部のはんだ量のばらつきと、製品の通電による熱ストレスで、はんだ付け部に亀裂を生じ、これが進行して破断状態になり放電現象を生じ、発煙したものと推定される。 (A3)	平成15年8月20日付けの新聞及びホームページに告知文を掲載し、無料で点検・修理を行っている。 なお、当該製品は、放電による端子部の焼損が生じた場合には、電源ラインの短絡検出回路が作動し電源が切れること、また端子部や周辺部品、製品の外郭樹脂には難燃材を用いている。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2006-3728 2007/01/28 (事故発生地) 北海道	カラーテレビ 32C-FZ100 シャープ(株) 使用期間: 約8年	視聴中のテレビの映像が突然乱れ、「ボン」という音とともに発煙した。 (製品破損)	電源整流回路の平滑用電解コンデンサーが異常電圧または製造時の不良により、コンデンサー内部で熱が発生し温度が上昇したため、内部の電解液が蒸気状態となりコンデンサーが膨張し、コンデンサーの安全弁が開き蒸気を放出したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0356 2007/04/19 (事故発生地) 北海道	カラーテレビ 29BG8 (株)東芝デジタルメディアネットワーク社 使用期間：約8年4か月	視聴中のテレビから焦げ臭いにおいがし、テレビ後方から煙が出た。 (製品破損)	電源整流回路の平滑用電解コンデンサーの不具合により、コンデンサー内部で熱が発生し温度が上昇したため、内部の電解液が蒸気状態となりコンデンサーが膨張し、コンデンサーの安全弁が開き蒸気を放出したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/04/20)
2007-1474 2007/05/11 (事故発生地) 神奈川県	カラーテレビ KV-25ST12 ソニー(株) 使用期間：約8年1か月1日	視聴中のカラーテレビから、異音が生じて画面が消えて発煙し、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	水平回路に使用されているコンデンサーが部品の製造焼成工程で不具合を生じていたため、湿気の影響を受けて絶縁劣化しショートして、発煙したものと推定される。 (A3)	平成15年7月29日付けのホームページ及び同30日付けの新聞紙上に社告を掲載し、点検・修理を行っている。	消費者センター (受付:2007/06/07)
2007-1934 2007/06/00 (事故発生地) 新潟県	カラーテレビ 28W20 (株)東芝デジタルメディアネットワーク社 使用期間：約11年6か月	視聴中のテレビからプラスチックが焼けたにおいがし、30分後に異音とともに白煙と黒煙が発生した。 (製品破損)	電源回路の電解コンデンサーの不具合により発熱したため、電解コンデンサーの内圧が上昇し、防爆弁が作動して内部の電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。 (A3)	平成16年1月20日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、点検修理(電解コンデンサーの交換)を行っている。 。なお、平成10年以降の製品については、コンデンサーの品質強化を行っている。	消費者センター (受付:2007/06/21)
2007-2072 2006/12/11 (事故発生地) 宮崎県	カラーテレビ 29BC55 (株)東芝デジタルメディアネットワーク社 使用期間：約14年	テレビのスイッチを入れて1時間半後に煙が出てきた。 (製品破損)	電源回路の電解コンデンサーの不具合により発熱したため、電解コンデンサーの内圧が上昇し、安全弁が作動して内部の電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。 (A3)	平成16年1月20日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、点検修理を行っている。 。なお、平成10年以降の製品については、コンデンサーの品質強化を行っている。	消費者センター (受付:2007/06/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3159 2006/12/00 (事故発生地) 香川県	カラーテレビ 14C330 三菱電機(株) 使用期間：約23年	視聴中のテレビから「シュー」といって白煙が出た。 (製品破損)	フライバックトランス製造時における異物の混入や巻線の乱れ等により、高圧巻線の一部が短絡して発熱し、内部のポビヤエポキシ樹脂等が溶融・気化したことによって、内部圧力が上昇してフライバックトランスのケース表面にクラックが生じ、ポビヤエポキシ樹脂のガスが噴出したものと推定される。 (A3)	最終的に電源ラインのヒューズが断線し動作が停止するため、発煙のみで拡大被害に至らないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/08/29)
2007-3571 2007/09/16 (事故発生地) 高知県	カラーテレビ 25S99 (株)東芝デジタルメディアネットワーク社 使用期間：約6年11か月	テレビの電源を入れたところ、本体内部で青いスパークが発生し、赤い炎が出て発煙した。 (製品破損)	フライバックトランスのフォーカスポリウム部から高電圧が漏れたため、フライバックトランスの表面を通して基板にスパークが生じ、発煙したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故で、最終的に通電が停止し、拡大被害の可能性はないことから措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/09/27)
2006-1113 2006/08/08 (事故発生地) 富山県	カラーテレビ 29C-SX1 三菱電機(株) 使用期間：約13年	テレビを見ていたところ、突然、本体から異臭がして発煙したため、電源プラグを抜いた。 (製品破損)	電圧制御基板の電解コンデンサーが膨らんでおり、防爆弁が作動していたことから、長期使用(約13年)により、一次側の制御回路が故障した際、二次側に過電圧が印加され、電解コンデンサーの耐圧限度を超え、内部短絡し、破裂・発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、延焼の可能性は低いものと考えられることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/08/24)
2006-2169 2006/10/24 (事故発生地) 愛知県	カラーテレビ 21C680 三菱電機(株) 使用期間：約20年	テレビの画面が青くなり縮んだ後、変な音がして発煙した。 (製品破損)	長期使用(約20年)により、フライバックトランス内部の高圧巻線が絶縁劣化により、レイヤーショートし、発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、同型品についてはすでに生産を終了しており、安全装置の電流ヒューズが作動しており、周辺を焼損するなどの拡大被害に至る可能性が無いことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/12/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2006-2173 2006/11/20 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ TH19-L55GR 松下電器産業(株) 使用期間：約22年	テレビの電源を入れて、5分位後に異臭がし、本体下部から煙が出て発火した。 (拡大被害)	長期使用(約22年)により、メイン基板上の抵抗及びコンデンサーの熱ストレスによるはんだクラックが生じて、リーク放電が発生し、バックカバーを焼損させたものと推定される。 (C1)	平成10年4月15日付けの新聞に社告を掲載し、無料で点検・処置を行っている。また、平成16年11月から消耗部品に謹告品(社告品)を掲載したチラシを梱包し、啓発活動を実施している。	製造事業者 (受付:2006/12/01)
2006-2725 2006/11/16 (事故発生地) 香川県	カラーテレビ C-25W7 日本電気ホームエレクトロニクス(株) 使用期間：約11年	テレビの電源を入れたところ発火し、白煙が室内に充満した。 (製品破損)	長期使用(11年以上)により、高圧水平偏向回路のフィルムコンデンサーが経年劣化し、コンデンサーの内圧が上昇して内容物が噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/01/10)
2006-2822 2006/12/01 (事故発生地) 茨城県	カラーテレビ 28JZ52 (株)東芝 使用期間：約19年	視聴中のテレビの後方から発煙、発火した。 (製品破損)	長期使用(約19年)により、フライバックトランスのフォーカス部ケースが温度・湿度・埃・油煙等の影響で絶縁劣化し、クラックが発生して、高電圧がリークしたものと推定される。 (C1)	平成13年4月24日、平成16年4月13日、平成18年11月7日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の無償点検・修理を実施している。また、フライバックトランス部の材料の変更や構造の見直しを実施するとともに、平成2年以降、(社)電子情報技術産業協会の制定した自主基準をもとに、高圧部の空間距離の確保、部品材料の難燃化等の処理をすることにより安全性の確保を図っている。	製造事業者 (受付:2007/01/17)
2006-2916 2006/12/30 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ 29C994 三菱電機(株) 使用期間：約19年	電源を入れていたテレビから発煙した。 (製品破損)	長期間の使用(約19年)により、フライバックトランスの外郭樹脂の絶縁性能が低下してケースに亀裂が入り、フォーカス電圧から漏洩した放電現象により発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、当該型式で同種事故は発生しておらず、最終的に保護回路が作動し、電源が切れることから措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3084 2006/12/26 (事故発生地) 神奈川県	カラーテレビ TH19-L9VR 松下電器産業(株) 使用期間：約20年10か月	テレビから出火して、本体を焼損、 テレビ棚と天井の一部を汚損し、消火 時の水でビデオデッキと電子レンジも 汚損した。 (拡大被害)	長期使用(約20年以上)により、フライバックト ランスのフォーカスボリウムケースが、煤、埃など の堆積により絶縁不良となって放電を生じ、付近の垂 直振幅調整ボリウムに火がつき、バックカバーの突 起物に燃え移ったものと推定される。 (C1)	平成10年4月15日付けの新聞に社告を掲載 し、無料で点検・処置を行っている。また、平 成16年11月から消耗部品に謹告品(社告品) を掲載したチラシを梱包し、啓発活動を実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/01/30)
2006-3828 0000/00/00 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ 14C330 三菱電機(株) 使用期間：約22年	電源が入った状態のテレビから発煙 した。 (製品破損)	長期使用(約22年)により、フライバックトラン ス内部の高圧コイルが絶縁劣化によりレイヤショ ートし、発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、同型品につい てはすでに生産を終了しており、仮にフライバック トランスの高圧コイルにレイヤショートが発生し ても発火の可能性はなく、樹脂部分も難燃グ レード94VOのものを使用しているため、拡大被害に 至る可能性がないことから、措置はとらなかった 。	製造事業者 (受付:2007/03/14)
2007-0623 2007/02/16 (事故発生地) 兵庫県	カラーテレビ 14C-S8S シャープ(株) 使用期間：約20年	視聴中のテレビから発煙した。 (製品破損)	長期使用(約20年)により、フライバックトラン スの高圧コイルの巻線被膜が絶縁劣化してレイヤ ーショートとなり、その部分が発熱して絶縁材料が溶融・ 気化し、内部に発生したガスが噴出したものと推定さ れる。 (C1)	経年劣化とみられる事故であり、他に同種事故 が発生しておらず、最終的に保護回路(電流ヒ ューズ)が作動しており、拡大被害に至る可能性が 低いことから、措置はとらなかった。なお、後続 機種については、平成2年からフライバックト ランスの巻線方式を分割式から積層式に変更し安全 の確保を図っている。	製造事業者 (受付:2007/05/15)
2007-2257 2007/06/28 (事故発生地) 不明	カラーテレビ 25C792 三菱電機(株) 使用期間：約20年	テレビの電源を入れたところ発煙し 、バックカバーの一部が溶けた。 (製品破損)	長期使用(約20年)により、フライバックトラン スのケースに亀裂が生じてコロナ放電が発生し、バック カバーの絶縁性が低下したため、バックカバーの放 熱孔の一部に溶融を生じ発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は 発生しておらず、また、保護回路を搭載している ため、外部への拡大被害を生じることはないこと から、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2629 2007/07/10 (事故発生地) 香川県	カラーテレビ C - 1 2 Y 5 0 R (G) 新日本電気 (株) 使用期間：約 2 2 年	カラーテレビの画像が 2 , 3 日前から乱れるようになり、事故発生日に映像が急に乱れて出なくなり、音だけになったので電源スイッチを切っていたところ、テレビが燃え、収納ケースが変形した。 (拡大被害)	長期使用 (約 2 2 年) により、高圧水平偏向回路のフィルムコンデンサーが経年劣化により故障し、電極部で放電を生じ、内部に堆積した埃等に着火しキャビネットに延焼したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故はないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/07/31)
2007-3148 2007/08/24 (事故発生地) 兵庫県	カラーテレビ 1 5 C 3 3 4 三菱電機 (株) 使用期間：約 2 0 年	視聴中のテレビから大きな音とともに発煙し、プラスチックが焦げるにおいがした。 (製品破損)	長期使用 (約 2 0 年) により、フライバックトランスの高圧コイル部に絶縁劣化が生じてレイヤショートし、発熱して絶縁材料が気化し、内圧が上昇して外郭ケースに亀裂を生じ、内部に発生したガスが噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/08/29)
2007-3680 2007/09/15 (事故発生地) 奈良県	カラーテレビ K V - 2 9 S T I ソニー (株) 使用期間：約 1 5 年	テレビを視聴中、異臭とともに突然発煙したため、電源スイッチを切った。 (製品破損)	長期使用 (約 1 5 年) により、メイン基板のフィルムコンデンサーのはんだ付け部、またはハトメ部でクラックを生じて、接触不良となり発熱し、パターン面が焦げて発煙に至ったものと推定される。 (C1)	他に同種事故は発生しておらず、経年劣化とみられる事故であるため措置はとらなかった。 なお、当該機は最終的に安全装置 (電流ヒューズ) が作動していることから、拡大被害に至る可能性は低いものと推定される。	消費者センター (受付:2007/10/05)
2007-3712 2007/10/07 (事故発生地) 福岡県	カラーテレビ 1 5 C 3 1 6 三菱電機 (株) 使用期間：約 2 0 年	視聴中のテレビから突然煙が上がり、火花が出た。 (製品破損)	長期使用 (約 2 0 年) により、フライバックトランスの高圧コイル部に絶縁劣化が生じてレイヤショートし、発熱して絶縁材料が気化し、内圧が上昇して外郭ケースに亀裂を生じ、内部に発生したガスが噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/10/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4642 2007/11/26 (事故発生地) 茨城県	カラーテレビ 使用期間：不明	木造一部鉄筋3階建ての建物から出火し、約330平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	カラーテレビの電源コードに半断線があり、電源がときどき入らなかった状態を認識していながらそのまま使用していたため、半断線部分から過熱・出火したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/29)
2006-3643 2007/02/07 (事故発生地) 岐阜県	カラーテレビ 使用期間：約11年	3年ほど使用していなかったテレビを来客があったため使用したが、その3日後にテレビから出火した。 (製品破損)	テレビのメイン基板及びフライバックトランスに異常はなく、テレビ上部の出火原因として想定されるアノードキャップ及び高圧コードからの漏洩放電も生じていなかった。また、その他に出火原因となる異常は認められないことから、テレビからの出火ではないと推定される。 (F2)	製品には起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/03/02)
2005-1658 2005/11/28 (事故発生地) 茨城県	カラーテレビ 使用期間：不明	寝室から異臭がし、電源の入っていないテレビ周辺が燃え、家具と壁面の一部も焼損した。 (拡大被害)	当該機の残存する電気部品（チューナー、FBT、消磁コイル等）に発火の痕跡は認められず、電源コードに複数の溶融痕が認められたものの、一次痕か二次痕かの判断ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2005/12/15)
2005-2920 2006/02/18 (事故発生地) 茨城県	カラーテレビ 使用期間：約10年	テレビの映像が乱れたため、リモコンで電源を切ったが、しばらくして、テレビ底面とテレビ台の間から出火した。 (拡大被害)	事故品のキャビネット、内部配線及び内部プリント基板が焼損していたものの、発火元となる痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/03/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2006-1886 2006/11/06 (事故発生地) 岩手県	カラーテレビ 使用期間：約10年	木造2階建て店舗兼住宅から出火し、店舗の一部約8.2平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	テレビの電源コードプラグ付近のコード部に溶融痕がみられ、又焼損状況よりコードが半断線状態となり、発熱・短絡し発火に至ったものとみているが、半断線に至った原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/09)
2006-2644 2006/11/28 (事故発生地) 福岡県	カラーテレビ 使用期間：約2年	医院待合室に設置していたテレビが焼損した。 (拡大被害)	当該機の焼損が著しいものの、残存する電気部品に発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/05)
2006-2918 2007/01/11 (事故発生地) 長崎県	カラーテレビ 使用期間：不明	テレビのプラスチック製バックカバーが焼損した。 (製品破損)	製品の内部からの出火であるかも含め、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 消防機関 (受付:2007/01/23)
2006-3096 2006/12/25 (事故発生地) 福島県	カラーテレビ 使用期間：約15年4か月	視聴中のテレビから発煙し、底部から発火した。 (製品破損)	当該品のメイン基板右側中央部分(水平偏向回路周辺)が焼損しており、基板パターン面の銅箔部分が断線、スパークし、発火したものと推定されるが、断線した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3266 2007/01/29 (事故発生地) 富山県	カラーテレビ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約380平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	通電中のテレビから出火したものと推定されるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)
2006-3575 2007/02/04 (事故発生地) 埼玉県	カラーテレビ 使用期間：約18年	テレビの電源を入れたところ、「ブツ」と音がして50cm位の火が出た。 (拡大被害)	事故品は中古品であり、修理時にコネクター部に外力が加えられたため、基板上ではんだ割れを生じて、接触不良となり発熱したが、あるいは、本体内に液体が浸入・滴下した痕跡が認められることから、基板上でトラッキング現象が発生し、発火した可能性が考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)
2007-0349 2007/04/17 (事故発生地) 岐阜県	カラーテレビ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約143平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	カラーテレビが出火元と考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/19)
2007-0622 2007/02/02 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ 使用期間：約16年	視聴中のテレビから発煙し、異臭がした。 (製品破損)	当該機の電源基板上のセラミックコンデンサーが短絡故障したため、過電流が流れ基板上の抵抗が過熱して発煙したものと考えられるが、コンデンサーが短絡した原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/15)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0268 2007/03/05 (事故発生地) 神奈川県	カラーテレビ 使用期間：約5年	5時間ほどテレビを通电していたところ、焦げ臭いにおいがして、テレビの電源が切れた。 (製品破損)	テレビの自己診断機能(LEDの点滅)により、偏光回路を制御しているプリント板に問題があることを確認したが、外観及びハンダ付け部に異常が認められなかったため、故障した部品の特定に至らず、交換した部品が残っていなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G2)	事故品を入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/13)
2007-0382 2007/04/12 (事故発生地) 愛知県	カラーテレビ(ビデオ付) 10CV12 オリオン電機(株) 使用期間：約16年	コンセントを入れたまま長期間使用していなかったテレビからプラスチックが焦げるようなにおいがし、「パチパチ」と音がした後、煙が出た。 (製品破損)	長期使用(約16年)により、当該品の電源回路一次側の電解コンデンサーが劣化したため、電源回路二次側の電圧が上昇し、過電圧により電源回路二次側のコンデンサーの内圧が上昇して安全弁が作動し、コンデンサーの電解液が蒸気となり噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、コンデンサーの単体故障であり、発火の可能性及び器体表面への影響はないことから、特段の措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/23)
2006-1810 2006/10/29 (事故発生地) 滋賀県	カラーテレビ(ビデオ付) 使用期間：約10年	鉄筋2階建て住宅のテレビ付近から出火して、約150平方メートルを半焼し、家人2人が軽傷を負った。 (重傷)	当該品の電源基板、フライバックトランス等の電気部品に発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 消防機関 製造事業者 (受付:2006/10/31)
2007-2396 2007/06/01 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間：約2年	液晶テレビの電源が入らないので確認したところ、電源アダプター挿入口が本体に溶着していた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着したものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/07/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2959 2007/07/19 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間:約2年	液晶テレビの電源が入らなかったの で、電源アダプター挿入口を確認した ところ、本体に溶着していた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレ ビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得 られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱 し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着し たものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームペー ジに社告を掲載し、無償点検・修理を実施してい る。	輸入事業者 (受付:2007/08/23)
2007-2960 2007/07/20 (事故発生地) 奈良県	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間:約2年	液晶テレビの電源が入らなかったの で、電源アダプター挿入口を確認したと ころ、本体に溶着していた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレ ビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得 られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱 し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着し たものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームペー ジに社告を掲載し、無償点検・修理を実施してい る。	輸入事業者 (受付:2007/08/23)
2007-2961 2007/07/24 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間:約2年	液晶テレビの電源が入らなかったの で、電源アダプター挿入口を確認したと ころ、本体に溶着していた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレ ビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得 られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱 し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着し たものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームペー ジに社告を掲載し、無償点検・修理を実施してい る。	輸入事業者 (受付:2007/08/23)
2007-3129 2007/08/20 (事故発生地) 福岡県	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間:約2年	テレビが電源を入れても映らないの で修理をしたところ、電源アダプター の樹脂が溶けてテレビ本体に付着して いた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレ ビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得 られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱 し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着し たものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームペー ジに社告を掲載し、無償点検・修理を実施してい る。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3734 2007/09/06 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) LW-3700DFK バイ・デザイン(株) 使用期間：不明	視聴中のテレビから突然煙が出てきて、電源が入らなくなった。 (拡大被害)	当該機の電源回路上に使われている電流ヒューズが電流容量不足であったため、繰り返しの通電に伴いヒューズが溶断した際、回路上の電解コンデンサーに過電圧が加わり、コンデンサーの防爆弁が開き、電解液が噴出したものと推定される。 (A1)	平成19年11月26日付けのホームページに社告を掲載し、顧客名簿をもとに対象製品の無償点検・修理を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/10/11)
2007-4961 2007/10/09 (事故発生地) 神奈川県	カラーテレビ(液晶) LT22A13W 日本サムスン(株) 使用期間：約2年	カラーテレビから発煙し、電源アダプタ本体側コネクタが溶けた。 (製品破損)	テレビへの電源供給アダプターのジャックと、テレビ本体の裏面にあるソケット間で十分な接触面積が得られず、接触不良になり、接触抵抗が高くなって発熱し、アダプター側の樹脂が溶け出して、本体に溶着したものと推定される。 (A1)	平成19年9月4日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/12/18)
2006-2841 2007/01/08 (事故発生地) 京都府	カラーテレビ(液晶) TH-20LA20 松下電器産業(株) 使用期間：約2年3か月	視聴中のテレビの電源スイッチ付近から発煙し、バックカバーの一部を焦がした。 (製品破損)	事故原因は、電源回路の電解コンデンサの不良により、コンデンサ内の電解液が気化し、内圧が高くなったため、防爆弁が作動し、発煙(蒸気発生)等に至ったものと考えられる。 (A3)	平成20年2月19日にプレスリリースし同日付けホームページに社告を掲載するとともに、同日からDMを送付し、無償点検・修理を行っている。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/17)
2006-3829 2007/01/18 (事故発生地) 神奈川県	カラーテレビ(液晶) LT-26LC80 日本ビクター(株) 使用期間：約1か月	テレビを視聴中、「パチン」と音がして映像が消え、異臭とともに煙が出た。 (製品破損)	液晶テレビの基板組み立て時に正規品と異なる部品(ラインフィルター)を使用したことにより、当該部品が発熱し、近接するコンデンサーを加熱させ破裂し、コンデンサー内のフィルム等が吹き出し、さらにラインフィルターに接触し、異臭と発煙が生じたものと推定される。 (A3)	平成19年3月7日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理点検を行っている。 なお、部品管理方法の改善を行い、安全管理の徹底を図っている。	製造事業者 (受付:2007/03/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3923 2007/03/07 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) TH-20LA20 松下電器産業(株) 使用期間:約2年6か月	視聴中のテレビから、白煙が出た。 (製品破損)	事故原因は、電源回路の電解コンデンサの不良により、コンデンサ内の電解液が気化し、内圧が高くなったため、防爆弁が作動し、発煙(蒸気発生)等に至ったものと考えられる。	平成20年2月19日にプレスリリースし同日付けホームページに社告を掲載するとともに、同日からDMを送付し、無償点検・修理を行っている。	製造事業者 (受付:2007/03/20)
2007-2816 2007/07/03 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) W26L-H80(日立ブランド) 大同日本(株) 使用期間:約1年6か月	液晶テレビから異音がし、発煙した。 (製品破損)	当該機の電源ユニット部に使用しているバリスターに絶縁性能の低いものが混入し、電源を入れた際に生じるサージ電圧が繰り返し加わったことにより、バリスターが絶縁破壊して故障し、発煙等が生じたものと推定される。	平成19年10月11日にプレスリリースするとともに同日付けホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を行っている。また、平成18年3月から、電源回路の保護方式をバリスターを使用しない方式に変更している。	販売事業者 輸入事業者 消費者センター (受付:2007/08/10)
2007-2944 2007/08/20 (事故発生地) 大阪府	カラーテレビ(液晶) W26L-H80(日立ブランド) 大同日本(株) 使用期間:約1年7か月	視聴中のテレビから爆発音がし、火が出た。 (製品破損)	当該機の電源ユニット部に使用しているバリスターに絶縁性能の低いものが混入し、電源を入れた際に生じるサージ電圧が繰り返し加わったことにより、バリスターが絶縁破壊して故障し、発煙等が生じたものと推定される。	平成19年10月11日にプレスリリースするとともに同日付けホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を行っている。また、平成18年3月から、電源回路の保護方式をバリスターを使用しない方式に変更している。	消費者センター (受付:2007/08/22)
2007-3132 2007/08/21 (事故発生地) 福島県	カラーテレビ(液晶) TH-20LA20 松下電器産業(株) 使用期間:約2年7か月	テレビをつけて4時間後に煙が出て、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	事故原因は、電源回路の電解コンデンサの不良により、コンデンサ内の電解液が気化し、内圧が高くなったため、防爆弁が作動し、発煙(蒸気発生)等に至ったものと考えられる。	平成20年2月19日にプレスリリースし同日付けホームページに社告を掲載するとともに、同日からDMを送付し、無償点検・修理を行っている。	消費者センター (受付:2007/08/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3245 2007/06/23 (事故発生地) 東京都	カラーテレビ(液晶) d : 2601SN バイ・デザイン(株) 使用期間：約1年	視聴中のテレビの電源が切れて、発煙した。 (製品破損)	電源回路2次側のCMOSトランジスターの内部抵抗値が増加したため、トランジスター内部が温度上昇し、短絡し発煙したものと推定される。 なお、電源側1次側にあるヒューズは、トランジスター内部が短絡した際、過電流が流れ溶断したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、半導体工場での品質管理を強化することとした。	輸入事業者 (受付:2007/09/04)
2007-0789 2007/05/13 (事故発生地) 福岡県	コーヒーメーカー 使用期間：約8か月	コーヒーメーカーの本体上部から煙が出て、異臭がした。 (製品破損)	ヒーターの温度が上昇したため、温度ヒューズが溶断して通電を遮断したが、コーヒーメーカーのヒーター付近から煙や臭いが出たものと推定されるが、事故品はすでに部品交換が行われていて交換した部品がすでに廃棄されていることから、ヒーターの温度が上昇した原因の特定はできなかった。 (G2)	事故品を入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/05/17)
2007-2935 2007/08/15 (事故発生地) 茨城県	コンデンサー(低圧進相コンデンサー) 不明 不明 使用期間：約30年	鉄筋作業場から出火し、同作業場約40平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約130平方メートルを全焼した。作業場のブレーカー付近から火が上がっていた。 (拡大被害)	長期使用(30年以上)により、低圧進相コンデンサーが絶縁劣化を起こし、短絡・発火したものと推定される。 (C1)	製造事業者等が不明であり、経年劣化による事故であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/22)
2007-0319 2007/04/05 (事故発生地) 熊本県	ジューサー 使用期間：約1日1回	投入口の底に残ったりんごを取り出そうとして回転中のジューサーの中に手を入れ、左手中指爪部と人差し指爪部をジューサーの刃で切った。 (重傷)	被害者が動作中のジューサーの投入口に手を入れ、指先が回転刃に触れたため切ったものと推定される。 なお、取扱説明書や本体表示には「入口の中に手・指・スプーン・箸など調理材料以外のものは絶対に入れない。けがをすする恐れがある。」旨記載されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるが、本体注意表示の貼り付け位置、色、内容などの見直しを行った。	消費者センター (受付:2007/04/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2778 2006/11/00 (事故発生地) 石川県	ジューサーミキサー マジックブレード (株)河合本店 使用期間：約1か月	ジューサーミキサーでポタージュを作っていたところ、上蓋にある注ぎ口から内容物が噴き出し、手に火傷を負った。 (軽傷)	使用可能容量以上に内容物を投入して攪拌したため、内容物が注ぎ口からこぼれて火傷に至ったものと推定される。 (B4)	取扱説明書を改善するとともに、ホームページで注意を促す。	消費者センター (受付:2007/01/12)
2007-0167 2007/03/12 (事故発生地) 静岡県	ジューサーミキサー 使用期間：未使用	購入直後に製品を組み立てていたところ、突然容器台のカッターが回転し、右手人差し指付け根部分を神経まで切断した。 (重傷)	被害者が買って来たばかりの当該品を開梱して、本体にカッター刃を取り付け、運転する意図がなくスイッチ等を操作していた時に、家族の者が差込みプラグをコンセントに接続したため、カッター刃が回転し、右手人差し指に裂傷を負ったものと推定される。 なお、本体には「カッターや回転部を露出したままでは運転しない」、「カッターは鋭利なので、直接手を触れない」の旨の警告表示が貼付されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、今後は市場の品質状況を注視し、次期モデルからミキサー容器をセットされないと電源が入らない安全装置を付加する構造に改める。	輸入事業者 (受付:2007/04/06)
2007-0979 2007/05/04 (事故発生地) 神奈川県	シュレッダー SCA406D (株)オーヤマ 使用期間：約1年	シュレッダーの電源コードの付け根部分がスパークし、左手人差し指の先に軽度の火傷を負った。 (軽傷)	電源コードの本体側コードプロテクター部で断線し、焼損していることから、当該部の壁面への圧迫や屈曲等による強い機械的ストレスがコードに加わり、被覆が損傷し、芯線が半断線状態となり短絡・スパークしたため、火傷を負ったものと推定される。 (B1)	平成19年7月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償でコードの交換を行っている。 なお、平成17年7月以降の製品については、さらなるコードの耐衝撃、強度向上のため、二重被覆の電源コード(VCTFKコード)に変更している。	輸入事業者 (受付:2007/05/24)
2007-1524 2007/05/30 (事故発生地) 神奈川県	シュレッダー A4クロス (株)オーヤマ 使用期間：約3年6か月	シュレッダーの電源コードの付け根付近部分がスパークして、右手関節と左手背部に軽度の火傷を負った。 (軽傷)	電源コードの本体側コードプロテクター部で断線し、焼損していることから、当該部の壁面への圧迫や屈曲等による強い機械的ストレスがコードに加わり、被覆が損傷し、芯線が半断線状態となり短絡・スパークしたため、火傷を負ったものと推定される。 (B1)	平成19年7月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償でコードの交換を行っている。 なお、平成17年7月以降の製品については、さらなるコードの耐衝撃、強度向上のため、二重被覆の電源コード(VCTFKコード)に変更している。	輸入事業者 消費者センター (受付:2007/06/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3441 2007/01/22 (事故発生地) 北海道	シュレッダー 使用期間：約1年	シュレッダーが紙詰まり状態になったので逆転操作をしながらスプレー式ダスターを使用したところ、突然爆発が起こり、顔に火傷を負い、髪の毛が焦げた。 (軽傷)	被害者が使用したスプレー式ダスターは、可燃性ガスであったことから、シュレッダー内部へ噴射したため、可燃性ガスが滞留し、運転中のブラシモーターのブラシ部火花が引火し、爆発したものと推定される。なお、シュレッダー本体及び取扱説明書にスプレー掛けの注意表示があり、また、スプレー式ダスターにもシュレッダーへの使用禁止が表示されていた。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/20)
2007-0885 2007/04/21 (事故発生地) 栃木県	シュレッダー 使用期間：約2年	電源の入った状態のシュレッダーから発煙して、周囲を損傷し、事務所内に煙が充満した。 (拡大被害)	被害者が当該品を流し台と事務機の間に設置しており、基板部のはんだ側の焼損が著しいことから、外部から水が基板上に浸入し、トラッキング現象が発生し、発煙・焼損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2007-2748 2007/07/23 (事故発生地) 徳島県	シュレッダー 使用期間：約8か月	使用中のシュレッダーが詰まったので、両手で持ち上げ中を覗いたところ、突然炎が出て、顔と手に火傷を負った。 (軽傷)	当該機に発火の痕跡が認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/08/07)
2007-0290 2007/03/22 (事故発生地) 福島県	スチームアイロン 使用期間：約10年	住宅から出火して同住宅を全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が、アイロン掛けを行ったままの状態でご寝込んでしまったことにより、衣服が過熱され炭化し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1011 2007/05/11 (事故発生地) 北海道	スチームアイロン 使用期間：約2年	スチームアイロンを使用していたところ、アイロン本体と電源コードの接合部分から発煙した。 (被害なし)	事故品は既に廃棄されており、入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/05/29)
2005-1031 2005/09/01 (事故発生地) 北海道	スチームアイロン(コードレス) A - V 3 F L 鳥取三洋電機(株) 使用期間：約12年	購入して6年目くらいのアイロンの本体側の電源端子のまわりが溶けてスパークするので無償で修理してもらったが、7年位経ってまた同様の故障が発生した。 (製品破損)	本体内部の給電ピンを取り付けている端子板にある固定ナットが、製造時及び修理時に僅かに緩んでいたため、約6年のスタンド部への脱着操作時の振動等で徐々に緩み、接触不良が生じて発熱したものと推定される。	他に同種事例はなく、接触不良が生じて発火や拡大被害が生じる可能性が低いことから、特に措置はとらなかった。 なお、平成10年8月の製造品から給電ピンと端子板の固定方法をカシメ構造に変更し、さらに接合部を高温はんだ処理し、ゆるみが生じない構造にしている。	消費者 製造事業者 (受付:2005/09/26)
2006-1517 2006/09/30 (事故発生地) 山梨県	スチームクリーナー 使用期間：約1年	2階建て集合住宅の一室から出火し、廊下に置いていたスチーム洗浄機と床板1.2平方メートルを焼いた。スチーム洗浄機のモーター付近が激しく焼けていた。 (拡大被害)	事故品は電源プラグをコンセントに差しした状態で置かれており、水を充填していない状態で長時間にわたりスイッチが入っていたため異常発熱し、さらに当該品の周囲に引火しやすい可燃物が接触していたために発火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書には、「使用後は電源プラグをコンセントから抜く。」旨記載されていた。	製品評価技術基盤機構 国の行政機関 販売事業者 (受付:2006/10/04)
2006-2164 2006/09/23 (事故発生地) 千葉県	ステレオ SDP - P 7 7 ソニー(株) 使用期間：約17年	ステレオを使用していたところ、発煙、発火し、ラックの天面内側に煤が付着した。 (製品破損)	パワー基板のパワーICの熱影響及び長期使用(約17年)の絶縁劣化により、電源回路の電解コンデンサーから電解液が漏れ、基板上に堆積した塵・埃等を介して異極間でショートし、基板の一部が焼損し、発煙したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、当該機は保護回路が働き、周辺を焼損するなどの拡大被害に至る可能性が低いことから、措置はとらなかった。 なお、平成14年2月から、パワーICの熱影響を受けにくい位置に修正するとともに、電解コンデンサーを液漏れしにくいタイプに変更している。	製造事業者 (受付:2006/11/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3543 2007/02/21 (事故発生地) 三重県	ステレオ 使用期間：不 明	ミニコンポから出火し、壁と天井の一部を焼損した。 (拡大被害)	ステレオは、本体のメイン基板の一部が著しく焼損しているものの、メイン基板に火災に結び付くような異常は確認できなかった。他の回路基板についても特に異常は認められないことから、ステレオからの出火ではないと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/02/27)
2006-2645 2006/12/10 (事故発生地) 栃木県	ステレオ 使用期間：約 6 か月	子供部屋のステレオから発煙して、ステレオ本体とスピーカー、敷きぶとんの一部を焼損し、床の一部が焦げて、照明カバーなどが変形した。 (拡大被害)	当該機の前面左側または左スピーカー前面付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/05)
2007-2312 2007/05/21 (事故発生地) 兵庫県	ステレオ(アンプ) P - 2 6 0 アキュフェーズ(株) 使用期間：約 2 6 年 7 か月	オーディオアンプを使用して演奏中、大音響がし、白煙が噴き出して電源が切れた。 (製品破損)	長期使用(約 2 7 年)により、アルミ電解コンデンサーの電極箔が短絡し、瞬間的な熱が発生したことから、内部ガスが急膨張して封口部を破損し、ガスが噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/07/18)
2006-3950 2007/03/16 (事故発生地) 鳥取県	ステレオ(アンプ) 使用期間：約 1 0 年 9 か月	ステレオのスピーカーから異音が生じ、アンプの背側や通気口から白煙が上がって異臭が生じた。 (製品破損)	事故の直前に基板の銅箔パターンに断線箇所があったため、製造業者のサービス関連会社が修理を行った際、修理が適切でなかったため、隣接する別回路の銅箔パターンとの絶縁不良があり、パターンが発熱、発火したものと推定される。 (D2)	銅箔パターンの修理方法を改善し、サービス関連会社に指示した。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3544 2007/09/05 (事故発生地) 兵庫県	ステレオ(アンプ) 使用期間：約3年1か月	AVアンプから発煙した。 (製品破損)	被害者が当該機の2箇所の通気口を共に塞ぐような設置状態で使用していたため、機器内部の温度が高温になり、コンデンサーが劣化して破損し、発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書には設置の際の注意として、「放熱のため、本機の天面、後面及び両側面と壁や他のAV機器などとは10cm以上離して設置する」旨を記載している。	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 消防機関 (受付:2007/09/25)
2004-1167 2004/07/27 (事故発生地) 富山県	スピーカー 使用期間：約13年5か月6日	有線放送を聞いていたところ、スピーカーから煙がでてきたので消火器で消し止めた。スピーカーは焼損した。 (製品破損)	当該品の焼損状態及び現場状況から、内部のトランス巻線、またはスピーカーボイスコイルから出火したものと推定されるが、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2004/08/17)
2007-3423 2007/09/02 (事故発生地) 千葉県	タイマー(コンセント付) 使用期間：不明	庭の池のポンプやライトへの電源を供給するコンセント付タイマーを設置した配電盤から出火した。 (拡大被害)	タイマーのコンセントにはポンプの電源コードが接続されており、プラグ栓刃にスパーク痕が観察されることから、プラグとコンセント間で接触不良が生じて発熱し樹脂が炭化して両極間で短絡して出火したか、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられるが、原因の特定はできなかった。	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/09/14)
2006-2366 2006/10/27 (事故発生地) 神奈川県	チューナー(CATV用) 使用期間：約3か月	集合住宅の居間のテレビ台付近から出火し、居間13平方メートルを焼き、台所の天井部分を半焼した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しいものの、残存する電子部品類に発火の痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2006/12/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2046 2005/12/23 (事故発生地) 東京都	デスクヒーター 使用期間：約2年	机下に置いて足周りを暖めるパネル状のヒーターを使用していたところ、発火して子供机を焼損した。 なお、1か月程前から、鼻につく臭いがしていた。 (製品破損)	断熱材とヒーター線の接着が剥がれて浮き上がり、擦れぐせのあるヒーター線が移動して、ヒーター線同士で重なり合い、局部的に過熱したものと推定されるが、接着が剥がれた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/01/13)
2006-2373 2006/11/29 (事故発生地) 東京都	デスクヒーター 使用期間：約3年	机下や足元に置いて使う、デスクヒーターを使っていたところ、本体から出火した。 (製品破損)	本体の折り畳まれる部分に位置するヒーター線(ガラス編組チューブ)が断線、焼損していることから、当該箇所が断線・スパークし、発煙したものと推定されるが、断線に至った原因が使用状況によるものが製造に起因するものか特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/12/14)
2006-2700 2007/01/08 (事故発生地) 広島県	トースター 使用期間：不明	木造2階建ての台所付近から出火して、約160平方メートルを全焼、隣接する2棟をそれぞれ半焼、部分焼し、家人1人が死亡、1人が両脚や頭などに火傷を負った。 (死亡)	事故品は、外郭の焼損は著しいものの、内部の焼損はほとんど見られず、電装部品からの出火の痕跡も確認できなかったことから、他の要因により外部から焼損した可能性が高いと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/09)
2006-2670 2006/12/29 (事故発生地) 三重県	トースター 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約45平方メートルを焼き、隣接する4軒長屋のうち2軒の軒先や玄関などを焼いた。 (拡大被害)	電気トースターから出火したものと考えられるが、焼損が著しく使用状況等の詳細が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2904 2007/08/15 (事故発生地) 愛媛県	ナイフスイッチ 不明 不明 使用期間：約22年	木造2階建て農業用倉庫から出火し、約34平方メートルを全焼し、運搬機など農機具2台も焼いた。 (拡大被害)	長期使用(約22年)により、単相3線式開閉スイッチ内部の差し込み刃と受け刃の接触部が接触不良を生じて発熱、発火し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故であることから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/20)
2006-1971 2006/08/28 (事故発生地) 岐阜県	ノートパソコン PC-VA13FVHUH NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約2年8か月	ノートパソコンの電源を入れたところ、焦げ臭いにおいがして電源が落ち、本体底面の一部が溶け、机上のビニールシートも溶けた。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、使用環境温度・湿度の影響により内部に微小なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5mm下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けで告知し、無償修理を行っている。なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	都道府県 (受付:2006/11/15)
2007-2244 2007/06/16 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン PC-LG13FVHJD NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約2年	ノートパソコン本体の電源を入れた後、焦げ臭いにおいがして電源が切れた。本体底面の通風口の辺りが溶解して穴が空き、パソコンを置いていたアイロン台が焦げた。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、通常の使用環境における温・湿度の影響により内部に微小なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5ミリメートル下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けで告知し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/11)
2007-2404 2007/07/02 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン PC-VA13FVH1A4TH NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約4年3か月	机上のノートパソコンから異臭がし、本体底面が溶解して穴が空き、机を汚損した。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、通常の使用環境での温・湿度の影響により内部に微小なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5ミリメートル下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けで告知し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2405 2007/07/09 (事故発生地) 大阪府	ノートパソコン PC-VY16FVHYM NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約3年1か月	机上のノートパソコンが発熱して、異音と異臭がし、本体底面に穴が空き、机が焦げた。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、通常の使用環境での温・湿度の影響により内部に微少なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5ミリメートル下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けで告知し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2007-2768 2007/07/29 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン PC-VY14FVHERWHL NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約3年4か月	ノートパソコンを2、3時間、セーフモードで放置した後、再セットアップしようとしたところ、異音とともに異臭がし、パソコンの下にあったアルバムのカバーが熱で収縮した。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、通常の使用環境における温・湿度の影響により内部に微少なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5ミリメートル下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けのホームページで告知し、無償修理を行っている。なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/08/08)
2007-2769 2007/07/30 (事故発生地) 福岡県	ノートパソコン PC-LM5008D NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約3年3か月	パソコン本体の通風口の下部から発煙し、プラスチック部分が溶けて、パソコンを置いていた机が汚損した。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、使用環境温度・湿度の影響により内部に微少なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5mm下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けのホームページで告知するとともに、ユーザーにDMの送付及び電子メールを送信し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/08/08)
2007-3412 2007/08/25 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン PC-VY16FVHET4HM NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約3年2か月	使用中のパソコンから発煙し、本体右側中央に穴が開いた。その際、高温になった通風孔に手が触れ、軽い火傷を負った。 (軽傷)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、使用環境温度・湿度の影響により内部に微少なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5mm下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けのホームページで告知するとともに、ユーザーにDMの送付及び電子メールを送信し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	製造事業者 (受付:2007/09/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3720 2007/10/05 (事故発生地) 鹿児島県	ノートパソコン PC-LM5007D NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約6か月	電源を切って置いていたパソコンから突然発火し、パソコンの裏側に穴が空いた。 (拡大被害)	使用されていたコンデンサーの中に、耐湿性の低いものがあり、使用環境温度・湿度の影響により内部に微少なクラックが発生し、吸湿して絶縁破壊が発生したため、過電流が生じて一時的に発熱し、コンデンサーの0.5mm下にある本体の底面ケースに数ミリ程度の穴が開いたものと推定される。 (A3)	平成19年7月13日付けのホームページで告知するとともに、ユーザーにDMの送付及び電子メールを送信し、無償修理を行っている。 なお、今後の商品については、部品の信頼性試験を強化し、経時的不具合の検出をさらに強化することとした。	消費者センター (受付:2007/10/11)
2007-2093 2007/06/27 (事故発生地) 静岡県	ノートパソコン PC-LC5001D NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約5年6か月	ノートパソコンの電源を入れると、外部電源と本体の接続部分が過熱されて発煙し、ビニールが焦げるにおいがする。 (製品破損)	電源コードを接続するノートパソコン本体のジャック部分の取り付け強度が弱かったことに加え、使用者が差込プラグ部分に繰り返し大きな力を加わえたため、ジャック部分のはんだ付け部にはんだ割れが生じ、接触不良が生じて発熱し、発煙に至ったものと推定される。 (B1)	ホームページに電源コードの接続部の取扱いについて掲載し、注意喚起を行っている。 なお、平成15年から、修理点検時にジャックの負荷耐力向上のため、強化金具を追加する処置を実施している。	消費者センター (受付:2007/07/02)
2006-1467 2006/09/07 (事故発生地) 福岡県	ノートパソコン 使用期間：約1年	ノートパソコン付近から出火し、木造2階建て住宅を全焼した。 (拡大被害)	バッテリーやメイン基板等の電気部品に出火源となった痕跡が確認されなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	消費者センター (受付:2006/09/28)
2006-1777 2006/09/27 (事故発生地) 東京都	ノートパソコン用バッテリー 使用期間：不明	パソコンにノートパソコン用バッテリーをセットし、電源を入れない状態で充電したところ、バッテリーから出火した。消火のため、振り回したり、叩いたりしたので、部屋中に部品が飛び、木の床が焦げた。 (拡大被害)	製品本体からバッテリー部への電源供給で正常電圧が認められたことから、他社製バッテリーバックを使用したため、発火したものと推定されるが、他社製バッテリーバックの解析は行えず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、ノートパソコンの製造事業者は、取扱説明書及びホームページで従前より電池の安全上の注意を表記し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2006/10/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3331 2007/08/25 (事故発生地) 福岡県	パソコン FMV L X 5 0 K Y 富士通 (株) 使用期間：約 2 年 4 か月	パソコンの電源を入れて1～2分後に、音が鳴り、火が出た。 (被害なし)	電源ユニット内のチョークコイルのはんだ付け部において、クラック等の不具合が生じ、放電が発生して発熱し、絶縁シートが溶解したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/09/07)
2006-3724 2007/02/24 (事故発生地) 兵庫県	パソコン 使用期間：不 明	デスクトップパソコン付近から出火して、事務所内約2平方メートルを焼き、エアコン室内機と電話機なども焼損した。 (拡大被害)	事故品の電源コードが断線しており、溶融痕が認められたことから、当該箇所から出火したものと推定されるが、断線した原因は特定できなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/03/07)
2006-3884 2007/03/01 (事故発生地) 滋賀県	パソコン (テレビ付) PC - VG 1 6 F E C E L NEC パーソナルプロダクツ (株) 使用期間：約 2 年	デスクトップ型のパソコンを使用していたところ、本体から発煙して周囲の壁が汚れた。 (拡大被害)	電源ユニットの二次側に接続される平滑チョークコイルの部品不良により、コイルの巻線間で短絡が生じ、コイルが発熱、劣化し、巻線被覆材料及びリード線先端に位置する絶縁シート (マイラーシート) の一部が受熱により発煙したものと推定される。	コイルの巻線間で短絡しても保護回路が働くため二次側へのエネルギー供給が停止すること、コイル周辺には難燃性の部品を使用しており発火する可能性はないこと、及び当該品は既に販売を終了しており、他に同種事故はなく、単品不良と見られることから、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/03/19)
2006-1208 2006/08/00 (事故発生地) 大阪府	パソコン周辺機器 (USB 変換ケーブル) 使用期間：不 明	パソコン内蔵ハードディスクを外に取り出し、USB 変換ケーブルを接続したところ、ハードディスクが損傷し発煙・発火して下に置いていた本が焦げた。 (拡大被害)	電源コネクタを内蔵ハードディスクに差し込む際に、コネクタの接続方向を上下逆にしたまま無理に押し込んで接続したため、誤った電源が供給され、発煙・発火に至ったものと推定される。なお、同等品で確認したところ、上下逆に差し込むことを防止する形状になっており、通常考えられる押し込み力では逆に差し込むことは困難であった。取扱説明書には、「接続方向に注意してしっかりと差し込む」旨の記載があった。	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/09/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2793 2007/01/12 (事故発生地) 沖縄県	パソコン周辺機器(プリンター) 使用期間：約4年	鉄筋コンクリート平屋住宅の東側居室に設置してあるパソコン机上部に置いたプリンターから出火し、壁やカーテンなどを焼損した。 (拡大被害)	本体内部の基板、モーター、電源コード等の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/01/15)
2007-0562 2007/03/14 (事故発生地) 山口県	パソコン周辺機器(プリンター) 使用期間：約1年	外出中にプリンターから発火し、一室を全焼した。 (拡大被害)	A Cコードのプッシュ付近にある基板が焼損しているが、その付近に発火源となる部品の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/09)
2007-3244 2007/08/15 (事故発生地) 北海道	パソコン周辺機器(プリンター) 使用期間：約3年	24時間通電していたプリンター背面から発火し、紙詰まり検出器付近が焼損した。 (拡大被害)	当該機背面の用紙検出器及び紙詰まり検出器周辺が焼損し、電源コードには溶融痕が認められたが、溶融痕の解析結果は二次痕である可能性が高く、再現試験においても当該機内部からの出火の可能性はないことから、事故原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/09/04)
2006-2614 2006/12/21 (事故発生地) 東京都	パソコン周辺機器(メディアコンバーター) 使用期間：約1年1か月	パソコンの電源は入れずにパソコンのO Aタップのスイッチを入れたところ、メディアコンバーターから火花が出ると同時に煙が出たのであわててコンセントを抜いた。その後、パソコンの電源が入らなくなった。 (被害なし)	事故品は損傷箇所、煤、匂いも全くなく、電気的にも正常であり、火花が出た痕跡がなかったことから、事故品から火花が出たものではないと考えられる。 なお、O Aタップについても特に異常がなく、また、パソコンは修理会社に持ち込まれ、故障していた電源ユニットが交換されていたため、原因の特定はできなかった。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2006/12/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-1329 2006/09/11 (事故発生地) 千葉県	パソコン周辺機器(モデム) 使用期間：約3年2か月	パソコン用モデムから「パン」という音がした直後、発煙した。 (製品破損)	電話回線用回路のチップ抵抗器の故障により、アルミ電解コンデンサー上部からの水蒸気の噴出及びチップ・トランジスタが発煙したものとみられるが、抵抗器の故障については、軽微な誘導雷を受けたため損傷した、または当該チップ抵抗器の単品不良と推定されるが、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/09/15)
2006-3567 2006/07/00 (事故発生地) 鹿児島県	パソコン周辺機器(レーザープリンター) 使用期間：約10か月	使用中のレーザープリンターから発煙した。 (製品破損)	当該品の発煙は使用時(プリント時)の焼き付けの臭いと考えられるものの、事故品が入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。 なお、製造業者の協力が得られず、報告書等の提出はなかった。	消費者センター (受付:2007/02/27)
2006-1800 2006/10/24 (事故発生地) 不明	バッテリーパック(ノートパソコン用) ノートパソコン FMV-P821X 富士通(株)パーソナルビジネス本部 品質保証総括部 使用期間：約7か月	ノートパソコンの電源を切った状態で充電中に、電池パックが発熱し、火花が出て1人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	リチウムイオン電池の製造工程中で何らかの微小な金属異物が混入したため、電池内部で短絡が生じて火花が出たものと推定される。	平成18年10月20日より、ホームページに社告を掲載し電池パックの回収・交換を無償で行っている。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/31)
2007-2347 2007/06/25 (事故発生地) 愛知県	バッテリーパック(ノートパソコン用) PC-VA16SAGEG NECパーソナルプロダクツ(株) 使用期間：約4年10か月	電源が入ったままのパソコンから発煙して、バッテリーパックのモールドの一部が溶解して部品の一部が露出し、事務机の上のマットが焦げた。 (拡大被害)	当該リチウムイオンバッテリーパックは、8セル(2セルを並列を4つ直列接続)構成であり、セルの一つがオープン状態で故障し、さらに並列接続されたセルに、製造工程で鉄成分物質が混入していたため、セル内で内部ショートし、発熱・発煙したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/07/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1489 2006/07/13 (事故発生地) 東京都	バッテリーパック(ノートパソコン用) 使用期間：約3か月	バッテリーパックをノートパソコンに装着し、スリープ状態で充電を行っていたところ、「ボン」と音がして発火した。 (拡大被害)	バッテリーのセル内で異常が発生し、局所的な発熱からセル全体へ広がり、安全回路として設けている防爆弁が開放されたため、高温の電解液蒸気がセル外へ噴出し、発火したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/02)
2006-2797 2007/01/05 (事故発生地) 山形県	パネルヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階寝室約35平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ベッドで寝ていた被害者が、電話を取るうとした際に、ふとんがずれてベッド付近に置かれた通電中のパネルヒーターにふとんが覆い被さる状態となり、そのことに気付かなかったため、ヒーター部に接触・過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-3827 2007/02/07 (事故発生地) 福岡県	ビデオデッキ HV-B55 三菱電機(株) 使用期間：約14年	電源が入った状態のビデオから発煙した。 (製品破損)	長期使用(約14年)により、当該品のスイッチング電源回路の一次側電圧制御回路に使用されている電解コンデンサーが劣化して故障し、電源回路二次側の出力電圧が上昇したため、二次側の電解コンデンサーが過電圧により内圧が上昇して安全弁が作動し、電解液が蒸気となって噴出したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、電解コンデンサーの安全装置の防爆弁が作動し、電解液の蒸気が噴出したものであり、焦げや発火を伴うものではないものと考えられることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/14)
2007-0619 2007/04/16 (事故発生地) 静岡県	ビデオデッキ 使用期間：約4年	ビデオテープレコーダーの電源が入らず、カセットが取り出せなくなり、デッキ上部に置いていた財布の一部が溶けた。 (拡大被害)	焼損状況からリモコン受光部ICから出火したものと考えられるが、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/15)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0238 2006/12/18 (事故発生地) 和歌山県	ブースター 使用期間：約1年	テレビ用ブースターから出火し、本体の外郭の一部に穴が開き、壁面と接続同軸ケーブルに煤が付着した。 (拡大被害)	当該機の電源ラインに、誘導雷の過大なサージ電圧が加わったため、セラミックコンデンサーが破裂し、破裂した箇所に漏洩電流が流れ続け、発熱・炭化し基板が焦げて、外郭樹脂を溶融させて穴が開いたものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。 。なお、既出荷品については、市場稼働品の状況を注視するとともに、販売業者に接続同軸ケーブルの接地に関し注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/04/11)
2006-2072 2006/11/03 (事故発生地) 新潟県	フットマッサージャー 使用期間：約13日	フットマッサージ器を使用した翌日に、足の裏に水ぶくれができた。 (軽傷)	事故品が入手できず、被害者の使用状況等も確認できないため、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/11/22)
2006-3256 2007/01/08 (事故発生地) 東京都	ふとん乾燥機 使用期間：約2年	ふとん乾燥機の背面が焼損した。 (製品破損)	被害者が、エアゾールスプレーでバイクの部品を洗浄中に、スプレー缶の可燃性ガスが何らかの要因で引火し、そばにあったふとん乾燥機の背面が焼損したものと推定される。 。なお、取扱説明書の警告文に「引火性のものを近くで使わない。」旨を記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/07)
2006-1771 2006/10/23 (事故発生地) 秋田県	ふとん乾燥機 使用期間：不明	住宅から出火し、ふとん上下1組とふとん乾燥機、畳の一部などを焼いた。 。 (拡大被害)	ふとん乾燥機の吸気フィルターが埃やゴミ等で詰まった状態で出力を最大にして使用したために、熱排出部が過熱する等により、火災に至ったものと考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明のため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3645 2007/02/25 (事故発生地) 神奈川県	ふとん乾燥機 使用期間：不明	ふとん乾燥機を使用していたところ、突然、ブレーカーが落ち、乾燥機から炎が20cm位上がり、ふとんをかぶせ、水をかけて消火した。部屋は煤で真っ黒になった。 (拡大被害)	ヒーターケースの樹脂付近の焼損状態が特に著しいことから、ヒーター付近が過熱して周囲の樹脂から出火したものと考えられるが、原因となる痕跡を確認することができなかったため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/03/05)
2007-3410 2007/08/18 (事故発生地) 東京都	ふとん乾燥機 使用期間：約5年	ふとん乾燥機が焼損した。 (製品破損)	当該機の電気部品及び配線に発火元となる痕跡は認められず、差込プラグ刃の先端にすずが付着していることから、事故発生時に差込プラグがコンセントに差し込まれていなかった可能性も考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/09/13)
2006-2454 2006/11/17 (事故発生地) 東京都	ブレーカー 不明 不明 使用期間：約20年	室内灯のスイッチを入れたところ、点滅した後消えて、八口ゲンランプの明るさも安定しなくなり、テレビなどの電化製品も故障した。電気店では、ブレーカーが原因ではないかと言っている。 (拡大被害)	長期使用(20年以上)により、開閉器の単相三線式中性線の保持力が低下し、刃受け部の挟み込みが緩くなったため、接触不良となり、過電圧により接続していた家電製品に不具合が生じたものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられることから、措置はとれなかった。製造業者等は不明であり、経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/12/19)
2006-1616 2006/10/08 (事故発生地) 岐阜県	ブレーカー 使用期間：約32年	ブレーカーから出火し、壁及び天井の一部を焼損した。 (拡大被害)	電源電線の取り付けねじの締め付けが緩かったため、電線接続部で経年的に接触不良による放電と発熱を繰り返す状況になり、亜酸化銅が生成され、亜酸化銅に電流が流れた際に異常に高温となり(亜酸化銅増殖発熱現象)電線被覆等が発火し、拡大燃焼したと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であり、措置しなかった。	消防機関 (受付:2006/10/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4533 2007/11/21 (事故発生地) 石川県	ブレーカー 使用期間：不明	鉄筋2階建て倉庫から出火し、引き込まれている電線の周囲や配電盤などを焼いた。 (拡大被害)	ブレーカー内部で接触不良等が生じ出火したものと考えられるが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/27)
2007-2859 2007/05/09 (事故発生地) 神奈川県	プロジェクター DLPプロジェクター LT20J NECディスプレイソリューションズ(株) 使用期間：不明	使用中のプロジェクターの機器内部から発煙した。 (製品破損)	当該器本体側の電源コード差し込み口を電源基板へはんだ付けのみで固定していたため、電源コードの挿抜により機械的ストレスを受け、はんだ付け部にクラックが生じ、接触不良となり発熱・発煙したものと推定される。 (A1)	平成19年7月23日付で販売店連絡、WEB掲載及びダイレクトメールにより、改修連絡を行っていたが、9月26日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。なお、平成18年11月製造分より、ACインレットを固定するブラケットを追加し、はんだ付け部に応力が加わらないようにしている。	輸入事業者 (受付:2007/08/14)
2007-2860 2007/05/28 (事故発生地) 神奈川県	プロジェクター DLPプロジェクター LT20J NECディスプレイソリューションズ(株) 使用期間：不明	使用中のプロジェクターの機器内部から発煙した。 (製品破損)	当該器本体側の電源コード差し込み口を電源基板へはんだ付けのみで固定していたため、電源コードの挿抜により機械的ストレスを受け、はんだ付け部にクラックが生じ、接触不良となり発熱・発煙したものと推定される。 (A1)	平成19年7月23日付で販売店連絡、WEB掲載及びダイレクトメールにより、改修連絡を行っていたが、9月26日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。なお、平成18年11月製造分より、ACインレットを固定するブラケットを追加し、はんだ付け部に応力が加わらないようにしている。	輸入事業者 (受付:2007/08/14)
2007-3637 2007/09/04 (事故発生地) 京都府	プロジェクター 使用期間：約2年11か月	使用中のプロジェクターの電源入力端子付近から出火して、焦げるようなにおいがし、機器の一部が熱により変形した。 (被害なし)	電源ケーブルの差込みプラグの刃が弓状に曲がっており、ACインレット(電源ケーブルの本体接続部)内部のカシメ部に発熱した痕跡が認められたことから、被害者が使用時にケーブルを足で引っかける等の強い力を加えたため、ACインレット内部のカシメ部に接触不良が生じて発熱し、基板はんだ部及びパターン部が損傷し、パターン間でのスパークが発生したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/10/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2169 2007/06/21 (事故発生地) 福岡県	ヘアドライヤー HD-N1260DU 九州日立マクセル㈱ 使用期間：約1年	ヘアドライヤーをコンセントに差し込んだまま朝まで放置していたところ、ドライヤーの一部が焼損していた。 (製品破損)	雑音防止用コンデンサーの耐電圧性能に関する品質にばらつきがあったため、品質の悪いコンデンサーが電源ラインからの高いサージ電圧を受けたことで破裂し、スパークが飛び、近接している外郭樹脂が溶けたものと推定される。 (A1)	平成18年10月24日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行った。また、雑音防止用コンデンサーの調達を高信頼性部品へ変更するとともに、コンデンサー回路に保護装置を追加するなどの改善を実施した。	製造事業者 (受付:2007/07/05)
2006-2225 2006/12/04 (事故発生地) 北海道	ヘアドライヤー EH5413 松下電工(株) 使用期間：約1年11か月	ヘアドライヤーのスイッチが入らなかったため、ドライヤーの持ち手部分を動かしていたところ、火花が散り、その後スイッチが入らなくなってしまった。 (製品破損)	製造時にハンドル(持ち手部分)内部のリード線に傷を付けてしまったため、ヘアドライヤーのハンドルの折りたたみによる繰り返し屈曲によってリード線が断線して火花が発生し、近傍にあった別のリード線の被覆を溶かして短絡したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/12/05)
2007-4495 2007/11/16 (事故発生地) 東京都	ヘアドライヤー EH505 松下電工(株) 使用期間：約7年3か月	使用中のヘアドライヤーの温風吹出口から火が噴き出した。 (製品破損)	モーターブラシの摩耗状態等から送風用モータが約7年間の使用により性能が低下したため、ヒーター線が過熱し付着していた埃が焦げた際、ヒーター部の異常状態を見て、火が噴き出ていると認識したものと思われる。 なお、取扱説明書には、「運転中、冷風になったり、火花が見えたとき、焦げ臭い臭いがしたときは、直ちに使用を中止する」旨、記載している。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、モーター寿命末期の安全性については、サーモスイッチと温度ヒューズにより保護されており、当該異常状態が続くと通電できなくなる設計であるため、拡大被害のおそれがないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/11/22)
2006-0199 2006/04/04 (事故発生地) 大阪府	ヘアドライヤー 使用期間：約15年	2階建て住宅から出火し、居室約1平方メートルとベッドなどを焼損した。 (拡大被害)	電源コードの断線部分に溶融痕が認められ、使用者がベット周りでドライヤーを使用した後、そのままふとんに放置されて出火に至っていることから、使用者の就寝時の寝返り等により、屈曲等の機械的ストレスがコードに加わり、芯線が短絡・スパークし、ふとんに着火・延焼したものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/04/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2845 2007/01/09 (事故発生地) 広島県	ヘアドライヤー 使用期間：約3年9か月	ヘアドライヤーを使用中に、突然ハンドル部分の下のコード接続部分よりショート、断線し、使用不可能になった。 (製品破損)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、使用不能になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	不明 製造事業者 (受付:2007/01/18)
2006-2846 2006/12/18 (事故発生地) 広島県	ヘアドライヤー 使用期間：約3年9か月	ヘアドライヤーを使用中に、突然ハンドル部分の下のコード接続部分よりショート、断線し、使用不可能になった。 (製品破損)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、使用不能になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	不明 製造事業者 (受付:2007/01/18)
2006-2847 2007/01/09 (事故発生地) 広島県	ヘアドライヤー 使用期間：約3年9か月	ヘアドライヤーを使用中に、突然ハンドル部分の下のコード接続部分よりショート、断線し、使用不可能になった。 (製品破損)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、使用不能になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	不明 製造事業者 (受付:2007/01/18)
2006-3561 2006/11/25 (事故発生地) 広島県	ヘアドライヤー 使用期間：約3年	ヘアドライヤーの電源コードが焦げ、電源が入らなくなった。 (製品破損)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、使用不能になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0915 2007/04/28 (事故発生地) 宮城県	ヘアドライヤー 使用期間：約4年	ヘアドライヤーの電源コード付根付近がスパークして、右手首に火傷を負った。 (軽傷)	被害者の使用によって、電源コードの本体側コードプロテクタ付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、半断線状態となり短絡・スパークし、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを本体に巻き付けることを禁止」する旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/05/22)
2007-1068 2007/04/24 (事故発生地) 京都府	ヘアドライヤー 使用期間：約2年	ヘアドライヤーで髪の毛を乾燥中、突然後ろから火花が出て爆発音がし、畳と座ぶとんが焦げた。 (拡大被害)	本体コードプロテクター先端付近の電源コードに屈曲した痕跡がみられることから、使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、より安全性を向上させるため、平成16年10月13日以降に販売されたものから本体プロテクターの形状を一体成形のものから中空方式に変更している。	消費者センター (受付:2007/05/30)
2007-2034 2007/06/21 (事故発生地) 愛知県	ヘアドライヤー 使用期間：約2年	使用中のヘアドライヤーが、突然異音がして火花が散り、髪の毛が焦げた。もう1回異音がして火花が散り、電源コードが本体付近から切れ、ドライヤーを持っていた右手首に火傷を負った。 (軽傷)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、断線に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/06/27)
2007-2228 2007/07/03 (事故発生地) 千葉県	ヘアドライヤー 使用期間：約2年	ドライヤーのコードの付け根部分から火花が散って、断線し、手のひらに軽度の火傷を負った。 (軽傷)	使用中、使用後の電源コードの束ね方法等により、電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/07/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0500 2006/04/28 (事故発生地) 東京都	ヘアドライヤー 使用期間：約3年	ドレッサー台に設置してあったドライヤーから出火し、ドライヤー本体とドレッサー台が若干焼損した。 (拡大被害)	当該品には通常品とは異なる改造が何か所もみられ、ヒーターやヒーターカバーが本来の位置に組み込まれていなかったことから、ヒーターがモーターの回転部に干渉して送風されない状態となり、モーター抵抗線が異常発熱し、本体樹脂が発火したものと推定される。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/05/26)
2006-0797 2006/07/07 (事故発生地) 大阪府	ヘアドライヤー 使用期間：約3年	木造2階建て住宅でヘアドライヤー付近から出火し、2階居室12平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	当該品は原型を留めないほど焼損が著しく、ヒーター、内部配線、モーター等の電気部品に、溶融痕等の発火の痕跡は認められないことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/07/10)
2006-3878 2007/03/13 (事故発生地) 愛知県	ヘアドライヤー 使用期間：約7年	木造2階建て理髪店舗兼住宅の2階和室から出火し、約106平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ドライヤーのスイッチはOFFの位置で焼損しており、電源コード及び内部配線に短絡痕、溶融痕は認められないことから、ドライヤーからの出火ではないと推定されるが、電源プラグ部分は未回収で確認できないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/03/19)
2007-3709 2007/09/27 (事故発生地) 北海道	ヘアドライヤー 使用期間：約4年	使用中のヘアドライヤーの本体と電源コードのつなぎ目部分から火がでた。 (製品破損)	電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークした可能性が考えられるが、使用状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該品は平成16年8月に輸入販売を終了している。	消費者 (受付:2007/10/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4468 2007/11/06 (事故発生地) 大阪府	ヘアドライヤー 使用期間：約2年	ドライヤーを洗面化粧台のコンセントに差し込んで使用していたところ、プラグの刃先部分が変形し、根元の導線が露出した。	差し込みプラグの栓刃に絶縁皮膜が形成されていたことから、栓刃とコンセントの受け刃との間で接触抵抗が増大し、さらにドライヤー使用時の高電流によって接触部が高温になり、差し込みプラグを抜く際、樹脂が溶けて栓刃が抜け出したものと推定されるが、皮膜が形成された原因が不明であり、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/11/21)
2007-3130 2007/08/18 (事故発生地) 東京都	ヘアドライヤー 使用期間：約2年	髪を乾かそうと温風を出して1～2分後に、本体から「パンパン」と音がして本体とコードの接続部分から火が出た。	電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークした可能性が考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/08/28)
2007-2803 2007/07/29 (事故発生地) 高知県	ヘアドライヤー（ブラシ付） EH854 松下電工（株） 使用期間：約6年	ドライヤーのスイッチを入れてまもなく音が消え、機器上部から発煙し、焦げ臭いにおいがした。	モーターブラシの摩耗状態等から、送風用モーターが寿命で停止したためヒーター線が過熱し、内部の毛髪等やモーターの電流を制限する分圧抵抗内部のワニス分が加熱され、異臭及び煙が発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「運転中、冷風になったり、火花が見えたとき、焦げ臭い臭いがしたときは、直ちに使用を中止する」旨、記載している。	経年劣化による事故とみられ、モーター寿命末期の安全性については、サーモスイッチと温度ヒューズにより保護されており、当該異常状態が続くと通電できなくなる設計であるため、拡大被害のおそれがないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/08/09)
2007-2394 2007/07/11 (事故発生地) 兵庫県	ヘアドライヤー（据置型） 使用期間：約3年	ヘアドライヤーを使用する際に電源が入らなかったため、電源スイッチを「切」にして就寝したところ、翌日、ドライヤーが動作していた。	電源スイッチの接点部が接触不良を生じて異常発熱したため、スイッチ近傍の樹脂が溶融し、スイッチ接点が不安定な状態となり電源が入ったものと推定されるが、接触不良が生じた原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であり、輸入業者は既に倒産（平成14年6月）しているため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/07/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3235 2007/02/01 (事故発生地) 香川県	ペット用ヒーター 使用期間：不明	鉄筋4階建て集合住宅の被害者の室から出火して、同室約40平方メートルを全焼し、被害者が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ハムスター用の暖房のための電球が、可燃物(クッションの上に紙くずや木くずを置いていた)に接触したため過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/02/06)	製品評価技術基盤機構
2006-1776 2006/10/12 (事故発生地) 福岡県	ポータブルCD/DVDプレーヤー 使用期間：約1か月	DVDプレーヤーにバッテリーを装着し、ACアダプターを接続した状態で使用していたところ、発煙したので本体をテーブルから払いのけた。落下した際に、本体から電池パックが外れ、電池パックの一部が破損して床のカーペットの一部を焦がした。 (拡大被害)	当該品のバッテリー(リチウムイオンポリマー電池)の電池セル内で短絡・発熱し、発煙したものと推定されるが、セル部分の損傷が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、電池セル及び電池パックの製造工程で異物混入や傷防止対策の強化を図るとともに、電池パック製造工程での充放電エージングを強化し、充電中の電池セル温度監視工程を追加した。 (受付:2006/10/27)	製造事業者
2007-2247 2007/06/21 (事故発生地) 北海道	ポータブルDVDプレーヤー AXION AXN353 9TN-PW 長瀬産業(株) 使用期間：約3年	AC電源で使用していたポータブルDVDプレーヤーの画像が映らず、本体が異常に熱くなり画面横部分のフレームが変形した。 (製品破損)	液晶用インバータ基板に設計上の問題があり、基板上のコンデンサーが発熱し筐体の変形したものと推定される。 (A1)	販売を中止し、平成19年7月11日付けのホームページ及び平成19年7月12日付けの新聞に社告を掲載し、回収、返金を行っている。 (受付:2007/07/12)	消費者センター
2007-3664 2007/09/09 (事故発生地) 北海道	ポータブルDVDプレーヤー PDV-1915(W) (株)東商 使用期間：約10日	DVDプレーヤーをフローリング床の上で充電中、突然バッテリーパック付近から発煙発火し、フローリング床の一部と機器のバッテリーパック部分が焦げた。 (拡大被害)	バッテリーパック内部の制御基板のパターン面にはんだくず等が付いたためショート状態になり、同じ基板にある電流制御用ICに過電流が流れて発熱し、付近のプリント基板、バッテリーパックケースが焼損し、機器及びフローリング床表面が焦げたものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良による事故とみられることから既製品については措置はとらなかった。 なお、今後の入荷分については、制御基板の電流制御用ICに温度ヒューズを付けることとした。 (受付:2007/10/03)	販売事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2925 2007/01/01 (事故発生地) 大阪府	ポータブル温風機 使用期間：約15日	ポータブル温風機から出火し、住宅を全焼して、家人1人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	当該機の残存している電気部品（ヒーター線、サーモスタット、内部配線等）に溶融痕等の発火の痕跡は認められず、焼損が著しいことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2007-2227 2007/07/01 (事故発生地) 岐阜県	マッサージチェア KN-1 京都日化工作所 使用期間：約35年	集会施設で午後11時頃、火災報知器が鳴り、マッサージ機から白煙が出ていた。マッサージ機は、お昼から午後4時頃まで使用し、その後は無人で使用していなかった。 (製品破損)	長期使用（約35年）により操作スイッチの「入・切」が滑らかでなく、中途半端に「切」にすると、しばらくして「入」に戻ることが確認された。施設が無人になり約7時間後の発煙であることから、スイッチを「切」にしたものの「入」に戻ったため、定格60分を超え長時間にわたり通電状態が続きモータが発熱し、巻線が短絡が生じるとともに、コンデンサーに通常よりも大きな電流が流れて破裂し、発煙に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/07/10)
2006-2125 2006/10/27 (事故発生地) 福岡県	マッサージチェア 使用期間：約2年	電気マッサージ器で腰付近をマッサージしている時に、「パーン」と大きな音がした後、モミ玉で腰を強打した。 (軽傷)	当該機のモミ機ブロック内の上下軸に破断が認められたものの、上下軸を破断させた再現試験によって体感による叩き力の確認をした結果、強い叩き力の感覚はなく、また、モミ玉に加わる荷重計測の結果も通常の荷重値の範囲内であったことから、強打に至った原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/28)
2007-0934 2007/05/19 (事故発生地) 山口県	マッサージチェア 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、居間約15平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	居間で使用していたマッサージチェアからの出火と考えられるが、本体の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0256 2007/03/03 (事故発生地) 岐阜県	ミキサー 使用期間：約1年	ハンドミキサーの刃（ブレンダー）の内側に詰まった調理物を右手で取るうとしたところ、誤ってスイッチを入れてしまい、人差し指の第一関節付近を7割ほど切った。 (重傷)	被害者が電源プラグを抜かず、電源の入った状態で料理用ハンドミキサーの刃（ブレンダー）の内側につまんだ材料を取るうとした際に、誤ってスイッチを入れたため、指を負傷したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「カッターは鋭利なので直接手を触れない。けがの原因となる。」、「使用時以外は、電源プラグをコンセントから抜く。」、「ブレンダー着脱時には必ずスイッチをオフにする。」旨の記載がされている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、取扱説明書を分かりやすく改善するとともに、刃の取扱いに関する注意喚起のチラシを同梱することとした。	輸入事業者 (受付:2007/04/12)
2007-2988 2007/08/14 (事故発生地) 三重県	ミキサー 使用期間：不明	カッターが露出した状態のミキサーのスイッチに手が触れ、作動したカッターで中指を15針縫うけがを負った。 (軽傷)	当該機にボトルサポート（カッターが付いた台）だけをセットした状態のときに、被害者がスイッチに誤って触れてしまったため、動き出したカッターで指を切ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、本体の警告ラベル及び取扱説明書に「カッターを露出したまま動作させない」旨の注意喚起を記載し、さらに取扱説明書には使用の際、「ボトルを組み立てる材料を入れる本体にセットするコンセントに差し込む」ことを明記している。	製造事業者 (受付:2007/08/24)
2006-2774 2006/12/11 (事故発生地) 京都府	ミニマット（電気マット） YMM-455 (株)山善 使用期間：約2年1か月	ミニマットが通電しなくなったので捨てようとしたら、焦げたような穴があいており、下に敷いていたパスタオルも焦げていた。 (拡大被害)	ヒーター線を固定する接着剤の塗布量及び粘度にバラつきがあり、接着強度が低下し、外圧によりストレスが加わり、固定位置より移動して重なり合い、お互いの発熱によりヒーター線の被覆が溶け、スパークが発生したため、上下層のフェルトを焦がし発煙に至ったものと推定される。 なお、当該製品にはサーモスタットと温度ヒューズが装着されていたが、異常発熱した箇所と離れていたため作動しなかったものと推定される。 (A2)	平成19年1月22日付けのホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。 なお、過去にヒーター線の移動により通電不良になった品質苦情があったことから、平成17年7月より接着強度を増した製品に設計変更している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/12)
2006-2926 2006/12/16 (事故発生地) 兵庫県	ミニマット（電気マット） YMM-605 (株)山善 使用期間：約2年1か月	電気ミニマットから発煙し、マットとカバーや床が焦げた。 (拡大被害)	ヒーター線を固定する接着剤の塗布量及び粘度にバラつきがあり、接着強度が低下し、外圧によりストレスが加わり、固定位置より移動して重なり合い、お互いの発熱によりヒーター線の被覆が溶け、スパークが発生したため、上下層のフェルトを焦がし発煙に至ったものと推定される。 なお、当該製品にはサーモスタットと温度ヒューズが装着されていたが、異常発熱した箇所と離れていたため作動しなかったものと推定される。 (A2)	平成19年1月22日付けのホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。 なお、過去にヒーター線の移動により通電不良になった品質苦情があったことから、平成17年7月より接着強度を増した製品に設計変更している。	販売事業者 消防機関 (受付:2007/01/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2929 2006/12/16 (事故発生地) 不明	ミニマット(電気マット) WHC-45G ワタナベ工業(株) 使用期間:約2年	使用中の電気ミニマットから発煙し、マットの裏面に直径1cmの焦げができた。 (製品破損)	ヒーター線を固定する接着剤の塗布量及び粘度にバラツキがあり、接着強度が低下し、外圧によりストレスが加わり、固定位置より移動して重なり合い、お互いの発熱によりヒーター線の被覆が溶け、スパークが発生したため、上下層のフェルトを焦がし発煙に至ったものと推定される。 なお、当該製品にはサーモスタットと温度ヒューズが装着されていたが、異常発熱した箇所と離れていたため作動しなかったものと推定される。 (A2)	平成19年1月22日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。 なお、過去にヒーター線の移動により通電不良になった品質苦情があったことから、平成17年7月より接着強度を増した製品に設計変更している。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2005-1688 2005/12/08 (事故発生地) 京都府	ミニマット(電気マット) MZ-C45 森田電工(株) 使用期間:約10年	電気座ぶとんのスイッチを入れたところ白煙が出て、座ぶとんカバーと下に敷いた座ぶとんの一部を焦がした。 (製品破損)	事故品を座ぶとんの上で使用していたために繰り返し使用時の外力が加わり、ヒーター線がずれて線同士が重なり合った箇所が発熱が集中し、被覆が溶融し、ヒーター線が短絡・断線したものとみられ、安全装置(温度ヒューズ及びサーモスタット)が作動しなかったため、周囲を焦がしたものと推定される。 なお、取扱説明書には「おもちゃなどの上に敷いたり凸凹のある場所でのご使用はおやめください。」旨の記載をしている。 (B1)	平成20年2月15日付けホームページに告知を掲載し、注意喚起を行っている。 なお、後継機種ではヒーター線に検知線を追加し、さらに取扱説明書の文字を太くする、アンダーラインを引く等、目立つような記載を行った。	消防機関 製造事業者 (受付:2005/12/19)
2006-3361 2007/02/06 (事故発生地) 大阪府	ミニマット(電気マット) MZ-C45 森田電工(株) 使用期間:約14年	使用中のミニマットから異臭がして、裏面に直径1cmの焦げ跡ができ、敷いていたカーペットも焦げた。 (拡大被害)	事故品を座ぶとんの上で使用していたために繰り返し使用時の外力が加わり、ヒーター線がずれて線同士が重なり合った箇所が発熱が集中し、被覆が溶融し、ヒーター線が短絡・断線したものとみられ、安全装置(温度ヒューズ及びサーモスタット)が作動しなかったため、周囲を焦がしたものと推定される。 なお、取扱説明書には「おもちゃなどの上に敷いたり凸凹のある場所でのご使用はおやめください。」旨の記載をしている。 (B1)	平成20年2月15日付けホームページに告知を掲載し、注意喚起を行っている。 なお、後継機種ではヒーター線に検知線を追加し、さらに取扱説明書の文字を太くする、アンダーラインを引く等、目立つような記載を行った。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/14)
2007-4667 2007/11/15 (事故発生地) 兵庫県	ミニマット(電気マット) FZ-452 森田電工(株) 使用期間:約15年	ミニマットから焦げ臭いにおいがして発煙し、一部が焦げた。 (製品破損)	事故品をソファや座いすの上で使用していたために繰り返し使用時の外力が加わり、ヒーター線がずれて線同士が重なり合った箇所が発熱が集中し、被覆が溶融し、ヒーター線が短絡・断線したものとみられ、安全装置(温度ヒューズ及びサーモスタット)が作動しなかったため、周囲を焦がしたものと推定される。 なお、取扱説明書には「おもちゃなどの上に敷いたり凸凹のある場所でのご使用はおやめください。」旨の記載をしている。 (B1)	平成20年2月15日付けホームページに告知を掲載し、注意喚起を行っている。 なお、後継機種ではヒーター線に検知線を追加し、さらに取扱説明書の文字を太くする、アンダーラインを引く等、目立つような記載を行った。	消費者センター (受付:2007/11/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0221 2007/04/04 (事故発生地) 三重県	ミニマット(電気マット) TC-45 ㈱エポテック 使用期間：約10年	使用中の電気座ぶとんから異臭がし、中央部が1cmほど焦げた状態になった。 (製品破損)	座ぶとんの上で使用していたことから、電気座ぶとんが沈み込み、ヒーター線に屈曲及び位置ずれが生じる力が繰り返し加わったため、ヒーター線を固定していた紙粘着テープが破損し、ヒーター線がずれて絡み合うようになり、ヒーター線同士の発熱で、絶縁被覆が溶融してヒーター線のショートが繰り返し生じ、そのときの微少な放電により徐々に焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書には「凹凸のある場所では使用しない。」旨記載されている。	発火、延焼する可能性はないことから、既販品については措置はとらなかった。 なお、取扱説明書に「柔らかく沈み込むクッション、布団、座布団、いす、座いすなどの上で使用しない。」旨追加することとした。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/04/09)
2007-2406 2007/06/04 (事故発生地) 大阪府	モーター(ミシン用) CA-202C(ブランド：三菱電機) 名菱テクニカ(株) 使用期間：約33年	電動ミシン駆動用のクラッチモーターの一部が焼損し、床の一部が焦げ、煤でカーテンを汚損した。 (拡大被害)	長期使用(約33年間)により、ミシンのモーターに内蔵しているコンデンサーが絶縁劣化により内部短絡したため、モーターコイルに過電流が流れ異常発熱して焼損し、電源供給部の回転方向切替プラグと防塵フィルターが溶融落下したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2006-1486 2006/09/08 (事故発生地) 大阪府	モジュージャック(電話機用接続端子) 使用期間：約7年	ホームテレホン用のモジュージャックから煙と火花が出た。 (製品破損)	被害者が、当該品に洗剤等の導電性液体を付着させたことにより、電源端子間でトラッキングが発生し、発煙し焦げを生じたものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/10/02)
2006-0790 2006/07/04 (事故発生地) 三重県	ラジカセ 使用期間：約25年	ビニールハウス内の肥料水製造機の上に置いていたラジカセ付近から出火し、ラジカセと肥料水製造機の一部が燃えた。 (拡大被害)	基板及び外郭樹脂の焼損状態は本体内部から出火した様相を呈しておらず、基板及び配線等に短絡痕等の異常も認められないことから、ラジカセからの出火ではないと推定される。	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/07/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2060 2007/06/22 (事故発生地) 大阪府	ラジカセ 使用期間：約2年	2階建て住宅のラジカセ付近から出火して、2階約30平方メートルを焼損し、火傷を負った。 (軽傷)	事故品のスピーカー、トランス、電源コード等の電気部品に発火の痕跡が認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製造事業者等は不明であり、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/06/28)
2007-1069 2007/05/25 (事故発生地) 北海道	レンジ台付収納庫(コンセント付) BS2-94NUV60KB (株)ニトリ 使用期間：約7か月	レンジ台付収納庫に付属しているコンセントにオープンレンジを接続し使用したところ、当該コンセントが発熱して溶融し発煙した。なお、購入後約1か月くらいで同じような状態が起き、コンセントを交換している。 (製品破損)	当該品のレンジ設置スペースはレンジの前面以外の5面を囲み、スペースの背面上部中央にコンセントが取り付けられた構造であり、使用していたオープンレンジのサイズが大きく、レンジとのすき間が狭かったことから、オープン使用時の排気熱が抜けきれず高温となりコンセントがその熱影響を受け変形したものと推定される。 なお、オープンレンジの取扱説明書には「5面を囲む設置はしない」旨の注意事項が記載されている。 (B4)	同種事故が発生していないことから、既製品については措置はとらなかったが、販売時に消費者に対して注意喚起するよう指導し、平成19年8月から中央に設置しているコンセントの位置を左右側へ変更するとともに、平成19年9月から店頭の商品に「設置時の注意」を表示している。 なお、取扱説明書の改定時(毎年2月)に、家電製品設置の際の注意事項を追加する。	消費者 (受付:2007/05/30)
2006-3571 2007/02/08 (事故発生地) 北海道	医療用電位治療ぶとん ローズテクニークRT-24 (株)京都西川 使用期間：約18年10か月	約20年使用した電位治療ぶとんを使用中、異臭がし、焦げ穴が空き、下に敷いていたぶとんにも穴が空いた。 (拡大被害)	当該ぶとんを折り畳む(三つ折り)際、誤って取扱説明書とは逆向きに畳んだため、カーボン発熱シート電極線の両端にある電極線及び電極線に並列接続しているジャンパー線(電極線の一箇所が断線してもカーボン発熱シート全体に通電するための線)が折り畳み部で半断線状態となり、それぞれの線で火花が生じ、ぶとん綿が焦げたものと推定される。 (B1)	電極線及びジャンパー線が両方半断線して発生した事故であり、他に同種事故は発生していないことから措置はとらなかった。なお、同機種は平成2年5月に生産を中止している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/27)
2007-2673 2007/07/28 (事故発生地) 埼玉県	屋内配線 不明 不明 使用期間：約46年	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	長期使用(約46年)により、屋内配線の被覆が絶縁劣化して短絡・スパークし、周囲の可燃物に引火したものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4222 2007/10/28 (事故発生地) 熊本県	屋内配線 不明 不明 使用期間：不明	病院の木造平屋の小屋から出火し、同小屋約30平方メートルと隣接する住宅約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	長期使用(約40年)により、小屋の屋内配線が絶縁劣化により短絡し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/02)
2006-2435 2006/12/11 (事故発生地) 北海道	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所付近6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	配線を押さえているステーブルが配線被覆に通常より深く食い込んでいたことから、設置業者の施工時にコード被覆を損傷させたため芯線が断線し、発熱、火災に至ったものと推定される。 (D1)	業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)
2006-3300 2007/01/20 (事故発生地) 岐阜県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て倉庫から出火し、倉庫及び隣接する住宅2棟が全焼した。倉庫の南側軒下から引き込まれた屋内配線に溶融痕が確認された。 (拡大被害)	倉庫の南側から引き込まれた屋内配線が、軒下のトタン外壁と接触していたため漏電し、漏電経路の抵抗値が増大し発熱したため発火に至ったと推定される。 (D1)	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/08)
2007-0696 2007/05/03 (事故発生地) 東京都	屋内配線 使用期間：約5年6か月	台所の換気扇から異音が生じ、ファンが回らず、照明もつかなくなった。翌日、電力会社に点検してもらったところ、壁と換気扇の間に収納してある換気扇の配線が焼け焦げていた。 (製品破損)	換気扇の施工業者が、屋内配線(単線ケーブル2.0mm)にビニールコード(より線0.75mm ²)をカシメ接続して5.0cmほど引き出し、更にその先端に単線をカシメ接続しており、この単線から換気扇用のコンセントと壁コンセントを接続していた。壁コンセントでは電気炊飯器や食器洗い乾燥機といった大きな電流が流れる製品が使われており、カシメ接続部が発熱して徐々に劣化し、断線したものと推定される。 (D1)	施工業者に対し指示書による施工をするよう注意を行った。	消費者センター (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3420 2007/02/14 (事故発生地) 富山県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、天井部分など約0.03平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が自分で屋内配線の設置を行っており、天井のはり部分にある屋内配線の繋ぎ目に絶縁テープを巻いていたが、使用期間を経てその繋ぎ目が接触不良となり、発熱・出火したものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/19)
2007-3607 2007/09/26 (事故発生地) 静岡県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋の鶏舎から出火して、756平方メートルを全焼し、鶏約1万4000羽が焼死した。 (拡大被害)	ネズミが鶏舎内の電気配線をかじったため、短絡し発火したものと推定される。 (F1)	製造業者等が不明であり、偶発的の事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/01)
2007-0350 2007/04/06 (事故発生地) 奈良県	屋内配線 使用期間：約10年	車庫内の屋内配線付近から出火し、車庫の内壁を一部焼損した。 (拡大被害)	センサーライトや照明器具等が接続されている屋内配線の電線被覆が著しく焼損しているものの、接続部の連結端子に接触不良等の異常はなく、配線の芯線部分に溶融痕等の発火の痕跡は認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/04/19)
2006-0301 2006/04/24 (事故発生地) 北海道	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て雑居ビルの1階から出火し、約45平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	屋内配線の被覆が長期使用により絶縁劣化し、芯線同士が短絡・スパークし発火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/05/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0955 2006/07/29 (事故発生地) 静岡県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て従業員寮から出火し、 約250平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内配線のケーブルに溶融痕がみられたが、焼損が 著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/08/01)
2006-1648 2006/10/15 (事故発生地) 鹿児島県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約13 0平方メートルを全焼し、家人が全身 火傷などの重傷を負った。 (重傷)	トイレ天井裏の屋内配線が短絡し、火災に至ったも のと推定されるが、焼損が著しく原因の特定はできな かった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/10/20)
2006-2206 2006/11/26 (事故発生地) 長野県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅から出火し、 約65平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	素人が電気配線を行っている部分があることから配 線に出火原因があると考えられるが、原因の特定はで きなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/04)
2006-2755 2007/01/06 (事故発生地) 富山県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋の空き家住宅から出火し、 約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内配線の断線部には溶融痕が数か所確認されたが 、一次痕か二次痕かの判別ができず、原因の特定はで きなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2837 2007/01/15 (事故発生地) 静岡県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所付近から出火し、約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内配線が短絡し、出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/17)
2006-2885 2006/12/17 (事故発生地) 岐阜県	屋内配線 使用期間：約5年	ビニールハウス内に引き込んでいる家庭用電源(100V)の分電盤の遮断器付近から出火した。 (拡大被害)	分電盤付近の換気扇用の屋内配線が焼損しており、配線の断線部に認められた溶融痕は一次痕とみられることから、当該部分から出火したものと推定されるが、断線に至った原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/19)
2006-3069 2007/01/25 (事故発生地) 千葉県	屋内配線 使用期間：不明	改装中の木造2階建て住宅から出火し、2階部分約50平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	屋内配線の漏電による出火と考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	漏電箇所が特定できず原因が不明のため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)
2006-3240 2007/01/15 (事故発生地) 大阪府	屋内配線 使用期間：約30年	共同住宅の壁付コンセント付近から出火した。 (拡大被害)	壁付きコンセントと屋内配線の接続部分で、電線(より線と単線)が捻り接続されて絶縁テープで巻かれていたことから、当該部分で接触不良となり、異常発熱し発火したものと推定されるが、設置工事は施工者が行ったものか、以前の居住者が行ったものか不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3280 2007/02/02 (事故発生地) 静岡県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	屋内配線には溶融痕が確認されたが、一次痕か二次痕かの判別ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/07)
2006-3604 2007/02/21 (事故発生地) 鹿児島県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅約140平方メートルと隣接する物置約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	居間の屋内配線が老朽化により短絡し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)
2006-3756 2007/03/05 (事故発生地) 群馬県	屋内配線 使用期間：不明	屋内配線付近から出火し、木造平屋住宅と作業場を全焼した。 (拡大被害)	屋内配線は一部分しか入手できず、解析した結果、出火元となる痕跡は認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/03/09)
2006-3928 2007/03/14 (事故発生地) 山形県	屋内配線 使用期間：不明	住宅から出火し、全焼した。 (軽傷)	照明器具に接続されていた屋内配線が短絡し、火災に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0472 2007/04/22 (事故発生地) 鹿児島県	屋内配線 使用期間：不明	平屋住宅から出火して、全焼した。 (拡大被害)	屋内配線からの出火とみているが、家屋の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	火災となった原因が特定できないため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0515 2007/04/30 (事故発生地) 富山県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	2階の居室若しくは2階に通じる階段付近から出火しており、屋内配線からの漏電の可能性も考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/07)
2007-1052 2007/05/23 (事故発生地) 北海道	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋の豚舎から出火して、豚舎3棟計約3000平方メートルを焼き、豚約2200匹が焼け死んだ。 (拡大被害)	出火箇所付近の屋内配線に溶融痕が数カ所認められ、付近にその他の火源はないことから、屋内配線から出火した可能性が考えられるが、溶融痕が一次痕か二次痕かは不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/30)
2007-1530 2007/06/07 (事故発生地) 福井県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋の養鶏場の鶏舎から出火して、約100平方メートルを全焼し、飼育していた鶏約20羽が死んだ。 (拡大被害)	鶏舎の屋内配線に短絡痕があることから、屋内配線が短絡し出火したと考えられるが、出火箇所及び短絡原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1899 2007/06/13 (事故発生地) 山形県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅から出火して、壁と屋根約38平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	集合住宅一階通路部分付近の壁内より出火しており、屋内配線の漏電による火災と考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/20)
2007-1991 2007/06/20 (事故発生地) 北海道	屋内配線 使用期間：不明	使用していない木造2階建ての建物(ログハウス)から出火して、約400平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内配線以外に火源がなく、屋内配線の損傷によって半断線状態となりスパークしショートしたために出火したものと考えられるが、トイレの内装工事の際に釘などで配線を損傷させたものか、ログハウスに使用している構造材の伸縮が大きく、配線にストレスが加わり損傷させたものか特定できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)
2007-2124 2007/06/24 (事故発生地) 熊本県	屋内配線 使用期間：不明	住宅から出火して全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	屋内配線が短絡して出火したものと推定されるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)
2007-2220 2007/07/08 (事故発生地) 群馬県	屋内配線 使用期間：不明	鉄骨の鶏舎から出火して、約450平方メートルを全焼し、飼育していたニワトリ約5200羽が死んだ。 (拡大被害)	屋内配線の短絡による出火と考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置は取れなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2624 2007/07/24 (事故発生地) 愛媛県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、同住宅約160平方メートルと隣接する木造平屋の倉庫約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	天井裏を走る配線コード部の漏電等が原因で天井裏から出火し、火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/31)
2007-2905 2007/08/16 (事故発生地) 千葉県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋物置小屋から出火し、同小屋約8平方メートルと、隣接する木造2階建て住宅約165平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内配線に溶融痕が認められたが、全焼して焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/20)
2007-3289 2007/09/04 (事故発生地) 高知県	屋内配線 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、同住宅130平方メートルと隣接する倉庫などを全焼した。台所から火が上がっていた。 (拡大被害)	天井の屋内配線がショートし出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/06)
2007-3463 2007/09/14 (事故発生地) 静岡県	屋内配線 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約80平方メートルを全焼し、隣接する住宅3棟の一部も焼き、家人3人が背中に火傷を負った。 (重傷)	屋内配線の短絡による出火の可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2404 1997/01/11 (事故発生地) 京都府	温水洗浄便座 ウォシュレットSII(TCF620) 東陶機器(株) 使用期間：約5か月	温水洗浄便座の便座の一部が焦げており、トイレに煙が充満していた。 (製品破損)	製造時の暖房便座用内部配線のコネクター圧着作業時に、内部配線に傷の付いたものが混入したか、または締め付けが強すぎたため、当該部分で接触不良となり発熱し、便座の樹脂部分を焦がし、最終的に内部配線が断線したものと推定される。 (A2)	当該品は既に販売を完了しており、単品不良と見られる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、カシメ加工時の強度向上のため、内部配線を単線からより線に変更した。	消費者 製造事業者 (受付:2006/12/15)
2006-3890 1996/02/17 (事故発生地) 東京都	温水洗浄便座 ウォシュレットS(TCF630) 東陶機器(株) 使用期間：約3か月	温水洗浄便座の便座表面の一部が焦げた。 (製品破損)	製造時の暖房便座用内部配線のコネクター圧着作業時に、内部配線に傷の付いたものが混入したか、または締め付けが強すぎたため、当該部分で接触不良となり発熱し、便座の樹脂部分を焦がし、最終的に内部配線が断線したものと推定される。 (A2)	当該品は既に販売を終了しており、当該事故はいずれも製造後3年以内に発生していること、その後現在までに事故の報告はないことから、措置はとらなかった。 なお、カシメ加工時の強度向上及び被覆除去時の芯線への傷つきを防止するため、内部配線を単線からより線に変更した。	製造事業者 (受付:2007/03/19)
2006-3891 1996/05/09 (事故発生地) 島根県	温水洗浄便座 ウォシュレットS(TCF610) 東陶機器(株) 使用期間：約4か月	温水洗浄便座の便座表面の一部が焦げた。 (製品破損)	製造時の暖房便座用内部配線のコネクター圧着作業時に、内部配線に傷の付いたものが混入したか、または締め付けが強すぎたため、当該部分で接触不良となり発熱し、便座の樹脂部分を焦がし、最終的に内部配線が断線したものと推定される。 (A2)	当該品は既に販売を終了しており、当該事故はいずれも製造後3年以内に発生していること、その後現在までに事故の報告はないことから、措置はとらなかった。 なお、カシメ加工時の強度向上及び被覆除去時の芯線への傷つきを防止するため、内部配線を単線からより線に変更した。	製造事業者 (受付:2007/03/19)
2006-3892 1997/06/18 (事故発生地) 茨城県	温水洗浄便座 ウォシュレットS(TCF610) 東陶機器(株) 使用期間：約7か月	温水洗浄便座の便座表面の一部が焦げた。 (製品破損)	製造時の暖房便座用内部配線のコネクター圧着作業時に、内部配線に傷の付いたものが混入したか、または締め付けが強すぎたため、当該部分で接触不良となり発熱し、便座の樹脂部分を焦がし、最終的に内部配線が断線したものと推定される。 (A2)	当該品は既に販売を終了しており、当該事故はいずれも製造後3年以内に発生していること、その後現在までに事故の報告はないことから、措置はとらなかった。 なお、カシメ加工時の強度向上及び被覆除去時の芯線への傷つきを防止するため、内部配線を単線からより線に変更した。	製造事業者 (受付:2007/03/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3893 1999/04/26 (事故発生地) 香川県	温水洗浄便座 ウォシュレットS (TCF621) 東陶機器(株) 使用期間：約2年10か月	温水洗浄便座の便座表面の一部が焦げた。 (製品破損)	製造時の暖房便座用内部配線のコネクタ圧着作業時に、内部配線に傷の付いたものが混入したか、または締め付けが強すぎたため、当該部分で接触不良となり発熱し、便座の樹脂部分を焦がし、最終的に内部配線が断線したものと推定される。 (A2)	当該品は既に販売を終了しており、当該事故はいずれも製造後3年以内に発生していること、その後現在までに事故の報告はないことから、措置はとらなかった。 なお、カシメ加工時の強度向上及び被覆除去時の芯線への傷つきを防止するため、内部配線を単線からより線に変更した。	製造事業者 (受付:2007/03/19)
2007-0400 2006/03/09 (事故発生地) 山形県	温水洗浄便座 TCF975L 東陶機器(株) 使用期間：約5年11か月	温水洗浄便座の外郭の一部が焼損し、トイレ全体に煤がついた。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2007-0401 2007/03/01 (事故発生地) 岩手県	温水洗浄便座 TCF965HY #SR2 東陶機器(株) 使用期間：約6年	温水洗浄便座の右側部から発火して外郭の一部を焼損し、壁の一部が黒く変色した。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2007-0402 2007/03/20 (事故発生地) 群馬県	温水洗浄便座 TCF975L #SC4 東陶機器(株) 使用期間：約7年	温水洗浄便座の外郭の一部が焼損して変形し、壁に煤がついた。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0403 2007/02/27 (事故発生地) 東京都	温水洗浄便座 T C F 9 7 5 L # N G 2 東陶機器(株) 使用期間：約6年1か月	温水洗浄便座から発火して内部が溶解し、壁に煤がついた。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2007-0404 2006/12/05 (事故発生地) 徳島県	温水洗浄便座 T C F 9 7 5 L # S C 1 東陶機器(株) 使用期間：約6年4か月	温水洗浄便座から発煙し、変形した。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2007-0405 2007/03/17 (事故発生地) 山形県	温水洗浄便座 T C F 9 6 5 L 東陶機器(株) 使用期間：約5年7か月	温水洗浄便座から発煙して外郭右側の一部が変形し、内部のコントローラーの一部が焼損した。 (拡大被害)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクタがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2007-0894 1996/04/04 (事故発生地) 東京都	温水洗浄便座 I N A X シャワートイレ C W 5 3 1 アイシン精機(株) 使用期間：約5年	温水洗浄便座から発煙した。 (製品破損)	製造時の作業ミスにより、便座部分のリード線が便座からはみ出したまま挟み込まれたため、芯線が半断線状態となり、短絡・スパークし、発煙・焼損したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、作業者にリード線挟み込み防止に係る再教育を実施するとともに、配線固定用テープ面積を拡大し、リード線が剥がれにくいものに変更している。	製造事業者 (受付:2007/05/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-0897 2000/01/30 (事故発生地) 徳島県	温水洗浄便座 I N A Xシャワートイレ C W - 7 4 1 アイシン精機 (株) 使用期間：約3年6か月	温水洗浄便座の一部が焼損した。 (製品破損)	コントロール基板とリード線のはんだ付け不良(追いはんだの不良)によって接触不良となり、発熱・発火したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、作業者に追いはんだ付けに係る再教育を実施した。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2007-2410 2007/06/15 (事故発生地) 新潟県	温水洗浄便座 T C F 9 7 0 L # S R 2 東陶機器 (株) 使用期間：約5年	温水洗浄便座から発煙した。 (製品破損)	コントロール基板上の温水ヒーター用コネクター接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクターがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクター部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響によって基板とのはんだ付け部で、はんだクラックが生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2007-3181 2007/08/09 (事故発生地) 青森県	温水洗浄便座 T C F 9 6 0 # S C 1 東陶機器 (株) 使用期間：約7年5か月	温水洗浄便座から発煙した。 (製品破損)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクター接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクターがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクター部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/08/31)
2007-3705 2007/09/11 (事故発生地) 静岡県	温水洗浄便座 T C F 9 7 5 L # S R 2 東陶機器 (株) 使用期間：約5年	温水洗浄便座から発煙した。 (製品破損)	コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクター接続部において、ある期間の部品メーカー製コネクターがメッキ不良を起こしやすい製品であったため、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクター部分が接触不良となり発熱し、発熱の影響により基板とのはんだ付け部で、はんだクラックを生じ、火花・発熱により基板が炭化し絶縁不良となり、異極間でスパーク・発火したものと推定される。 (A2)	平成19年4月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、新聞の折り込み広告の配布及びユーザーにDMを送付し、無償で修理・点検を行っている。	製造事業者 (受付:2007/10/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0900 2000/06/16 (事故発生地) 茨城県	温水洗浄便座 使用期間：約11年	温水洗浄便座から発煙し、本体の一部が焼損した。 (製品破損)	当該品は平成3年に修理履歴があり、内部配線が正規の長さ以上で修理されていたため、正規の位置に収まらずベースカバーとベースプレート間に配線を挟み込んでいたことから、断線し発熱したものと推定される。 (D2)	メンテナンス会社に対し、正規の修理を徹底するよう、修理方法の指導を実施した。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2007-0500 2007/03/25 (事故発生地) 香川県	温水洗浄便座 使用期間：約3年	温水洗浄便座の具合が悪いので取り外して、電源コンセントを入れたままにしていたところ、異臭がして発煙した。 (製品破損)	被害者が事故品の水を抜き、取り外して立てたままの状態でも電源コンセントを入れたために、温水タンクの水位を検出するフロートスイッチが入った状態になった。そのために、温水用ヒータが通電状態になり、その過熱により温水ヒータの取付部分が溶解し異臭及び発煙に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「必ず差込みプラグを抜いてから手入れする。」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/05/07)
2007-1949 2007/06/09 (事故発生地) 福岡県	温水洗浄便座 使用期間：約4年	洗浄付き便座のノズルが溶けていた。 (製品破損)	ノズル及びその周辺部しか焼損しておらず、焼損している箇所に火元となりえる電気回路がないことから、製品からの出火ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/06/22)
2006-0161 2006/03/23 (事故発生地) 和歌山県	温水洗浄便座 使用期間：約2か月	トイレのコンセント付近から発煙、温水洗浄便座の漏電遮断機付き電源プラグと壁面コンセントが焼損し、壁の一部を焦がした。 (拡大被害)	当該機の電源プラグ部分の焼損が著しく、両栓刃とも溶断していたこと、またプラグ部分から塩素成分が検出されたことから、塩素を含む物質がプラグに付着し、トラッキング現象が発生した可能性が考えられるが、使用状況等が不明であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/04/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1002 2006/07/06 (事故発生地) 富山県	温水洗浄便座 使用期間：約2年8か月	温水洗浄便座を使用中に洗浄ボタンを押したところ、熱湯が出て肛門に火傷を負った。 (軽傷)	内部に異常は確認できず、正常に作動し、機械式の安全装置も正常に作動することから、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、今後開発していく商品に関して、安全性向上を目的として更なる製品改良・品質改善の検討に取り組む。	消費者センター (受付:2006/08/07)
2006-1666 2006/01/16 (事故発生地) 長野県	温水洗浄便座 使用期間：約7年7か月	温水洗浄便座周辺から出火し、木造2階建て住宅約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	当該機の残存している部品には異常発熱した痕跡は認められず、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/23)
2006-3092 2006/12/31 (事故発生地) 山口県	温水洗浄便座 使用期間：約9年	温水洗浄便座が焼けて溶け、トイレ内が煤で黒くなった。 (拡大被害)	焼損状態から暖房便座付近より出火したと考えられるが、焼損が著しく、残存していた制御基板、電源トランス等の電気部品から出火元となる痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/31)
2007-2245 2007/06/26 (事故発生地) 富山県	温水洗浄便座 使用期間：約5年	家に入ったら、焦げ臭いにおいがし、2階のトイレの温水洗浄便座のノズルの先端が黒く焦げていた。 (製品破損)	焼損部に電気部品等はなく内部から発火した痕跡は確認できなかったことから、原因の特定はできなかった。	事故品原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/07/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2376 2007/06/18 (事故発生地) 兵庫県	温水洗浄便座 使用期間：約19年	掃除のため温水洗浄便座の便座を上げたところ、便座と本体を接続する配線部分から「パチッ」と音がして発煙した。 (製品破損)	当該品の便座固定部(2箇所)の右側ヒンジピンが折れて抜けたため、左側便座固定部に使用者の着座時の応力が集中し、固定部内の便座コードが機械的ストレスを受けて断線・スパークし、発煙したものとみられるが、折れたヒンジピンは紛失しており、欠落時点についても不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/07/23)
2007-0904 2006/02/25 (事故発生地) 岐阜県	温水洗浄便座 使用期間：約17年	温水洗浄便座が焼損した。 (製品破損)	事故品の事故部位を入手できないことから、調査できなかった。	事故品の事故部位が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2006-2621 2006/12/18 (事故発生地) 東京都	加湿器 XQK-M010 プラマイゼロ(株) 使用期間：約2年4か月	加湿器のプラグから出火し、壁を焼損した。 (拡大被害)	加湿中にタンクから漏れた水と水垢が、本体のマグネット部分のプラグ受け充電端子部に付着したため、トラッキング現象が発生し端子間で短絡・スパークし、発火したものと推定される。	平成17年2月26日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、回収及び修理・交換を実施している。また、1.マグネットプラグ受け充電部に絶縁材を塗布する絶縁対策、2.送風口を3mm高くし、水の浸入を防ぐ対策、3.ゴム脚を3mm高くし、水の吸い上げを防止する対策、4.本体下面マグネットプラグ受けの嵌合穴を塞ぎ、水の浸入を防ぐ対策、5.給水弁の軸長を短くし過給水を防止する対策を行った。	製造事業者 (受付:2007/01/04)
2007-0626 2007/03/16 (事故発生地) 東京都	加湿器 HV-55TC シャープ(株) 使用期間：約28年	加湿器が焼損して、床が焦げ、近くにあったコピー機と空気清浄機の一部が溶融した。 (拡大被害)	長期使用(約28年)により、電源トランスの巻線間が絶縁劣化によりレイヤショートし、発火したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。	販売事業者 (受付:2007/05/15)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2651 2006/11/17 (事故発生地) 大阪府	加湿器 使用期間：約2年	加湿器の水を足そうとしてふたを開けたところ、ふたが外れ、中の熱湯が胸から手足にかかり、火傷を負った。 (軽傷)	機器に異状はなく正常に運転できるが、水以外の成分が注入されていた痕跡が確認されたことから、沸騰しやすい状態に加えて、水以外の成分によってふたが膨潤して開閉が円滑に行われなかったため、水を注入しようと開けたところ蓋が引っかかり熱湯がこぼれたものと推定されるが、水以外の成分が混入した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/05)
2007-0503 2007/02/27 (事故発生地) 埼玉県	加湿器 使用期間：約8年	使用中の加湿器の上に子供が覆いかぶさり、加湿器が転倒してふたが開き、肩と腕に2度から3度の火傷を負った。 (重傷)	当該品のふたは正常に閉まり、再現試験でもふたは開かなかったことから、使用時にふたの締め方が不完全だったか、こどもが覆いかぶさった際に、フックに触りふたが開いたことが考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/07)
2007-0071 2007/03/27 (事故発生地) 愛知県	加湿器(USB電源式、電池式) うるおいきのこFP-078 (有)ケイランド 使用期間：不明	加湿器をパソコンのUSB電源に接続し使用していたところ、ファンモーター付近から発煙した。 (製品破損)	ファンモーター内で不具合があり、モーター巻き線を介さずに短絡経路が形成され、過電流が流れて、ダイオードが異常発熱し、発煙に至ったものと推定される。なお、短絡状態が継続しても、ダイオードが破損して通電が停止するため、発火に至ることはなかった。 (A2)	当該品は既に生産を終了しており、モーターに不具合が生じた場合でも発煙するのみで、発火に至る可能性はないことから、既製品については措置はとらなかった。 なお、さらなる安全性の確保のため、ダイオード4個の内1つを抵抗に変更し、モーターに不具合が生じて過電流が流れないようにした。	消費者 (受付:2007/04/03)
2006-2598 2006/12/07 (事故発生地) 北海道	加湿器(スチームファン式) 使用期間：約3年	加湿器右側面のスリット穴から熱湯が噴出し、右手の甲にかかり軽い火傷を負った。メーカーの点検後、再使用した時に、また本体側面から熱湯が噴出した。 (軽傷)	当該品内部の水受け部が水色に染まっており、蒸気やタンク内からハッカのような臭いを発していることから、被害者が給水の際に、タンクに異物を混入させたことによりタンク内で気泡が発生し、蒸気発生部のフードからケース内にお湯があふれ出し、湯気が横穴から噴出し、火傷に至ったものと推定される。なお、取扱説明書の注意書きには「水道水、井戸水(飲用)以外は使わない。」の旨、記載されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1998 2007/06/21 (事故発生地) 岐阜県	家庭用簡易サウナ 使用期間：約20年	住宅から出火して、3階の一部約50平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	設置場所の壁面とサウナ室ヒーター部との間隔が近接した設置・施工であったため、長年の繰り返し使用中に木製壁面がヒーターの熱により炭化し、当日の加熱で炭化した壁が低温発火して火災に至ったものと推定される。 (D1)	施工業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)
2006-0782 2006/06/14 (事故発生地) 宮城県	換気扇 強制給気パイプファン S FF-100K 高須産業(株) 使用期間：約2年4か月	居間で使用中の換気扇から出火し、換気扇と周辺にあった家具などを焼いた。 (拡大被害)	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。 (A1)	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	消防機関 製造事業者 (受付:2006/07/06)
2006-1292 2006/09/06 (事故発生地) 奈良県	換気扇 強制給気パイプファン P FF-100K 高須産業(株) 使用期間：約2年4か月	小雨の降る早朝に、常時稼働中の給気用換気扇から出火し、居間の内壁約1平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。 (A1)	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	消防機関 国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/09/13)
2006-1432 2006/08/26 (事故発生地) 熊本県	換気扇 強制給気パイプファン P FF-100K 高須産業(株) 使用期間：約2年	木造平屋住宅から出火し、天井裏などを焼いた。 (拡大被害)	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。 (A1)	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	消防機関 製造事業者 (受付:2006/09/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1900 2006/01/14	換気扇 強制給気パイプファン P FF-100K 高須産業(株)	パイプファンから出火し、住宅の一部を焼いた。消防では、パイプファンのリード線が短絡して発熱し、本体のプラスチックに着火したとみて原因を調べている。	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/11/09)
2006-2229 2006/05/07	換気扇 強制給気パイプファン P FF-100K 高須産業(株)	木造2階建て住宅の2階寝室から出火した。	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/06)
2006-3894 2005/06/19	換気扇 強制給気パイプファン P FF-100K 高須産業(株)	2階子供部屋で使用中の換気扇から出火し、付近の壁など周辺を焼損した。	電源端子部の構造上(取付位置、接続方法等)、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定される。	平成18年11月16日付けの新聞(地方紙4誌)及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。また、当該品の設計を変更し(電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。)、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。 なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚	製造事業者 (受付:2007/03/19)
2007-3921 2007/01/17	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに变更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3922 2007/02/27 (事故発生地) 千葉県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに变更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3923 2007/07/05 (事故発生地) 岩手県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに变更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3924 2007/07/05 (事故発生地) 岩手県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに变更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3925 2007/07/25 (事故発生地) 群馬県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに变更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3926 2007/07/27 (事故発生地) 愛知県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3927 2007/08/16 (事故発生地) 千葉県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3928 2007/08/24 (事故発生地) 千葉県	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3929 2007/08/00 (事故発生地) 大阪府	換気扇 HRB300 (株)デンソーエース 使用期間：不明	全館換気用ファンモーターが作動しないので、制御ボックスを点検したところ、制御回路基板上の筒型ヒューズホルダーの一部が溶けていた。 (製品破損)	製造工程において、ヒューズホルダーカバー取付けの際の作業ミスにより、カバーを挿入しすぎたため、深く挿入されたカバーが筒型ヒューズのホルダーのクリップを押し広げ、筒型ヒューズとクリップ間が接触不良となり、発熱・カバー変形・溶損に至ったものと推定される。 (A2)	平成20年1月から顧客にDMを郵送し、制御ボックスの交換を行っている。また、平成19年8月からカバーの装着を廃止するとともに、作業ミスを防止するためヒューズホルダーの板厚を増したものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/10/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2713 2007/04/21 (事故発生地) 北海道	換気扇 EX-25LH4 三菱電機(株) 使用期間：約2年	こんろになべをかけて調理中、換気扇のスイッチのひもを引っ張ったところ、ひもが本体から外れ、そのはずみで手がなべに触れて、なべから湯がこぼれ、右脇肘から手首までと右太股に火傷を負った。	現品調査及び再現試験から、当該機の引きひもを真下に引かず、斜めに引っ張ることを繰り返していたために、徐々に縛り部が緩み、ひもが外れたものと推定される。取扱説明書には「引きひもはまっすぐひっぱる。斜めにひっぱるとスイッチが故障する原因となる。」と記載していた。	他に同種事故は発生しておらず、単品的な事故とみられるため、措置はとらなかった。 なお、製品出荷時のひもの縛り方、縛り端部の寸法の確認等の品質管理を強化するとともに、取扱説明書には「引きひもを急に引っばったり、斜めに引っばらない。引きひもが取れて調理器具等の高温部や炎に手などが触れ、火傷・けがの原因。」の注意表示を追加した。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-0134 2007/03/12 (事故発生地) 岡山県	換気扇 使用期間：約1年	換気扇付近から発火し、周囲を焼損した。	施工業者が換気扇の電源コードをステープルにより固定したため、コード被覆が損傷し、短絡したものと推定される。	据付説明書に、「電源コードを傷つけたり、加工したり、たばねたりしない。」旨の警告文を追加している。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-3721 2007/10/04 (事故発生地) 茨城県	換気扇 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約73平方メートルを全焼し、隣接する住宅2棟を半焼した。	換気扇のプラグとコンセントの間に長期使用により、埃等が付着し、トラッキング現象が生じて火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/11)
2006-0653 2006/06/11 (事故発生地) 岐阜県	換気扇 使用期間：不明	換気扇付近から出火し、住宅の一部を焼損した。	焼損した部品を還元した結果、換気扇下部のセンサー基板中央部から拡大燃焼しており、中央部に取り付けてられているサーミアブソーバーの絶縁不良で出火に至ったものと推定されるが、絶縁不良の原因が外部からのサージによるものか、当該サーミアブソーバーの部品不良によるものかは不明であり、原因の特定はできなかった。	事故原因が特定できないため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/06/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0656 2007/05/06 (事故発生地) 福岡県	換気扇 使用期間：不明	共同住宅の一室から出火した。 (拡大被害)	換気扇の電源コードに溶融痕がみられたが、一次痕・二次痕の解析ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/05/15)
2007-2125 2007/06/27 (事故発生地) 岡山県	換気扇 使用期間：不明	木造平屋の鶏舎から出火して、1800平方メートルを全焼し、飼育していたひよこ約8万羽が死んだ。 (拡大被害)	換気扇付近の焼損が激しいことから、換気扇にモーターの過熱等の何らかの不具合があったものと思われるが、焼損が著しいため原因の特定は出来なかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)
2006-1875 2006/11/05 (事故発生地) 山梨県	換気扇(トイレ用) 使用期間：不明	木造2階建て飲食店兼住宅から出火し、約15平方メートルを焼いた。住宅のトイレ付近が燃えていた。 (拡大被害)	トイレ内に取付けられていた換気扇のプラグ部分が、トラッキングによって発火・延焼したものと考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/08)
2006-0968 2006/07/19 (事故発生地) 熊本県	換気扇(天井埋込型) VL-1600Z-1 三菱電機(株) 使用期間：約16年4か月	換気扇から「パチパチ」という音がしたため、パネルを開けて確認していたところ、発煙発火した。 (拡大被害)	吸排気を同時に行う換気扇であり、冷房中の室内気を排気し高温多湿の外気を吸気する環境で長期使用(約16年)したことから、高温多湿の外気が機器内端子台付近に侵入・結露し、電源端子部の絶縁破壊が生じてトラッキングが発生し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事例がないことから、措置はとらなかった。なお、カタログ、取扱説明書で長年使用の製品点検を啓発している。	製造事業者 (受付:2006/08/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3583 2007/02/06 (事故発生地) 群馬県	換気扇(天井埋込型) 使用期間：約6年10か月	トイレの上階にある渡り廊下部分と トイレ上部横壁が焼損した。 (拡大被害)	当該品のモーター、端子接続部及び配線等の電気部 品に発火の痕跡が認められなかったことから、原因の 特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/02/28)
2006-1042 2006/08/08 (事故発生地) 徳島県	魚焼き器 使用期間：不 明	鉄筋4階建て店舗兼住宅から出火し 、約30平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	当該品の内部配線の断線部に溶融痕が認められるも の、一次痕、二次痕の判別ができず、焼損が著しく 、焼失している部品もあることから、原因の特定はで きなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/08/11)
2006-2393 2006/12/06 (事故発生地) 島根県	空気清浄機 使用期間：約17年	空気清浄機に、水洗乾燥後のフィル ターを取り付けて運転を開始した直後 、本体からカチカチという異音が発生 し、吸気グリルから小さな炎が見え、 吹き出しグリルから白煙が出た。 (拡大被害)	被害者がフィルターセットを水洗したことにより、 導電性が高くなったフィルターセット表面と高電圧集 塵装置部分において局所放電が発生したため、出火に 至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、フィルターは洗って再利用 できない旨記載されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/15)
2007-2238 2007/06/21 (事故発生地) 石川県	空気清浄機 使用期間：約2か月	空気清浄機内のプラズマイオン化部 の対向極板を外して水洗いをしていた ところ、右手人差し指を切った。 (軽傷)	被害者が当該機のプラズマイオン化部の対向極板を 水洗いをしていたところ、付着していたたばこのヤニ で手が滑り、指を切ったものと推定される。なお、取 扱説明書に「対向極板、イオン化線で手を切らないよ うに注意してください。(ゴム手袋を使用するとより 安全です。)」と記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、次期 モデルの取扱説明書には「対向極板の取外し、取 付けの際はゴム手袋を使用してください。対向極 板、イオン化線で手を切るおそれがあります。」 と記載することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1077 2006/05/06 (事故発生地) 福岡県	空気清浄機 使用期間：約8年	木造2階建住宅の2階寝室の空気清浄機付近から出火し、2階部分を全焼した。 (拡大被害)	当該品のコンデンサー、モーター、端子盤等の電気部品に発火の痕跡は認められず、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/08/21)	消費者センター
2006-3056 2007/01/05 (事故発生地) 東京都	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニー（株） 使用期間：約2年	CDプレーヤーにアルカリ乾電池を入れた乾電池ケースを接続して使用していたところ、乾電池ケースが発熱・変形し、プレーヤーを入れていたポーチに小さな穴があき、電池が液漏れした。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成16年10月14日付けでホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。 (受付:2007/01/29)	製造事業者
2007-0461 2007/04/01 (事故発生地) 神奈川県	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニー（株） 使用期間：約2年9か月	CDプレーヤーに充電電池を入れた乾電池ケースを接続して使用中、乾電池ケースが発熱、変形したため、乾電池ケースを本体から外したところ、乾電池ケースを入れていたキャリングポーチとソフトバッグに小さな穴があった。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成15年11月19日、平成16年10月14日付けホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。 (受付:2007/04/27)	製造事業者
2007-0791 2007/04/28 (事故発生地) 京都府	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニー（株） 使用期間：約2年2か月	鞆の中に入れていたCDプレーヤーの乾電池ケースが発熱し、CDプレーヤーのキャビネットとリモコンの一部が溶け、リモコンと鞆がくっついた。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成15年11月19日、平成16年10月14日付けホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。 (受付:2007/05/17)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2352 2007/06/09 (事故発生地) 京都府	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニーイーエムシーエス（ 株） 使用期間：約3年	新品の乾電池を乾電池ケースに入れ、CDプレーヤーに接続した状態で鞆に入れていたところ、乾電池ケースが発熱し、鞆とタオルが焦げた。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成15年11月19日、平成16年10月14日付けホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。	輸入事業者 (受付:2007/07/20)
2007-2831 2007/07/29 (事故発生地) 東京都	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニーイーエムシーエス（ 株） 使用期間：約2年5か月	新品の乾電池を乾電池ケースに入れ、CDプレーヤーに接続した状態でポーチに入れていたところ、リモコンの操作ができなくなり、乾電池ケースが発熱し、ポーチの一部が溶損した。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成15年11月19日、平成16年10月14日付けホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。	輸入事業者 (受付:2007/08/13)
2007-3337 2007/08/24 (事故発生地) 東京都	携帯CDプレーヤー（ 付属乾電池ケース） E B P - 2 5 ソニーイーエムシーエス（ 株） 使用期間：約2年6か月	CDプレーヤーに乾電池ケースを接続した状態で、鞆の中に入れていたところ、乾電池ケースが熱で変形し、鞆の中敷の一部が溶損した。 (拡大被害)	電池ケースの出力コードの材質及び構造の不良により、使用中の折り曲げ、引っ張り等の機械的ストレスを受けて、出力コードの芯線が半断線状態となりショートし、装填された電池が短時間で放電し、電池及び内部配線が発熱したものと推定される。 (A1)	平成15年11月19日、平成16年10月14日付けホームページに社告を掲載し、乾電池ケースを改良品と無償で交換している。	輸入事業者 (受付:2007/09/10)
2007-2059 2007/04/19 (事故発生地) 奈良県	携帯電話機 使用期間：約13か月	充電中の携帯電話機が過熱して、発煙し、機器の一部が焦げた。 (製品破損)	フレキシブルプリント基板の配線パターン面に、絶縁膜の破れとショート痕が認められ、ヒンジ内部に砂・埃等が多量に付着していたことから、折りたたみヒンジ部分の隙間から、細かい砂・埃等が基板上に侵入し、そのまま被害者が携帯電話の開閉を繰り返したため、基板の絶縁膜が削られて配線がショート・発熱し、樹脂カバーを変形・変色させたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であり、外郭樹脂の変形のみで、発火等の拡大被害に至らないことから、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書には「湿気やほこりの多いところに保管しない。変形や故障の原因となる場合がある。」旨の注意表示が記載されている。	消費者センター (受付:2007/06/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3468 2007/02/07 (事故発生地) 滋賀県	携帯電話機 使用期間：約2年	充電中の携帯電話機と充電器が焼損し、近くに置いていた衣類のしみ取り用ベンジンに延焼し、壁面0.6平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	携帯電話機及び充電器の外郭樹脂の一部が焼損しているものの、内部部品に発火の痕跡は認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/02/20)
2006-1316 2006/09/07 (事故発生地) 新潟県	携帯電話機 使用期間：約5か月	充電中の携帯電話機の充電口から焦げたにおいがし、発煙した。 (製品破損)	携帯電話機と卓上ホルダーの溶融箇所が一致せず、また、携帯電話機は正常に作動し、溶着痕等の発火の痕跡もみられないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/09/15)
2007-2171 2007/06/26 (事故発生地) 東京都	携帯電話機 使用期間：約18日	携帯電話をズボンの左ポケットに入れていたところ、ポケット付近の足の太もも部分がチクチクし、赤く腫れた。 (軽傷)	事故品の基板に焼損等は認められず、バッテリーに液漏れや変形等はなく、各部の温度にも異状は認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/07/06)
2007-2891 2007/08/14 (事故発生地) 千葉県	携帯電話機 使用期間：約3か月	修理（メイン基板交換、外装カバー交換）後の携帯電話（液晶部分）が通話に支障をきたすほど熱くなった。 (被害なし)	携帯電話及びリチウムイオンバッテリーに発熱や熱変形等の異常は認められず、機能、性能も正常であったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/08/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3813 2007/09/25 (事故発生地) 岐阜県	携帯電話機 使用期間：約1年5か月	ふとんの上で充電中の携帯電話から 発火し、ふとんと畳が焼損した。 (拡大被害)	携帯電話本体及び充電器の動作に異常は認められな いものの、電池パック内のアルミ製セル缶及び保護回 路基板は焼損が著しくほとんど焼失していることから 、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/10/17)
2007-2381 2007/07/13 (事故発生地) 愛知県	携帯電話用充電器 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、同 住宅約110平方メートルと、隣接す る木造2階建て住宅約110平方メ ートル、隣接する3棟の外壁や雨どいを 焼き、駐車場の車の塗装が溶けた。 (拡大被害)	被害者によると、携帯電話用充電器のコードがソフ アの金属パイプ製脚部に踏まれた状態で使用してい たとのことであるが、焼損が著しく、原因の特定はでき なかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であ るため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/07/24)
2006-3715 2007/03/06 (事故発生地) 群馬県	蛍光ランプ 使用期間：約2か月	食事中、天井に取り付けていた照明 器具の蛍光灯ランプが破裂し、ガラス 片が食卓上に落ちて散乱した。 (拡大被害)	ガラス管中央部付近に打痕があったことから、この 部分に何らかの衝撃が加わり、ここを起点としてひび 割れが進行し、破裂に至ったものと推定されるが、打 痕及びどのような衝撃が加わったかについての原因は 特定できなかった。 (G1)	原因の特定はできなかったが、念のため工程内 でのランプの取り扱いについて、従業員教育を行 うこととした。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/07)
2007-1383 2007/05/21 (事故発生地) 東京都	蛍光ランプ(電球型) EFG21EL 東芝ライテック(株) 使用期間：約6年	シャンデリアの電球型蛍光ランプ(6 灯)中、1灯のガラスグローブが破 裂してガラスが飛散し、煙が出て、異 臭がした。 (拡大被害)	ランプ寿命時の点灯回路の負荷上昇により、コンデ ンサーが破損したため、トランジスター・整流ブリッ ジがショートし、パターンヒューズが断線した。この 過程でコンデンサーのフィルム焼損が発生したため、 ランプ内圧が急激に上昇し、口金と樹脂カバーの隙間 よりランプ外部へ空気を排出し、減圧される構造にな っているが、排出量が間に合わず、ランプよりガラス グローブが外れ、破損・落下に至ったものと推定され る。 (A1)	平成19年7月11日付け新聞及びホームペ ージに社告を掲載し、自主的な無償交換を行ってい る。なお、当該製品は既に生産を終了しており、 平成16年6月生産分よりコンデンサーのフィルム 厚変更と工程検査を追加し、品質改良をしており 、後継機種については、ランプ内圧が上昇した場合 に口金と点灯回路内部樹脂カバーの隙間から減 圧する構造に対し、樹脂カバーに孔を設け直接外 部へ排出、減圧する構造としている。	製造事業者 (受付:2007/06/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1888 2005/10/27 (事故発生地) 千葉県	蛍光ランプ(電球型) EFSP12EL (株)オーム電機 使用期間：約1年	自宅で使用中の蛍光ランプから煙が出て、火花が見えて、点灯しなくなった。 (製品破損)	インバーター回路の出力トランジスターがショート状態で破損したため、電源回路の電解コンデンサーに流れる電流が増加し、電解コンデンサーが発熱して、電解液漏れを発生させたものと推定される。 (A2)	平成19年2月15日付けホームページに「お詫びとお願ひ」を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、当該品の輸入・販売は既に終了しており、平成17年8月以降の後継機種は電解コンデンサーが過電流によって破損を起こさない回路方式に変更している。	製造事業者 (受付:2006/01/05)
2007-1597 2007/05/19 (事故発生地) 大阪府	蛍光ランプ(電球型) スパイラルピカ EFA1 5ED/13・NU・SP オスラム・メルコ(株) 使用期間：約8か月	蛍光ランプが点滅後、焦げ臭いにおいがして発煙した。 (被害なし)	点灯回路基板内にあるフィルムコンデンサーのはんだ付け作業のばらつきにより、当該コンデンサーに熱ストレスが加わったため、電源の入り切りの際の温度サイクルによってコンデンサーが早期に劣化故障し、発煙したものと推定される。 (A2)	コンデンサーが故障した場合でも、発煙するのみで拡大被害に至る可能性はないことから、既製品について措置はとらなかった。 なお、平成19年からはコンデンサーのはんだ付け作業の温度及び時間管理を徹底している。	輸入事業者 消防機関 (受付:2007/06/14)
2007-2357 2007/07/11 (事故発生地) 高知県	蛍光ランプ(電球型) EFD12EL 東芝ライテック(株) 使用期間：不明	電気をつけようとしたところ、「パチッ」という音がした後、煙が出た。 (製品破損)	製品の外郭や外観には異常は見られず、点灯回路基板のフィルムコンデンサーの単品不良により内部短絡が発生し、発煙したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター (受付:2007/07/20)
2007-0854 2007/04/00 (事故発生地) 茨城県	蛍光ランプ(電球型) 使用期間：約2年	蛍光ランプを使用していたところ、ランプが切れた直後に白煙が出、焦げ臭くなった。 (製品破損)	国内流通段階でランプのガラス管に微細な傷が入り空気が入り込み、フィラメント部分が過熱し、樹脂部が熱変形した可能性が考えられるが、使用期間が2年間であり、ガラス管の傷から空気が入り込む時間としては長いことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明のため、措置はとれなかった。 なお、平成16年12月生産分より、過電流等により異常が発生した場合に、ヒューズを切れやすくするため、1.0Aから0.5Aに変更した。	消費者センター (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2599 2006/02/15 (事故発生地) 香川県	蛍光灯用安定器 E S X 4 0 2 1 H K - 5 E N H 松下電工（株） 使用期間：約12年	会議室の照明器具（蛍光灯）から発煙した。 (製品破損)	長期使用（12年）により、安定器の発振トランスと基板のはんだ付け部ではんだクラックを生じたため、接触不良となり発熱・発煙したものと推定される。 (C1)	当該品は既に生産を終了しており、当該品の外郭は金属で覆われ発火には至らず、経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。また、長期使用の照明器具に関して、ホームページ・カタログに安全点検・交換のお知らせを実施している。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/02/17)
2006-2995 2007/01/00 (事故発生地) 神奈川県	結露対策ヒーター 使用期間：約1か月	窓ガラス用の結露対策ヒーターを使用していたところ、窓ガラスにヒビが入った。 (拡大被害)	被害者は当該品を取扱説明書通りに使用しており、ヒーターに異常な温度上昇も認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	消費者センター (受付:2007/01/24)
2007-3740 2007/06/00 (事故発生地) 東京都	結露対策ヒーター 使用期間：不明	窓枠に設置して使用していた結露対策ヒーターの一部が溶融し、窓枠が焦げた。 (拡大被害)	ヒーター本体（長さ180cm）の台座樹脂の一部が過熱され変形していたが、通電して確認を行ったところ、異常に温度上昇することもなく、変形した一部が過熱することも認められなかったため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因は不明であったが、サーモスタットの設置箇所を増設して、一部で異常過熱しても設定温度を超えないようにした。	消費者 (受付:2007/10/11)
2007-0009 2007/02/14 (事故発生地) 新潟県	室内灯 O L - 0 0 1 4 6 4 オーデリック（株） 使用期間：約9年	居間の照明が突然暗くなり、刺激臭がしたため、家人が気持ち悪くなった。照明器具を開けたところ、基板が黒く焦げていた。 (軽傷)	インバーター基板上の電源平滑用電解コンデンサーから液漏れが認められ、他の部品等に損傷がないことから、コンデンサーの不具合により電解液が漏れ、蒸発したものが煙状になったものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、当該品の製造は既に終了しており、また、プリント基板は難燃材を使用し、金属製のケースに覆われていることから、拡大被害に至る可能性は低いものと推定される。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1567 2006/10/05 (事故発生地) 岡山県	室内灯 使用期間：不 明	鉄筋3階建ての店舗兼住宅から出火し、2階の一部を焼いた。 (拡大被害)	天井に取り付けられた蛍光灯の電源接続部付近が短絡し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、短絡した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/10/11)	製品評価技術基盤機構
2007-1072 2007/05/29 (事故発生地) 山口県	室内灯（インバーター 蛍光灯） RC8660ER1 日立ライティング（株） 使用期間：約7年2か月	点灯中の蛍光灯が突然点滅し始め、爆発音とともに消灯し、異臭とともに発煙した。 (製品破損)	インバーター基板に搭載している電源用ハイブリッドICが内部短絡し、外装樹脂（難燃材）が加熱され発煙したものと推定される。ハイブリッドIC内部短絡の原因は、IC内部部品（ダイオード、抵抗、基板パターン等）が焼損しており特定できないが、電源ラインからの外来サージ、または部品自身の耐量が低かった等によりダイオード等が劣化したことによるものと推定される。 (A3)	拡大被害に至らないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。 (受付:2007/05/30)	消防機関
2006-2956 2006/11/23 (事故発生地) 大阪府	室内灯（天井直付型） 使用期間：約9年	玄関のシーリングライトを点灯させたところ、異音とともに電気が消え、照明器具から発煙した。 (拡大被害)	施工時に本来電源電線を上部の貫通孔に鉛直に通すところを折り曲げられて施工されたため、電線接続端子部にストレスが加わり接触不良が生じたことから、接続端子部の樹脂が徐々に炭化し、トラッキング現象により焼損し発煙したと推定される。 (D1)	施工不良が原因のため、措置はとらなかった。 なお、住宅施工業者に対して調査結果の説明を行った。 (受付:2007/01/23)	消費者
2006-2546 2006/11/05 (事故発生地) 徳島県	充電器（コードレス電話機用） CJN773WW シャープ（株） 使用期間：約11か月	コードレス電話機の子機充電器部分から発煙し、充電器の上部が溶けた。 (製品破損)	充電回路のダイオード部品の故障により、漏れ電流が増加し抵抗が発熱し、近傍のコンデンサーが熱影響で短絡したため、充電コイルへの電流が増加し発熱し、充電器の上部が溶けたものと推定される。 (A2)	単品不良とみられる事故であり、拡大被害を生じる可能性は低いことから既製品への措置はとらなかった。 なお、さらなる安全性確保のため、ダイオード部品の製造業者の変更、及び抵抗とコンデンサーの間隔を広げる設計変更を実施した。 (受付:2006/12/22)	製造事業者 消費者センター

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-1419 2007/04/00 (事故発生地) 広島県	充電器（ハンドクリーナー用） 使用期間：不明	ハンドクリーナーを充電中、アダプターが熱で溶けた。 (製品破損)	充電器のトランスの1次巻線が断線し、2次側の整流ダイオードが異常に発熱した痕跡が認められたが、他の部品に異常はなく、ハンドクリーナー本体が入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/06/06)
2006-2451 2006/12/03 (事故発生地) 兵庫県	充電蓄熱式ゆたんぼ 使用期間：約3回	充電蓄熱式湯たんぼを充電したところ、開始後2～3分で異臭がし、充電プラグとプラグ穴が溶けていた。 (製品破損)	当該品の充電プラグ付き電源コードと本体側プラグ受けが焦げていたことから、使用者がプラグ部分を差し込む際に当該箇所を差し込みが不十分となり、接触不良を生じて異常発熱し、焦げたものと推定される。なお、取扱説明書には「プラグをプラグ穴にしっかりと差し込む」旨の注意表示を行っている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、プラグ部分の樹脂は難燃性樹脂を使用しており、拡大被害に至る可能性は低いと考えられるが、平成19年度発売分は、さらなる安全性確保のため、電流ヒューズの追加と差込確認スイッチを追加し、接触不良状態では通電しない構造に改良した。	消費者センター (受付:2006/12/19)
2007-0199 2007/03/16 (事故発生地) 千葉県	除湿乾燥機 使用期間：約1年	除湿乾燥機付近から出火し、住宅が焼損した。 (拡大被害)	焼損が著しいため、出火原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/10)
2007-2194 2007/06/21 (事故発生地) 静岡県	除湿器 CD-PI633 (株)コロナ 使用期間：約4年	使用中の除湿器から異常音がし、内部を見たら、ゴムが焼け落ちた感じだった。 (製品破損)	コンプレッサの冷媒が抜けて不足していたため、フィルターに埃が詰まった状態で使用した際、コンプレッサが過熱し、その防振ゴムが硬化して、破損に至ったものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/07/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3403 2007/02/11 (事故発生地) 鳥取県	除湿器 使用期間：不明	木造2階建て住宅の除湿器付近から出火し、約135平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気除湿器の電源コードが長年にわたって障子に挟み込まれた状態で使用されたため、当該部分が半断線して短絡し、発火に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/16)
2006-1883 2006/10/19 (事故発生地) 神奈川県	除湿器 使用期間：約5年	除湿器のスイッチを入れ、タイマーを2時間にセットしていたところ、部屋中に異臭が充満し、吹き出し口には煤のようなものが付着し、内部に水が溜まり、機器上部は触れないほど過熱していた。 (拡大被害)	当該製品は正常に運転動作し、機器内部の各電気部品に異常発熱等の痕跡は認められなかった。 なお、製品内部に付着していた異物（液体が乾燥した痕跡）を分析した結果、アンモニアや塩素が検出されたため、これらの成分を含んだ液体が上部吹き出し口より内部に浸入したものと推定されるが、どのような液体がいつ浸入したかについては特定できなかった。 (G1)	液体が上部吹き出し口より内部に浸入した時点が特定できないため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2006/11/09)
2006-3599 2007/01/02 (事故発生地) 沖縄県	除湿器 使用期間：約3年	除湿器から出火した。 (拡大被害)	前部の左側上部及び後部の吸気口パネル付近が焼損していたが、内部部品、電源コード等に発火の痕跡が確認できなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故品原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/02/28)
2006-1149 2006/07/27 (事故発生地) 岐阜県	除湿機 不明 不明 使用期間：約10年	住宅で使用していた除湿機が燃えて、畳の一部を焦がした。 (拡大被害)	本体に接続されている電源コードのファストン端子部が激しく溶断していることから、この端子部の不具合によってトラッキングが発生し、除湿機の発火・燃焼に至ったものと推定される。 (A2)	製造業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/08/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0808 2005/10/30 (事故発生地) 北海道	除湿機 使用期間：約5年	5年ほど前に購入した除湿機を移動した際に取っ手が壊れ、家人の足のの上に落下し、小指に軽傷を負った。なお、除湿機は2～3年前にも取っ手が壊れ修理している。 (軽傷)	取っ手が本体に取り付いている可動部に異物が噛み込み、傷が付いたことから強度が低下していたため、除湿機を持ち上げた際、本体の荷重によって取っ手が破損したものと推定されるが、傷が付いた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/07/11)
2006-1741 2006/10/03 (事故発生地) 岩手県	除湿機 使用期間：約3年	除湿機の吹き出し口の金網が外れて、1歳の子供が指を器具内に入れ、指を切り5針縫った。 (軽傷)	製造当初、正しく組み込まれていた金網に過度の力が加わり正規の位置から脱落し、金網と本体に隙間が生じ、指が挟まったものと推定されるが、過度な力が加えられた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/25)
2006-3555 2006/12/04 (事故発生地) 大阪府	照明器具（シーリングライト） 7L506-6 NECライティング（株） 使用期間：約3年	照明を点灯するとランプがチカチカしたので、カバーを外したところ、照明器具内の部品が赤熱、発煙した。照明器具を外すと、天井に跡が残っていた。 (製品破損)	照明器具内の電源線接続部において、芯線を押さえる爪の屈曲角度が浅かったことから、電線との接触が不十分となり、接触抵抗が増大して発熱し電線が焼損し、発煙に至ったものと推定される。 なお、天井の跡は、器具天井面に取り付けてある緩衝用スポンジの色移りであった。 (A2)	芯線を押さえる爪部に曲げ加工を追加することにより屈曲角度を深くし、電線との接触を確実にする改善を行っている。	製造事業者 (受付:2007/02/27)
2006-3489 2006/12/08 (事故発生地) 兵庫県	照明器具（シーリングライト） 使用期間：約11年	台所の天井に取り付けた照明器具を外したところ、天井クロスが焦げていた。 (被害なし)	当該品の電球、ソケット等の電気部品に異常発熱した痕跡は認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/02/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2789 2007/01/14 (事故発生地) 広島県	照明器具(つり下げ型、インバーター式) OP 150 874 オーデリック(株) 使用期間:約14年	居間の照明器具から発煙した。直ちに電源スイッチをオフにしたところ、発煙は納まった。 (製品破損)	長期使用(14年)により、インバーター基板上の電解コンデンサーが故障し、漏液・破裂し、蒸発したものが煙状になり発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、インバーター基板の外郭は金属ケースで覆われ、基板は難燃材を使用しており、周辺を焼損するなどの拡大被害に至る可能性が低いことから、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/01/15)
2007-3570 2006/06/20 (事故発生地) 山口県	照明器具(学習机用) AML-36 クレオ工業(株) 使用期間:約5年	照明器具のスイッチを入れると、「パチッ」という音とともに火花が出た。 (製品破損)	コンデンサーのはんだ付け部に不具合があったため、はんだクラックを生じ接触不良となり、抵抗に過電流が流れて発熱し、破裂、焼損に至ったものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、措置はとらなかった。 なお、平成13年2月以降、輸入を中止した。	消費者センター (受付:2007/09/27)
2007-1520 2007/06/05 (事故発生地) 兵庫県	照明器具(蛍光灯) TOG-7421 灌住電機工業(株) 使用期間:約9年	照明器具から異音とともに異臭がし、電気が消えて発煙した。 (製品破損)	インバーター基板上の電解コンデンサーの不具合により内部圧力が上昇し、安全弁が動作したため、内部の電解液が異臭とともに白煙となり噴出したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了しており、また、プリント基板は難燃材を使用し、金属製のケースに覆われており、周囲に可燃物もないことから、拡大被害に至る可能性は低いものと推定される。	消費者センター (受付:2007/06/08)
2007-3717 2007/08/15 (事故発生地) 大阪府	照明器具(蛍光灯) BHN 335635 コイズミ照明(株) 使用期間:約7年	照明器具から発煙し室内にガスが充満して、のどが痛くなった。 (軽傷)	基板上の平滑用電解コンデンサーがドライアップ現象を生じて内部素子が異常発熱し、内圧が上昇して安全弁が動作するとともに気化した電解液が噴出し、発煙したものと推定される。 なお、噴出した電解液は微量のエチレングリコールであるため、人体に悪影響を及ぼすものではないものと考えられる。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、最終的に電流ヒューズが作動し、拡大被害を生じる恐れが低いとみられることから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/10/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1166 2005/09/22 (事故発生地) 大阪府	照明器具(蛍光灯) 使用期間：約7年	7階建て集合住宅の一室から出火し、吊り下げ型の照明器具及び円形蛍光灯ランプの樹脂部分を焼損した。 (拡大被害)	32形蛍光灯電極ピンの先端付近に放電痕が認められ、周囲が焼損していることから、被害者の蛍光灯の取替時に、電極ピンの差し込みが不十分であったため、引き紐による電源スイッチのオン・オフ繰り返し時の振動を受け、電極ピンと器具側ソケット金具間で接触不良となり、放電現象が発生し、外郭樹脂に着火し、焼損したものと推定される。 なお、蛍光灯ランプの異常確認として、リード線に点灯回路を接続し試験電圧を加えたところ、正常に点灯している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ソケット金具部の樹脂を、平成3年10月より難燃グレード材質(UL-94V0)に変更している。	消防機関 製造事業者 製造事業者 (受付:2005/10/14)
2007-4255 2007/11/04 (事故発生地) 愛知県	照明器具(蛍光灯) 使用期間：約14日	蛍光灯が本体ごと落下した。 (製品破損)	被害者が蛍光灯の本体を固定具に取り付ける際に、本体を十分に押し上げずアダプタの爪が片掛かりになっていたため、点灯操作でひもを引いた力によって、蛍光灯の本体が固定具から外れて落下したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「アダプタに表示されている矢印が定められた位置に来るまで本体を押し上げる(取り付けが不完全な場合、落下によるけがの原因になる)」旨記載されている。	消費者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/11/06)
2006-1814 2006/10/30 (事故発生地) 岐阜県	照明器具(蛍光灯) 使用期間：不明	蛍光灯(丸形)の本体から、突然煙が出てきて部屋に充満し、プラスチックを焼くような異臭がした。 (製品破損)	内部の電解コンデンサーの防爆弁が開いていることから、コンデンサーの単品不良、あるいは外部から異常電圧が加わったこと等により、コンデンサーの内圧が上昇し、安全弁が作動して電解液の蒸気等が噴出したものと推定されるが、コンデンサーが破裂した原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/10/31)
2006-1876 2006/09/20 (事故発生地) 大阪府	照明器具(蛍光灯安定器) LBRS-40-14W 三洋電機(株) 使用期間：約36年	小学校の教室で、天井の照明器具から安定器のカバーが落下し、中に含まれていたポリ塩化ビフェニール(PCB)が飛び散り、児童20人が気分が悪くなるなどの被害を受けた。 (軽傷)	長期使用(約36年)により、安定器の内蔵コンデンサーの誘電損失が増大して破損し、内部の絶縁に使用していた絶縁油(PCB)が漏れ、PCBを含んだ蒸気を吸い込んだため、気分が悪くなったものと推定される。	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。 なお、平成12年11月、(社)日本照明器具工業会は、全国市町村教育委員会に対し、点検、交換、保管に関する啓発を実施した。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/11/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1927 2007/06/15 (事故発生地) 愛知県	照明器具（投光器、蛍光灯） 17-449 ラッキーウイング（株） 使用期間：約5か月	防犯のため、建物の軒下に設置した投光器の蛍光灯ランプ及び反射板が焼損した。 (製品破損)	当該品は安全装置の付いていないインバーター式蛍光灯であり、蛍光灯の寿命末期時に、フィラメント固定部にフィラメント金属が蒸着し、蛍光灯に流れている熱電子によって異常発熱するとともに、フィラメントが切れるまでに時間がかかったため、電極近傍が高温となり、ランプ及び反射板が焼損したものと推定される。 (A1)	他に同種事故は発生しておらず、最終的にフィラメントが切れ拡大被害の可能性は低いことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の輸入・販売は既に終了している。	消費者 (受付:2007/06/20)
2007-1586 2007/06/11 (事故発生地) 北海道	照明器具（白熱電球） 使用期間：不明	ホテルの客室で、クローゼット内のバスロープが焼け、客の男性2人が煙を吸い病院に搬送された。 (軽傷)	クローゼットは天井から35cmのところで棚により仕切られており、施工業者がクローゼットの天井に埋め込み式ダウンライトを施工したため、棚に重ねて置かれたバスロープ2枚が、ダウンライトに接触し、加熱され、出火したものと推定される。 なお、ダウンライトの施工説明書には、「30cm以内に可燃物が近づかないように取付ける。」旨記載されている。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/13)
2007-1529 2007/06/05 (事故発生地) 愛媛県	照明器具（白熱電球） 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火して、約30平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	埋込コンセントに直接差し込む白熱電球器具を使用中に、ハンガーから落ちた衣類あるいは付近にあった新聞等の可燃物が接触したため、発火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/11)
2007-2602 2007/07/02 (事故発生地) 大阪府	照明器具（白熱電球） 使用期間：約17年	住宅2階の廊下の壁付き白熱電灯付近から出火し、内壁の一部を焼損した。 (拡大被害)	当該品の樹脂製セードが焼損しているものの、白熱電球や電線接続部の電気部品に発火の痕跡は認められなかったことから、白熱電球の点灯中に何らかの可燃物が接触し、着火・延焼したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/07/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2838 2007/05/01 (事故発生地) 神奈川県	照明器具(浴室用) 使用期間：約17年	浴室天井に設置された浴室用照明器具が暗くなり点滅状態から消えた。スイッチを入れても付かなくなったのでガラス製カバーを天井から外したところ、カバー内に水が5cm溜まり器具が水没状態になっていた。 (被害なし)	施工業者が取扱説明書とは違う箇所にも穴を開け施工したため、器具と天井に隙間ができカバー内部に水が溜まり電気回路が水没したものと推定される。 (D1)	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/08/13)	消費者センター
2006-3737 2007/01/06 (事故発生地) 愛知県	照明器具用昇降装置 使用期間：約2年	異音が生じ、照明器具用昇降装置のワイヤーが切断して、昇降部とともに照明器具が落下しフロアに傷がついた。 (拡大被害)	施工業者が当該品の調整金具を室内側に取り付けるところを天井側に取り付け、取付ネジも寸法の異なるネジであったことから、モーターを自動停止するための本体側のマイクロスイッチが作動不良となり、昇降部が収納された場合でも頻りに作動・停止を繰り返し、昇降部を吊り下げるワイヤーに繰り返し機械的ストレスが加えられたため、ワイヤーが疲労破断したものと推定される。 (D1)	当該品の補助施工説明書を追加し、本体表示ラベルに警告文を貼り付け、誤った施工ができないように器体表示を追加し、本体の取付ネジを容易に外せないものに変更した。また、既設のものは工事に施工状態の点検を依頼している。 (受付:2007/03/08)	製造事業者
2007-0100 2007/03/20 (事故発生地) 奈良県	浄化槽用エアーポンプ 使用期間：約20年	木造2階建住宅の外壁に沿って設置されていた浄化槽用エアーポンプ付近から出火し、ふる用給湯器、まきの取灰を入れた紙袋3袋、灯油入りタンクなどを焼損した。 (拡大被害)	浄化槽用エアーポンプ本体の金属製カバー内部の電源コードに溶融痕が認められたが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/04/04)	消防機関
2007-0606 2007/01/20 (事故発生地) 群馬県	畳(熱線式) 使用期間：不明	22年前に建てられた時から設置されていた床暖房(熱線式)の畳が2cm程度焦げた。 (製品破損)	半断線によるものと考えられるが、半断線の原因は特定できなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/05/14)	警察機関

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2325 2007/06/25 (事故発生地) 大阪府	食器乾燥機 使用期間：約6年	食器乾燥機の使用後、温風吹出口と中に入れていたまな板と水筒の一部が溶けていた。 (拡大被害)	溶融したまな板と水筒に、温風吹出口が接していた痕跡が認められ、事故品の通電確認では、過熱等の異常は発生しなかったことから、被害者が本体上部の吸気口(フィルター部分)を塞ぎ、さらに庫内の温風吹出口を塞ぐ状態で、まな板と水筒を置いて使用したため、吹出口付近が過熱し、吹出口の樹脂とまな板等を溶融・変形させたものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示の警告文には、「天板の上にものをのせない、変形・変色・故障の恐れがある。」、「温風吹出口、吸気口、排気口を塞がない、変形や火災の恐れがある。」旨を記載している (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であり、過熱が継続した場合でも、最終的に安全装置(サーモスタット及び温度ヒューズ169)が作動し、発火に至る可能性はないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/07/19)
2005-2242 2006/01/23 (事故発生地) 福井県	食器乾燥機 使用期間：約11年	保育園の給湯室で使われていた食器乾燥機から出火し、冷蔵庫および壁等を焼いた。 (拡大被害)	本体のヒーターに埃や可燃物が付着し、さらにファンモーターがロック状態となり停止したため、出火に至ったものと推定されるが、本体の焼損が著しく、同等品による再現試験では安全装置が作動し、発火には至らないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/01/24)
2007-4326 2007/08/17 (事故発生地) 愛媛県	食器乾燥機 使用期間：約25年	運転中の食器乾燥機から焦げ臭いにおいがして本体下部から発火し、機器を置いていた板が焦げた。 (拡大被害)	本体下部の基板パターン面に導電性異物が侵入したため、異極間でトラッキング現象が発生し、焼損したものと推定されるが、付着した異物の特定ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/12)
2006-3314 2006/12/00 (事故発生地) 熊本県	食器乾燥機(ビルトイン型) 使用期間：約9年	システムキッチンに取り付けた食器乾燥機が、スイッチも入れないのに勝手に作動するようになった。 (被害なし)	本体内部や電気基板などに異常はなく、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明のため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/02/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-1448 2006/09/13 (事故発生地) 神奈川県	食器洗い乾燥機 DW-S2000 三洋電機(株) 使用期間：約5年	食器洗い乾燥機の運転中に停電し、見に行くと本体から出火しており、上にあった棚が煤けた。 (拡大被害)	内部のヒーター用接続端子部で断線及び溶融痕が認められ、リード線接続部が張力が加わった状態で配線処理されていたことから、端子部のカシメ不良、及びリード線接続部に加わった張力により、運転時の振動を受けて半断線となり、短絡・スパークし、周辺樹脂に着火・延焼したものと推定される。 (A2)	当該機種の同種事故は発生しておらず、単品不良とみられることから、ヒーター部品の製造業者に作業指示内容の注意徹底を図った。	製造事業者 (受付:2006/09/28)
2007-4343 2007/10/24 (事故発生地) 岐阜県	食器洗い乾燥機 NP-40SX1 松下電器産業(株) 使用期間：約5年	使用中の食器洗い乾燥機から発煙、発火した。 (製品破損)	ファンモーター端子部に溶融痕が認められ、ファンモーター付近の焼損が著しいことから、洗剤液がファンモーター部に流れ込み、コイル端子部・コイル部に到達し、さらにコイル部の微小な傷とファンモーター端子部との間のボビン部で、トラッキング現象を生じて発火し、ファンケースへ類焼したものと推定される。 (A2)	平成18年11月1日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/13)
2007-0287 2007/04/04 (事故発生地) 東京都	食器洗い乾燥機 使用期間：約2年6か月	食器洗い乾燥機から発煙し、庫内の樹脂製スプーン等が溶け、溶融物が食器に付着した。 (拡大被害)	当該機の温風吹出口とヒーター部に樹脂製スプーン等の溶融物が付着しており、通電したところ当該機は正常に作動し、過熱等の異常は生じなかったことから、被害者が軽量の樹脂製スプーン等を入れたため、洗浄水の噴射でスプーンが吹き飛ばされ、温風吹出口の上に落下し、乾燥工程時のヒーター熱により加熱され溶けたものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書には「プラスチックのスプーン・フォーク等、洗浄水の噴射でとばされやすい軽いものは入れない」旨の注意表示が記載されている。	製造事業者 (受付:2007/04/17)
2007-3513 2007/09/09 (事故発生地) 東京都	食器洗い乾燥機 使用期間：約2年	使用中の食器洗い乾燥機から焦げ臭いにおいがし、上部排気口から多量の黒い煙が出て、ブザーが鳴りエラー表示が出た。 (製品破損)	庫内や製品内部の電気部品等に異常はなく正常に動作し、シーズヒーターにビニールと推定される焦げが付いていることから、被害者が食器を庫内にセットする際に、ビニールと一緒に入れてしまったため、乾燥運転時にシーズヒーターの熱によりビニールが溶け発煙するとともに、ビニールによりシーズヒーターの熱がこもって、一時的に周囲の温度が上がりエラー検知したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該製品は、サーモスタット及び温度ヒューズ等の保護装置を設置しており、シーズヒーター周囲を全面ステンレス製カバーで覆い外部に火が出ない構造となっている。	消費者 (受付:2007/09/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3231 2006/09/15 (事故発生地) 神奈川県	食器洗い乾燥機 使用期間：約2年6か月	食器洗い乾燥機の操作パネル部から発煙した。 (製品破損)	本体正面中央部の下蓋部分の一部が焼損がしており、焼損の著しい箇所に繊維状の炭化物が残留しているものの、表示用コントローラーや内部配線等の電気部品に発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/02/06)	製造事業者
2006-1226 2005/02/00 (事故発生地) 大阪府	食器洗い乾燥機(ビルトイン型) FB4503PC (株)ハーマンプロ 使用期間：約3年3か月	食器洗い乾燥機を使用中に、突然「ボン」という爆発音が4、5回聞こえ、火花が見えて、プラスチックが燃えたようにおいがした。 (製品破損)	当該機の電源基板と電源電線を接続するコネクター部で接触不良が生じて、発熱・発煙したものと推定される。なお、接触不良となった原因は、コネクター部の組み立て作業のばらつきにより、コネクター内の金属端子を变形させたこと、また、組み立て作業時に無理な力がコネクター部に加わり易い、構造上にゆとりがない設計であったことが考えられる。 (A1)	平成19年4月13日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、点検及び基板交換を行っている。 なお、コネクター端子による電源電線の基板接続方法から、基板に電線をはんだ付けする方式を取り入れ、電線の取り回し方を変更するとともに、ハーネスを結束バンドで固定した。 (受付:2006/09/06)	消費者センター 製造事業者
2006-1451 2006/09/14 (事故発生地) 山形県	食器洗い乾燥機(ビルトイン型) 使用期間：約4年	台所の停止中の食器洗い乾燥機付近から出火し、1階約27平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	当該機の焼損が著しいものの、内部配線、制御基板、ヒーター等の残存部品に発火の痕跡が認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/09/28)	製造事業者
2007-1372 2007/05/23 (事故発生地) 東京都	食器洗い機 SPS6021(FD6904) ボッシュ(株) 使用期間：約18年	食器洗い機を使用中に、ブレードが落ちて焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	食器洗い機のメインターミナル部が接触不良を起こして発熱し、焦げたものと推定される。 (A2)	平成16年11月1日、平成18年11月1日、平成19年2月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、平成19年2月26日には全国紙に折り込みチラシを入れ、さらに納入実績のあるユーザーにDMを送付し、無償点検・修理を実施している。なお、平成19年8月からDMを送付しても連絡の取れないユーザー宅を直接訪問し、無償点検・修理を実施している。 (受付:2007/06/04)	輸入事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2598 2007/07/05 (事故発生地) 東京都	食器洗い機 G590SC-U ミーレ・ジャパン(株) 使用期間：約11年	使用中の食器洗い機の内側から水が漏れ、発煙した。 (製品破損)	長期使用(約11年)により、水位スイッチが正常に働かず、更に排水経路が詰まっていたことから、当該機ドア内側より水漏れが発生し、本体底部の電装品に水滴が付着したため、回路が短絡し、発煙に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/07/26)
2006-0884 2006/07/15 (事故発生地) 島根県	水槽用ヒーター 使用期間：不明	小学校の図工室から出火し、室内のプラスチック製容器と窓際の戸棚の一部など約0.3平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	使用者が、水槽の水を交換するため観賞魚用ヒーターをサーモコントローラーに接続せずに、プラスチック製容器に入れ交換用の水を暖めていたところ、通電したままであったため観賞魚用ヒーターが過熱し、プラスチック製容器が発火したものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/07/24)
2006-0943 2006/01/00 (事故発生地) 兵庫県	水槽用ヒーター 使用期間：不明	ホームセンターで、熱帯魚の水槽ろ過台下のフィルター収納部付近から出火した。 (拡大被害)	水槽からのオーバーフロー水を木製台下のろ過装置でろ過し、ヒーターで温め水槽へ送り返していたが、ろ過槽内の水位が下がりヒーターが露出して、過熱し、ろ過マットに着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 消防機関 (受付:2006/07/28)
2006-2794 2007/01/01 (事故発生地) 青森県	水槽用ヒーター 使用期間：約4か月	冬休み期間中に、木造2階建て学校の教室から出火し、壁と床部分計約12平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	使用者の不在により、水槽の水がヒーター熱により徐々に蒸発して水面が下降し、水槽に取り付けられていた観賞魚用ヒーターが浮かび上がり過熱し、樹脂製の水槽を溶解させ、発煙・発火に至ったものと推定される。 (E2)	保護者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2276 2007/07/11 (事故発生地) 岐阜県	水槽用ヒーター 使用期間：不明	鉄筋3階建て集合住宅の一室から出火し、同室約15平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	水槽用ヒーターを水槽外に取り出しておいたところ、誤ってスイッチ付きテーブルタップのスイッチが入り、通電状態になったため、近くにあった本等を過熱し、火災に至ったと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/13)
2006-0857 2006/07/13 (事故発生地) 茨城県	水槽用ヒーター 使用期間：約15年	リビングルームの壁際に置いていた観賞魚用水槽の上部から出火した。 (拡大被害)	水槽用ヒーターの電源コードの断線部に溶融痕が確認されたが、溶融痕は二次痕とみられ、他の電気部品は焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/07/20)
2007-0334 2007/04/10 (事故発生地) 静岡県	水槽用ヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	水槽内に水を補充しない状態でヒーターを使用したため、ヒーターが水面から出てしまいヒーターが異常過熱し、付近の可燃物を加熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 なお、温度ヒューズ等の安全装置の有無についても、焼損が著しく確認することができなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 消費者 (受付:2007/04/18)
2007-3473 2007/08/23 (事故発生地) 広島県	水槽用ヒーター 使用期間：約10か月	熱帯魚の水槽に入れていた水槽用ヒーターを使用中、水槽内が高温になり魚が死んだ。 (製品破損)	ヒーターと温度センサーをセットで使用し、何らかの原因によって温度センサーが水面上に露出したため、ヒーターが連続通電状態となり水温が上昇したものと推定されるが、使用状況が確認できず原因の特定はできなかった。 なお、ヒーター内部の温度ヒューズは、ヒーターが水面上に露出したため作動したものと推定される。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/09/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2070 2007/05/04 (事故発生地) 静岡県	水槽用循環ポンプ 使用期間：約2か月	金魚用水槽に使用していた循環ポンプ付近から出火し、壁から天井を延焼した。 (拡大被害)	循環ポンプのモーターや配線等に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/06/29)
2005-0992 2005/09/04 (事故発生地) 東京都	水槽用照明器具 A X Y 4 5 0 (株) アクアシテム 使用期間：約1年10か月	熱帯魚用の水槽の上に取り付けていた照明器具(蛍光灯)が、火傷をするくらい熱くなり、突然、煙が出た。 (製品破損)	蛍光管の製造工程中に、ガラス部に極めて微細な損傷が発生し、内部に空気が少しづつ入ったことにより過電流が流れて異常発熱を起こし、近接したアクリル板の一部を溶かしたものと推定される。 (A3)	蛍光管の製造工程中に偶発的に発生したものであるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2005/09/15)
2006-2056 2006/11/19 (事故発生地) 秋田県	水道凍結防止ヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	水道凍結防止ヒーターからの出火とみられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/21)
2007-2285 2007/07/11 (事故発生地) 長野県	水道凍結防止ヒーター 使用期間：不明	木造2階建て旅館から出火して、1階トイレの天井裏約1平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	便槽の水が蒸発してしまったため、2階トイレ床下にあった凍結防止用の電熱パッドが過熱し、付近の断熱材に着火して火災に至った可能性が考えられるが、事故品が入手できないことから調査できなかった。 (G2)	製造業者等は不明であり、事故品が入手できないことから、調査不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3185 2006/00/00 (事故発生地) 千葉県	精米機 使用期間：約2年	精米機を使用していたところ、発煙し発光した。中を見ると、取り外せるはずのプラスチックの部品が溶けてくっつき、外れなくなっていた。 (製品破損)	軸受けが過熱、油切れを起こし、回転軸周辺の樹脂部分が溶けて回転軸に溶着して軸受けに負荷がかかり、軸受けの潤滑油が発煙、瞬間的に燃焼・発光したものと考えられるが、当該機は短時間定格の製品で被害者の使用時間等が確認できず原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/02)
2007-2045 2007/06/11 (事故発生地) 神奈川県	扇風機 K I 1 5 6 R (B) (株)千住 使用期間：1回	購入後初めて使用した扇風機のモーター部が発熱し、放置すれば火災の可能性があるのでスイッチを切った。その後再度スイッチを入れたが回転しない。 (製品破損)	製造時にファンモーターの補助巻線が断線していたため、通電時に回転せず主巻線が発熱したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、購入部品の検査を強化するとともに製造ラインでの部品の扱いに十分注意するよう、作業員への再教育を行った。	消費者センター (受付:2007/06/28)
2007-2391 2007/07/20 (事故発生地) 長崎県	扇風機 T S K - F 1 2 0 2 M サンクン日本電器(株) 使用期間：約2年	就寝中に破裂音がし、扇風機の操作部が「パチパチ」と音をたてて赤熱していた。 (製品破損)	電源制御用コンデンサーの不良によりコンデンサー内部で短絡が発生し、電流制御用の固定抵抗器が発熱したものと推定される。 (A3)	他に同種事故が発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、拡大被害を生じていないため、既製品の措置はとらなかった。 なお、当該製品は平成15年に輸入・販売を終了している。	消防機関 (受付:2007/07/24)
2006-0987 2006/07/20 (事故発生地) 三重県	扇風機 不明 不明 使用期間：約30年	扇風機付近から出火して部屋の一部を焼損した。 (拡大被害)	長期使用(約30年)により、巻線に短絡が生じ、モータ巻線が異常発熱・発火し、外郭樹脂に拡大燃焼したものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/08/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1000 2006/07/28 (事故発生地) 福井県	扇風機 P J - 3 0 2 T S シャープ(株) 使用期間：約34年	故障し動かなかった扇風機が、事故当日に動いたので使用したところ当該扇風機より出火し、畳や障子、天井の一部を焼き、近くにあった寝たきりの女性が熱気道症で入院した。 (重傷)	長期使用(約34年)によりコンデンサーが劣化したため、内部で短絡して発火し、バックカバー等に延焼したものと推定される。 (C1)	扇風機を長く使用しているお客様に対し、取扱説明書、チラシ等により使用中の古い扇風機に対する点検や、異常がある扇風機の使用を中止するようにお願いしている。また、(社)日本電機工業会より古い扇風機の使用に関する消費者啓発活動を行っている。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/08/07)
2007-2949 2007/08/13 (事故発生地) 北海道	扇風機 P J - 3 0 5 T F シャープ(株) 使用期間：約30年	使用中の扇風機から発煙し、モーターカバー上部が一部変色した。 (製品破損)	長期使用(約30年)により、モーター運転用コンデンサーに絶縁劣化が生じ、ファンモーターに過電流が流れて過熱し、発煙及びカバーの変色が発生したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかったが、昭和56年からは、電源回路上に電流ヒューズを組み込み、コンデンサーが絶縁劣化を起こした場合に電流を遮断する対策を行っている。 なお、(社)日本電機工業会では毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	消費者センター (受付:2007/08/23)
2007-3131 2007/08/02 (事故発生地) 静岡県	扇風機 不明 不明 使用期間：約25年	扇風機から出火し、住宅を半焼した。 (拡大被害)	モーター巻線に溶痕が認められたことから、長期使用(約20~25年)により、巻線の絶縁が劣化したため、発熱・発火に至ったものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/08/28)
2007-3207 2007/08/16 (事故発生地) 大阪府	扇風機 E F - 6 E Z 三洋電機(株) 使用期間：約37年	使用中の扇風機から発火し、床の一部が変色、壁の一部が汚損した。 (拡大被害)	長期使用(約37年)により、コンデンサーが絶縁劣化して短絡・スパークし、コンデンサーの充填材に着火し、モーターカバーに延焼したものと推定される。 (C1)	昭和61年より、長期使用の扇風機に対する安全点検実施の消費者啓発活動をカタログ、安全点検PRチラシ、取扱説明書、ホームページ(平成8年より掲載)にて行うとともに、販売店及び消費生活センターなどを通じて消費者へチラシを配布し、さらに平成19年8月25日付の新聞及びホームページに「古い扇風機についてお知らせとお願い」の告知文を掲載し、使用者に使用の中止を呼びかけている。また、(社)日本電機工業会でも、毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	製造事業者 (受付:2007/09/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3353 2007/08/23 (事故発生地) 千葉県	扇風機 DK-12T 三井物産(株)中部支社 使用期間：約25年	扇風機を使用後、止めて外出したが、家に戻ったら扇風機から火が出ており、畳が2枚焦げた。 (拡大被害)	コンデンサー内部が焼けており、コンデンサー給電線に溶融痕があることから、コンデンサーが長期間使用(25年)により、経年劣化して発火したものと推定される。 (C1)	平成19年10月27日付けでホームページで注意喚起を行っている。また、(社)日本電機工業会では毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	消費者センター (受付:2007/09/10)
2007-3395 2007/08/19 (事故発生地) 千葉県	扇風機 TA307AB 富士電機ホールディングス(株) 使用期間：約35年	扇風機を使用していたところ、煙が出てモーターのカバーの一部が変形し、油のようなものが流れ出てきた。 (製品破損)	長期使用(約35年)により、当該機の進相コンデンサーが劣化し、内部の異常発熱により内圧上昇したため、コンデンサー端子部に亀裂が生じ、油脂及び煙が噴出したものと推定される。 (C1)	平成19年9月12日付のホームページに使用を中止するお願いを掲載している。また、(社)日本電機工業会では毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	製造事業者 (受付:2007/09/12)
2007-3613 2007/08/15 (事故発生地) 山形県	扇風機 EF-6NA 三洋電機(株) 使用期間：約39年	扇風機を運転したまま外出し戻ってみると、部屋から煙が出ており、扇風機、柱、畳が焼損し、障子戸、ふすまなどが焦げた。 (拡大被害)	長期使用(約39年)により、コンデンサーが吸湿等で絶縁劣化を起し、短絡時のスパークがコンデンサーの充填剤や堆積した埃等に着火し、モーターカバーに延焼したものと推定される。 (C1)	平成19年8月25日の新聞及びホームページ、9月1日からはテレビ広告において「古い扇風機についてのお知らせとお願い」として、30年以上前の扇風機の使用中止を呼びかけている。また、(社)日本電機工業会では毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	製造事業者 (受付:2007/10/01)
2007-4246 2007/09/00 (事故発生地) 静岡県	扇風機 R30-SX 三菱電機(株) 使用期間：約38年	使用中の扇風機から異臭がし、周辺の畳にろうそくが溶けたようなものが付着していた。 (拡大被害)	長期使用(約38年)により、コンデンサーが劣化したため発熱し、コンデンサー内部のワックスが漏れたものと推定される。 (C1)	モーターカバーは金属製であり、拡大被害に至る可能性は低いものの、平成19年9月7日付けホームページに「長年ご使用の扇風機についてのお知らせとお願い」の告知文を掲載し、使用者に注意喚起を行っている。また、(社)日本電機工業会でも、毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。	消費者センター (受付:2007/11/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-1336 2006/09/09 (事故発生地) 三重県	扇風機 E F - 6 D A 三洋電機(株) 使用期間：約37年	作業場の扇風機から出火し、約10平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	モーター巻線に短絡痕が認められたが、台座部に溶融したモーターカバー等の樹脂が付着した痕跡はなく、さらにモーター部のアルミダイキャストの溶融状態は前面側に流れており、当該機は前面に倒れた状態で燃焼した様相を呈していることから、使用中に転倒したことによって羽根(モーター)が拘束され、通常より大きい電流によってモーター巻線が異常発熱したため、レイヤショートを起こし発火したものと推定される。 (F1)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、昭和61年より長期使用の扇風機に対する安全点検実施の消費者啓発活動をカタログ、安全点検PRチラシ、ホームページ(平成8年より掲載)等に行うとともに、販売店及び消費生活センター等を通じて消費者へチラシを配布している。また平成19年8月25日付け新聞及びホームページに、30年以上経過した扇風機の使用を中止する旨掲載している。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/09/15)
2007-3477 2007/09/11 (事故発生地) 愛知県	扇風機 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階を焼損した。扇風機付近の畳が激しく焼けていた。 (拡大被害)	当該機の内部配線、モーター巻線及び電源コードに溶融痕等の異常は認められないことから、事故時に通電はされておらず、延焼により焼損したものと推定される。 (F2)	製造業者等は不明であり、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/09/20)
2006-2119 2006/08/01 (事故発生地) 京都府	扇風機 使用期間：約32年	長机に置いていた扇風機から発火し、水と座布団で消火したが、煙を吸って一時入院した。 (軽傷)	当該機の電源コードが本体根元付近で断線しており、断線箇所に溶融痕が認められること、またモーター部分が著しく焼損していることから、当該モーターのレイヤショートあるいは、電源コードの半断線により出火に至ったものと考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/28)
2006-3476 2007/02/17 (事故発生地) 沖縄県	扇風機 使用期間：約25年	店舗のショーケース上に置いてあった扇風機付近から出火し、周辺を焼損した。 (拡大被害)	モーターに異常はなく、差し込みプラグのプッシング付近に半断線状態が確認されたが発火の原因となる痕跡はみつからなかった。また、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1960 2007/06/20 (事故発生地) 京都府	扇風機 使用期間：約2年9か月	扇風機のスイッチを入れたところ、羽根の付け根の後部より発火した。 (被害なし)	被害者の申し出では、事故品は燃えていたとのものであったが、事故品に発火・発煙等の痕跡は認められず、通電試験においても正常に作動していることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/06/22)	消費者センター
2007-3920 2007/10/13 (事故発生地) 神奈川県	扇風機（クリップ式） C - C H 1 8 (株)ミュージーコーポレーション 使用期間：不明	百貨店の試着室のクリップ型扇風機から煙が出て、モーターと電源コードが焼け焦げた。 (製品破損)	内部配線が首振り用可動部品（歯車やリンク部品）に接触せず、また内部配線に応力が集中しないように、内部配線を結束バンドで緩く束ねるべきところを強く締めていたため、首振り時に内部配線に応力が集中し、半断線又は断線状態となり、スパークを生じ発熱・発火したものと推定される。 (A2)	他に同種事故が発生はなく、単品不良とみられることから、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に製造を終了しており、今後製造を行う時は結束方法の指導等を強化する。 (受付:2007/10/24)	不明
2006-1025 2006/07/12 (事故発生地) 神奈川県	扇風機（壁掛用） F - 3 0 T 1 G 松下精工（株） 使用期間：約30年	福祉施設1階の屋外洗濯場に設置された壁掛扇風機から出火し、下に置いていた洗濯機も焼損した。 (拡大被害)	事故品のモーター巻線に溶融痕が認められ、屋外に設置使用されていたことから、長期使用（約30年）により、モーター巻線が絶縁劣化し、レイヤーショートが発生し、短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (C1)	他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、同型品については既に生産を終了しており、カタログ、取扱説明書、ホームページ上で、扇風機の使い方や安全に関する注意を行っており、長期使用の扇風機に対する「愛情点検」運動を実地している。また、(社)日本電機工業会は「扇風機の安全点検・使用の啓発PR」として消費者啓発運動を毎年行っている。 (受付:2006/08/10)	製造事業者
2007-0408 2007/04/17 (事故発生地) 福島県	扇風機（壁掛用） 不明 不明 使用期間：約15年	鉄筋5階建てホテルのボイラー室内に設置されていた壁掛扇風機が焼損した。 (製品破損)	長期使用（約15年）によりモーター起動用コンデンサーに絶縁劣化が生じ、内部短絡して発火し、火災に至ったものと推定される。 なお、出火時までの2年間は、ボイラー室内に干していた洗濯物を乾燥させるため、強・首振り状態で連続使用されていた。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、(社)日本電機工業会では毎年扇風機の安全点検チラシを作成し、ユーザーへの啓発活動を行っている。 (受付:2007/04/24)	消防機関

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4186 2007/09/05 (事故発生地) 大阪府	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4187 2000/08/03 (事故発生地) 大阪府	洗面化粧台 リベロ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約1年3か月	洗面化粧台の鏡扉の丁番が外れて左頬に当たり、打撲を負った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4188 2004/05/30 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 リベロ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約3年4か月	洗面化粧台の上部の丁番が外れて鏡扉が手の甲に当たり、甲が腫れた。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4189 2007/08/19 (事故発生地) 愛知県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の右上の丁番が外れて落下し、打撲を負った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4190 2004/10/25 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ (ブランド:ヤマハ) ヤマハリビングテック(株) 使用期間:約4年6か月	洗面化粧台の鏡扉が落下し、頭部にけがを負った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4191 2005/06/09 (事故発生地) 大阪府	洗面化粧台 リサーラ (ブランド:ヤマハ) ヤマハリビングテック(株) 使用期間:約3年4か月	洗面化粧台の鏡扉を開いたところ、扉の上部が外れて倒れ、右肩に当たり青あざになった。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4192 2005/08/09 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ (ブランド:ヤマハ) ヤマハリビングテック(株) 使用期間:約3年4か月	洗面化粧台の鏡扉の丁番が破損して扉が脱落し、子供の頭に当たってけがを負った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4193 2006/08/01 (事故発生地) 兵庫県	洗面化粧台 ラバージュ (ブランド:ヤマハ) ヤマハリビングテック(株) 使用期間:約2年8か月	洗面化粧台の右扉を開けたところ、鏡扉が倒れて頭部に当たり、右眉に打撲を負った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4194 2007/04/26 (事故発生地) 神奈川県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約3年11か月	洗面化粧台の鏡扉が落ちて、頭に当たり前頭部にこぶができた。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4195 2007/06/20 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約5年2か月	洗面化粧台の鏡扉の丁番が外れて腕にあたり、内出血した。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4196 2007/08/01 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約6年5か月	洗面化粧台の鏡扉が外れ、鏡が割れて手を切った。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)
2007-4197 2007/08/16 (事故発生地) 千葉県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：約3年6か月	洗面化粧台の中央の鏡扉が倒れてきて、額にこぶができた。 (軽傷)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/10/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-4546 2001/07/02 (事故発生地) 群馬県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4547 2001/07/30 (事故発生地) 大阪府	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4548 2002/06/17 (事故発生地) 広島県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4549 2002/08/08 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が破損した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4550 2003/01/06 (事故発生地) 京都府	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4551 2003/04/15 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4552 2003/07/22 (事故発生地) 茨城県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4553 2003/08/25 (事故発生地) 北海道	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4554 2004/01/28 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4555 2004/08/06 (事故発生地) 神奈川県	洗面化粧台 ルームズ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4556 2004/12/20 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 ルームズ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4557 2005/01/31 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4558 2005/06/20 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 リベロ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4559 2005/07/20 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4560 2005/07/27 (事故発生地) 神奈川県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4561 2005/08/01 (事故発生地) 宮城県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の丁番部分が磨り減り、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4562 2005/08/08 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4563 2005/08/09 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が取れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4564 2005/08/22 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が変形し、鏡扉が脱落した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4565 2006/05/23 (事故発生地) 鹿児島県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が破損し、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4566 2006/05/29 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番部分が摩耗してがたつき、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4567 2006/06/05 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の丁番の不具合で、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4568 2006/06/28 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4569 2006/06/30 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の丁番が外れ、鏡扉が取れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4570 2006/07/24 (事故発生地) 大阪府	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉の上部分が外れて落ち、鏡扉内側の配線のカバーが破れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4571 2006/07/28 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4572 2006/08/04 (事故発生地) 奈良県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の上部の丁番が外れて鏡扉が倒れてきた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4573 2006/08/07 (事故発生地) 神奈川県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の左側の鏡扉が落ちた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4574 2006/08/22 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の丁番が下に曲がり鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4575 2006/08/24 (事故発生地) 神奈川県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の丁番部分が変形し鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4576 2006/09/11 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 ジョリエ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4577 2006/09/20 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4578 2006/09/25 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の丁番部分が曲がり、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4579 2007/05/08 (事故発生地) 長野県	洗面化粧台 リベロ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4580 2007/05/14 (事故発生地) 千葉県	洗面化粧台 ラバージュ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	化粧洗面台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4581 2007/05/15 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩耗しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4582 2007/05/25 (事故発生地) 岩手県	洗面化粧台 ルームズ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	化粧洗面台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4583 2007/05/31 (事故発生地) 埼玉県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4584 2007/06/05 (事故発生地) 静岡県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4585 2007/06/13 (事故発生地) 福島県	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉が落下した。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4586 2007/06/20 (事故発生地) 東京都	洗面化粧台 リサーラ ヤマハリビングテック(株) 使用期間：不明	洗面化粧台の鏡扉を開けようとしたら、鏡扉が外れた。 (製品破損)	鏡扉は当該品の収納スペースに上下2箇所の丁番により取り付けられており、開閉の繰り返しにより、丁番のカシメピンと金具が磨耗し、ピンが脱落し扉が外れたものと推定される。 なお、扉については開閉試験を行って耐久性を確認しているが、過負荷や偏荷重への考慮不足により、強度が不足したものと考えられる。 (A1)	平成19年9月からホームページに丁番の異状についての注意喚起を掲載し、点検・修理を行っている。また、平成16年10月より丁番のカシメ部を摩擦しにくい構造に変更した。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4361 2007/10/30 (事故発生地) 愛知県	洗面化粧台 ハイステージ GDF123HMR 松下電工(株) 使用期間：約6年11か月	洗面化粧台の三面鏡中央の鏡扉の上部丁番が外れて倒れ、左眉付近を打撲した。 (軽傷)	扉の丁番の摺動部が磨耗して上下の丁番ピッチが基準値よりも1.2mm以上開いた場合に、磨耗した丁番ピンがはずれると推定され、上下の丁番のピッチが大きくなる原因は丁番の製造のバラツキ、施工された壁面の状態、固定ビスの締め付け状態などが影響しているものと推定されるが、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、推定原因に対する再発防止措置として、2001年10月より丁番ピンの摩擦部分の形状を変更し、2004年5月からはピンの形状を四角に変更して回転を防止した構造に変更している。また、平成18年8月30日からホームページにおいて注意喚起している。	製造事業者 (受付:2007/11/14)
2006-1598 2006/09/16 (事故発生地) 神奈川県	足元灯 WH1201WP 松下電工(株) 使用期間：約10年	10年前に購入し、4、5年前から押入れに保管していた蓄電池内蔵の足元灯が不点灯であったため、2日前から充電していたところ、発火し、壁面、壁コンセントなどを焦がした。 (拡大被害)	当該品の長期保管(4、5年)により蓄電池が深放電状態になり、電池内部からクレーピング現象で電解液が電池外部にしみ出し結晶化したものが、多湿の環境下で液状化し、上下逆向きでコンセントに接続したため、液状化した電解液がプリント基板上を垂れて、差込みプラグの栓刃間に浸入してトラッキング現象が発生し、発火したものと推定される。 (C1)	当該品は既に生産を終了しているが、補修用の電池部品に電池液漏れ時の注意事項を記載したチラシを同梱している。	製造事業者 (受付:2006/10/13)
2007-2157 2007/05/09 (事故発生地) 佐賀県	太陽光発電器 使用期間：約8か月	太陽光発電器の接続ユニットから発熱、発煙して、機器本体が焼損し、壁面クロスが煤で汚損した。 (拡大被害)	設置業者の施工不良により、太陽電池モジュールからパワーコンディショナへの配線を行う接続ユニット内の端子台において、ねじの締め付け不足のため、接触抵抗が増大し、端子台が発熱し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (D1)	既製品については、ユーザーを把握していることから設置業者へねじ端子締め付け状態の点検を要請した。また、本体に工事に対する注意喚起ラベルを追加貼付した。	製造事業者 (受付:2007/07/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0173 2006/04/08 (事故発生地) 岩手県	太陽光発電器 使用期間：不明	春先に木造平屋住宅から出火し、屋根に設置された太陽光発電器のソーラーパネルの一部を焼いた。 (製品破損)	雪解けの時期に、太陽光発電器が雪の重みでずれて動いたため、接続されている配線が損傷し、芯線が短絡・スパークし、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/04/14)	製品評価技術基盤機構
2006-3477 2007/02/15 (事故発生地) 群馬県	暖房便座 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し全焼した。トイレの焼損が著しかった。 (拡大被害)	暖房便座の電源はOFFの状態であり、温度コントローラーや電源コード等に発火の痕跡がみられなかったことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/02/20)	消防機関
2007-2603 2007/07/21 (事故発生地) 茨城県	暖房便座 使用期間：約7年	電気便座を低温設定にして使用していたところ、便座が異常に熱くなった。 (被害なし)	事故品の各設定温度で便座表面を確認したところ火傷が生じるような高温には至らず、内部の制御基板にも発熱した痕跡は確認されなかったことから、原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/07/27)	消費者センター
2006-2616 2006/11/06 (事故発生地) 宮崎県	直流電源装置 ES1910用充電器RC01 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約6年	居間のじゅうたんの上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、じゅうたんの一部が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。 (受付:2007/01/04)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2617 2006/11/17 (事故発生地) 三重県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約6年	シェーバーを充電中、充電器から発火し、壁とフローリングの床が焦げ、敷居板が煤けた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-2618 2006/11/26 (事故発生地) 群馬県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約6年	キッチンの流し台の上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、流し台の一部が焦げ、居間の壁の一部が焼損し、居間が煤で汚れた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-3226 2006/12/16 (事故発生地) 新潟県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約6年	シェーバーを充電中に充電器から発火し、室内が煙で充満した。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/02/06)
2007-0130 2005/10/00 (事故発生地) 熊本県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約5年8か月	居間のテーブルの上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、テーブルの上面、オープントースターのコード、携帯電話機が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/04/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0131 2007/03/12 (事故発生地) 京都府	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	リビングのテーブルの上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、テーブルの上板が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0132 2007/02/00 (事故発生地) 千葉県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	寝室でシェーバーを充電中、充電器から発火し、ふとんが焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0504 2006/04/00 (事故発生地) 茨城県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約6年	洗面所の棚の上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、棚が焦げ、柱の一部が炭化して洗面所付近がすすで汚損した。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/05/07)
2007-0511 2007/03/29 (事故発生地) 大阪府	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	寝室の床の上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、フローリングの床が焦げ、室内がすすで汚損した。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/05/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1035 2007/04/19 (事故発生地) 愛知県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	和室でシェーバーを充電中に充電器から発火して、部屋の一部と家財、衣類、電子機器などを焼損し、階段踊り場などを汚損した。	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2007-1036 2007/05/02 (事故発生地) 山形県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	洋間のじゅうたんの上でシェーバーを充電中に充電器から発火し、じゅうたんと近くにあったハロゲンヒーターの一部が焦げ、室内がすすで汚損した。	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2007-1958 2007/06/16 (事故発生地) 富山県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：不明	洗面所の洗濯機の上でシェーバーを充電中、充電器から発火して、洗濯機の一部が焦げ、室内がすすで汚損した。	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/06/22)
2007-1973 2007/06/04 (事故発生地) 千葉県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	シェーバーを充電中、充電器から発火して、フローリングが変色した。	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/06/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1984 2005/12/00 (事故発生地) 福岡県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約5年	シェーバーを充電中、充電器から発火して、じゅうたんの一部が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/06/25)
2007-2900 2007/08/10 (事故発生地) 大分県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	シェーバーを充電中、充電器から発火して、洗面所の鏡の一部が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/08/20)
2007-2901 2007/08/15 (事故発生地) 香川県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	シェーバーを充電中、充電器から発火して、洗面化粧台の一部が煤で汚れた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/08/20)
2007-3788 2007/10/12 (事故発生地) 栃木県	直流電源装置 E S 1 9 1 0用充電器RC 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	リビングの床の上でシェーバーを充電中、充電器から発火し、リビングの床と壁の一部が焦げた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/10/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4258 2007/10/06 (事故発生地) 栃木県	直流電源装置 E S 1 9 1 0 用充電器 R C 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	2階の廊下でシェーバーを充電中、充電器から発火して、床の一部が焦げ、周囲が煤で汚れた。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/11/06)
2007-4453 2007/11/13 (事故発生地) 兵庫県	直流電源装置 E S 1 9 1 0 用充電器 R C 0 1 セイコーエスヤード(株) 使用期間：約7年	洗面化粧台の上でシェーバーを充電中、充電器から発火して、洗面所の壁の一部が焼損し、周囲が煤で汚損した。 (拡大被害)	充電器内にある発振トランスの巻線部に絶縁不良があったため、巻線間が一部短絡して過電流が流れ、回路のヒューズ抵抗が溶断した際の熱により、ヒューズ抵抗周辺の充填材が炭化してバイパス回路を形成し、さらにその部分に電流が流れて過熱、発火した。 (A1)	平成12年6月から平成15年10月までに、新聞に計6回の社告を行い、ホームページにも掲載し、製品の回収、交換を行っている。また、充填材を炭化しにくい材質に変更し、発振トランスの巻線相互間の耐圧チェックを全数実施した。経済産業省は、都道府県に消費者への情報周知を要請するとともに、同省のホームページに掲載した。さらに当機構は「特記ニュース」で消費者に注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/11/20)
2007-0535 2007/05/01 (事故発生地) 宮崎県	直流電源装置 使用期間：約3年	電気ドリルの充電をしていたところ、充電器から発煙し、充電器が溶けた。 (製品破損)	充電器内部に水が浸入した痕跡があることから、充電器内部に水が浸入したため、バッテリー端子間で短絡が起きたが充電回路の制御ができなくなり、バッテリーが発熱・変形したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、既製品については措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/05/08)
2006-2477 2006/12/04 (事故発生地) 山形県	電気あんか O Y - 6 2 M U (株)オーム電機 使用期間：約7年	電気あんかを布団の中に入れて使用中、電気あんかのコード引き出し口付近から発煙し、寝具が焦げた。 (拡大被害)	塩化ビニル製電源コードの製造工程において、材料の配合ミスにより、通常より被覆の柔軟性がない硬いコードが生産されたこと、及び本体のコード出口部分で、塩化ビニル製のコード被覆とコード周辺の塩化ビニル製の保護カバーが密着した構造であったことから、コードを曲げた場合に力が一部に集中し、銅の芯線にストレスが加わり半断線状態となったため、発熱し、コード被覆が焦げ、寝具を焦がしたものと推定される。 (A1)	平成12年10月より、コード出口部が中空構造でさらに柔軟性のある被覆のコードに改良している。また、平成12年12月及び平成14年10月に店頭で回収を周知するためのポスターを掲示し、平成12年12月及び平成14年2月にホームページに「お詫びとお願い」を掲載、平成12年12月、平成14年10月にダイレクトメール等、平成19年2月14日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。	販売事業者 (受付:2006/12/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3007 2007/01/16 (事故発生地) 兵庫県	電気あんか 使用期間：約8年	就寝時、電気あんかをふとんの間の足元に置いていた。足に熱を感じたので、取り出したところ、火花が出てコードの根元が焦げていた。 (製品破損)	電源コードの本体側付け根部分（プロテクター部）で断線しており、本体も著しく凹んでいたことから、被害者が電源コードを本体に巻き付ける等の機械的ストレスを繰り返し加えたため、コード芯線が半断線状態となり、短絡・スパークし、焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示に、「電源コードは無理に引っ張ったり、ねじったり、踏み付けたり、乱暴に扱わない。」旨の注意表示を記載している。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、既製品については措置はとらなかった。 なお、平成19年2月よりコードプロテクター部の形状を変更している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/25)
2006-3382 2006/12/00 (事故発生地) 京都府	電気あんか 使用期間：約3年	電気あんかの本体とコードの接続部分付近から発火して、周辺にあったふとんが5cm四方焦げた。 (拡大被害)	電源コードの本体側プロテクター部の付け根部分で断線していたことから、電源コードに過度の屈曲等の機械的ストレスが繰り返し加わったため、コード芯線が半断線状態となり、短絡・スパークし、ふとんが焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示に、「電源コードは無理に引っ張ったり、ねじったり、踏み付けたり、乱暴に扱わない。」旨の注意表示を記載している。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、既製品については措置はとらなかった。 なお、平成19年2月よりコードプロテクター部の形状を変更している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/14)
2007-2229 2005/12/28 (事故発生地) 福岡県	電気あんか 使用期間：約15年	糖尿病の女性が、睡眠中に電気あんかによる熱傷を負い、右足大腿部を切断した。 (重傷)	被害者が電気あんかに長時間触れて使用していたため、低温火傷になったものと推定される。なお、本体表示には「長時間にわたり使用される場合には、必ず身体から離して使用してください」旨の表示が記載されていた。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/07/10)
2006-1711 2006/10/05 (事故発生地) 愛知県	電気あんか 使用期間：約2年	電気あんかを使用するため通電したが温まらなかったため、カバーを外して内部を確認したところ、一部焼損していた。 (製品破損)	事故品の本体カバー及びスポンジシートには、折り曲げによるシワが認められたことから、被害者が本体を折り曲げて使用していたため、ヒーター線が重なった箇所温度が上昇し、ヒーター線を固定しているフェルト製カバーの接着がはがれ、ヒーター線が移動してヒーター線同士が接触し過熱が生じ、ヒーター線の被覆、フェルト製カバー及びスポンジシートを焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には「折り曲げて使用しないで下さい。火災や故障の原因となります。」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/10/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2842 2006/11/11 (事故発生地) 福岡県	電気あんか 使用期間：約7年	就寝時に電気あんかを「強」に設定し、両足に触れないように設置していたが、睡眠薬を服用していたために熟睡し、目覚めると両ふくらはぎの下に電気あんかがあり、重傷の低温火傷を負った。	睡眠薬を服用して電気あんかを使用したため、気づかないうちに本体に身体が触れ、低温火傷になったものと推定される。 なお、取扱説明書には「眠気を誘う薬を服用した場合は、毛布、タオルなど厚手の布で包み、足から離して使用する」旨記載されている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	市町村 製造事業者 (受付:2007/01/17)
2006-3147 2007/01/27 (事故発生地) 奈良県	電気あんか 使用期間：約7年	就寝時に使用していた電気あんかから異臭がして、接続コード部分から「パチパチ」という音とともに発火し、ふとん約0.2平方メートルを焼損した。	電源コードの本体側付け根部分(プロテクター部)で断線しており、コードに著しい捻れが認められたことから、被害者が電源コードを本体に巻き付ける等の機械的ストレスを繰り返したため、コード芯線が半断線状態となり、短絡・スパークし、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを捻ったり束ねたりしない」旨記載されている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、平成11年より取扱説明書に「コードを本体に強く巻き付けない」旨追加している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/31)
2007-0143 2006/02/06 (事故発生地) 兵庫県	電気あんか C A Y - K T (株)ドウシヤ 使用期間：約7年5か月	電気あんかの電源コードから火花が発生して、壁が焦げた。	事故品の電源コードがベッドと壁の間に挟み込まれ、拘束された状態であったことから、被害者が足で押すなどを繰り返したため、コードが断線した際に発生したスパークにより壁が焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを壁とベッドに挟み込んで使用することを禁止」する旨記載されている。	使用者の不注意による事故であるものの、平成19年3月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/04/06)
2007-2311 2007/07/16 (事故発生地) 佐賀県	電気あんか 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約88平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。	電気あんかから出火したのと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4754 2007/11/25 (事故発生地) 大阪府	電気あんか(ふとん形) 使用期間：約2年	ふとん形あんかを使用していたところ、焦げ臭いにおいがしてコードブッシングとふとんカバーが焦げた。 (拡大被害)	当該機の本体側の電源コードブッシング部が焦げ、芯線が断線していたことから、使用中に過度な屈曲や機械的ストレスが加わったため、半断線状態となり短絡・スパークし、焦げたものと推定される。なお、取扱説明書に「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり、たばねたりしない。また、重い物をのせたり、挟み込んだり、加工したりすると、電源コードが破損し、火災・感電の原因になる」旨の記載をしている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/12/05)	輸入事業者
2006-0816 2006/05/31 (事故発生地) 京都府	電気オープンレンジ RE-F770 シャープ(株) 使用期間：約13年	電子レンジを数回使用したところ「ピーピーピー」という異音とともに発熱し、操作パネルの一部が熱で変形した。 (製品破損)	制御基板のリレー部品のはんだ付け部で生じたはんだクラックにより、接触不良となり異常発熱し、近傍樹脂を溶融・焼損し、操作パネルを熱変形させたものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。 (受付:2006/07/13)	製造事業者
2007-0891 2007/04/18 (事故発生地) 福岡県	電気オープンレンジ EMO-T5 三洋電機(株) 使用期間：約4年	オープンレンジのスイッチを入れたところ、発煙したため消火器で消火した。その際、消火器の粉で室内を汚損した。 (拡大被害)	本体内部のラッチフックに取り付けてあるドアスイッチ部のリード線が断線していることから、リード線を取り付ける際の作業ミスによる接触不良または、リード線の単品不良により異常発熱し、リード線の被覆及びラッチフックに着火し発煙したものと推定される。 (A2)	他に同種事故が発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/05/22)	製造事業者
2007-4526 2007/11/21 (事故発生地) 北海道	電気オープンレンジ MRO-5800S 日立アプライアンス(株) 使用期間：約24年	電子レンジを使用中、ターンテーブルの下側から煙が出てきた。 (製品破損)	電子レンジ内の回転台駆動用の軸受ホルダー組立時に、微小の導電性異物が軸受内に混入したものがあり、特に軽量の食品を加熱した場合、軸受ホルダー内の電界が強くなり、この異物と回転軸の間にスパークが発生し、長年の使用中に、このスパークが繰り返され回転軸が加熱され、回転軸に取り付けられているブリーが軟化・発煙し、発火したものと推定される。 (A2)	昭和61年12月5日及び6日付けの新聞に社告を掲載し、修理・点検を実施した。また、当該製品は既に生産完了し、当該構造のものは現在生産していないが、以後の製品の生産に当たっては、軽負荷で使用した場合でも軸受ホルダー内へのマイクロ波の入り込みを防止する構造に変更するとともに、回転軸をモーターで直接駆動するなど、当該部の構造を変更している。 (受付:2007/11/27)	消防機関

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2227 2006/11/07 (事故発生地) 愛知県	電気オープンレンジ RE-LC2S シャープ(株) 使用期間：約5年	暗い部屋で電子レンジを使用中、庫内左上にある上ヒーターの固定軸付近から火花が見えた。 (製品破損)	当該品の上ヒーターは可動式のため、左右2箇所の固定軸部にシールドバネを取り付け、マイクロ波をアースするようになっているが、形状に不具合のあるシールドバネが左固定軸に使用されたため、接触不良部分で放電(火花)が生じたものと推定される。 (A3)	他に同種事故が発生しておらず、単品不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/05)
2006-2430 2006/12/11 (事故発生地) 北海道	電気オープンレンジ RO-CS1 三菱電機ホーム機器(株) 使用期間：約13年	オープン機能でグラタンを調理中、10分程してレンジ側面のスリット内部が赤くなり煙が発生した。確認のため、5分程して、再度オープンのスイッチを入れたところ、レンジ側面より「パチパチ」という音と共に発火し、発煙した。 (製品破損)	制御基板の上部コネクター付近が焦げていることから、長期使用(約13年)により、コネクター端子部ではんだクラックを生じて、絶縁不良となり、基板パターンと3番ピン間でアーク放電を生じ、焦げたものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生しておらず、コネクター周辺部は難燃材を使用していることから、特段の措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2006/12/18)
2007-1838 2007/06/09 (事故発生地) 静岡県	電気オープンレンジ RE-901 シャープ(株) 使用期間：約22年	電子レンジを使用中、本体内部から発煙した。 (製品破損)	長期使用(22年)により、高圧トランスの絶縁被覆に埃が堆積し水分を吸収したため、巻線間の絶縁性能が低下し、巻線にレイヤショートが生じて、発煙したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故と見られ、同種の事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/06/14)
2007-1968 2002/00/00 (事故発生地) 東京都	電気オープンレンジ 使用期間：不明	オープンレンジを使用中、プラスチックを燃やしたようなにおいがした。天板の上部が焦げ、庫内の天井部が剥がれていた。 (製品破損)	天板上に物を置いてオープン機能を使用していたため、天板からの放熱が阻害され、天板上部や庫内の天井が過熱されて塗装等が焦げて異臭が発生したものと推定される。 なお、取説には、「本体の上に物を置かない。過熱し焦げたり変形する」旨記載がある。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/06/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1274 2006/09/08 (事故発生地) 東京都	電気オープンレンジ 使用期間：約3年	マグロの解凍時にご飯を温めていた時の2度に渡り火が出た。その後庫内の網目のところから黒煙が出た。なお、3ヶ月前にも火が出たが通常に使用していた。 (製品破損)	レンジ庫内の電磁波出口の汚れ混入防止用雲母板に油成分や食品かすが付着していたため、繰り返しの加熱によって乾燥、炭化して、導電性を帯びたことにより、電子レンジによる加熱中にスパークが発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には「庫内は、食品くずをつけたままにしないでください。火花や煙が出たり、さびや悪臭が出て故障することがあります。」と記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/09/11)
2006-1775 2006/10/14 (事故発生地) 愛知県	電気オープンレンジ 使用期間：約12年	電気オープンレンジの電源を入れたところ異音がしたので電源コードを点検したが異常は認められず、再度スイッチを入れたが電源が入らなかった。約30分後に再びスイッチを入れたところ電源が入ったので、温めるものを庫内に入れてスイッチを入れたところ、ターンテーブルが回転し、庫内右側から炎が出ているのが見えたため、取り消しボタンを押して停止した。 (製品破損)	庫内右側にある電波出口カバーに食品の汚れが付着していたため、使用に伴い繰り返し加熱を受け炭化して導電性を帯びたことにより、電子レンジによる加熱中にスパークが発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電波出口に汚れが付いたまま使用すると、火花が出ることがある」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/10/27)
2007-3843 2007/10/06 (事故発生地) 愛知県	電気オープンレンジ 使用期間：約11か月	ご飯にラップをかけて温めたところ、庫内の右側面の下の方から音がして火が出たが、火は電源を切らなくてもすぐに消えた。 (製品破損)	庫内の電磁波出口に取り付けられた雲母板に油成分や食品かすが付着していたため、繰り返しの加熱によって乾燥、炭化し、導電性を帯びたことにより、電子レンジによる加熱中にスパークが発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には「雲母板の破損、汚れは火花発生の恐れがある。」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/10/18)
2006-2528 2006/12/17 (事故発生地) 東京都	電気オープンレンジ 使用期間：約8か月	固形チョコレートを溶かすために耐熱皿に入れてトレーに載せ、レンジのスタートボタンを押したところ、トレーを支える側面の突起から火花が出て側面が燃焼して溶けた。 (製品破損)	側面の突起に焦げがあることから、調理時に飛散して付着した食品カス等、突起部に挟まった異物、または、ねじのバリ等にマイクロウェーブが集中し、スパークが発生したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0200 2007/03/18 (事故発生地) 神奈川県	電気オープンレンジ 使用期間：約22年	電子レンジでオープン加熱していたところ、操作パネル付近から発火した。 (製品破損)	電源基板の銅箔パターン間でトラッキング現象が発生し、発火したものとみられるが、電源基板が部分的に焼失しており、トラッキングに至った原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/10)
2007-2230 2007/05/15 (事故発生地) 東京都	電気オープンレンジ 使用期間：約7年	電気オープンレンジを使用後、電源を切って外出し、帰宅したところ、煙が部屋に充満し、壁に焦げた跡があった。 (拡大被害)	当該機の外観、性能、内蔵部品に異常はなく、庫内底面に食品や油脂が焦げた炭化物が付着していたことから、庫内にあった食品カス等が過熱され発煙したものと考えられるが、留守中に電子レンジが作動した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/10)
2007-2231 2007/05/07 (事故発生地) 東京都	電気オープンレンジ 使用期間：約2年	冷凍のパンを焼くため電気オープンレンジに入れてスタートしたところ、黒煙が出た。 (被害なし)	製品に異常は認められず、庫内やヒーターに付着していた食品カス等が、オープン調理時に焦げたものと考えられるが、使用状況等が不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/10)
2007-0407 2007/03/19 (事故発生地) 富山県	電気カーペット CK-2010F2(ブランド:東芝) 日本電熱(株) 使用期間：約18年	電気カーペットから発煙した。 (製品破損)	コントローラー内部のリレー端子のはんだ付け部に不良があったため、長期使用による熱ストレスや振動等によりクラックが発生し、発熱、発煙したものと推定される。 (A2)	単品の不良とみられる事故であり、経年劣化による要因も考えられることから、措置はとれなかった。 なお、当該品の製造は既に終了しており、後継機種については、はんだ付け部分にはハトメを使用する等の設計変更を行っている。	製造事業者 消費者センター (受付:2007/04/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0142 2006/03/28 (事故発生地) 愛知県	電気カーペット DR5201 松下電工(株) 使用期間：約5年	電気カーペットの電源を入れてから約2時間後に突然、コントローラー部から発煙した。 (製品破損)	コントローラー内部のリレーケースの一部が溶融し、リレー内部の接点表面がかなり荒れていることから、リレーに不具合が生じリレー接点が発熱・焼損したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/04/10)
2007-0315 2007/04/16 (事故発生地) 千葉県	電気カーペット ホットカーペット WA-101S ワタナベ工業(株) 使用期間：約2年5か月	使用中の電気カーペットから異臭がしたので確認したところ、畳の表面とカーペットが変色していた。 (拡大被害)	電気カーペット上に座布団等の保温材を長期間載せたまま使用したため、ヒーター線に沿った部分で局部的に温度上昇が起こり、ヒーター線の接着樹脂(EVA樹脂)が軟化し溶け出して、畳及びカーペット表面を変色させたものと推定される。 。なお、取扱説明書の注意・警告文に、「保温性のよいものをカーペット上に置いた場合、部分的に温度が高くなり、床材を痛めたり故障の原因となる。」旨を記載している。 (B4)	後継機種取扱説明書に「部分的に保温した状態で長時間使用されると、カーペット部分や床面の変色の恐れがある。」旨の、より明確な注意書きを追記した。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/04/17)
2005-2371 2006/01/12 (事故発生地) 兵庫県	電気カーペット DR227 松下電工(株) 使用期間：約21年	電気カーペットのスイッチを入れて外出し、30分ほどして戻ったら、部屋が白い煙で充満し、フローリングの一部が焦っていた。 (拡大被害)	長期使用(約21年)により、コントローラー側の電源コード出口部が繰り返し機械的ストレスを受けたため、芯線が半断線状態になり発熱し、発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/02/01)
2006-0751 2006/06/26 (事故発生地) 石川県	電気カーペット EM-B200 三菱電機ホーム機器(株) 使用期間：約15年	焦げ臭いにおいがしたので、電気カーペットを見てみると、コントローラー部の下部が一部焦げ、下の畳も一部焦げていた。 (拡大被害)	コントローラー基板内のリレー端子はんだ付け部にはんだクラックが認められることから、長期使用(約15年)により、はんだ付け部が劣化し、クラック部分でスパークが発生し、発熱したものと推定される。 。なお、はんだクラックの発生要因は、製造時のはんだ不良、使用時のヒートサイクルによる基板の膨張・収縮、外部から応力が加わったこと等が影響しているものと考えられる。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。 。なお、平成3年の生産分より、リレー端子はんだ付け部にハトメを追加し、はんだ付けの信頼性向上及び衝撃耐力の向上を図っている。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/06/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2582 2006/12/20 (事故発生地) 福岡県	電気カーペット KC3530 (株)カサハラ工機 使用期間：約20年	電気カーペットのスイッチを入れ、使用開始したところ発火し、約5センチメートル四方程度が焦げた。 (製品破損)	20年以上の使用による屈曲により、電気カーペットの折りしわ部分に沿って電熱シートに亀裂が生じ、部分的に半断線状態となったことから発熱したため、電熱シート周辺の中材等が焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/26)
2007-0465 2007/04/00 (事故発生地) 神奈川県	電気カーペット CP205 (株)ドウシシャ 使用期間：約11年	就寝中にパチパチという音がして、電気カーペットの電源プラグから5cm下のコード部分から発火し、ソファを焼いた。 (拡大被害)	長期使用(約11年)により、電源コードプロテクタ付近が半断線となり発熱し、短絡、発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同様な事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 販売事業者 (受付:2007/04/27)
2007-0264 2007/04/11 (事故発生地) 茨城県	電気カーペット 使用期間：不明	木造2階建て倉庫兼住宅から出火し、倉庫部分約6.6平方メートルを半焼した。電気マットを使用していた倉庫内の犬小屋付近から炎が上がった。 (拡大被害)	犬小屋の中に敷いてあった電気カーペットを犬が爪で引っ掻いたことにより、内部の配線がショートしたため火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/13)
2005-2918 2006/02/15 (事故発生地) 神奈川県	電気カーペット 使用期間：約9か月	電気カーペットのヒーターの一部が溶けて、畳が焦げていた。 (拡大被害)	当該品のヒーター部品に過熱等の痕跡はなく、正常に作動すること、変色箇所のヒーター周囲の溶けや焦げはカーペット表面の変色であったことから、被害者が本体上に座布団等を長時間置いて使用したため、ヒーターの熱を受けて変色したものと推定される。 なお、取扱説明書の注意文には「座布団などの保温性のよいものを長時間同じ位置に載せない、熱で置いたものや床材の変色の原因となる。」旨を記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/03/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-1352 2007/05/21 (事故発生地) 愛媛県	電気カーペット 使用期間：約2年9か月	電気カーペットの電源コードがスパークし、床の一部が変色した。 (拡大被害)	電源コードの被覆に擦り傷があり、コードの中間位置で損傷し、芯線の断線部に溶融痕が認められることから、引っ張り等の機械的ストレスが加わり、半断線状態となり短絡・スパークし、床を焦がしたものと推定される。 なお、取扱説明書の警告文に、「電源コードを引っ張ったり、ねじったり、傷つけたりしない。コードが破損し火災の原因となる。」旨の記載を行っている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/01)
2006-2696 2007/01/02 (事故発生地) 北海道	電気カーペット 使用期間：不明	畳の上に敷いていた電気カーペットが黒く焼け焦げて、電気カーペットの上に載せていたじゅうたんの裏側も焼けてしまった。 (拡大被害)	電気カーペットに異常が生じ、安全装置の温度ヒューズが溶断して通電しなくなったが、異常原因を改善しないまま、温度ヒューズ部をリード線にて短絡する改造が行われたため、温度ヒューズ内の抵抗が異常過熱となり、その部分を焼損したものと推定される。 なお、改造を行ったのが、被害者が修理業者かは不明である。	被害者、又は修理業者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/01/09)
2005-1932 2006/01/03 (事故発生地) 福井県	電気カーペット 使用期間：不明	就寝中、布団の下に敷いていた電気カーペットから出火し、周囲を焼いた。 (拡大被害)	事故品のヒーター線が半断線状態となり、被覆が発熱・溶融し、芯線同士が短絡・スパークし、出火したものと推定されるが、使用状況の詳細が不明であるため、ヒーター線が断線した原因は特定できなかった。	製造業者は倒産しており、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/01/10)
2006-2306 2006/12/06 (事故発生地) 兵庫県	電気カーペット 使用期間：不明	子供部屋で使用中の電気カーペットから異臭がして、スイッチ付近が溶け、畳が約5cm四方焦げた。 (製品破損)	コントローラーのスライドスイッチ部が焼損・溶融し、スイッチ内部に溶融痕が見られたことから、スイッチ内部で絶縁不良が生じて異常発熱したものと推定されるが、絶縁不良が生じた原因の特定はできなかった。	事故原因は不明であり、製造業者は既に倒産しており、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/12/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2762 2006/12/31 (事故発生地) 新潟県	電気カーペット 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約190平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	電気カーペットのコードのコントローラ部分から約10cmの位置に短絡痕が認められたことから、当該箇所が芯線が半断線し、短絡・スパークを生じて、下に敷かれていたじゅうたんに着火・延焼したものと推定されるが、半断線に至った原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-2529 2006/12/20 (事故発生地) 福井県	電気かみそり RM-TX920 九州日立マクセル(株) 使用期間：約5か月	電気かみそりを使用していたところ、ヘッドが外れ、持ち手部分によりあごを強打した。 (軽傷)	ヘッド部固定金具を固定している取付ネジの締め付け作業工程において、ネジ締めが不十分となり、正規のネジ締め強度を確保できていなかったために、使用経過と共にネジの締め付けが緩み外れたものと推定される。	ヘッド部固定金具の取付ネジ締め作業におけるネジ締め強度の安定化を図るために、取付ネジの種類を変更する。	消費者 (受付:2006/12/21)
2005-1743 2005/11/07 (事故発生地) 埼玉県	電気グリル鍋 使用期間：約2か月	スーパーマーケットでかぼちゃの薄切りを焼く実演販売中に、ホットプレートの底から煙が出て、テーブルを焦がした。 (拡大被害)	サーモスタットの接点調整ギアが外れたため、サーモスタットが作動せず、さらに鍋を載せない状態で連続通電が行われたことから、温度ヒューズが溶断するまでの間、ヒーターが異常過熱し発煙したものと考えられるが、接点調整ギアが外れた原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2005/12/22)
2007-1380 2007/05/11 (事故発生地) 神奈川県	電気くん蒸殺虫器 ペープリキッドTuesday フマキラー(株) 使用期間：約15年	電気くん蒸殺虫器の電源コードの保護プロテクター部分の根元で、コードの片方が断線して焦げた。 (製品破損)	保護プロテクター部分(プッシング部分)先端付近の電源コード被覆が破れて焦げており、片極の芯線が断線していることから、長期使用(15年以上)により、繰り返しの屈曲、引張りなどの機械的ストレスがコードに加わり半断線状態となり、発熱しコード被覆が焦げたものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3018 2007/01/16 (事故発生地) 大阪府	電気こたつ 使用期間：約7年	集合住宅の一室の電気こたつ付近から出火して、約15平方メートルが全焼し、家人1人が足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、電気こたつのコード被覆が破れて、芯線が露出しているにもかかわらず使用し続けたため、短絡・スパークし火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/26)
2006-3385 2007/02/05 (事故発生地) 茨城県	電気こたつ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室約35平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	こたつのコードの被覆が摩耗し、芯線が露出しているにもかかわらず、被害者が使用し続けたため、短絡・スパークし火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)
2006-3608 2007/02/24 (事故発生地) 鳥取県	電気こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、電気こたつの中で衣類を乾燥させていたため、衣類が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)
2006-2311 2006/11/26 (事故発生地) 京都府	電気こたつ 使用期間：約5か月	使用中の電気こたつから焦げたにおいがして、ヒーターがつかなくなり、こたつふとんとこたつ天板の裏、足を支えているプラスチックが焦げた。 (拡大被害)	当該品のヒーターユニットを通电したところ、過熱等の異常作動は認められず、ユニット外側の保護網にふとんの焦げ痕が付着していたことから、被害者がこたつ内に掛けふとんを巻き込む等の使用を行ったため、ユニットにふとんが接触し、輻射熱により発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/12/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2799 2007/01/07 (事故発生地) 京都府	電気こたつ 使用期間：不明	鉄筋4階建て集合住宅の一室から出火して、同室約30平方メートルを焼き、家人1人が煙を吸うなどの軽傷を負った。 (軽傷)	電気こたつの電源コードの断線部分に溶融痕が認められたことから、電源コードを曲げた状態で使用していたため、半断線状態になり短絡・スパークし、ふとんに着火・延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-2901 2007/01/18 (事故発生地) 岩手県	電気こたつ 使用期間：不明	鉄筋4階建て集合住宅の一室から出火して、同室の床の一部を焦がし、家人が煙を吸い病院に搬送された。 (軽傷)	電気こたつの電源コードがこたつの敷きふとんの下で長期間折れ曲がった状態にあったため、コードの踏みつけ等のストレスが長期間に渡って加えられたことにより、コードが半断線状態になりスパークし、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/22)
2006-2994 2007/01/01 (事故発生地) 岡山県	電気こたつ 使用期間：約3年6か月	電気こたつを使用したところ、しばらくして焦げ臭いにおいがし、ヒーター取り付け部の上部とこたつ布団として掛けていた毛布が焦げていた。 (拡大被害)	通常の使用状態では、異常な温度上昇は認められないことから、被害者がこたつ布団として掛けていた毛布を半開きの状態で使用していたため、こたつ内部の温度が上昇せずヒーターが通電し続け、ヒーター取り付け部の上部の温度が上昇し、毛布等が変色したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因になるので、布団をやぐらの中に押し込んだり、半開きの状態で使用しない。」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/24)
2006-3319 2007/02/04 (事故発生地) 愛知県	電気こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約96平方メートルを全焼し、家人3人がのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	電気こたつの電源コードに断線部に溶融痕が認められることから、コード部分がトレーニングマシンの台座部分に、長期間踏みつけられていたことにより、絶縁被覆が損傷・劣化して芯線同士が短絡・スパークし、発火・延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3717 2007/02/27 (事故発生地) 長野県	電気こたつ 使用期間：不 明	鉄筋3階建て集合住宅の一室から出火し、壁や天井など約12平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	スイッチを切らずにこたつを立て掛けて掃除し、そのまま外出したため、こたつのヒーター部に当たっていた座布団が発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/07)
2007-0603 2007/02/27 (事故発生地) 大阪府	電気こたつ 使用期間：約2か月	こたつの温度調節を「中」にしても「強」と同じで温度が下がらず、少し中に入っていた掛けふとんの中心付近が焦げた。 (拡大被害)	被害者がこたつに用いた長方形の掛けふとんが、こたつ内部に巻き込まれたため、ヒーターユニットと接触・蓄熱し、ふとんを焦がしたものと推定される。 なお、ヒーターユニットに温度調節の不具合や過熱等の異常は認められなかった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書及び本体表示の警告表示には、「ふとんをやぐらの中に押し込んで使用しない。」の旨を記載している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/11)
2006-2263 2006/12/04 (事故発生地) 徳島県	電気こたつ 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、同住宅156平方メートルと隣接する木造2階建て納屋67平方メートルを全焼し、家人1人が顔に、もう1人が左足などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	事故品の電源コードの付け根付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/07)
2006-2349 2006/12/05 (事故発生地) 長野県	電気こたつ 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約66平方メートルと隣家約112平方メートルを全焼し、木造2階建て住宅の一部と倉庫を焼いた。 (拡大被害)	電気こたつの配線がショートし出火したものと考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2638 2006/12/26 (事故発生地) 福島県	電気こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気こたつ付近から出火したのと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2849 2007/01/12 (事故発生地) 栃木県	電気こたつ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約108平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気こたつの電源コードに短絡痕(中間スイッチと発熱部の間)が認められることから、何らかの理由で電源コードがショートし火災に至ったものと推定されるが、事故品の焼損が著しく、原因の特定には至らなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-2877 2006/12/17 (事故発生地) 埼玉県	電気こたつ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約30平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	電気こたつの電源プラグ部とコンセント間で、トラッキング現象が発生し火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、原因の推定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-3282 2007/01/19 (事故発生地) 静岡県	電気こたつ 使用期間：約10年	使用中の電気こたつから出火し、こたつ本体、ふとん、及び畳1平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	ヒーターの輻射熱により可燃物が加熱され発火した可能性が考えられるが、被害者の使用状況が確認できないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4056 2007/03/20 (事故発生地) 富山県	電気こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅を含む3棟計約180平方メートルを全焼したほか、2棟の一部を焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	事故品の焼損が著しく、事故時の通電状況も確認できなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/28)	製品評価技術基盤機構
2007-1197 2007/03/00 (事故発生地) 新潟県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) TS750 (株)エスジーユー 使用期間：約2年	電気こたつのスイッチを入れたところ、異臭がして、スイッチから煙が出て、スイッチの裏が溶け、カーペットの一部が焦げた。 (拡大被害)	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。 (A2)	平成17年4月20日及び12月13日付けの新聞に社告を掲載し、中間スイッチ付きコードを無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施し、工場内のシリコングリスを使用禁止し、グリス塗布の方法の徹底を行った。さらに、平成19年2月13日には経済省が未回収品による同種事故が発生したことから、注意喚起のプレスリリースを行い、これを受け事業者が2月14日に再社告を実施した。 (受付:2007/05/31)	消費者センター
2007-4384 2007/11/07 (事故発生地) 新潟県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) NN8420 (株)エスジーユー 使用期間：約3年	電気こたつの中間スイッチをOFFにしたができず、スイッチの裏のプラスチックが融け、カーペットが焦げた。 (拡大被害)	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。 (A2)	平成17年4月20日及び12月13日付けの新聞に社告を掲載し、中間スイッチ付きコードを無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施し、工場内のシリコングリスを使用禁止し、グリス塗布の方法の徹底を行った。さらに、平成19年2月13日には経済省が未回収品による同種事故が発生したことから、注意喚起のプレスリリースを行い、これを受け事業者が2月14日に再社告を実施した。 (受付:2007/11/16)	消費者センター
2006-2215 2006/12/03 (事故発生地) 富山県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) NN8420 (株)エスジーユー 使用期間：約6か月	電気こたつの中間スイッチが焼け、カーペットの一部を焼けた。 (拡大被害)	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。 (A3)	平成17年12月13日付けの新聞に社告を掲載し、顧客リストによるダイレクトメール等で周知し、中間スイッチ付きコードを他メーカー製のものと無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施している。なお、工場内のシリコングリスを使用禁止し、作業標準書により作業指導(グリス塗布の方法)の徹底を行った。 (受付:2006/12/04)	消防機関

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2642 2006/12/25 (事故発生地) 東京都	電気こたつ(中間スイッチ付コード) NN8450 (株)エスジーユー 使用期間:約1年	使用中の電気こたつのコードスイッチが溶けて変形した。	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。	平成17年12月13日付けの新聞に社告を掲載し、顧客リストによるダイレクトメール等で周知し、中間スイッチ付きコードを無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施している。なお、工場内のシリコングリスを使用禁止し、作業標準書により作業指導(グリス塗布の方法)の徹底を行った。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-3556 2006/02/05 (事故発生地) 大阪府	電気こたつ(中間スイッチ付コード) NN8440 クレオ工業(株) 使用期間:約1年	電気こたつのスイッチの裏側の一部が溶解して、接触部分のフローリングが変色した。	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。	平成17年4月20日及び12月13日付けの新聞に社告を掲載し、中間スイッチ付きコードを無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施し、工場内のシリコングリスを使用禁止し、グリス塗布の方法の徹底を行った。さらに、平成19年2月13日には経済省が未回収品による同種事故が発生したことから、注意喚起のプレスリリースを行い、これを受け事業者が2月14日に再社告を実施した。	輸入事業者 (受付:2007/02/27)
2006-3882 2007/03/03 (事故発生地) 滋賀県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) NN8420 クレオ工業(株) 使用期間:約5か月	電気こたつの中間スイッチ部分から発煙し、中間スイッチ部分に穴が空きカーペットが焦げて、畳も変色した。	電気こたつの中間スイッチ付き電源コードの製造工程において、スイッチの「入・切」動作が重いものにより可動片にグリスを塗布し生産したところ、正規のリチウムグリスではなく、シリコングリスが多量に塗布されたものが混入し、そのグリスの一部が接点部に達し接触不良となり発熱し、スイッチ部の樹脂が溶けたものと推定される。	平成17年4月20日及び12月13日付けの新聞に社告を掲載し、中間スイッチ付きコードを無償交換するとともに、在庫品のコードの取り替えを実施し、工場内のシリコングリスを使用禁止し、グリス塗布の方法の徹底を行った。さらに、平成19年2月13日には経済省が未回収品による同種事故が発生したことから、注意喚起のプレスリリースを行い、これを受け事業者が2月14日に再社告を実施した。	市町村 輸入事業者 (受付:2007/03/19)
2006-3986 2007/03/00 (事故発生地) 岐阜県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) 使用期間:不明	電気こたつの電源コード中間スイッチ付近から出火して、こたつふとんやソファなどの一部を焼損し、家人1人が火傷を負った。	電気こたつの中間スイッチ付電源コードに、引っ張りや折り曲げ等のストレスを繰り返し加えたため、電源コードが中間スイッチとの付け根部分で半断線状態となり、異常発熱するとともにコード内部の被覆が溶融し、短絡・スパークして出火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/03/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0010 2007/03/16 (事故発生地) 高知県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) 使用期間：約1年3か月	電気こたつを「弱」にして、約30分位経ったところ、中間スイッチ部分から煙が出るとともに、黄色い液体が出た。 (製品破損)	電気こたつの中間スイッチ部に液体が混入したために、スイッチ内部でリーク電流が発生して発熱し発煙したものと推定される。なお、液体はヒーターユニット表面に動物の毛とみられるものが付着していることと、アンモニアの臭いがしたことから、動物の尿と推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/04/02)
2006-2942 2007/01/19 (事故発生地) 宮崎県	電気こたつ(中間スイッチ付コード) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	電気こたつの中間スイッチからの出火と推定されるが、焼損が著しく、中間スイッチが焼失しているため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-0920 2006/07/18 (事故発生地) 東京都	電気こんろ NK-2101 松下電器産業(株) 使用期間：約27年	電気こんろから出火した。 (製品破損)	被害者がゴミ出しの際、知らぬ間にゴミ袋が電気こんろのつまみに触れて、スイッチが入り、こんろの上に置かれたゴミ類が加熱され、発火したものと推定される。 (B1)	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行い、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、つまみの突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から3日間、新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。また、平成19年6月20日に、小型キッチンユニット用電気こんろ協議会を新たに設立し、7月4日及び8月1日に新聞紙上で「謹告」を行い、つまみの無償改修を行っている。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消	製造事業者 (受付:2006/07/26)
2006-1253 2006/08/15 (事故発生地) 愛知県	電気こんろ SBE-101-200V キシロ電機(株) 使用期間：不明	帰省中にワンルームマンションの電気こんろから出火し、室内を焼損した。 (拡大被害)	電気こんろは、スイッチ接点が「弱」の位置にあり、電気こんろの上に置かれていたなべが異常過熱していた。被害者は電気こんろを使用した覚えがないことから、外出の際にスイッチつまみに身体や物が接触し、スイッチが「入」になったため、電気こんろの上に置かれていたなべが加熱され、火災に至ったものと推定される。 (B1)	(社)日本電機工業会及びキッチン・バス工業会と連携し、不注意・誤使用防止の啓発活動を行うと同時につまみガードを付けたり、コントロールの交換等の安全措置を実施している。また、ホームページに安全に使用していただくためにスイッチ操作部の無償交換を呼びかけている。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 消防機関 (受付:2006/09/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1674 2006/07/12 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ HK-1102 (株)日立ハウステック 使用期間：約18年	ミニキッチンの上にあったゴムへらが燃え、ミニキッチンの天板を焦がした。	被害者が知らぬ間に電気こんろのつまみに触れて、スイッチが入り、こんろの上に置かれたゴムへらが倒れ、発火したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/10/23)
2006-1740 2006/10/16 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HT-1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約20年	電気こんろ付近から発火し、流し台周辺と台所の天井を焼損し、居室の蛍光灯の笠とエアコンカバーが熱で溶解した。	被害者が外出の際、知らぬ間に体の一部が電気こんろのつまみに触れてスイッチが入り、こんろの上に置いていたプラスチック製容器が加熱され、出火したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2006/10/25)
2006-1841 2006/09/12 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HT-1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約20年	電気こんろ周辺の可燃物が燃え、電気こんろ上部に置かれたカセットこんろのガスボンベが爆発し、電気こんろ周辺と台所天井が焼損し、家人1人が煙を吸い病院に搬送された。	電気こんろ前の通路が荷物で狭くなっており、被害者が入室する際、知らぬ間に電気こんろのつまみに身体の一部、もしくは荷物が触れてスイッチが入り、電気こんろの上に置かれたカセットガスこんろのガスボンベが加熱され、爆発したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみの突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2006/11/06)
2006-1968 2006/11/10 (事故発生地) 京都府	電気こんろ HT-1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約20年	2階建て集合住宅の一室から出火し、同室の天井・壁・キッチンユニットの一部などを焼いた。	従業員が事務所から出る際、知らぬ間に電気こんろのつまみに身体の一部が触れ、スイッチが入り、こんろの上に置かれていた可燃物が加熱され、出火したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/11/15)

製品区分: 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2006-2492 2006/11/10 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HK - 1102 (株) 日立ハウステック 使用期間: 約18年	電気こんろの上に置いていたカセットこんろが爆発し、ミニキッチンの背板と側板が破損した。	被害者が外出する際、知らぬ間に身体の一部がこんろのつまみに触れ、スイッチが入り、こんろの上に置かれていたカセットこんろのガスボンベが加熱され、爆発したものと推定される。	(社) 日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-2493 2006/11/22 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HK - 1102 (株) 日立ハウステック 使用期間: 約18年	電気こんろの上に置いていた段ボールと布が焦げ、上の階の住人が煙を吸い病院に運ばれた。	被害者が知らぬ間にこんろのつまみに触れて、スイッチが入り、こんろの上に置かれていた段ボールと布に着火したものと推定される。	(社) 日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-2495 2006/11/22 (事故発生地) 東京都	電気こんろ FH - 31B 富士工業(株) 使用期間: 約19年	電気こんろの上に載せていたカセットこんろが発熱、爆発して、ミニキッチン周辺約2平方メートルを焼損した。	被害者が外出時に電気こんろのスイッチに触れ、通電状態になったのに気づかなかったため、こんろの上に置かれていたカセットこんろが、加熱され、破裂して火災に至ったものと推定される。	(社) 日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-3091 2006/12/15 (事故発生地) 愛知県	電気こんろ HT - 1250C (株) 日立ハウステック 使用期間: 約18年	集合住宅に据付のミニキッチンの電気こんろ上に置かれていた段ボール箱が焼失し、ミニキッチン本体の上部も焼損、室内を汚損した。	被害者がこんろ上に置かれた段ボール箱を動かす際にスイッチに触れて電源が入ったため、電気こんろの上に置かれていた段ボール箱が焼損したものと推定される。	(社) 日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/01/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3094 2006/12/30 (事故発生地) 千葉県	電気こんろ HT - 1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約17年	集合住宅に据付のミニキッチンの電気こんろ上部の食器棚と周辺の壁5平方メートルを焼損、放水のため階下の一室が水を被った。	被害者が外出の際、知らぬ間に体の一部が電気こんろのスイッチに触れて通電状態になり、電気こんろ周辺にあった台所用品が加熱されて焼損したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/01/31)
2006-3347 2007/01/28 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HT - 1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約17年	集合住宅の台所の電気こんろ周辺を焼損し、上階の部屋に煙が回った。	被害者が外出の際、知らぬ間に体の一部が電気こんろのつまみに触れてスイッチが入り、こんろの上に置いていた電気ポットが加熱され、周囲のプラスチック容器に延焼したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/02/14)
2006-3469 2007/01/28 (事故発生地) 京都府	電気こんろ FH - 31B 富士工業(株) 使用期間：約13年	耐火構造2階建て建物1階に設置されたミニキッチン据え付けの電気こんろ付近から出火し、約70平方メートルを焼いた。	被害者が外出時に電気こんろのスイッチに触れ、通電状態になっていたのを気づかなかったため、こんろの上に置いていた雑巾、プラスチック製バケツ等が過熱され、火災に至ったものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに容易に触れないように、ツマミの突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成17年7月5日、平成18年11月27日から30日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/02/20)
2006-3590 2006/11/02 (事故発生地) 佐賀県	電気こんろ FHS - 31B キシロ電機(株) 使用期間：約21年8か月	電気こんろの上部に置いていた雑誌類に着火し、壁、天井、台所ユニットなどを焼いた。	被害者が外出の際、電気こんろのスイッチに触れ、通電状態になったのに気づかなかったため、こんろの上に置いていた雑誌等が加熱され焼損し、周囲に延焼したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/02/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0624 2007/04/08 (事故発生地) 埼玉県	電気こんろ HK - 1102 クリナップ(株) 使用期間：約23年1か月	集合住宅の一室で、ガスボンベが爆発し、窓ガラスが割れ、玄関扉が破損するなどした。	被害者の知らぬ間に体の一部が電気こんろのつまみに触れて、スイッチが入り、こんろの上に置かれていたカセットこんろのガスボンベが加熱され、爆発したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	販売事業者 (受付:2007/05/15)
2007-0644 2007/04/27 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ HT - 1500 日立アプライアンス(株) 使用期間：不明	電気こんろ付近から出火して、流し台周辺を5平方メートル焼損し、室内が煤で汚損した。	電気こんろの後側に立て掛けていたまな板が、こんろスイッチつまみの上に倒れ、つまみが押し回されヒーターが通電状態になり、まな板が焼損し、周囲に延焼したものと推定される。	平成19年8月1日付けで小形キッチンユニット用電気こんろ協議会及び自社ホームページ、新聞に無償改修を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/05/15)
2007-0914 2007/04/17 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HT - 1250 日立アプライアンス(株) 使用期間：約17年	電気こんろ付近から発火して、流し台の壁面を焼損し、消火時の放水で階下の一室が汚損した。	被害者が外出の際、肩にかけていたバッグが電気こんろのスイッチに当たり通電状態になり、さらに電気こんろの上にあったフライパンに当たり壁際に移動し、電気こんろで加熱され、壁に延焼したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチつまみに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2007-0917 2007/05/09 (事故発生地) 岡山県	電気こんろ HT - 1290 (ブランド：サンウェブ) 日立アプライアンス(株) 使用期間：約18年	テナントビル内の一室で、電気こんろの上の天井クロスが焦げ、冷蔵庫が焼損した。	被害者が退社時、電気こんろの上に物を置いた際、知らぬ間にこんろのつまみに身体の一部もしくは荷物が触れ、スイッチが入り、こんろの上に置かれた可燃物が加熱され、出火したものと推定される。	平成19年8月1日付けで小型キッチンユニット用電気こんろ協議会及び自社ホームページ、新聞に無償改修(謹告)を掲載した。また、当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 消防機関 (受付:2007/05/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1037 2007/04/24 (事故発生地) 東京都	電気こんろ HK-1102 (株)日立ハウステック 使用期間：約23年	電気こんろが焼損して、キッチン周辺の壁が汚損し、下駄箱が焦げた。	被害者が外出の際、電気こんろのスイッチに身体の一部が触れてスイッチが入り、こんろの上に置かれた紙類等の可燃物が加熱され、焼損したものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくするとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2007-1038 2007/04/24 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ HK-1102 (株)日立ハウステック 使用期間：約19年	電気こんろが焼損して、キッチン周辺の壁と天井が煤で汚損した。	被害者が外出時に電気こんろのつまみに触れて、スイッチが入り通電状態になったのを気づかなかったため、電気こんろの上に置いていた食料やごみが過熱され、火災に至ったものと推定される。	(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくするとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。さらに当機構は、平成17年1月13日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2007-1619 2007/05/27 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ CR-1201 三菱電機(株) 使用期間：不明	集合住宅の一室で家人が外出から帰ったところ、電気こんろのヒーター周辺に置いてあった可燃物が燃えていた。可燃物の焼損により、電気こんろの上にあった蛍光灯の傘が一部変形した。	家人が外出する際に、座っていたソファが移動しソファと電気こんろの間にあった小テーブルが傾いて、電気こんろのつまみに触れて、スイッチが入り電気こんろ近くにあったペットボトルなどの可燃物が溶融してこんろに接触し、発火に至ったものと推定される。	(社)日本電機工業会及びキッチンバス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。当該機種は、昭和63年に生産を終了しており、既設置の使用者に対して、スイッチつまみ周囲にガードを追加取付けし、構造に改善措置を実施している。なお、今回不具合が起きた単身寮の他の部屋にある電気こんろのスイッチつまみ周囲にガードの取付けを行った。	製造事業者 (受付:2007/06/14)
2005-1149 2005/10/09 (事故発生地) 愛媛県	電気こんろ Lorraine 81-17730 (有)横山電熱産業 使用期間：約15年	電気こんろに土鍋をかけて1時間ぐらい使用していたところ、下のテーブルが焦げニスが剥がれてしまい、電気こんろ底部のプラスチック部分が溶けていた。なお、この土鍋を使用したのは今回が初めてであった。	ヒーターの下側にある遮熱アルミ板の表面が、約15年の経過による汚れや腐食によって反射効率が落ち、遮熱が十分にできなくなったことに加え、使用した土鍋の底に脚(高台)があり、土鍋の底がヒーターから浮いて熱が伝わりにくく、ヒーターが過熱しやすい状態であったため、電気こんろの底面のプラスチック部分及びテーブルを焦がしたものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2005/10/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-0306 2006/04/27 (事故発生地) 秋田県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、191平方メートルを全焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者がいすから離れた際、足近くで暖房に使用していた電気こんろの上に、いすから座ぶとんが落下したのに気づかず放置したため、こんろの熱で燃えだし火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/05/02)
2007-0003 2007/03/23 (事故発生地) 秋田県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約71平方メートルを全焼したほか、隣接する住宅の外壁を焼損し、家人1人が死亡、1人が頭に軽い火傷を負った。 (死亡)	被害者がこたつの中に電気こんろを入れて使用中、こたつ布団が電気こんろの電熱線に接触したため着火して燃え広がり、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/02)
2006-0212 2006/04/04 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ 使用期間：約5年	ワンルームマンションの一室のキッチンヒーター周辺から出火して全焼し、男性が重体となった。 (重傷)	被害者が揚げ物を調理中に寝てしまったため、天ぷら油が過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/04/20)
2006-2037 2006/11/15 (事故発生地) 東京都	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所の床や壁などを焼き、家人1人が全身火傷で死亡した。 (死亡)	使用していた電気こんろに着衣が接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2597 2006/12/22 (事故発生地) 石川県	電気こんろ 使用期間：約5年	鉄骨6階建て集合住宅の台所の電気こんろ付近から出火し、壁などを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、電気こんろを消し忘れたままプラスチック製の水切りかごをこんろ上に置き、さらに寝込んでしまったため、水切りかごが加熱されて発火、延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/28)
2006-2666 2006/12/29 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室約1平方メートルを焼き、家人が両足などに重傷の火傷を負った。 (重傷)	電気こんろの近くに掛けふとんが置かれていたことから、使用中の電気こんろのヒーター部にふとんが接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2998 2007/01/18 (事故発生地) 北海道	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、11.3平方メートルを全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	被害者が、室内に洗濯物を干しており、スイッチを消し忘れたままの電気こんろ上に洗濯物が落下したため、接触・加熱され火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3421 2007/02/14 (事故発生地) 石川県	電気こんろ 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、台所の壁などを焦がし、家人が顔などに軽傷を負った。 (軽傷)	被害者が、電気こんろで揚げ物調理中にその場を離れたため、天ぷら油が過熱し出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3549 2007/02/25 (事故発生地) 千葉県	電気こんろ 使用期間：不明	平屋の離れから出火して、約10平方メートルを全焼し、家人1人が頭に軽い火傷を負った。 (軽傷)	電気こんろの周囲にあった可燃物が、電気こんろのヒーターに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/27)
2006-4037 2007/03/22 (事故発生地) 京都府	電気こんろ 使用期間：不明	木造平屋の寺の庫裏から出火し、約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	使用中の電気こんろを放置したため、周辺にあった新聞紙が接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/27)
2007-0212 2007/04/06 (事故発生地) 栃木県	電気こんろ 使用期間：約12年	集合住宅の一室から出火して、玄関ドアや台所の電熱器付近など約11平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	電気こんろで調理中、油の入った鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0431 2007/04/19 (事故発生地) 愛知県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室の畳約2枚を焼き、家人が死亡した。 (死亡)	電気こんろ(1口)を床の上で使用、着衣が熱源のニクロム線ヒーターに触れたため、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0447 2007/04/19 (事故発生地) 東京都	電気こんろ 使用期間：不明	住宅から出火して、居間のこたつぶとんやテレビなどを焼き、家人2人が煙を吸った。 (軽傷)	電気こんろで調理中、調理器具を空だきをしたため、周辺の可燃物に調理器具が接して発火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2007-0984 2007/05/17 (事故発生地) 茨城県	電気こんろ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅と作業場の計47平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気こんろにやかんをかけたまま外出してしまったため、こんろの周囲にあった可燃物に引火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/25)
2007-2663 2007/07/26 (事故発生地) 山梨県	電気こんろ 使用期間：不明	2階建て集合住宅の一室から出火し、台所の壁や天井などを焦がし、家人が両手、両足の指などに火傷を負った。 (軽傷)	電気こんろに油が入った鍋を掛けたまま放置したため過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/01)
2007-2921 2007/08/18 (事故発生地) 栃木県	電気こんろ 使用期間：不明	パン工場の鉄筋3階建て事務所棟から出火し、3階約80平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	お湯を沸かすために電気こんろの上にやかんをのせた後、その場を離れたために空焚きになり過熱し、周囲の木製品に着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2951 2007/08/16 (事故発生地) 鹿児島県	電気こんろ 使用期間：不明	平屋住宅から出火して、全焼し、家人が両腕に火傷を負った。 (軽傷)	トースターのプラグと間違えて、電源スイッチがON状態になっていた電気こんろのプラグをコンセントに接続したため、電気こんろを収納していた木製3段棚が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/23)
2006-1257 2006/08/10 (事故発生地) 東京都	電気こんろ 使用期間：約17年	電気こんろの上に置いたドライヤーが焼損した。 (拡大被害)	被害者が外出の際、知らぬ間に体の一部が電気こんろのつまみに触れてスイッチが入り、こんろの上に置いていたドライヤーが加熱され、焼損したものと考えられるが、当該品はスイッチが容易に入らないよう対策されたスイッチガード構造をもつ後継機種であること及び使用状況等が不明であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/09/08)
2006-1599 2006/10/01 (事故発生地) 東京都	電気こんろ SBE-101 サンウエーブ工業(株) 使用期間：約11年5か月	集合住宅に据え付けのミニキッチン内で、小火が起きた。 (拡大被害)	被害者が外出の際、知らぬ間に肩から上げた手揚げバックの角が電気こんろのつまみに触れてスイッチが入り、こんろの上に置かれた可燃物が加熱され、出火したものと推定されるが、当該器は誤って触れてもスイッチが入りにくするツマミ・ガード付きのスイッチに交換済みであったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であることから、措置はとれなかった。 なお、(社)日本電機工業会、キッチン・バス工業会と連携し、ポスター等で安全に使用するための啓発活動を行っている。また、当該製品以降の昭和63年10月生産品より、スイッチツマミに突出をなくすとともに、平成14年2月よりホームページ並びに平成19年5月8日から10日の間の新聞に注意喚起と改修の促進を掲載した。	製造事業者 (受付:2006/10/13)
2006-3176 2007/01/30 (事故発生地) 福島県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約120平方メートルを全焼し、家人2人が死亡、2人が軽傷を負った。 (死亡)	電気こんろの周辺にあった可燃物が接触・着火し、火災に至ったものとみられるが、焼損が著しく使用状況等は不明であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3606 2007/02/22 (事故発生地) 京都府	電気こんろ 使用期間：不明	冬場に2階建て住宅の居間から出火し、ふとんや毛布などを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	卓上用の電気こんろの電熱線に焼けたふとんが付着していたことから、被害者が、こんろを居間で使い、その付近にあったふとんに接触したため着火し、火災に至ったものと考えられるが、使用状況等が不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)
2007-0347 2007/04/11 (事故発生地) 栃木県	電気こんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、隣接する住宅3棟の壁やベランダなどを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置は取れなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/19)
2007-2627 2007/07/28 (事故発生地) 高知県	電気こんろ 使用期間：不明	鉄骨2階建て集合住宅の一室から出火し、同室約23平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	二口の電気こんろの右側のこんろ付近からの出火と考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/31)
2007-4174 2007/10/22 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ 使用期間：不明	電気こんろの上に置いてあった電気ポットの底部分が溶けた。 (拡大被害)	電気こんろのスイッチツマミに身体等が当たり、スイッチが入り電気ポットが過熱溶融した可能性も考えられるが、当該機はツマミがスイッチプレート面より凹んだ状態の製品であること及び使用状況等が不明であることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3629 2007/09/09 (事故発生地) 北海道	電気こんろ（IHクッキングヒーター） BHP-M46PS (株)東芝 使用期間：約4年	IHクッキングヒーター用のブレーカーが落ちていたためブレーカーを上げてスイッチを入れたところ、シンクに手を付いてのぞき込んでいた家人が、異音とともににはじき飛ばされた。	シーズヒーター管を曲げ加工する際に管に傷が付いてしまったため、使用時の高温加熱の繰り返しにより管表面に錆が発生し、管の内部まで腐食が進み湿気を吸い込んで絶縁抵抗が低下し、漏電したものと推定される。 なお、当該品の設置時に行った接地工事に問題があり接地抵抗が高くなったため、シンクに手を付いていた家人に電流が流れ、大きな電撃を受けたものと考えられる。	他に同種事故が発生しておらず、単品不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該事故は施工業者の接地工事不良が重なり発生していることから、当該施工業者へ指導を行っている。	消費者団体 (受付:2007/10/02)
2007-0205 2007/04/05 (事故発生地) 山形県	電気こんろ（ラジエントヒーター式） 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、台所用品の一部を焼き、家人が家庭用消火器から出た粉末を吸い込み、病院に搬送された。	電気こんろで調理中、天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2006-2647 2006/11/09 (事故発生地) 熊本県	電気ジャー炊飯器 使用期間：約13年	リフォーム中に電気工業者がブレーカーの入り切りをしていたとき、炊飯ジャーが発火し、壁、棚などが焼損した。なお、炊飯ジャーは電源コードをコンセントに差し、待機状態であった。	電気工業者の施工上のミスにより、屋内配線の中線欠損になり電気炊飯器に過電圧が加わったため、焼損したものと推定される。	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/05)
2007-2946 2007/08/19 (事故発生地) 静岡県	電気ジャー炊飯器 使用期間：約10年	電気ジャー炊飯器から異臭がし、火が出た。	被害者が、内釜を外して本体内側を洗った後、コンセントに接続し本体を逆さまにして置いていたため、基板に水が付着しショートしてヒーターが通電状態となり、本体底部に熱気が当たって樹脂が溶融・発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「本体を水につけたり、水をかけたりしない」旨記載されている。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/08/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1990 2006/11/02 (事故発生地) 東京都	電気ジャー炊飯器 使用期間：約4年	ガスこんろの上に置いていた炊飯中の炊飯器の底部から炎が出て、燃え上がった。 (製品破損)	当該器外郭の底部が一部焼損し、下部から上部へ煤の付着がみられるものの、内部のヒーター、基板等の電気部品に発火した痕跡は認められず、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/16)
2006-2732 2006/12/07 (事故発生地) 山口県	電気ジャー炊飯器 使用期間：約1年	保温中の電気ジャー炊飯器から出火した。 (拡大被害)	当該品の外郭樹脂が焼損しているものの、内部のメイン基板、操作基板、IHコイル等の電気部品類に異常はなく、発火の痕跡が認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/11)
2005-2921 2006/02/23 (事故発生地) 北海道	電気ジャー炊飯器 使用期間：約13年	煙の臭いに気付き、台所に入ると、タイマーをかけていた炊飯器が焼損していた。 (拡大被害)	当該機を設置していたレンジ台のコンセント部から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/03/29)
2006-2648 2006/11/05 (事故発生地) 埼玉県	電気ジャー炊飯器 使用期間：約4年	炊飯器のコードリールと本体の付け根の部分から火花が散った。 (製品破損)	コードリール内の接点金具が折れ曲がって変形していることから、接点部分で接触不良が生じて火花が発生したのと考えられるが、接点金具が変形した原因の特定はできなかった。 (G1)	当該品は既に生産を終了しており、コードリールの摺動板取付板は難燃性の樹脂材料を使用し、接点が離れても通電が止まる等安全に故障するため、特に措置しない。	製造事業者 (受付:2007/01/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2154 2006/11/20 (事故発生地) 京都府	電気ジャー炊飯器（IH式） SR-IH15X1 松下電器産業（株） 使用期間：約15年	木造2階建ての1階炊事場から出火し、IHジャー炊飯器を焼失、コンセントと吊り戸棚の一部を焼損し、家人が割れたガラスびんで右手の指を切った。 (軽傷)	組立工程において、本体上枠部の充てん剤が不均一に塗布されていたため、十分な量の充てん剤が塗布されない部分に隙間ができ、水が浸入して本体下部の加熱制御基板に滴下してトラッキングを起こし、発熱、発火したものと推定される。 (A1)	平成5年11月22日付けで新聞紙上に社告を掲載し、無償で点検・修理を実施している。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/11/30)
2007-2232 2007/05/26 (事故発生地) 福岡県	電気ジャー炊飯器（IH式） 使用期間：約5年	電気炊飯器から異音が生じたので耳を近づけたところ、本体に右頬があたり火傷を負った。 (軽傷)	事故品の通電試験では、本体の異常過熱及び異音はなく、炊飯機能は正常作動したことから、被害者が、誤って炊飯時の本体に顔を近づけすぎたため、蒸気口付近に顔が触れたか、炊飯時の蒸気により火傷したものと推定される。 なお、取扱説明書の警告項目に「炊飯・保温中はカートリッジなどの高温部に手を触れない。蒸気口やその付近に手を触れない。」を記載し、やけどの原因になる旨の注意喚起を行っている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/10)
2006-2170 2006/11/09 (事故発生地) 長崎県	電気ジャー炊飯器（IH式） 使用期間：約7年11か月	電源プラグを入れてテーブルの上に置いていた炊飯器から「パチパチ」という音がして発火し、テーブルの一部が焦げ、そばにあったびん類が破損した。 (拡大被害)	当該品の電源基板部のパターン面が焼損しているものの、温度ヒューズ等の安全装置は作動しておらず、他の電気部品に異常はなく、異物介在の再現試験により、基板が焼損する現象が確認されたことから、ゴミブリ等の介在により、基板上の異極間でトラッキング現象が発生し、パターン面でショートし、発煙・発火したものと推定される。 (F1)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/12/01)
2007-0052 2007/03/02 (事故発生地) 東京都	電気ジャー炊飯器（IH式） 使用期間：約5か月	空の状態の炊飯器から爆発音がした後、出火した。 (軽傷)	当該機のコードリール接点部の異極間スパークにより焼損したものと推定されるが、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因は不明であり、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0325 2007/04/01 (事故発生地) 茨城県	電気ジャー炊飯器 (IH式) 使用期間：約6年	保温中の電気ジャー炊飯器の側面から前面にかけて燃え、壁が焼損した。 (拡大被害)	保温中のご飯に異常過熱による焦げはなく、また、残存した部品に異常発熱した痕跡はないものの、焼失した部品の確認ができないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/18)
2007-0429 2007/03/19 (事故発生地) 神奈川県	電気ジャー炊飯器 (IH式) 使用期間：約6年	ガスこんろ上に置いたお盆の上で電気がまを使用していたところ、電気がまから出火して、ガス元栓つまみとガスこんろを焼損し、壁や天井などを汚損した。 (拡大被害)	当該器の残存している電気部品等に溶融痕等の発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/25)
2007-3025 2007/07/30 (事故発生地) 滋賀県	電気スタンド OTS - BKS (株) オーム電機 使用期間：約1年	点灯中の電気スタンドのソケットカバーが焦げた。 (製品破損)	電球ソケットの配線接続部を隠す目的で取り付けられているソケットカバーが固定されておらず、使用中に電球側にずれたため、点灯時の電球の熱によってソケットカバーが溶融・変色したものと推定される。 (A1)	ソケットカバーが電球に接触しても発火に至ることがないことから、既製品については措置はとらなかった。 なお、平成19年1月以降の入荷分については、ソケットカバーを電球ソケットに樹脂(ポリカーボネート)ねじで固定している。	消費者センター (受付:2007/08/27)
2007-0270 2007/04/12 (事故発生地) 岡山県	電気スタンド B I S 2 5 0 0 (株) 山善 使用期間：約2年	使用中の電気スタンドから異臭がし、発煙した。 (製品破損)	インバーター制御基板に使用している電解コンデンサーが破裂しており、コンデンサー内部の絶縁不良により使用中に内部圧が上昇し、コンデンサー上部より電解液を含んだ気体が噴出、これを本体ケースからの発煙とみたものと推定される。 (A3)	部品の単品不良による事故とみられ、他に同種事故が発生していないこと及び拡大被害の可能性がないことから、措置はとらなかった。	市町村 輸入事業者 (受付:2007/04/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0543 2007/05/01 (事故発生地) 栃木県	電気スタンド 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分の壁と天井の一部を焼いた。 (拡大被害)	被害者がベッド脇に置いてあった電気スタンドの大きさをはずして使用したため、電球がふとん等の可燃物に接触し、発火に至ったと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2006-3273 2007/02/04 (事故発生地) 大阪府	電気スタンド 使用期間：不明	12階建てホテルの一室の電気スタンド付近から出火し、壁やふとんなどを焼いた。 (拡大被害)	従業員が点灯状態にあった電気スタンドの側にシート等を放置していたため、電球の熱によりシートが蓄熱・発火し、延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)
2007-0008 2007/03/29 (事故発生地) 岐阜県	電気スタンド(クリップ式、白熱灯) 使用期間：不明	飲食店でスポットライト(電気スタンド)が棚に接触して木製の棚の一部が焦げた。 (拡大被害)	スポットライトの角度調節ネジの締め付けが不十分であったため、傾いて棚(木製)に近接し加熱されて焦げたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/02)
2007-2153 2007/06/26 (事故発生地) 埼玉県	電気スタンド(蛍光灯) 使用期間：不明	木造3階建て住宅から出火して、2階寝室約2平方メートルを焼き、家人が煙を吸って軽傷を負った。 (軽傷)	電気スタンドの電源コードを家具で踏みつけていたため、コードが半断線状態になり発熱し、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4484 2007/08/15 (事故発生地) 千葉県	電気スタンド(蛍光灯) 使用期間：約1年	机の上に置いていた電気スタンドのタッチセンサー付近から煙が出た。 (製品破損)	基板の電解コンデンサーに負荷がかかり、防爆弁が開放され、電解液が噴出したものと思われるが、事故品を入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/11/21)
2007-0383 2007/01/00 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ MS-M1006R 森田電工(株) 使用期間：約1か月15日	スイッチをOFFにしていたストーブの土台から発煙していた。 (製品破損)	スイッチOFF時も待機電圧がかかっている電源基板の抵抗に、はんだ付け不良があったため、使用時の振動等により接触不良となり、電解コンデンサーに過電圧が加わったために発熱し、電解液が噴き出して発煙したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、コンデンサー発煙するのみで拡大被害に至る可能性はないことから、既販品については措置はとらなかった。 なお、今後は抵抗器のリード線を基板のパターン箔に通し折り曲げてからはんだ付けを行うこととした。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/23)
2007-0512 2007/04/04 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ ERFT11KS (株)千石 使用期間：約3か月	使用中の電気ストーブの電源コードのコンセント差し込み部分から火花が出た。 (製品破損)	電気ストーブの電源プラグ内部で、電源コードと栓刃との接続部分が溶断していることから、電源プラグの製造時に電源コードのカシメ不良、またはスポット溶接不良により、接触不良が生じて発熱し、焼損したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、平成19年6月から電源コードのプラグ部の製造に関して、かしめ部の品質管理を徹底し、さらに、スポット溶接をはんだ付けに変更している。	製造事業者 (受付:2007/05/07)
2007-0513 2007/04/28 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ KKS-0963 (株)千石 使用期間：約4か月	電気ストーブから出火し、本体と部屋の畳の一部を焼損した。 (製品破損)	本体下部の2本のリード線及び部品取付金具の端面には短絡痕が認められることから、部品取付金具の端面にバリがあり、首振り動作によってリード線保護チューブが擦れ、さらにリード線が擦れて被覆が損傷し、短絡・発火に至ったものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、既販品については措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、金型のメンテナンスと管理を徹底するとともに、万リード線が接触して擦れても、保護チューブやリード線に損傷がないように部品取付金具の端面に保護用テープを貼ることとした。	消防機関 輸入事業者 (受付:2007/05/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0926 2007/02/28 (事故発生地) 三重県	電気ストーブ チャコールヒーター MS - 91RE3 森田電工(株) 使用期間：約3か月	電気ストーブの背面から出火し、裏側力バーの中央部が焼損した。 (製品破損)	製造工程で作業者がリード線を断線させたため、断線した部分をはんだ付けで繋いで本体に組み込んだことにより、使用時に当該部で接触不良となり異常過熱し、近傍樹脂が溶けて焼損したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良と思われることから、既製品については措置はとらなかった。 なお、製造業者に注意・警告を行うとともに、作業指導書に「リード線が損傷している場合は、途中で接続せずにリード線全体を交換する」旨を記載した。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2006-2384 2006/12/11 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約84平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気ストーブの上に、直接洗濯物をのせて乾かしていたところ、洗濯物に着火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)
2006-2569 2006/12/20 (事故発生地) 大分県	電気ストーブ 使用期間：不明	こたつ付近から出火し、木造平屋住宅約90平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者はこたつの中に電気ストーブをいれて使用しており、就寝前に消し忘れて寝たため、こたつ布団又はこたつ内に入れてあった衣類等がストーブのヒーター部に接触・過熱し、出火したものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)
2006-2746 2006/12/29 (事故発生地) 鹿児島県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約50平方メートルと隣接する同小屋約65平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者の使っていたこたつが故障したため、代用で暖をとろうと電気ストーブに毛布を掛けて、こたつがわりにしていたところ、毛布が輻射熱により発火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-0369 2007/04/15 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ 使用期間：不明	会社の2階建て事務所から出火して、 宿舎部分約60平方メートルを焼き、 従業員が軽い火傷をした。電気ストーブの 前に洗濯物を干していた。 (軽傷)	電気ストーブに近接した状態で洗濯物を干していた ため、洗濯物が加熱され、火災に至ったものと推定さ れる。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/04/23)
2007-4493 2007/11/19 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	木造3階建て住宅の電気ストーブ付 近から出火して、45平方メートルを 焼き、家人1人が手足を骨折し、1人 が煙を吸う軽傷を負った。 (重傷)	被害者が電気ストーブで洗濯物を乾かそうと近傍に 置いていたため、電気ストーブの輻射熱で発火し、火 災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/11/22)
2005-2653 2006/01/28 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：約4年	住宅で電気ストーブ付近から火災が 発生し、家人1人が死亡した。 (死亡)	寝具等の可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触 したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/02/24)
2005-2831 2006/03/06 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ 使用期間：約30年	木造2階建て住宅から出火し、約2 0平方メートルを焼き、家人1人が死 亡した。 (死亡)	被害者が電気ストーブを誤って転倒させたため、出 火したものと推定される。 なお、電気ストーブは、昭和40年代に製造された もので、転倒オフスイッチは付いていなかった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/03/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2143 2006/11/26 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室約30平方メートルを全焼し、家人1人がこたつの中で死亡した。 (死亡)	部屋の中に干してあった衣類が電気ストーブ付近に落下して衣類等に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/29)
2006-2242 2006/12/04 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	3階建て住宅の3階部分を焼損した。なお、被害者は電気ストーブの電源を入れたままで外出していた。 (拡大被害)	事故品のヒーター、電源スイッチ、内部配線等の電気部品に溶融痕等の発火の痕跡はなく、前面のガードに炭化した繊維の付着が認められたことから、家人の外出の際、事故品の上部に吊していた衣服が落下して本体に覆い被さり、そのまま外出したため、衣服が加熱され発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/12/06)
2006-2265 2006/12/05 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ 使用期間：不明	3階建て集合住宅の一室から出火し、同室約20平方メートルを焼き、家人がのどに火傷を負った。 (軽傷)	被害者の就寝中に、ふとんが通電中の電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/07)
2006-2297 2006/12/07 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ 使用期間：約1年	電気ストーブから発火し、天井、床、壁、浴室ドア、洗濯機、タンスなどが溶けたり、すすで汚れたりした。 (拡大被害)	当該品の樹脂部分は全て焼失しているものの、ヒーターや内部配線等の電気部品に発火の痕跡は認められず、ロータリー式の電源スイッチが入ったままで、本体に被さった繊維製品(バスマット)が焼損していることから、被害者が通電中の電気ストーブの電源スイッチを切ったと思いこみバスマットを被せたため、バスマットが過熱されて、発煙・発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、製造業者の協力が得られず、報告書の提出はなかった。	消費者センター (受付:2006/12/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2302 2006/12/06 (事故発生地) 長野県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約273平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	使用者が、トイレで使用中の電気ストーブの上に衣服を置いたまま、トイレから離れたため、衣服がヒーター部に接触・着火し、火災に至ったものと考えられる。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)
2006-2381 2006/12/06 (事故発生地) 長崎県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約50平方メートルと隣家約50平方メートルを全焼し、別の住宅の雨どいなども焼けた。 (拡大被害)	使用者が就寝中に使用していた電気ストーブの、ヒーター部にふとんが接触し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)
2006-2538 2006/12/10 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、部屋のふとんや畳の一部を焼き、家人が顔やのどに火傷を負い死亡した。 (死亡)	被害者が、電気ストーブに近接して衣類等を置き放置したため、衣類等が過熱され着火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/22)
2006-2555 2006/12/21 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約120平方メートルを全焼し、隣接する住宅2棟の一部を焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	衣類等が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2606 2006/12/26 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約70平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中にふとんなどの可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/28)
2006-2624 2006/11/14 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：約1年11か月	使用中の電気ストーブから「ブスブス、ボン」と音がして、コードの本体差込部から発火し、じゅうたんの一部が焼け焦げた。 (拡大被害)	当該本体への電源コードの差し込みがゆるい状態で長期使用していたため、接続部が発熱・発火したものと推定される。 (E2)	平成18年12月から本体への差し込み接続の方式を直付けに変更している。	製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-2627 2006/12/22 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、約40平方メートルを全焼し、家人が足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者がベッドの近くに電気ストーブを置いて使用していたため、ベッドの上の布団を過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2657 2006/12/26 (事故発生地) 栃木県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約21.4平方メートルを全焼し、家人1人が病院に搬送された。 (軽傷)	脱衣所にあった電気ストーブにタオル等の可燃物が接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2672 2006/12/31 (事故発生地) 栃木県	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋2階建ての工場から出火し、2階の従業員寮の一部約115平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ふとん等の可燃物が電気ストーブのヒーター部に近接したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2673 2006/12/31 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約150平方メートルを全焼し、家人が軽傷を負った。 (軽傷)	被害者が、電気ストーブをやぐらこたつ付近で使用していたため、こたつ布団が電気ストーブに接触あるいは近接し、過熱されて出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2689 2007/01/04 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ 使用期間：不明	マンションの一室から出火して、同室約15平方メートルを焼き、家人が両手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、就寝時に電気ストーブのスイッチを切り忘れたため、布団等の可燃物が輻射熱により過熱され、出火に至ったものと推定される。 (E2)	製造業者等は不明であり、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/09)
2006-2707 2006/12/26 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約35平方メートルを全焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、部屋の窓を開けたまま室内の電気ストーブ上で洗濯物を乾かしていたため、外からの風で洗濯物がストーブの上に落下して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2861 2006/12/16 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	集合住宅の一室の電気ストーブ付近から出火して、同室約4.5平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が、ソファの近傍で電気ストーブを使用していたことから、輻射熱によりソファが過熱され出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-2869 2007/01/13 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅の電気ストーブ周辺から出火して、約150平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	電気ストーブの直近に置かれた寝具がヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	製造業者等は不明であり、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-2874 2007/01/16 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分約7.4平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	電気ストーブの電源コードが扉に挟まれて半断線状態となり、異常発熱するとともにコード内部の被覆が溶融し、短絡・スパークしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-2883 2006/12/29 (事故発生地) 岩手県	電気ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火して、全焼し、隣接する住宅も半焼、家人2人が両足や顔などに重傷の火傷を負った。 (重傷)	被害者の就寝中、寝具が電気ストーブに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3003 2007/01/21 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約50平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中にふとんなどの可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3046 2007/01/25 (事故発生地) 香川県	電気ストーブ 使用期間：約10年	5階建て集合住宅の3階の一室から出火した。 (被害なし)	被害者の部屋で飼っていた犬が電気ストーブを倒し、倒れた電気ストーブのヒーター部に毛布が接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、電気ストーブはかなり古いもので、転倒時の安全装置はついていなかった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/01/26)
2006-3071 2007/01/25 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ 使用期間：不明	事務所の待機室で、掛けふとんから出火し、ふとん1枚と畳の表面を焦がした。 (拡大被害)	被害者が、電気ストーブをつけたまま就寝したため、寝返りをうった際に布団が電気ストーブに接触・着火し、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)
2006-3075 2007/01/26 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	3階建て集合住宅の一室から出火し、同室約5平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3108 2007/01/22 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：不明	4軒長屋の一部を焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	就寝中も寝具の近傍で電気ストーブを使用していたため、布団等がストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)
2006-3111 2007/01/27 (事故発生地) 茨城県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約40平方メートルを全焼し、家人が頭や顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が電気ストーブをつけて新聞を読んでいたところ、そのまま寝てしまったため新聞に火がついて、周囲の可燃物に着火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)
2006-3190 2007/01/29 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、電気ストーブの近くに可燃物を置いたままストーブの電源を入れ、そのまま外出したため、輻射熱により可燃物が加熱され、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/05)
2006-3306 2007/02/01 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ 使用期間：不明	住宅で、ベッドの近くにあった電気ストーブ付近のふとんが燃え、家人がひざに軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が電気ストーブをベッドの横に置き就寝していたところ、布団が落ちて電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3323 2007/02/07 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約7.5平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が使用中の電気ストーブの上に誤って衣類を落とし、そのまま気付かずにその場を離れたため、衣類が電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/13)
2006-3325 2007/02/08 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室約1.3平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	ふとんが使用中の電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/13)
2006-3486 2007/02/17 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋4階建て集合住宅の一室から出火して、同室約1.5平方メートルを焼き、家人1人が死亡した (死亡)	電気ストーブの上に衣類が落下し、着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/21)
2006-3501 2007/02/17 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約8.0平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が、電気ストーブに近接して可燃物を放置したため、輻射熱により可燃物が加熱され、着火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3507 2007/01/25 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	職員寮の一室の電気ストーブ付近から出火し、室内にあったふとんの一部を焦がした。 (拡大被害)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、寝返りをうった際に、布団が電気ストーブのヒーター部に接触し着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)
2006-3596 2007/02/25 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、約70平方メートルと隣接する住宅など3棟の外壁などを焼き、家人1人が気道に火傷を負い、他3人が煙を吸い込むなどした。 (重傷)	電気ストーブの上衣類が落下して出火したと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/28)
2006-3607 2007/02/23 (事故発生地) 長野県	電気ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火して、ふとんや床、電気ストーブを焼き、家人が右足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ふとんが使用中の電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)
2006-3610 2007/02/26 (事故発生地) 沖縄県	電気ストーブ 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、同室を半焼し、家人が死亡した。 (死亡)	電気ストーブを点けたまま就寝したため、就寝中に布団等の可燃物が電気ストーブに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3625 2007/02/26 (事故発生地) 岩手県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅の一部を焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	寝室で電気ストーブをつけたまま就寝中に寝具がずれてストーブにかぶり、寝具が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2006-3874 2007/03/04 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋5階建て集合住宅、一室のガスストーブ付近から出火して、同室約40平方メートルを全焼し、家人1人が重度の火傷、近所の住人3人が軽度の火傷を負った。 (重傷)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中に洗濯物などの可燃物が電気ストーブのヒーター部の放射熱で発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/16)
2006-3946 2007/03/17 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、ふる場と脱衣場部分約5平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	脱衣場で使用していた電気ストーブのヒーター部に、被害者の衣類等が接触し着火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/22)
2006-3963 2007/03/19 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火して、同店舗を全焼したほか、隣接する飲食店や住宅4棟を全半焼し、隣接する住宅の女性2人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	可燃物が使用中の電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4008 2007/03/21 (事故発生地) 宮城県	電気ストーブ 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、電気ストーブやふとんなどを焼き、家人がのどの痛みで病院に搬送された。 (軽傷)	事故現場には電気ストーブの近くに焼けたふとんがあったことから、使用していた電気ストーブにふとんが接触したか、もしくは、輻射熱によりふとんが加熱されて出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/26)
2006-4054 2007/03/20 (事故発生地) 山梨県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約180平方メートルと隣接する物置など5棟を全焼、木造平屋の空き家など5棟を半焼し、家人1人が死亡し、1人がのどに火傷を負った。 (死亡)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、足元に畳んで置いてあった掛けふとんがストーブに接触して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)
2006-4060 2007/03/23 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋2階建て離れから出火して、離れの2階部分と木造2階建て倉庫の2階部分それぞれ約40平方メートルを焼き、家人が顔や手などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	就寝中に電気ストーブを使用中、近くにあった寝具等が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)
2007-0063 2007/01/25 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ 使用期間：不明	木造住宅の2階寝室の電気ストーブから出火し、畳、カーペット、ふとんなどを焼損した。 (軽傷)	2階寝室で就寝中、使用していた電気ストーブに寝具が接触・着火し、周囲に延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0279 2006/12/18 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ 使用期間：不明	2階建て住宅の1階の電気ストーブ付近から出火し、同住宅105平方メートルを全焼、4棟を類焼した。 (拡大被害)	被害者が電気ストーブをつけたままベッドの横に置き、外出したため、ふとんが電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/04/16)
2007-0280 2007/03/20 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ 使用期間：不明	木造住宅の3階、寝室の電気ストーブ付近から出火し、約11平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	被害者が電気ストーブをふとんの横に置いていたため、ふとん等が電気ストーブの輻射熱により着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/04/16)
2007-0374 2007/04/17 (事故発生地) 佐賀県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約170平方メートルを全焼し、家人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中にふとんが電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)
2007-0414 2007/04/21 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅を半焼し、隣接する木造2階建て住宅の外壁を焼いた。 (拡大被害)	可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0610 2007/05/07 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約35平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気ストーブの近くに置いてあったゴミが電気ストーブのヒーター部に接触したため、着火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/14)
2007-1062 2007/05/05 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ 使用期間：約15年	電気ストーブ付近から炎が立ち上がり、2階の居室と隣室の計32平方メートルを全焼した。なお、ストーブの電源プラグは差し込まれていたが、使っていなかった。 (拡大被害)	当該機の周囲の積み上げられた段ボール箱等が落下して電気ストーブの電源スイッチが入り、可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/30)
2007-1555 2007/04/21 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅約50平方メートルを全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	鴨居に取り付けたフックに掛けていた衣類が落下し、電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/12)
2007-1978 2007/06/18 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約75平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気ストーブをつけたまま放置したため、近くにあった紙類等の可燃物が加熱され出火したものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4534 2007/11/21 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火し、3棟が全焼した。 (軽傷)	被害者が電気ストーブの傍に折り畳んだ洗濯物を重ねて置いていたため、洗濯物が倒れて電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/27)
2007-4772 2007/11/30 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、19平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、ふとんが電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/07)
2006-3499 2007/01/00 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：約1年2か月	約15年前に購入した電気ストーブを使用していたところ、フローリングの床が焦げた。 (拡大被害)	当該品の外郭及びヒーター、電源スイッチ、電源電線等の電気部品に発熱・変形の異常はみられず、通電確認したところ正常作動し、異常過熱は生じなかったことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/22)
2006-2009 2006/10/31 (事故発生地) 山形県	電気ストーブ 使用期間：約20年	使用中の電気ストーブの上部から発火し、溶けたプラスチックが滴下し、カーペットに数か所穴が空いた。 (製品破損)	当該機上部の電源スイッチ部の焼損が著しく、スイッチ接点部に異物の付着が認められたことから、当該部で接触不良となり発火したものと推定されるが、焼損が著しく付着した異物の特定ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2487 2006/12/05 (事故発生地) 岡山県	電気ストーブ 使用期間：約1か月	電気ストーブから発煙して、機器本体を焼損し、ビニール床が焦げ、照明器具とエアコン室内機が熱で変形した。 (拡大被害)	当該機の電気部品及び内部配線からの発火の痕跡は認められず、電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕・二次痕の判定ができないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-2575 2006/12/22 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約80平方メートルを全焼し、隣家2軒の一部を焼き、家人がのどに火傷を負い、隣接する住宅の女性が足の指を骨折し、電気ストーブ周辺が激しく燃えていた。 (重傷)	電気ストーブ周辺が激しく燃えていたが焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)
2006-2589 2006/12/21 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約90平方メートルを全焼し、家人がのどに軽傷を負った。 (軽傷)	被害者が、電気ストーブをつけたまま就寝したため、傍らにあった可燃物が電気ストーブの輻射熱により着火し、火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/27)
2006-2962 2007/01/04 (事故発生地) 沖縄県	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋コンクリート平屋の飲食店の電気ストーブ付近から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電源コードの断線部に溶融痕が確認されたが二次痕とみられ、スイッチ部品等は焼失しており、事故品の焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3009 2007/01/01 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：不明	深夜、2階建て住宅から出火し、約52平方メートルを全焼、家人1人が死亡、1人が重傷の火傷を負った。 (死亡)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、寝返り等により寝具が電気ストーブに接触し、着火・延焼したものと推定されるが、使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/25)
2006-3072 2007/01/25 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅が全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が、電気ストーブを付けたまま就寝したため、周囲の可燃物が加熱され出火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)
2006-3236 2007/02/02 (事故発生地) 栃木県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約160平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が顔などに軽い火傷を負った。 (死亡)	ヒーター2本中1本が破損していたことから、破損したまま使用したため出火した可能性も考えられるが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/06)
2006-3272 2007/02/04 (事故発生地) 三重県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅約100平方メートルと車庫や小屋計約35平方メートルを全焼したほか、隣家の壁の一部を焼き、家人1人が煙を吸い込み軽傷を負った。 (軽傷)	電気ストーブに何らかの可燃物が接触して引火し、火災に至った可能性があると考えられるが、電気ストーブの焼損が著しく、電源が入っていたかも不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3409 2007/01/20 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：約2年	使用中の電気ストーブから異臭がし、ストーブ上部の樹脂が溶けた。 (製品破損)	通常使用時での外郭樹脂及び表面温度に異常はみられなかった。また、衣類等が電気ストーブに覆い被さったことを想定したテストでは、事故品とほぼ同様の位置に外郭樹脂の溶融が確認できたことから、電気ストーブを使用中、衣類等が電気ストーブに覆い被さったことが想定されるものの、実際の使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/02/16)
2006-3419 2007/02/12 (事故発生地) 富山県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約18平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	室内に散乱していたごみ類が、電気ストーブのヒーター部に接触したため着火し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/19)
2006-3457 2007/02/07 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ 使用期間：約2か月	電気ストーブを使用中、焦げ臭いにおいがして本体上部から発火していたため、女兒が電源コードを抜いた際、ズボンに燃え移り両足の脛に軽い火傷を負った。 (軽傷)	当該機の電気部品に発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/20)
2006-3508 2007/01/27 (事故発生地) 鳥取県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約9.5平方メートルを全焼し、家人2人がのどや背中に火傷を負った。 (重傷)	電気ストーブに可燃物が接触したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3696 2007/02/26 (事故発生地) 三重県	電気ストーブ 使用期間：約3か月	木造2階建て住宅から出火して、1階居間が焼損し、1人が軽傷を負った。 (軽傷)	事故品は焼損が激しく内部の配線やスイッチ等が焼失していること、及び電源コードのプロテクタ付近に確認された溶融痕は二次痕と見られることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/03/06)
2007-0246 2007/04/02 (事故発生地) 福井県	電気ストーブ 使用期間：約3年	木造2階建て住宅兼倉庫から出火して、243平方メートルを全焼し、家人1人が軽傷を負った。 (軽傷)	ガードに炭化した繊維が付着していたことから、可燃物が接触して出火した可能性が考えられるが、事故品は焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/11)
2007-0454 2007/04/24 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅200平方メートルと隣接する木造平屋物置、車庫の計約110平方メートルを全焼し、家人2人が気道熱傷(軽症)などを負った。 (軽傷)	電気ストーブからの出火の可能性も考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/27)
2007-0537 2007/04/27 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ 使用期間：不明	住宅が全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	電気ストーブのヒーター部分にふとんが接触し出火した可能性が高いが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0943 2007/01/00 (事故発生地) 滋賀県	電気ストーブ 使用期間：約6か月	延長コードに電気ストーブを接続して使用したところ、床を焦がすとともに、電気ストーブの差込みプラグと延長コードのコンセント底面が焦げた。 (拡大被害)	当該機の差込みプラグは、刃の付け根付近に熱による変形がみられたが、差込みプラグ内部に接触不良等の異常はみられなかったことから、延長コードのコンセント内の一カ所の刃受けが緩んだこと等により、刃と刃受けの接触箇所が接触不良が生じて過熱し、焼損に至ったものと考えられるが、接触不良が生じた原因の特定はできなかった。 (G1)	接触不良となった原因が特定できないため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/23)
2007-4201 2007/10/25 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ 使用期間：不明	鉄筋3階建て集合住宅の一室から出火し、同室約17平方メートルを焼き、家人が右手に火傷を負った。 (軽傷)	電気ストーブにふとんが接触し出火したものと考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/01)
2006-2093 2006/11/18 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ 使用期間：約5年11か月	セラミック遠赤外線ヒーターを台所で使用していたところ、合成樹脂製の支柱部分が軟化変形した。 (製品破損)	電気ストーブの内部配線が断線したため、外郭樹脂が溶融・変形したものと考えられるが、被害者の協力を得られず、事故品が入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できず調査不能であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/11/24)
2006-2075 2006/11/19 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(カーボンヒーター) EST-KH803R 松木技研(株) 使用期間：約1年7か月	テレビのリモコンを操作すると、電気ストーブの「強・弱」が変わったり、タイマーが作動したり、電源が切れたりする。 (被害なし)	一般のリモコン送信信号は、認識コードと操作コードで構成されており、事故品のリモコン送信信号も認識コードと操作コードで構成されていたが、カーボンヒーター本体の受信側が、操作コードのみで作動していたため、テレビ用リモコンの送信信号の操作コードが一致し誤作動したものと推定される。 なお、「強・弱」の切り替え、タイマー及び電源OFFが誤作動したが、電源がONとなりヒーターが通電されることはなかった。 (A1)	誤作動によって電源が入りヒーターが通電されることはなく火災等の事故は発生しないため、既製品に対する措置はとらなかった。なお、当該品の輸入は平成18年1月で終了しており、今後の商品については、(財)家電製品協会にリモコン送受信の認識コードを申請し、登録の上、誤動作防止を図ることとした。さらに当機構では、平成19年11月21日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2006/11/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2817 2007/01/14 (事故発生地) 長崎県	電気ストーブ(カーボンヒーター) TSK5328CT 燦坤日本電器(株) 使用期間:約3年	使用中に音がして電気ストーブの首振り部から火花が出たため、電源コードをコンセントから引き抜いたが、約5分後に再び音がしてストーブから炎が上がった。 (軽傷)	ダイオードのはんだ付け不良により接触不良が生じ発熱したため、ダイオードが取り付けられていたプリント基板が発火したものと推定される。 (A2)	平成19年8月7日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、はんだ付け作業における従業員の再訓練を行うこととした。	消防機関 輸入事業者 (受付:2007/01/17)
2007-0345 2007/03/24 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(カーボンヒーター) HZ-950 (株)シー・シー・ピー 使用期間:約1年2か月	カーボンヒーターを使用中、突然眩しく光り、本体中央が黄色くなった。スイッチをOFFにしたが、火花が出てガラス管が割れた。 (製品破損)	ガラス管のガス封入口の製造に不具合があり、ガラス粒子の生成やひずみが生じたことで強度が劣り、製品使用時の温度変化により、ガラス管が破断したものと推定される。 (A2)	他に同種事故が発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/04/18)
2007-2387 2006/01/26 (事故発生地) 岡山県	電気ストーブ(カーボンヒーター) HTS-80CY ツカモトエム(株) 使用期間:約2年2か月	使用中の電気ストーブから異音が生じ、ガラス片が飛び散った。 (製品破損)	ヒーター管製造工程において電極部のガラス封口工程が不十分であったために、封口部に隙間ができ徐々に空気(酸素)が侵入し、カーボン繊維が急激に酸化して発生したガスにより内圧が上昇し、ガラスが破損したものと推定される。 (A2)	平成19年11月16日付けホームページに社告を掲載し、ユーザーにDMを送付するとともに店頭告知し、無償で点検、ヒーター管の交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/07/24)
2007-2388 2006/01/30 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(カーボンヒーター) HTS-80CY ツカモトエム(株) 使用期間:約2年2か月	使用中の電気ストーブから異音が生じ、ガラス片が飛び散り、フローリングとキッチンマットが焦げた。 (拡大被害)	ヒーター管製造工程において電極部のガラス封口工程が不十分であったために、封口部に隙間ができ徐々に空気(酸素)が侵入し、カーボン繊維が急激に酸化して発生したガスにより内圧が上昇し、ガラスが破損したものと推定される。 (A2)	平成19年11月16日付けホームページに社告を掲載し、ユーザーにDMを送付するとともに店頭告知し、無償で点検、ヒーター管の交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/07/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2389 2006/02/16 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(カーボンヒーター) HTS-80CY ツカモトエム(株) 使用期間:約2年2か月	使用中の電気ストーブから異音が生じて、ガラス片が飛び散った。 (製品破損)	ヒーター管製造工程において電極部のガラス封口工程が不十分であったために、封口部に隙間ができ徐々に空気(酸素)が侵入し、カーボン繊維が急激に酸化して発生したガスにより内圧が上昇し、ガラスが破損したものと推定される。 (A2)	平成19年11月16日付けホームページに社告を掲載し、ユーザーにDMを送付するとともに店頭告知し、無償で点検、ヒーター管の交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/07/24)
2007-2390 2007/01/19 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ(カーボンヒーター) HTS-80CY ツカモトエム(株) 使用期間:約2年1か月	使用中の電気ストーブから異音が生じ、白煙が出た。 (製品破損)	ヒーター管製造工程において電極部のガラス封口工程が不十分であったために、封口部に隙間ができ徐々に空気(酸素)が侵入し、カーボン繊維が急激に酸化して発生したガスにより内圧が上昇し、ガラスが破損したものと推定される。 なお、ガラス破損時に噴出したガスが白煙に見えたものと推定される。 (A2)	平成19年11月16日付けホームページに社告を掲載し、ユーザーにDMを送付するとともに店頭告知し、無償で点検、ヒーター管の交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/07/24)
2006-2537 2006/11/10 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ(カーボンヒーター) SKJ-F905FC エスケイジャパン(株) 使用期間:約11か月	カーボンヒーターを使用していたところ、「バン」という音が生じて、ガラス管が折れた。 (製品破損)	ガラス管の破断はチップと呼ばれるガスを封じ込めている部分から発生しており、チップ上部の表面近くに多数の気泡があったことから、その表面の薄い部分の強度が弱くなっていたため、熱が加わった時のガラスと気泡内の膨張率の違いによって当該箇所から割れたものと推定される。 (A3)	輸入事業者がランプメーカーに対して、今後の生産時には気泡の発生を少なくするように管理することを要請した。	消費者 (受付:2006/12/22)
2006-2809 2006/12/05 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(カーボンヒーター) CBHI-D900(MS) (株)ミュージーコーポレーション 使用期間:約3年	カーボンヒーターを首振り状態で点灯したまま外出し、翌日帰宅したところ、ヒーターから発火し転倒して畳1平方メートルが焦げ鎮火していた。 (拡大被害)	本体内部の電源コードの固定不具合及び使用者が本体を通電中のまま放置したため、電源コードと首振り機構部品が摺動し、電源コードが断線して、発煙・発火したものと推定される。 (B2)	平成16年2月12日、平成17年2月21日及び平成18年11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知を行い、無償で修理・点検を実施している。また、首振り機構部品の金型修正(電源コード貫通孔を大きくする)を行い、摺動部へのコード接触力の軽減対策を行った。	輸入事業者 (受付:2007/01/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2777 2006/12/05 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(カーボンヒーター) 使用期間：約2年1か月	カーボンヒーターを使用中、突然コンセント部分から発火し、カーテンに引火した。 (拡大被害)	使用に伴い、屈曲、引っ張り応力が加わったことにより、徐々に電源コードの素線が断線し、スパークによって発火したと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/01/12)
2007-0226 2006/05/00 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ(カーボンヒーター) 使用期間：約4か月	カーボンヒーターのガードを取り外して、ヒーターを清掃していたところ、ヒーター部の反射板に手が当たって怪我をした。 (軽傷)	被害者の指摘では、ヒーターパーツにバリがあったとのことだったが、事故品にバリは認められず、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/11)
2007-0078 2006/12/00 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ(カーボンヒーター) 使用期間：不明	電気ストーブを使用中、焦げ臭いので確認すると、ふとんと畳が焦げていた。 (拡大被害)	製品の型式等が不明であり、事故品が入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/04/04)
2005-2363 2005/12/27 (事故発生地) 京都府	電気ストーブ(セラミックヒーター) GNS2708V アスコジャパン(株) 使用期間：約2年	自宅で、扇風機型の遠赤外線ヒーターを1時間ほど使用したところ、ヒーターの中心部分から炎が出て穴が開き、火花が散ってカーペットが焦げた。 (拡大被害)	当該機の中心部のセラミックにニクロム線が埋め込んであるが、埋め込み方が不十分だったため、ニクロム線が膨張したことにより、断線・スパークし、セラミックが損傷し、細かいセラミックが飛び散り焦げたものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとれなかった。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	市町村 製造事業者 (受付:2006/02/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2645 2006/01/30 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ(セラミックヒーター) OSH-210 (株)オーム電機 使用期間:約6年2か月	部屋を暖めるため、温風式電気ストーブのスイッチを入れてその場を離れ、2時間ほどして行ってみたら、ストーブ本体が燃えて樹脂の部分が溶けており、木の床の部分と畳及び壁の一部が焼け、部屋中がすすけて真っ黒になっていた。	事故品は原型を留めないほど著しく焼損しているものの、同型式において、電流ヒューズ部の圧着加工不良を原因とする接触不良により発熱し、ヒューズホルダーが焼損する事例が過去に確認されていることから、同種原因により発熱・発火したものと推定される。	平成19年2月14日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、当該機種(OSH-210)と同機種の旧機種(OSC-206)について、製品の回収を行っている。また、当該機種の販売店舗の店頭において、製品回収を呼びかけるポスターを掲示している。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/02/24)
2006-3842 2007/02/21 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(セラミックヒーター) 使用期間:不明	電気ストーブを使用中、近くにいた子供のバジャマの左手脇下に着火、脇下から腕にかけて3度の火傷を負った。その際、火の粉が付着し籐のソファ付近から壁や天井を焼き、エアコンなどが溶融した。	事故品には特に焼損がみられず、正常に作動し、明確な発火源も確認されなかったことから、事故原因の特定には至らなかった。	事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/03/14)
2006-3857 2006/11/15 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(セラミックヒーター) 使用期間:不明	セラミックヒーターを使用中、本体から焦げ臭いにおいがし、電源コード付近が焼けていた。	被害者から事故品が提供されず、写真その他の詳細状況を示す資料も提供されなかったため、事故原因を特定することはできなかった。	事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/15)
2006-2452 2006/00/00 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) HR-800 (株)山善 使用期間:約2年	テレビのスイッチやチャンネルをリモコンで操作すると、室内のハロゲンヒーターが点灯・作動した。	ハロゲンヒーター用リモコンとテレビリモコンの送信信号が部分的に一致していたため、テレビリモコンの送信信号をハロゲンヒーターの受信部が受け、誤作動したものと推定される。	当該製品は平成15年に輸入・販売を終了しており、誤使用によって生じるヒーターの点灯による火災等の事故は発生していないため、既製品の措置はとらなかった。 なお、平成17年度以降に輸入・販売した製品は、電源スイッチをリモコンで操作できない仕様に変更しており、今後の製品については、リモコンの信号は(財)家電製品協会に登録したカスタムコードを使用することとした。さらに当機構では、平成18年11月15日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行っている。	消費者 (受付:2006/12/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3302 2004/00/00 (事故発生地) 熊本県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) NSH850 (株)グラソン 使用期間:約4年	コンセントにつないだハロゲンヒーターが勝手に点灯したり、首を振ったりする。 (被害なし)	電源電線から入るノイズに対する耐性が低いことから、誤動作を起こしたものと推定される。 (A1)	平成19年11月7日付けホームページで注意喚起するとともに、販売店に対して在庫及び店頭展示品を回収している。 なお、当該品の輸入・販売は既に終了している。 また、当機構では、平成18年11月15日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2007/02/02)
2004-1340 2003/12/20 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YH-8000(B) (株)優 使用期間:約1年	扇風機型ハロゲンヒーターの弱スイッチを入れ、しばらくして部屋に戻ったところ、ハロゲンヒーターと周囲が焼損していた。 (拡大被害)	電力制御用に使用している整流器(ダイオード)の部品不良により異常発熱し、首振り部分の樹脂製バックカバー付近から発火したものと推定される。 (A2)	平成15年度の製品より、サーモスタットを用いるとともにダイオードに温度ヒューズを取り付けている。また、平成18年12月15日に、当機構の特記ニュースにより注意喚起を行うとともに、経済産業省もプレスリリースをし注意喚起を行っている。さらに、平成18年12月19日から販売事業者が輸入事業者に代わり製品の回収を自主的に行っている。	消防機関 製造事業者 (受付:2004/09/01)
2005-2426 2006/02/02 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) EHH-805T 吉井電気(株) 使用期間:約2年1か月	居間で使用中のハロゲンヒーターのガラス管が突然破裂し、ガラス管の破片で機器周辺の畳が焼けた。 (拡大被害)	ヒーターニクロム線接続部付近で接触不良が生じたため高温となり、接続部に使用されているモリブデン箔が酸化して膨張し、モリブデン箔を嵌合していたガラス管がその部分を起点に割れたものと推定される。 (A2)	平成19年2月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。	消防機関 製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/02/06)
2006-0155 2006/01/26 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) HH-A11 (株)アルパジャパン 使用期間:約2年	2~3日前から異臭がしていたハロゲンヒーターから発火し、焼損した。 (軽傷)	電源端子部のネジ締め工程で、締め付け工具のトルク設定を誤ったため、当該部分で緩みを生じ接触不良となり、発熱・発火したものと推定される。 (A2)	平成18年12月13日付の新聞に社告を掲載し、修理・点検を行うこととした。	製造事業者 (受付:2006/04/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2128 2006/11/01 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SKJ-1005R エスケイジャパン(株) 使用期間:約2年	使用中のハロゲンストーブの本体内部から発煙した。 (製品破損)	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードの特性が劣化し、短絡・過熱して発煙したものと推定される。 (A2)	ダイオードが発火などを起こす前には温度ヒューズが動作すること及びダイオード近傍は金属部品であるため拡大被害の可能性は低いことから措置はとらなかった。	製造事業者 消防機関 (受付:2006/11/28)
2006-2309 2006/11/19 (事故発生地) 福島県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) EHH-805T 吉井電気(株) 使用期間:約2年	ハロゲンヒーターの電源を入れたところ、数分後にヒーターのガラス管が破損して床に飛び散り、床が焦げた。 (拡大被害)	ヒーターニクロム線接続部付近で接触不良が生じたため高温となり、接続部に使用されているモリブデン箔が酸化して膨張し、モリブデン箔を嵌合していたガラス管が、その部分を起点に割れたものと推定される。 (A2)	平成19年2月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/12/11)
2006-2535 2006/12/20 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) DWS-301 (株)大旺インターナショナルジャパン 使用期間:約5年	ハロゲンヒーターの本体上部の背面が焦げた。 (製品破損)	ヒーターリード線の接続部の圧着端子のカシメ状態を確認した結果、絶縁被覆の一部が芯線と共にカシメられていたことから、接触不良を生じて発熱し、当該部分と接触していた本体の樹脂製カバーを焦がしたものと推定される。 (A2)	輸入事業者が倒産しているため、措置はとれなかった。 なお、事故品と同一機種で他に事故は発生していない。	消費者センター (受付:2006/12/22)
2006-2690 2007/01/02 (事故発生地) 長野県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SD-80G 大宇電子ジャパン(株) 使用期間:約4年	寝室から「パチパチ」という音がし、確認したところハロゲンヒーターの赤熱部分が床面に落下し、近くにあった毛布から火が出て、寝室15平方メートルと収容物を焼損した。家人が煙を吸い、病院で治療を受けた。 (軽傷)	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードが故障したため、短絡・過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。 (A2)	平成15年2月28日、10月31日、及び平成19年3月2日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知用ポスターと手配りチラシを作成し、無償点検・修理又は対策品との交換を実施している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2730 2006/12/15 (事故発生地) 千葉県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SD-80G 大宇電子ジャパン(株) 使用期間:約4年	ハロゲンヒーターを、起床し外出するまで「強」で20分程使用していた。帰宅した際、出火に気付いた。上部反射板の根元から土台付近の作動スイッチまで溶融した。なお、プラグは壁付きコンセントに差したままであった。	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードが故障したため、短絡・過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。 。なお、外出時に作動スイッチを切る際に、完全に切ならず、ダイオードに通電されたものと推定される。	平成15年2月28日、10月31日、及び平成19年3月2日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知用ポスターと手配りチラシを作成し、無償点検・修理又は回収を実施している。	消防機関 輸入事業者 (受付:2007/01/10)
2006-2863 2006/12/30 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) EHH-805T 吉井電気(株) 使用期間:不明	台所で使用していたハロゲンヒーターの電球が突然破裂し、飛び散ったガラスがビニルシートの床を溶かした。	ヒーターニクロム線接続部付近で接触不良が生じたため高温となり、接続部に使用されているモリブデン箔が酸化して膨張し、モリブデン箔を嵌合していたガラス管がその部分を起点に割れたものと推定される。	平成19年2月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/18)
2006-2907 2007/01/18 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YA-817VT ユアサブライムス(株) 使用期間:約1年1か月	ハロゲンヒーターを弱モードで使用していたところ、1時間位で「ミシミシ」「バシバシ」という音がして急に明るくなったため、一端、電源を落とし、数秒後に再度電源を入れたところ、ハロゲンヒーターの後部から黒煙が出た。	本体の出力切替え(強・弱)で弱モード時に電流を制御するブリッジダイオードの部品不良により、ダイオードの特性が劣化し、短絡・破損し、発煙したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 。なお、当該品の輸入・販売は既に終了している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/22)
2006-2928 2006/12/12 (事故発生地) 千葉県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SD-80G 大宇電子ジャパン(株) 使用期間:約3年	ハロゲンヒーターを「弱」で使用中心、本体から発煙、発火した。	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードが故障したため、短絡・過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。	平成15年2月28日、10月31日、及び平成19年3月2日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知用ポスターと手配りチラシを作成し、無償点検・修理又は対策品との交換を実施している。	輸入事業者 消防機関 (受付:2007/01/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3012 2007/01/12 (事故発生地) 滋賀県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) PG-10037 (株)パーソンズ 使用期間：不明	電気ストーブを弱モードで使用 中、本体の底部が溶けて畳が焦げた。 (拡大被害)	事故品の出力切替用ダイオード部品の単品不良により、ダイオードが破損・短絡し、異常発熱したため、周囲の樹脂を溶融させ、畳を焦がしたものと推定される。 (A2)	輸入業者が既に倒産していることから、措置はとれなかった。 なお、事故品と同一機種で他に事故は発生していない。	販売事業者 (受付:2007/01/25)
2006-3060 2007/01/23 (事故発生地) 奈良県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) V-700SF (株)日本ビネガーボトラーズ 使用期間：約4年	ハロゲンヒーターのスイッチを入れ、約10分後にモーターカバー上部付近から炎が上がり、壁のポスターが焦げた。 (拡大被害)	首振り部のカバー内部に取り付けられている出力切替用ダイオードの不良により、ダイオードが異常発熱し、発火したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/01/30)
2006-3087 2006/12/25 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) EHH-805T 吉井電気(株) 使用期間：不明	ハロゲンヒーターを使用していたところ、ヒーター管が割れ、周囲に破片が飛び散った。 (拡大被害)	ヒーターニクロム線接続部付近で接触不良が生じたため高温となり、そのため接続部に使用されているモリブデン箔が酸化して膨張し、モリブデン箔を動かし、ガラス管がその部分を起点に割れたものと推定される。 (A2)	平成19年2月19日付けの新聞及びインターネットのホームページに社告を掲載し、製品の回収・購入代金の返金手続きを実施している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/30)
2006-3167 2007/01/22 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YH-8000(B) (株)優 使用期間：約2年2か月	マンションの一室から出火し、半焼した。 (拡大被害)	電力制御用を使用している整流器(ダイオード)の部品不良により異常発熱し、首振り部分の樹脂製バックカバー付近から発火したものと推定される。 (A2)	平成15年度の商品より、サーモスタットを用いるとともにダイオードに温度ヒューズを取り付けている。また、平成18年12月15日に、当機構の事故情報特記ニュースにより注意喚起を行うとともに、経済産業省においてもプレスリリースをし注意喚起を行っている。さらに、平成18年12月19日から販売事業者が、倒産した輸入業者に代わり製品の回収を自主的に行っている。	消防機関 (受付:2007/02/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3205 2007/01/30 (事故発生地) 千葉県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YS-F800R (株)シー・アイ・シー 使用期間：約3年	電気ストーブを使用中に、ハロゲン管が破裂し、ガラスの破片でカーペットとカーテンが焦げた。 (拡大被害)	ヒーターのガラス管の端部において、端子として使用されている金属棒とモリブデン箔の接続部で接触不良があり、異常に発熱したためにモリブデン箔が酸化・膨張してガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定される。 (A2)	平成19年1月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/02/06)
2006-3259 2007/01/17 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YS-F800R (株)シー・アイ・シー 使用期間：約3年	使用中のハロゲンヒーターのハロゲン管が破裂して、飛び散ったガラスの破片でカーペットが焦げた。 (拡大被害)	ヒーターのガラス管の端部において、端子として使用されている金属棒とモリブデン箔の接触不良があったため異常に発熱し、モリブデン箔が酸化・膨張してガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定される。 (A2)	平成19年1月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/02/07)
2006-3261 2007/01/22 (事故発生地) 栃木県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YS-F800H (株)シー・アイ・シー 使用期間：約2年	使用中のハロゲンヒーターのハロゲン管が破裂した。 (製品破損)	ヒーターのガラス管の端部において、端子として使用されている金属棒とモリブデン箔の接触不良があったため異常に発熱し、モリブデン箔が酸化・膨張してガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定される。 (A2)	平成19年1月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/02/07)
2006-3262 2007/01/27 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YS-F800R (株)シー・アイ・シー 使用期間：約4年	使用中のハロゲンヒーターのハロゲン管が破裂して、飛び散ったガラスの破片でカーペットが焦げた。 (拡大被害)	ヒーターのガラス管の端部において、端子として使用されている金属棒とモリブデン箔の接続部で接触不良があり、異常に発熱したためにモリブデン箔が酸化・膨張してガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定される。 (A2)	平成19年1月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/02/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3290 2006/12/30 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) PH-855 (株)千住 使用期間：不明	ハロゲンヒーター使用中、「ポツ」と音がしてヒーターランプが消え、バックカバーから炎が上がった。 (製品破損)	ヒーター線につながるコネクター接続部のリード線のカシメ不良により、リード線の芯線が半断線状態となり、短絡・スパークして発熱・発火したものと推定される。 (A2)	当該部位での傾向的な不良は発生しておらず、今回の事故は部品単体の故障と考え、特に措置はとらなかった。また、同製品は既に製造は終了している。	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/02/08)
2006-3433 2006/02/20 (事故発生地) 宮崎県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) CHL-801 (株)フジマック 使用期間：約2年6か月	居間で使用していたハロゲンヒーターから発煙し、建物内装や家財などが汚損した。 (拡大被害)	製造時の作業ミスにより、連結コネクターの連結が不十分であったため緩みを生じて接触不良となり発熱し、本体上部のスイッチ部分より発煙したものと推定される。 (A2)	平成19年2月6日付けのホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を実施している。 なお、平成15年3月以降、当該品の輸入は行っていない。	輸入事業者 (受付:2007/02/19)
2006-3454 2007/02/10 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) YS-F800H (株)シー・アイ・シー 使用期間：約3年	使用中のハロゲンヒーターのハロゲン管が破裂して、ガラスの破片でフローリングが焦げた。 (拡大被害)	ヒーターのガラス管の端部において、端子として使用されている金属棒とモリブデン箔の接続部で接触不良があり、異常に発熱したためにモリブデン箔が酸化・膨張してガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定される。 (A2)	平成19年1月31日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で回収を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/02/20)
2006-3514 2007/02/03 (事故発生地) 北海道	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) HRA-1200 (株)山善 使用期間：不明	ハロゲンヒーターを使用中、突然火をふいた。 (製品破損)	内部配線が断線しており、当該部位は屈曲や摩擦等の力の加わるところではないことから、製造工程において配線の素線に傷をつけてしまったため、その後の使用に伴う通電を繰り返すうちに素線が徐々に断線して電流容量が不足し、異常発熱して配線の被覆が焼損したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3616 2007/01/21 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) DW-803 (株)万雄 使用期間:約5年11か月	ハロゲンヒーターの底面部分が溶け、畳を焦がした。 (拡大被害)	電源用コード、ヒーター用コード及びモーター用コードの3本のコードを圧着端子によりカシメているが、カシメ不良により異常発熱し、台座部が溶融し畳を焦がしたものと推定される。 (A2)	平成13年9月及び平成16年9月にユーザーへダイレクトメールを送付し、点検・補修・交換等を行っている。平成18年2月から個別ユーザーに対して連絡をとり、無償点検・改修を行っている。なお、当機構は平成19年6月18日付け「特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	都道府県 輸入事業者 (受付:2007/03/01)
2007-0141 2007/03/06 (事故発生地) 福岡県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SD-80G 大宇電子ジャパン(株) 使用期間:約3年	ハロゲンヒーターから発煙した。 (製品破損)	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードの特性が劣化し、短絡・過熱して発火したものと推定される。 (A2)	平成15年2月28日、10月31日、及び平成19年3月1日付けの新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、店頭告知用ポスターと手配りチラシを作成し、無償点検・修理又は対策品との交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2007/04/06)
2007-0523 2007/01/00 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) IR-4305 (株)アイアン 使用期間:約3年	ハロゲンヒーターを使用中、プラスチックが焦げるような異臭がしたためスイッチを切ったが、その後、バックカバーから火が出た。 (製品破損)	電源リード線の圧着端子のかしめ不良により、接触不良となって発熱し端子カバーが発火し、さらにバックカバーの裏側を焼いたものと推定される。 (A2)	他に同種事故が発生しておらず、単一的な不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。 。なお、生産ライン等の技術の向上を計り、検品作業を徹底して作業ミスの発生を防ぐようにする。 。	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/05/07)
2007-3370 2006/12/20 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) SKJ-1005M エスケイジャパン(株) 使用期間:約1年11か月	ハロゲンヒーターが故障したので裏ぶたを開けたところ、基板部分から発煙・発火した痕跡があった。 (製品破損)	本体の出力切替え(強・弱)の弱使用時に使っているダイオードの特性が劣化し、短絡・過熱して発煙したものと推定される。 (A2)	事故時には温度ヒューズが作動すること及びダイオード近傍は金属部品であるため拡大被害の可能性は低いことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/09/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2641 2006/01/17 (事故発生地) 新潟県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) NSH-800-14RI サナーエレクトロニクス(株) 使用期間：約1か月	就寝中、スイッチを切っておいたはずのハロゲンヒーターが勝手に点灯し、部屋が暑くなった。 (製品破損)	基板上のIC部品の接触不良、または、はんだ付け不良等の製造不良により、トランジスターに誤信号が流れ、当該品が誤作動したものと推定される。 なお、同等品による再現実験やイミュニティ試験では、誤作動現象は認められなかった。 (A3)	当該品は既に生産を終了しており、他に同種事故が発生しておらず、今回の事故は極めて稀な事象により発生したと考えられることから、既販品については特に措置はとらなかった。 なお、製造業者に品質管理の徹底を指示するとともに、今後の製品においては回路中にメカニカルスイッチを設け安全性の向上を図るほか、取扱説明書に「電気ストーブを使わないときは電源プラグを抜く」旨の注意表示を追加することとした。 (受付:2006/02/23)	消費者センター
2007-0444 2007/03/23 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) CHL-801 (株)大旺インターナショナルジャパン 使用期間：約3年3か月	木造2階建て住宅の居室で使用していたハロゲンヒーターの背面から15cm程の炎が出た。 (製品破損)	回路基板とヒーター線を接続するコネクター内のファストン端子が接触不良により発熱し、コネクターハウジングの隔壁が溶融したため、ファストン端子間で極間短絡が発生し、コネクターから発火したものと推定される。 (A3)	輸入事業者の所在が不明である。なお、販売店において当該製品を自主的に回収を実施している。 (受付:2007/04/26)	消防機関
2005-1431 2005/11/16 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約1年11か月	使用中に「バリッ」という音がしてヒーターのガラス管が破裂した。破片が飛び散り、フローリング、絨毯、ソファ、食卓に疵と焦げ目がついた。 (拡大被害)	輸送途中、外部より電球を支えている金属部に衝撃が加わり、さらに電球に接触したことによりヒビが入り、通電により熱せられて割れたものと推定される。 (D3)	平成16年2月10日付けの新聞に社告を掲載し、製品交換を行っている。また、電球を支える部品として金属の使用を中止し、両サイド部分にガラスチューブを巻き、クリップで固定する仕様に変更した。 (受付:2005/11/24)	消費者センター 輸入事業者
2006-2057 2006/11/19 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約113平方メートルを全焼し、隣家の外壁と屋根の一部を焦がし、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中にふとん等の可燃物が電気ストーブのヒーター部に接触して着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2006/11/21)	製品評価技術基盤機構

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2390 2006/11/28 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	木造3階建て住宅から出火し、3階部分約25平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、ハロゲンヒーターをつけたまま就寝していたことから、就寝中に寝具がヒーター部に接触して過熱・着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)
2006-2805 2007/01/13 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	住宅で、家人が寝ていたふとんが燃え、顔などに火傷を負い死亡した。 (死亡)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、近くにあったふとんが輻射熱により過熱され、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-2856 2007/01/16 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	鉄筋11階建て集合住宅の寝室付近から出火し、同室約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が電気ストーブをつけたまま就寝したため、就寝中にふとんなどの可燃物が電気ストーブに接触して、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-2878 2006/12/19 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	集合住宅のベランダに干したふとんから出火し、室内のカーテンと壁など約6平方メートルを焼いた。 なお、2日前にハロゲンヒーターのそばに置いていたふとんが焦げたため水をかけベランダに干していた。 (拡大被害)	被害者が、ハロゲンヒーターに近接してふとんを置き放置したため、ふとんが電気ストーブの輻射熱により発火したものと推定される。 なお、ふとんは消火しきれず、再燃したものである。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3299 2007/02/00 (事故発生地) 岡山県	電気ストーブ(ハロゲン ヒーター) 使用期間：不 明	ハロゲンヒーターの反射板の上の方 のプラスチック部分が熱で溶けている 。 (製品破損)	前面カバー上辺の一部のみが溶融していることから 、前面カバー上部に何かを被せて使用し、ヒーターか らの輻射熱が拡散せず前面カバーの一部を溶かしたも のと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置は とらなかった。	消費者センター (受付:2007/02/08)
2006-3493 2007/02/15 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ(ハロゲ ンヒーター) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、約 7.5平方メートルを焼き、家人1人が 死亡した。 (死亡)	可燃物が使用していたハロゲンヒーターのヒーター 部に接触したため着火し、火災に至ったものと推定さ れる。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/22)
2006-3729 2007/02/28 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(ハロゲ ンヒーター) 使用期間：不 明	鉄筋5階建て集合住宅の一室から出 火して、同部屋8平方メートルを焼き 、家人と隣室の住人の2人がのどに軽 い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、電気ストーブをつけたまま就寝したため 、寝具等の可燃物がヒーターに接触・着火し、出火に 至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/08)
2006-3742 2007/03/02 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(ハロゲ ンヒーター) 使用期間：不 明	住宅が全焼し、家人2人が死亡した 。 (死亡)	被害者が就寝中、使用していた電気ストーブに寝具 が接触・着火し、周囲に延焼したと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/09)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1882 2007/03/15 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約4年10か月	自宅の居間で、使用中のハロゲンヒーターから焦げ臭いにおいがしたので、底部を見ると一部焦げていた。 (製品破損)	当該品が波打ったじゅうたんの上に置かれて、底部の転倒時オフスイッチの接点が不安定な接触状態で繰り返し使用されたため、接触不良を生じて発熱・発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書の注意表示に「毛足の長いカーペットやベット、座ふとんの上など不安定な場所では使用しない、本体が傾いたり浮いたりして転倒や安全スイッチの誤動作の原因となる」旨を記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/06/19)
2006-2911 2006/12/30 (事故発生地) 三重県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約24日	ベッドのそばで使用していたハロゲンヒーターから出火し、家人1名が火傷を負い、畳やふとんなどを焼損した。 (軽傷)	ハロゲンヒーターの外郭樹脂部分が焼損しているものの、内部の電気配線や部品類にショート痕や異常過熱等の痕跡が認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/22)
2005-2071 2005/12/23 (事故発生地) 香川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約3年20日	電気ストーブをつけて30分位して突然「バーン」と音がして発熱部のガラス管の破片が飛び散り、床が焦げた。 (拡大被害)	製造上でガラス管の成型時にひずみが残留していたか、または被害者の取扱い時にガラス管に傷を付けた等の理由により、通電中にガラス管に亀裂が入り、ガラス管の内部封入ガスの圧力によって破裂したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、取扱説明書への注意事項の徹底化、複数年使用時の取扱いに関する注意勧告の説明、販売店における商品説明の徹底化を行った。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/01/13)
2005-2518 2006/02/07 (事故発生地) 鳥取県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して約60平方メートルを全焼し、家人が死亡した。 (死亡)	事故品周辺にあったふとんなどの可燃物が、ハロゲンヒーターの発熱部に接触し出火した可能性が高いと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明のため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/02/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2705 2006/12/25 (事故発生地) 福井県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約230平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が顔などに軽い火傷を負った。 (死亡)	通電していたハロゲンヒーターから出火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2764 2007/01/01 (事故発生地) 富山県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分約230平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	2階で使われていたハロゲンヒーターから出火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-2992 2006/11/00 (事故発生地) 愛媛県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：不明	2～3年前に購入した2台のうち1台が昨年11月頃に火をふいて破裂した。 (製品破損)	ハロゲンヒーター管の破裂要因としては外的作用による破損(留め金部等の影響含む)及び口出線部の密閉不良等が考えられるが、破損部の破片等を確認できないため原因の特定はできなかった。 (G1)	輸入事業者の倒産しており、事故原因は不明であるため、措置はとれなかった。このため平成19年1月18日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行った。さらに経済省においても同日プレスリリースを行い、消費者に対して使用の中止を呼びかけている。 (G1)	消費者センター (受付:2007/01/24)
2006-3116 2007/01/28 (事故発生地) 山口県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) BJH801 (株)インターコンプ 使用期間：約2年1か月	ハロゲンヒーターに通電した直後にヒーター管が破裂し、落ちたガラス破片が床、敷物、フローリングを焦がした。 (拡大被害)	製造、輸送、使用時にヒーター管に傷が入った、ヒーター管の内部が完全真空でなかった、またはヒーター管に異物が付着した等が考えられるが、原因の特定ができなかった。 (G1)	平成19年6月14日及び同年10月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品の回収を行っている。 (G1)	消費者センター 輸入事業者 (受付:2007/01/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3278 2006/12/00 (事故発生地) 佐賀県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約1か月	使用中のハロゲンヒーターから異臭がして、プラスチック製のヒーターカバー外枠の最上部が溶融・変形した。 (製品破損)	扇風機形ハロゲンヒーターの外枠上部の樹脂製カバーが溶融しているものの、事故品による再現試験では過熱や樹脂溶融の現象は再現せず、溶融部分には繊維製品が載っていたと考えられる形跡が認められたことから、被害者が繊維製品等をヒーター上部に掛けままに通電したため、繊維製品等が加熱され、ヒーターカバーの一部を焦がしたものとみられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 輸入事業者	消防機関 輸入事業者 (受付:2007/02/07)
2007-0011 0000/00/00 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約2年	テレビのリモコン操作をすると電気ストーブの電源が入ったり、テレビの電源を切って外出して戻ったらハロゲンヒーターやマイナスイオン作動表示のランプが点灯していることがあった。 (被害なし)	何らかの送信信号によって誤作動を起こしたものと思われるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため措置はとれなかった。 。なお、当機構では、平成18年11月15日付けで「特記ニュース」を発行し、消費者に注意喚起を行っている。	消費者 (受付:2007/04/02)
2006-3195 2006/12/00 (事故発生地) 福岡県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター) 使用期間：約3年	ハロゲンヒーターを使用中に突然白い煙が出て、発火した。 (製品破損)	ハロゲンヒーターから発煙したものと考えられるが、被害者と連絡がとれず、事故品が入手できないことから調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/02/05)
2006-1848 2006/10/00 (事故発生地) 広島県	電気ストーブ(ハロゲンヒーター、センサー付き) V-800-MW-S (株)日本ビネガーボトラーズ 使用期間：不明	ハロゲンヒーターをふる場の脱衣場の天井に設置して使用していたところ、スイッチをOFFにしていたのに電源が入り、「パチパチ」と音がした。 (製品破損)	制御基盤電源回路の整流回路平滑コンデンサー2個が不良となったため、リレー用の直流電源が不安定となり電圧が正常に加わらず、リレーの脈動(チャタリング)動作が発生し、コイルが過熱してリレー外郭が変形した。その際、リレー接点が瞬間的に通電状態となりランプが点灯状態になったものと推定される。 。なお、コンデンサーが不良になった原因は、コンデンサー2個のうち1個が部品不良と考えられる。	他に同種事故が発生しておらず、単品的な不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。 。なお、製造工場(中国)での部品受入検査及び部品メーカーへの品質管理の強化を要請。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/11/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3676 2007/03/01 (事故発生地) 千葉県	電気ストーブ(ファン式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約40平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。寝室の鏡台付近にあったスプレー缶が破裂したとみて出火原因を調べている。 (死亡)	電気ストーブ直上に干していた洗濯物が乾燥に伴って落下し、ストーブに被さって着火し、周囲の可燃物に延焼したものと推定される。スプレー缶については、火災熱により破裂したと思われる。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/06)
2007-0045 1990/02/08 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ(遠赤外線式) 7 F X ゼネラルエアコン(株) 使用期間：約1年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙し、スタンド上部が焼損した。 (製品破損)	首振り機構用の配線の取り回し不良のため、首振りの繰り返しにより配線が断線してスパークが生じ、配線の被覆が炭化し、焼損に至ったものと推定される。	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0046 2005/01/25 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ(遠赤外線式) 7 F X ゼネラルエアコン(株) 使用期間：約16年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙して、スタンドを焼損し、壁が煙で汚れた。 (拡大被害)	首振り機構用の配線の取り回し不良のため、首振りの繰り返しにより配線が断線してスパークが生じ、配線の被覆が炭化し、焼損に至ったものと推定される。	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2006-3910 2007/02/16 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ(遠赤外線式) 1 2 F D ゼネラルエアコン(株) 使用期間：約19年	会社倉庫内の事務所で遠赤外線ヒーターを使用中、発煙、発火した。 (製品破損)	当該機のトライアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトライアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/03/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0021 1988/02/25 (事故発生地) 千葉県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約3年	遠赤外線ストーブを使用中、突然、発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0022 1988/11/24 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約2年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙し、温度制御部品が焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0023 1988/11/25 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約4年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙し、温度制御部品が焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0024 1989/02/25 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約4年	遠赤外線ストーブの温度調節ができなくなり、スタンド部から発煙し、焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0025 1989/10/27 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約5年	遠赤外線ストーブの後部から発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0026 1990/01/00 (事故発生地) 新潟県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約2年	遠赤外線ストーブから発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0027 1990/01/07 (事故発生地) 和歌山県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約6年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙、発火して、じゅうたんが直径約10cmほど焦げた。 (拡大被害)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0028 1990/01/24 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約2年	遠赤外線ストーブから、発煙、発火した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0029 1990/01/25 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約2年	遠赤外線ストーブから「パチパチ」と音がして、発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0030 1990/02/16 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約2年	遠赤外線ストーブから発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0031 1992/02/21 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約6年	遠赤外線ストーブから発煙し、本体スタンドの一部が焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0032 1993/03/03 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約9年	遠赤外線ストーブから発煙し、本体スタンドが焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0033 1995/01/20 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約11年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙、発火してスタンドを焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0034 1997/02/03 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約12年	遠赤外線ストーブから発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0035 1997/02/07 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約13年	遠赤外線ストーブから発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0036 1998/03/12 (事故発生地) 徳島県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約14年	遠赤外線ストーブから発火し、スタンドを焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0037 1999/03/11 (事故発生地) 岐阜県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約14年	遠赤外線ストーブから出火して、本体台座とスタンドの一部を焼損した。 (製品破損)	当該機のトライアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトライアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0038 1999/12/24 (事故発生地) 香川県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約15年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙した。 (製品破損)	当該機のトライアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトライアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0039 2000/03/01 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約13年	使用中の遠赤外線ストーブが焼損するとともに転倒して、座ぶとんと畳を焦がした。 (拡大被害)	当該機のトライアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトライアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0040 2000/11/01 (事故発生地) 不明	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約16年	遠赤外線ストーブを使用中、発煙し、樹脂スタンドの一部を焼損した。 (製品破損)	当該機のトライアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトライアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日及び11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0041 2002/01/15 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約21年	遠赤外線ストーブから発煙し、スタンドを焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0042 2006/01/10 (事故発生地) 大阪府	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約23年	遠赤外線ストーブを使用中、本体後部から発煙した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0043 2006/01/11 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約21年	遠赤外線ストーブを使用中、焦げたにおいがして、発煙、発火し、スタンドを焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0044 2006/01/22 (事故発生地) 茨城県	電気ストーブ（遠赤外線式） 12FD ゼネラルエアコン（株） 使用期間：約21年	遠赤外線ストーブから、発煙、発火し、スタンドを焼損した。 (製品破損)	当該機のトリアック内部のはんだ付け部に、はんだ量の少ない部品が混入したため、使用時の繰り返し熱ストレスによりはんだ剥離が生じ、継続使用することでトリアックの放熱性が低下し、発煙、焼損に至ったものと推定される。 (A3)	平成19年3月28日、11月6日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収、代金返済を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4648 2007/11/02 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ（遠赤外線式） 使用期間：約1か月	子供が電気ストーブの前面ガード部分に触れ、手に5cmほどの筋状の火傷を負った。 (軽傷)	親が目を離した間に、幼児が高温の前面ガード部に触れ、手に火傷を負ったものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書に「運転中や運転停止後しばらくは、本体上面・前面・ガード等の高温部に触れない」旨の注意を記載している。	保護者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2007/11/29)
2006-2641 2006/12/29 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ（遠赤外線式） 使用期間：約1年1か月	電気ストーブを使用中、突然白い煙が立ちこめ、焦げ臭いにおいが居間に広がった。 (製品破損)	管の中のヒーター線は断線しているものの、ヒーター管の割れ等はなく、発煙の痕跡も認められないことから、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-1236 2006/08/27 (事故発生地) 神奈川県	電気たこ焼き器 TYX-650 (株)ミュージーコーポレーション 使用期間：不明	たこ焼き器を使用した直後から「パチパチ」と火花が出て、突然内部と器具の縁から発火した。消火して調べたら、本体底のコードつけ根部分が溶けていた。 (拡大被害)	電源コードと内部配線を接続する中継端子のねじ締め不足により、接触抵抗が増大したため接続端子部で異常発熱し、異極間でショートし、発火したものと推定される。	平成15年8月1日、平成17年4月1日及び平成19年4月27日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。なお、電源コードと内部配線の接続方法を、ねじ止め式からファストン端子接続し、さらにはんだ付けする接続方法に変更した。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/09/07)
2007-4833 2007/11/27 (事故発生地) 大阪府	電気たこ焼き器 TYX-650(ブランド:YAMAZEN) (株)ミュージーコーポレーション 使用期間：約3年4か月	使用中の電気たこ焼き器から発煙、発火し、テーブルが焦げ、家人2人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	電源コードと内部配線を接続する中継端子のねじ締めが不足していたため、接触抵抗が増大して接続端子部で異常発熱し、異極間でショートが生じ、発火したものと推定される。	平成15年8月1日及び平成19年4月27日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。 なお、電源コードと内部配線の接続方法を、ねじ止め式からファストン端子接続し、さらにはんだ付けする接続方法に変更した。	輸入事業者 (受付:2007/12/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3847 2007/03/11 (事故発生地) 愛知県	電気トースター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、隣接する住宅の一部を焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	台所の中央部の被災が著しいことから、床上で使用であった電気トースターからの出火と推定されるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/15)	製品評価技術基盤機構
2007-2369 2006/03/00 (事故発生地) 福井県	電気ファンヒーター Faith MFH-101DX 森田電工(株) 使用期間：約24年	使用中の電気ファンヒーターから異臭がして、吹出口が溶融した。 (製品破損)	事故品のファンモーター性能が低かったため、ファン及びモーターに少量の埃が堆積した際に、風量低下及び風量のバラツキを生じてヒーターが過熱し、温風吹出口の樹脂が溶融・変形したものと推定される。 なお、堆積した埃を除去したところ正常に作動し、過熱することはなかった。 (A1)	他に同種事例は発生しておらず、当該機は金属ケースで覆われており、温風吹出口(耐熱樹脂250℃)の溶融のみで拡大被害に至る可能性は低く、過熱が継続した場合でも、最終的に安全装置(サーモスタット)が作動することから、措置はとらなかった。 なお、今後も引き続き市場での事故発生状況を注視することとした。 (受付:2007/07/23)	製造事業者
2007-0861 2007/05/11 (事故発生地) 京都府	電気ファンヒーター FH-6500 三菱電機ホーム機器(株) 使用期間：約32年	電気ヒーターにテーブルの金属脚が当たったところ、電源コードから火花が出て炎が上がり、その下のカーペットと床を焦がし、ブレーカーが作動した。 (拡大被害)	電源コードの被覆に劣化による細かい亀裂やひび割れが認められ、本体側のコードプロテクタ部分で断線していることから、長期使用(約32年)により、コードの芯線に使用時の折り曲げや引っ張りの負荷が繰り返し加わり、芯線が金属疲労を起こして断線・スパークし、カーペットと床を焦がしたものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、当該品は昭和53年で生産を終了しており、取扱説明書の注意書きには、「コードは傷んだまま使用すると発火や焼損の原因となるため使用前に点検する。」旨を記載している。 (受付:2007/05/18)	消費者センター 製造事業者
2006-3705 2007/02/04 (事故発生地) 福井県	電気ファンヒーター 使用期間：約21年	電気ファンヒーターから火が出て、ヒーターの一部を焼損し、床の一部が焦げた。 (拡大被害)	当該機に溶融痕等の発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/07)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2920 2006/12/31 (事故発生地) 福岡県	電気ファンヒーター（ 収納棚付き） 使用期間：約18年	脱衣室の収納棚付き電気温風機から 発火して半焼し、周辺の壁の一部も焼 いた。 (拡大被害)	操作パネルのタイマースイッチ周辺の焼損が著しい ことから、当該箇所から出火したものと考えられるが 、タイマースイッチが焼失しており、原因の特定はで きなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2007/01/23)
2006-0297 2006/04/23 (事故発生地) 京都府	電気フライヤー DF-505 サン(株) 使用期間：約4年2か月	電気フライヤーの使用中に発煙し、 テーブルマット及びテーブルが焦げた 。本体底部を確認すると、外郭樹脂が 溶けていた。 (拡大被害)	本体底部の電源線と内部配線を接続する接続端子部 が、ネジ止めによる接続方式であり、生産工程で締め 付けが不十分であったため、接触抵抗が増大し接触不 良となり、ジュール熱により発熱し、外郭樹脂に着火 ・延焼したものと推定される。 (A2)	平成18年7月2日付けの新聞及びホームペ ージに社告を掲載し、無償で点検・修理を実施して いる。 なお、平成14年2月以降の生産分よ り、接続端子部をネジ止め方式から圧着方式に変 更した。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/04/28)
2007-2307 2007/05/03 (事故発生地) 沖縄県	電気フライヤー 不明 不明 使用期間：約2年	電気フライヤーのスイッチを入れた ところ、異音が生じ、白煙が出てスイ ッチが切れた。その後、出火し、内壁 と天井などが焼けた。 (拡大被害)	本体底部の電源線と内部配線を接続する接続端子部 が、ネジ止めによる接続方式であり、生産工程で締め 付けが不十分であったため、接触抵抗が増大し接触不 良となり、ジュール熱により発熱し、外郭樹脂に着火 ・延焼したものと推定される。 (A2)	製造業者等は不明であるため、措置はとれなかつ た。	消防機関 (受付:2007/07/18)
2007-3243 2007/07/19 (事故発生地) 山形県	電気ポット KP-A161H シャープ(株) 使用期間：約5年	電気ジャーポットから発煙して本体 の一部を焼損し、消火の水で壁紙の一 部にしみができた。 (拡大被害)	事故品のヒーター接続部のカシメ部に溶融痕が認め られたことから、カシメ不良や半断線による異常発熱 が生じ、本体底部を焼損したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみ られる事故であることから、措置はとらなかつ た。 。なお、当該品の製造は既に終了している。	輸入事業者 (受付:2007/09/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1538 2007/05/01 (事故発生地) 山梨県	電気ポット P J - E 2 2 D 三菱電機ホーム機器(株) 使用期間：約6年7か月	ポットでお湯を沸かしたところ、約1時間後に焦げ臭いにおいがし、ポット内の水が無くなって、内面に使用されている金属板が焦げて変色していた。 (製品破損)	制御基板のコンデンサーに不具合が発生したため、電源リレーの動作が不安定となり電源リレーの接点が溶着してしまい、IC制御でヒーター通電を切ることができなくなり、ヒーターへの通電が止まらず、水が沸騰を続けて蒸発してしまい、ポット内部を焦がしたものと推定される。 (A3)	他に同種事故が発生しておらず、単品の不良と見られる事故であり、最終的に温度ヒューズが切れて発火には至らないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/06/11)
2006-1972 2006/10/31 (事故発生地) 埼玉県	電気ポット C D B - M 2 2 象印マホービン(株) 使用期間：約11年	外出中に台所から出火して、台所周辺が焼損し、子供が有毒ガスを吸った。 (軽傷)	長期使用(約11年)により、電気ポットの電源コードが繰り返し機械的ストレスを受けたため、芯線が半断線状態になり発熱し、発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、当該品は既に生産販売を終了しており、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/11/16)
2006-3577 2006/12/17 (事故発生地) 熊本県	電気ポット 使用期間：約1年10か月	ロックした状態で電気ポットを傾けたところ、湯がかかって火傷を負った。 (軽傷)	当該器はプッシュボタンを戻し、ロックした状態にしても、湯沸かし時の圧力を逃がすため湯漏れ防止部は樹脂弁で樹脂製吐出経路を覆う構造で、ふたと容器は完全に密閉された構造ではないことから、本体を傾けたことで少量の湯が漏れたと推定される。 なお、本体及び取扱説明書に「プッシュボタンを戻した状態であっても、本体を傾けたり、ゆすったり、転倒させたりすると注ぎ口より湯が出ることもあるので絶対にしないこと。」旨の表示がある。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)
2006-3579 2006/12/27 (事故発生地) 福岡県	電気ポット 使用期間：約11年	コンセントに差した電気ポットのプラグの根元から火花が出た。 (製品破損)	電源コードの差込プラグのプロテクター端部が断線し、先端に溶融痕が認められたことから、当該部分に使用中の過度な繰り返し屈曲や荷重等の機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり、スパークしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4287 2007/11/02 (事故発生地) 大阪府	電気ポット 使用期間：約9年	会社事務所の給湯室で約9年間使っている電気ポットが、沸騰後に給湯ボタンを押そうとしたところ、ボタンが異常に熱かった。 (被害なし)	当該品の底部には水垢や汚れが多量に付着しており、本体内部の容器外側及び遮熱板等の金属部品が著しく錆び付いていたことから、使用者が本体を丸洗いうる、又は操作パネルに水やお湯を掛ける等の行為により、又は操作パネルに水やお湯を掛ける等の行為により、本体内部に水が浸入して底部に溜まり、ヒーター熱により溜まった水が加熱されて蒸発し、給湯ボタンの隙間から蒸気が漏れ出したものと推定される。 なお、当該品は通電したところ正常に作動した。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書の注意表示には「丸洗いは絶対にしない。本体や操作パネル部にはお湯や水を掛けない。逆さにして乾燥させない、感電・故障の原因となる。」旨を記載している。	消費者 (受付:2007/11/08)
2006-2706 2006/12/26 (事故発生地) 山形県	電気ポット 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約34平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気ポットの配線が何らかの原因で短絡したと考えられるが、焼損が著しく、短絡した原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2007-0337 2007/04/15 (事故発生地) 静岡県	電気ポット 使用期間：不明	ホテルの客室から出火し、ふとんや壁など約4平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	電気ポットの電源コードに繰り返しの屈曲、引っ張りなどの機械的ストレスが加わり半断線状態となり、異常発熱すると共にコード内部の被覆が溶融して、短絡・スパークし出火した可能性が考えられるが、短絡痕等が確認できず使用実態も不明であることから原因の特定はできなかった。	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/18)
2007-1858 2007/05/00 (事故発生地) 大阪府	電気ポット 使用期間：約2か月	電気ポットの湯から刺激臭がし、舌がしびれた。 なお、被害者は、蒸気を抑える機能を使用していた。 (軽傷)	初期のプラスチック臭、あるいは蒸気を抑える機能を用いていたことから、水道水中の塩素分が十分に除去されないうちに使用し、これを刺激臭と感じたものと推定されるが、当該製品は既に部品交換されており、刺激臭及び舌がしびれた原因は特定できなかった。 なお、当該製品各部の材質は食品衛生法に基づく溶出試験の基準を満たしていた。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、湯の臭いについては、「使い初めはプラスチック臭がする」、「水道水に含まれる消毒用塩素(カルキ臭)が残る」旨、取扱説明書で注意喚起している。	消費者センター (受付:2007/06/15)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1033 2007/05/05 (事故発生地) 大分県	電気やかん BI802522 (株)グループ・セブ・ジャパン 使用期間：約1年	電気やかんから発煙して、室内に煙が充満し、電気やかんを置いていたテーブルが直径2cmほど焦げた。	当該品を清掃した後に、電源スイッチを入れたままその場を離れたため空焚き状態となったことに加え、空焚き防止装置に接点部が変形した不良部品が混入したため、空焚きによるヒーター過熱時に、空焚き防止装置が作動せず通電が継続し、発煙・焼損したものと推定される。	平成19年1月17日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・交換を行っている。また、接点部品受け入れ時の全品検査を実施するとともに、空焚き防止試験で再通電しないことを確認することとした。	販売事業者 (受付:2007/05/29)
2006-3148 2007/01/06 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 NH-D40K2 松下電器産業(株) 使用期間：約10年	電気衣類乾燥機を使用中「ボン」という音がし、前面左側から出火した。	制御基板のリレー端子のはとめ部で生じたはんだクラックによりスパークが発生して発熱し、防湿のために基板に塗布した難燃性樹脂が加熱されて生じた可燃性ガスが発火し、近接した樹脂製の操作パネルに引火したものと推定される。	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で操作制御基板の交換及び類焼防止カバーの追加を実施している。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/31)
2007-0147 2007/03/17 (事故発生地) 石川県	電気衣類乾燥機 NH-D45A 松下電器産業(株) 使用期間：約9年	使用中の電気衣類乾燥機から焦げたにおいがし、発煙した。	制御基板のリレー端子のはとめ部で生じたはんだクラックによりスパークが発生して発熱し、防湿のために基板に塗布した難燃性樹脂が加熱されて生じた可燃性ガスが発火し、近接した樹脂製の操作パネルに引火したものと推定される。	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で操作制御基板の交換及び類焼防止カバーの追加を実施している。	製造事業者 (受付:2007/04/06)
2007-0664 1990/01/09 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約1年	電気衣類乾燥機から発煙し、操作パネル部の基板が焼損した。	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0665 1990/01/10 (事故発生地) 岡山県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 1 か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が焼損し、周囲の壁と天井を汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0666 1990/01/10 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 3 か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0667 1990/01/24 (事故発生地) 広島県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 1 か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0668 1990/01/31 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が焼損、樹脂溶解物で洗濯機を汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0669 1990/02/11 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が焼損し、周囲の壁と天井が汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0670 1990/02/14 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0671 1990/02/25 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0672 1990/02/26 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約1年10か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部の基板が焼損し、パネル部が溶解、変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0673 1990/03/10 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約2年1か月	電気衣類乾燥機から発煙し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0674 1990/03/16 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約2年9か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0675 1990/03/26 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約2年11か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0676 1990/03/26 (事故発生地) 鳥取県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約2年3か月	電気衣類乾燥機から異臭がし、操作パネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0677 1990/03/28 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0678 1990/03/30 (事故発生地) 秋田県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0679 1990/04/04 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0680 1990/04/04 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約1年10か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0681 1990/04/05 (事故発生地) 秋田県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約1年5か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が溶解し、周囲の壁と天井を汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0682 1990/04/06 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が溶解し、周囲の壁と天井などを汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0683 1990/04/06 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約11か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0684 1990/04/14 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0685 1990/04/14 (事故発生地) 栃木県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年5か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0686 1990/04/18 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0687 1990/04/25 (事故発生地) 栃木県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年1か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0688 1990/05/01 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年2か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0689 1990/05/02 (事故発生地) 福井県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0690 1990/05/08 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 2 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0691 1990/06/05 (事故発生地) 北海道	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 8 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0692 1990/06/23 (事故発生地) 岩手県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 3 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0693 1990/07/14 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、操作パネル部が焼損し、二槽式洗濯機脱水ぶたが溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/16)
2007-0707 1990/07/25 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 1 年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0708 1990/07/31 (事故発生地) 北海道	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0709 1990/09/12 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 3 か月	電気衣類乾燥機から発煙し、操作パネル部と洗濯機の上部が溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0710 1990/09/27 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0711 1990/10/03 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年4か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0712 1990/10/16 (事故発生地) 愛媛県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パ ネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0713 1990/10/23 (事故発生地) 岐阜県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年4か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パ ネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0714 1990/10/27 (事故発生地) 岩手県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年3か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0715 1990/11/06 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年1か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0716 1990/11/27 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年6か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0717 1990/12/01 (事故発生地) 三重県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年5か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0718 1991/01/11 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年11か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0719 1991/01/15 (事故発生地) 鳥取県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年1か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0720 1991/01/23 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年7か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0721 1991/01/29 (事故発生地) 茨城県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約2年8か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0722 1991/01/30 (事故発生地) 京都府	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 1 年 6 か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0723 1991/03/03 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 1 0 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0724 1991/03/06 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0725 1991/03/08 (事故発生地) 茨城県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 9 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0726 1991/03/11 (事故発生地) 香川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年11か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0727 1991/03/18 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約2年9か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0728 1991/03/29 (事故発生地) 奈良県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0729 1991/04/04 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0730 1991/04/06 (事故発生地) 宮城県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0731 1991/04/07 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約4年6か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0732 1991/04/22 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約4年2か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0733 1991/05/15 (事故発生地) 鹿児島県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約3年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0734 1991/08/11 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 2 年 3 か月	電気衣類乾燥機から発火して、パネル部が焼損し、樹脂溶解物で洗濯機を汚損した。	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0736 1991/09/20 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 7 か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0737 1991/09/27 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 7 か月	電気衣類乾燥機から発火し、パネル部が焼損した。	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0738 1991/10/06 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 3 年 8 か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0739 1991/10/15 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年5か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0740 1991/12/13 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年5か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0741 1991/12/14 (事故発生地) 京都府	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年10か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0742 1991/12/16 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年10か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0743 1991/12/17 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約4年6か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0744 1991/12/19 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約4年2か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0745 1991/12/19 (事故発生地) 岐阜県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0746 1991/12/27 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0747 1992/01/04 (事故発生地) 山梨県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年4か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0748 1992/01/25 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年8か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、操作パネル部が溶解し、洗濯室の壁を汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0749 1992/02/02 (事故発生地) 秋田県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年3か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0750 1992/02/13 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約3年9か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0751 1992/03/01 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 4 年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0752 1992/03/10 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 4 年 1 0 か月	電気衣類乾燥機から発煙し、操作パ ネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0753 1992/03/10 (事故発生地) 岐阜県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 5 年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0754 1992/03/12 (事故発生地) 富山県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約 4 年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0755 1992/03/15 (事故発生地) 滋賀県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0756 1992/04/01 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約7か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パ ネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0757 1992/05/09 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約5年3か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パ ネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0758 1992/06/18 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約5年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 電子ユニット部を焼損、パネルが変形 した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御 用回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続 されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割 れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶 かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4 月10日付けの新聞及びホームページに社告を行 い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド 面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）へ の交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難 燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施して いる。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0759 1992/06/30 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損、パネルが変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0760 1992/07/01 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約5年3か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損、パネルが変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0761 1992/07/07 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約4年7か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損、パネルが変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0762 1992/07/11 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0763 1992/07/24 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年	電気衣類乾燥機の操作パネル部から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0764 1992/07/30 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約4年2か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損、パネルが変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0765 1992/07/31 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約5年10か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0766 1992/08/22 (事故発生地) 山口県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニット部を焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0767 1992/10/07 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約4年4か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0768 1992/10/16 (事故発生地) 広島県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：不明	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0769 1992/11/07 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約4年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0770 1992/11/11 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約3年9か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0771 1992/11/20 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約4年5か月	電気衣類乾燥機から発煙・発火し、 電子ユニット部を焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0772 1992/11/27 (事故発生地) 徳島県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約5年1か月	電気衣類乾燥機から発煙・発火し、 パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0773 1992/12/05 (事故発生地) 宮城県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：不明	電気衣類乾燥機から発火して、操作 パネル部が溶解し、消火時に左手に軽 度の火傷を負った。 (軽傷)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0774 1992/12/05 (事故発生地) 岐阜県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年	電気衣類乾燥機から発煙・発火し、 電子ユニット部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0775 1992/12/26 (事故発生地) 福島県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：不明	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が一部熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0776 1993/01/25 (事故発生地) 山形県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約6年1か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0777 1993/02/16 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：不明	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、 パネル部が溶解し、天井が煤で汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0778 1993/02/18 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約5年2か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0779 1993/03/05 (事故発生地) 宮城県	電気衣類乾燥機 ED - 600 (株)東芝 使用期間：約4年6か月	電気衣類乾燥機の操作パネル部が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0780 1993/03/07 (事故発生地) 長野県	電気衣類乾燥機 ED - D600 (株)東芝 使用期間：約4年6か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が焼損し、軽度の火傷を負った。 (軽傷)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0781 1993/05/31 (事故発生地) 熊本県	電気衣類乾燥機 ED - D300 (株)東芝 使用期間：約5年1か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0782 1993/06/21 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED - D300 (株)東芝 使用期間：不明	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0783 1993/07/29 (事故発生地) 宮城県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0784 1993/09/22 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年1か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0785 1993/10/19 (事故発生地) 三重県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、パネル部が焼損し、乾燥機周辺が焦げた。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)
2007-0786 1993/10/25 (事故発生地) 三重県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発煙し、電子ユニット部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0795 1993/11/18 (事故発生地) 奈良県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0796 1993/12/01 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約5年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部を焼損、乾燥機周辺を焦がした。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0797 1993/12/09 (事故発生地) 長崎県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0798 1994/01/16 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約4年1か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0799 1994/01/18 (事故発生地) 沖縄県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0800 1994/02/18 (事故発生地) 岐阜県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、本体パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0801 1994/06/13 (事故発生地) 岡山県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約5年5か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0802 1994/06/14 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年6か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0803 1994/06/27 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0804 1994/09/26 (事故発生地) 香川県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0805 1994/10/04 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パ ネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0806 1994/12/15 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約6年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部の基板が焼損、パネル部 が熱変形した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0807 1995/01/15 (事故発生地) 福岡県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火して焼損し、浴室、トイレ、玄関などが汚損、階下の部屋に水漏れした。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0808 1995/05/18 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年7か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0809 1995/05/24 (事故発生地) 石川県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年7か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0810 1995/07/15 (事故発生地) 広島県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0811 1995/09/22 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約8年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0812 1995/09/24 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約8年3か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0813 1995/12/20 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部と洗濯機上部を焼損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0814 1995/12/20 (事故発生地) 京都府	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0815 1996/02/16 (事故発生地) 長野県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0816 1996/03/24 (事故発生地) 滋賀県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0817 1996/04/23 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火して、乾燥機と洗濯機上部が焼損し、風よけ用トタンの一部が溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0818 1996/06/02 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年8か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0819 1996/09/02 (事故発生地) 群馬県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約9年3か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0820 1996/10/17 (事故発生地) 福井県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0821 1997/02/20 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株) 東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0822 1997/03/03 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株) 東芝 使用期間：約10年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0823 1997/04/12 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約10年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0824 1997/04/16 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約10年3か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0825 1997/10/24 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0826 1997/12/04 (事故発生地) 福井県	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約10年9か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0827 1998/01/04 (事故発生地) 徳島県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約8年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0828 1998/01/22 (事故発生地) 三重県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約10年9か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0829 1998/04/13 (事故発生地) 大分県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約10年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0830 1998/05/28 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約13年	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が溶解し、室内の壁が汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0831 1998/10/21 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約10年8か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0832 1998/10/25 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約10年9か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0833 1999/01/09 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 0 (株)東芝 使用期間：約13年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0834 1999/01/30 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 3 0 0 (株)東芝 使用期間：約11年1か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0835 1999/02/15 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約9年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、 パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0836 1999/03/28 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約12年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0837 1999/03/28 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約11年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0838 1999/04/19 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約12年7か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、 パネル部が溶解し、洗濯機のふたの一部も溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0839 1999/09/19 (事故発生地) 埼玉県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約11年7か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、電子ユニットのカバーが溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0840 1999/11/07 (事故発生地) 新潟県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約10年7か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0841 2000/01/15 (事故発生地) 群馬県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約11年11か月	電気衣類乾燥機から発火し、パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0842 2000/02/07 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約12年	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0843 2000/02/09 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約13年	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が溶解し、壁を汚損した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0844 2000/02/16 (事故発生地) 福井県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約12年	電気衣類乾燥機から発煙、発火して洗濯機を焼損、脱衣所の天井が変色し、照明器具が熱変形した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0845 2000/04/13 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約12年2か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0846 2000/05/14 (事故発生地) 大阪府	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約7年	電気衣類乾燥機から発火して、洗濯機を焼損、脱衣所の天井が変色し、照明器具が熱変形した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0847 2000/06/21 (事故発生地) 山口県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約13年6か月	電気衣類乾燥機から発火して、操作パネル部が焼損し、洗濯機の上部が溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0848 2001/01/30 (事故発生地) 福島県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約10年	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0849 2001/01/31 (事故発生地) 石川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約13年3か月	電気衣類乾燥機から発煙、発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0850 2001/04/05 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 ED-D600 (株)東芝 使用期間：約12年	電気衣類乾燥機から発煙、発火して、パネル部が溶解し、ドラム内の一部が焦げ、洗濯機と乾燥機の取り付け台の一部も溶解した。 (拡大被害)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0851 2001/04/28 (事故発生地) 奈良県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約12年11か月	電気衣類乾燥機から発火し、操作パネル部が溶解した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じ、部分的に発熱し、電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/18)
2007-0913 2007/04/13 (事故発生地) 茨城県	電気衣類乾燥機 ED-D300 (株)東芝 使用期間：約19年6か月	電気衣類乾燥機から発火し、パネル部と内部の基板が焼損した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け部が、接触不良により部分的に発熱を起こし電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2007-2414 2007/06/22 (事故発生地) 宮城県	電気衣類乾燥機 DR-D40C1-H(ブランド：三菱) 日本建鉄(株) 使用期間：約5年	運転中の衣類乾燥機から異臭がした。 (製品破損)	制御基板のリレー端子のはとめ部で生じたはんだクラックによりスパークが発生して発熱し、防湿のために基板に塗布した難燃性樹脂が加熱されて生じた可燃性ガスが発火し、近接した樹脂製の操作パネルに引火したものと推定される。 (A2)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で操作制御基板の交換及び類焼防止カバーの追加を実施している。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2007-3876 2007/09/11 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機 ED-D600 東芝家電製造(株) 使用期間：約19年	運転中の衣類乾燥機の電源ボタンとドアオープンボタン周りの隙間から火が見えた。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け不良によりはんだ割れが生じて発熱し、電子ユニットカバーが溶融、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品（はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの）への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品（難燃ポリプロピレン）への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/10/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4821 2007/11/24 (事故発生地) 東京都	電気衣類乾燥機 E D - D 6 0 2 東芝家電製造(株) 使用期間：不明	使用中の衣類乾燥機から出火した。 (製品破損)	操作パネル内部の電源、ヒーター及びモーター制御回路を含む電子ユニットの100V回路基板に接続されたリード線端子のはんだ付け部が、接触不良により部分的に発熱を起し電子ユニットカバーを溶かし、着火したものと推定される。 (A2)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/12/10)
2006-2368 2006/11/28 (事故発生地) 滋賀県	電気衣類乾燥機 使用期間：約6年	衣類乾燥機から火が出て、住宅が焼損した。 (拡大被害)	当該機の電気部品、内部配線等に発火の痕跡が認められず、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2006/12/14)
2006-3209 2007/01/15 (事故発生地) 千葉県	電気衣類乾燥機 使用期間：約1年	電気衣類乾燥機が設置された木造2階建て倉庫から出火して全焼し、倉庫に停めてあった車2台と隣家の壁も焼いた。 (拡大被害)	当該機の電源コードの断線部先端及びサーミスタのコントローラーへの接続線の先端にショート痕が認められるものの、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2007/02/06)
2007-0735 1991/09/18 (事故発生地) 兵庫県	電気衣類乾燥機 使用期間：約3年9か月	電気衣類乾燥機から出火し、木造平屋住宅を全焼した。 (拡大被害)	事故現場の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	平成2年5月29日付けの新聞、平成19年4月10日付けの新聞及びホームページに社告を行い、電子ユニットの改良品(はんだ付け、ランド面積の拡大、端子ハトメ化など実施したもの)への交換及び電子ユニットカバーの難燃材部品(難燃ポリプロピレン)への交換を継続して実施している。	製造事業者 (受付:2007/05/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3204 2007/08/30 (事故発生地) 宮崎県	電気衣類乾燥機 使用期間：不 明	住宅から出火して、同住宅と倉庫計3棟を全焼し、隣接する住宅2棟のテラスの屋根や雨どいの一部も焼いた。 (拡大被害)	電気衣類乾燥機から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/09/03)	製品評価技術基盤機構
2006-1583 2006/09/25 (事故発生地) 東京都	電気温水器 S R E - 3 7 6 3 三菱電機（株） 使用期間：約14年3か月	ベランダに設置していた電気温水器から発煙した。 (拡大被害)	ヒーター用電磁リレーの接点が溶着し、さらに温度過昇防止装置が作動しなかったため、ヒーターに連続通電され空炊き状態になり過熱し、ヒーター周辺の保温材のビニールシート等が焦げて発煙したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。 (受付:2006/10/12)	製造事業者
2005-1745 2005/12/14 (事故発生地) 新潟県	電気温水器 B E - 3 8 1 N - D (株)日立アプライアンス 使用期間：約28年	集合住宅（リゾートマンション）玄関脇の機械室内に設置されていた電気温水器のタンクが破裂し、設置場所の扉、天井を損壊させ、タンク内から水があふれ、階下へ水漏れの被害が及んだ。 (拡大被害)	温水タンクの電気防食回路に通電されたまま、長期間（3年）使用されなかったため、タンク内の水位が防食電極の位置まで下がり、水との間で火花放電が生じて、水の電気分解で発生したガスに着火し、缶体破裂したものと推定される。 なお、当該品は自主改修品であるが、管理人が冬期のみヒータ（電気防食回路とは別電源）に通電していたことから、使用状態にあると判断し点検対象から外されていた。 (B1)	平成17年3月1日付けの事業者ホームページに告知を掲載し、当該マンションの点検及びガス抜きを実施し、同様物件の抽出と再点検を実施している。また、平成2年から、電気防食方式を用いないステンレスタンク等に変更している。 なお、（社）日本電機工業会では、平成18年2月21日付けの新聞、ホームページに告知している。 (受付:2005/12/22)	製造事業者
2006-3097 2006/12/23 (事故発生地) 岡山県	電気温水器 D 0 - 4 6 4 G P A H 三菱電機（株） 使用期間：約6年7か月	入浴の際、いつもより湯気が多いと思いつながら足を浴槽に入れたところ、湯温が高くて火傷を負った。 (軽傷)	当該機の配管接続部のOリングから漏れた水が、リード線を伝わる構造であったため、制御基板に水が付着し誤作動を起こして高温の湯となり、さらに、被害者が湯温を確かめずに入浴したため火傷したものと推定される。なお、当該機は平成14年から部品交換を行っている対象機種であるが、被害者の連絡先に不備があり実施されていなかった。 (B1)	平成14年8月から顧客にDMを郵送し、制御基板、混合弁、リモコン基板、Oリング、リード線の部品交換を行っている。 なお、取扱説明書及び浴室リモコンふた表面には、「入浴するときは湯温を確かめる」旨警告表示がされている。 (受付:2007/01/31)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3576 2006/12/13 (事故発生地) 愛知県	電気温水器 使用期間：約28年	使用していない電気温水器を新品に交換するための撤去作業中、電気温水器が破裂し、付近の物置を破損した。 (拡大被害)	当該品を使用していない間に、タンク内の水が電気防食回路の通電により電気分解されて、水素ガス・酸素ガスが発生していた状況下で、設置業者が新品との交換の際、ガス抜きを行わなかったため、配管切断時のグライダーの火花により滞留していたガスに引火し、破裂したものと推定される。 (D1)	(社)日本電機工業会を通じて、工事業者等への撤去作業時の注意喚起を図っていくこととした。 (受付:2007/02/28)	製造事業者
2007-3952 2007/09/18 (事故発生地) 兵庫県	電気温水器 使用期間：約18年	工場内の事業所で、3年ほど使っていない電気温水器が突然破裂し、破裂した水道管から水が溢れた。 (製品破損)	温水タンクの電気防食回路に通電されたまま、長期間使用されず、給湯側にあるべき逃がし弁及び自動空気抜き弁がなかったことから、水の電気分解で発生したガスが排出されずに滞留して、タンク内の水位が防食電極の位置まで下がり、水との間で火花放電が生じて、ガスに着火し、缶体破裂したものと推定される。なお、当該機は事業所に設置され特別高圧電力契約していたため、点検リストに含まれていなかった。 (D1)	(社)日本電機工業会では、平成18年2月21日付の新聞及びホームページ、製造事業者は平成18年2月21日付のホームページで告知している。また、従来の対策対象リストを特別高圧契約範囲まで広げ、長期間使用していない場合は防食電源の通電をカットする対策等を実施している。なお、電気防食方式を用いないステンレスタンク等に変更している。 (受付:2007/10/25)	製造事業者
2006-0881 2006/07/08 (事故発生地) 広島県	電気温水器 使用期間：約10年	脱衣所に設置した電気温水器から熱湯が吹き出し、男性が軽い火傷を負い床、壁が熱湯で濡れた。 (拡大被害)	他社製逃し弁の合成ゴム製ダイヤフラムが、長年(約10年)の使用により劣化し破損に至り、手動レバー取付軸の周りから吹き出したものであるが、一昨年、昨年と湯が沸かない時があり、当該メーカーに修理を依頼していたが、異常がないとして消耗品である逃し弁の交換等の処置が適切に実施されなかったことが原因と推定される。 (D2)	修理マニュアルの改正を行った。 (受付:2006/07/24)	消費者センター 製造事業者
2007-1547 2007/05/29 (事故発生地) 長野県	電気温水器 使用期間：約17年	電気温水器内部の電気部品が一部焼損した。 (製品破損)	当該器のヒーター用リレーの焼損が著しいことから、リレーの接点部にチャタリング現象(接点が開閉動作を短い間隔で繰り返す現象)が発生し、接点部の異常発熱によりリレーケースが焼損したものと推定されるが、チャタリング現象が起きた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/06/12)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1515 2007/05/16 (事故発生地) 東京都	電気温水器（洗面化粧 台用） 使用期間：約2年	ミニキッチンのキャビネット内に設置されていた小型電気温水器のタンクが大きな音とともに破損し、キャビネットと電気こんろが破損した。 (拡大被害)	施工業者のミスにより、元止め方式の小型電気温水器を減圧弁・逃し弁を追加せずに先止め方式の水栓に移設したため、温水タンクの電気防食で発生したガス（水素と酸素）が蓄積され、何らかの原因によってガスに引火し破損したものと推定される。 (D1)	施工業者は不明であり、施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/08)
2006-3517 2007/02/12 (事故発生地) 福井県	電気温風ストーブ SF-V1005M 東芝ホームテクノ（株） 使用期間：約20年	電気ストーブを1時間使用していたところ、大きな音がして、本体のコード付け根部分から発火した。 (製品破損)	長期使用（約20年）により電源コードの芯線に折り曲げや引っ張りの負荷が繰り返し加わったこと。及び電源コードを本体に巻き付けて保管していたため、本体のコード付け根部分で芯線が半断線状態になり、スパークが発生したものと推定される。 (C1)	長期間使用による電源コードの経年劣化による断線であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/26)
2007-1438 2007/05/23 (事故発生地) 徳島県	電気蚊取り器 使用期間：約2年	電気蚊取り器の電源コードに燃えたような跡があり、使用できなくなった。 (製品破損)	電源コードが破れて焦げており、当該部分の芯線が断線していることから、使用中の繰り返し屈曲、引張りなどの機械的ストレスがコードに加わり半断線状態となり、発熱しスパークしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/06)
2007-2604 2007/07/09 (事故発生地) 神奈川県	電気蚊取り器（マット式） 電子ペーパー1本ブリッジ フマキラー（株） 使用期間：約30年	マット式の電気蚊取り器を使用中、マットを置いているところから、異音が出て火が出た。 (製品破損)	初期生産品でヒューズ機能が組み込まれていなかったため、マット加熱用の発熱体である正特性サーミスタ（PTCヒーター）の温度コントロール機能が失われた際に、PTCヒーターに過電流が流れ発熱端子が焼き切れたものと推定される。 (A1)	昭和60年、61年、平成2年と3回の社告を新聞に掲載し、製品回収を行っている。また、昭和51年以降の製品については、発熱体の端子にヒューズ機能を設ける改良を、昭和60年以降の製品には1Aの電流ヒューズを組み込む改良を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/27)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2147 2006/11/22 (事故発生地) 岐阜県	電気乾燥機 使用期間：約20年	木造2階建て住宅から出火し、約22.5平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	電気乾燥機から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/11/30)	製品評価技術基盤機構
2005-2777 2005/10/00 (事故発生地) 富山県	電気治療器(電位式) 使用期間：約7年6か月	高電圧治療器を使用していたところ、床の上にあった二次側コード中間コネクタ部よりスパークが飛んでいるのを発見し、電源を止めて確認すると中間コネクタ部とフローリングの一部が焦げていた。 (拡大被害)	コネクタの樹脂部に電解質の物質が付着、トラッキングの痕跡があることから、誤って水等をこぼし、そのまま使用を続けたために、電解質を介在とするトラッキングが発生し、更に床下に敷設されていた金属金具に放電し、焦げが生じたものと推定される。 (E1)	取扱説明書に注意事項を表記、納品時にユーザーに説明する。更に保護カバーを開発し無償提供する。また今後の方針としてユーザーに対して部品には耐用年数があることを意識させ、より安全・快適に利用させるため、特に高齢者に理解しやすい内容の案内を実施する。 (受付:2006/03/09)	消防機関
2007-2832 2007/07/31 (事故発生地) 東京都	電気芝刈機 CGS-205R (株)トヨタミ 使用期間：約1年10か月	自宅の庭で電気芝刈機を使っていたところ、回転刃が左方向へ飛び、石に当たって跳ね返った回転刃が左足の甲に当たって軽傷を負った。 (軽傷)	当該機のロータリー式の回転刃を止めているナットが緩い状態にあったため、方向転換した際、回転刃への負荷のかかり方が不均一になり、回転刃が傾いて回転した状態で回転刃ガードにあたり、その反動で開口部を突き破って左方向へ飛び出し、石に当たって跳ね返った回転刃が足に当たり怪我に至ったものと推定される。 (A2)	他に同種事故はなく、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、次期モデルよりモーター軸の長さを変更しナット自体がモーター軸から外れない構造に変更した。さらに、補給用回転刃の構成部品を従来の回転刃のみから固定板、ナット、回転刃ガード、固定ネジを追加し、劣化による飛び出しを防止し、交換要項にナットの締め付けを充分に行うよう注意文を追加することとした。 (受付:2007/08/13)	製造事業者
2007-0125 2006/12/06 (事故発生地) 富山県	電気床暖房器 さっと!ほっと FDC-0021 日本製紙木材(株) 使用期間：約1か月	床暖房の一部が暖まらなくなったため、床をめくったところ、発熱シートが焦げていた。 (拡大被害)	発熱シート製造時の導電性塗料(カーボン)の塗布量にムラが生じていたため、当該部分で異常発熱となり、発熱シートと下地材を焦がしたものと推定される。 (A2)	当該品の製造・販売を一時停止し、既製品については点検・交換を実施した。 なお、発熱シートの製造元に注意・警告を行うとともに、作業内容の徹底、指示内容の確認を実施させた。 (受付:2007/04/05)	製造事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0126 2007/01/05 (事故発生地) 徳島県	電気床暖房器 さっと!ほっと FDCZ - 0021 日本製紙木材(株) 使用期間: 約1か月	床暖房の一部が暖まらなくなったため、床を剥がしたところ、発熱シートが焦げていた。 (拡大被害)	発熱シート製造時の導電性塗料(カーボン)の塗布量にムラが生じていたため、当該部分で異常発熱となり、発熱シートと下地材を焦がしたものと推定される。 (A2)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品については点検・交換を実施した。 なお、発熱シートの製造元に注意・警告を行うとともに、作業内容の徹底、指示内容の確認を実施させた。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0127 2006/12/25 (事故発生地) 熊本県	電気床暖房器 さっと!ほっと FDC- 0022 日本製紙木材(株) 使用期間: 約1か月	床暖房の一部が暖まらなくなったため、床を剥がしたところ、発熱シートが焦げていた。 (拡大被害)	発熱シート製造時の導電性塗料(カーボン)の塗布量にムラが生じていたため、当該部分で異常発熱となり、発熱シートと下地材を焦がしたものと推定される。 (A2)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品については点検・交換を実施した。 なお、発熱シートの製造元に注意・警告を行うとともに、作業内容の徹底、指示内容の確認を実施させた。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0128 2006/12/26 (事故発生地) 滋賀県	電気床暖房器 さっと!ほっと FDCZ - 0022 日本製紙木材(株) 使用期間: 約1か月	床暖房の一部が暖まらなくなったため、床を剥がしたところ、発熱シートが焦げていた。 (拡大被害)	発熱シート製造時の導電性塗料(カーボン)の塗布量にムラが生じていたため、当該部分で異常発熱となり、発熱シートと下地材を焦がしたものと推定される。 (A2)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品については点検・交換を実施した。 なお、発熱シートの製造元に注意・警告を行うとともに、作業内容の徹底、指示内容の確認を実施させた。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0116 2005/05/07 (事故発生地) 栃木県	電気床暖房器 使用期間: 1回	床暖房が部分的に暖まらなくなったため、床面を開けてみたところ、発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定める方法を逸脱しており、電極接続部(ハトメ材)に強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定される。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品については点検・交換を実施した。また、施工説明書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0117 2006/01/16 (事故発生地) 徳島県	電気床暖房器 使用期間：1回	床暖房が部分的に暖まらなくなって いたため、床面を開けてみたところ、 発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定 める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に 強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線 状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定さ れる。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品につ いては点検・交換を実施した。また、施工説明 書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注 意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製 品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力 が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0118 2006/01/10 (事故発生地) 滋賀県	電気床暖房器 使用期間：1回	床暖房が部分的に暖まらなくなって いたため、床面を開けてみたところ、 発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定 める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に 強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線 状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定さ れる。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品につ いては点検・交換を実施した。また、施工説明 書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注 意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製 品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力 が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0119 2006/02/19 (事故発生地) 群馬県	電気床暖房器 使用期間：約1か月	床暖房が部分的に暖まらなくなって いたため、床面を開けてみたところ、 発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定 める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に 強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線 状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定さ れる。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品につ いては点検・交換を実施した。また、施工説明 書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注 意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製 品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力 が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0120 2006/05/16 (事故発生地) 埼玉県	電気床暖房器 使用期間：約1か月	床暖房が部分的に暖まらなくなっ たため、床面を開けてみたところ、発熱 シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定 める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に 強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線 状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定さ れる。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既販品につ いては点検・交換を実施した。また、施工説明 書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注 意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製 品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力 が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0121 2006/11/15 (事故発生地) 徳島県	電気床暖房器 使用期間：1回	床暖房が部分的に暖まらなくなったため、床面を開けてみたところ、発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定される。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既製品については点検・交換を実施した。また、施工説明書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0122 2006/12/09 (事故発生地) 群馬県	電気床暖房器 使用期間：約1か月	床暖房が部分的に暖まらなくなったため、床面を開けてみたところ、発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定される。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既製品については点検・交換を実施した。また、施工説明書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0123 2006/12/20 (事故発生地) 兵庫県	電気床暖房器 使用期間：1回	床暖房が部分的に暖まらなくなったため、床面を開けてみたところ、発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定される。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既製品については点検・交換を実施した。また、施工説明書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)
2007-0124 2007/01/18 (事故発生地) 福井県	電気床暖房器 使用期間：1回	床暖房が部分的に暖まらなくなったため、床面を開けてみたところ、発熱シートが一部焦げていた。 (拡大被害)	施工業者が当該品を施工する際に、施工説明書に定める方法を逸脱しており、電極接続部（ハトメ材）に強い引張り力等の外力が加わったため接続部が半断線状態となり、アーク放電を生じて焦げたものと推定される。 (D1)	当該品の製造・販売を一時停止し、既製品については点検・交換を実施した。また、施工説明書を修正するとともに施工業者へ個別の指導、注意喚起を徹底し、さらに注意喚起用のチラシを製品に同梱している。 なお、ハトメの構造等を変更し、施工時の外力が加わった際の耐久性を向上させている。	製造事業者 (受付:2007/04/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0177 2007/04/05 (事故発生地) 福井県	電気炊飯器 不明 不明 使用期間：約20年	木造2階建て住宅から出火し、台所や居間など約30平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	電気炊飯器の電源コードに溶融痕が認められたことから、長期間の使用(約20年間)によって半断線状態となり、発熱・短絡し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/09)
2006-1987 2006/10/23 (事故発生地) 群馬県	電気炊飯器 使用期間：約6年8か月	炊飯中に炊飯器の底部から発煙した。 (製品破損)	本体のコードリールが焼損しており、リール内の接点部の片側が焼失していることから、使用中に接点部に塵・埃等の異物が浸入し、接触抵抗が増大して接触不良が生じ、発熱・焼損したものと推定されるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/16)
2007-1543 2007/06/07 (事故発生地) 宮崎県	電気炊飯器 使用期間：不明	集合住宅から出火し、同室を全焼した。 (拡大被害)	周辺の焼損状況から電気炊飯器からの出火が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/12)
2007-0643 2007/04/20 (事故発生地) 高知県	電気洗濯機 E S - J N 4 2 - A シャープ(株) 使用期間：約7年	電気洗濯機の後ろ側から出火して、本体背面下の一部が焼損した。 (製品破損)	運転中の振動による曲げ応力が、モーターリード線とアース線に巻き付けている防音緩衝材左端部のモーターリード線と、アース線の分岐している箇所に集中し、モーターリード線が断線した際に大きなスパークが発生し、防音緩衝材に着火、裏蓋に類焼したものと推定される。 (A1)	平成14年4月3日付けホームページに社告を掲載し、また、平成14年4月4日、平成16年1月26日及び平成19年3月16日付け新聞で社告を行い点検修理を実施している。また、在庫品及び今後の生産品については、モーターリード線にかかる応力集中を防ぐため、配線処理を変更しアース線をフリーにし、さらに防音緩衝材を難燃性のものに変更した。	製造事業者 (受付:2007/05/15)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1930 2007/06/13 (事故発生地) 埼玉県	電気洗濯機 NA-F70RD1 松下電器産業(株) 使用期間：約4年5か月	運転中の電気洗濯機が急に停止し、洗面所内に焦げたようなにおいがした。 (製品破損)	洗濯機の制御部品(コントローラ)内部に取り付けられた電子部品(モータ駆動用IC)が、短絡モードで故障したため、別の電子部品(抵抗)に過電流が流れて破損した際に異臭がしたものと推定される。 (A3)	マイコンに電源が供給されなくなるため瞬時に動作が停止し、抵抗が破損するのみで焼損することはない、拡大被害に至る可能性はないことから、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/06/21)
2007-0283 2007/04/09 (事故発生地) 山口県	電気洗濯機 使用期間：約13年6か月	洗濯機の背面から突然出火し、家人が重度の火傷を負い、死亡した。 (死亡)	洗濯槽は焼損し、コントローラ基板は変色していたが、他に出火に結びつく電気配線や部品がないことから、洗濯機に故障等が発生し、発熱発火等を起こしたとは考えられないことから、洗濯槽の焼損は二次的なものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/04/16)
2006-2376 2006/12/02 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機 使用期間：約25年	洗濯機の下部から出火した。 (製品破損)	当該機の脱水槽軸は腐食が著しく、脱水モーターの巻線が焼損しているが、巻線及び口出線の接続部に断線などの異常が認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/12/14)
2006-4051 2007/03/18 (事故発生地) 長崎県	電気洗濯機 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約190平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	火元付近には電気洗濯機があったが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1608 2005/12/03 (事故発生地) 鳥取県	電気洗濯機(ドラム式) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅1階洗面所付近から出火し、約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	洗面所に設置していた当該機の電源コードが絶縁劣化して短絡し、発火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、製造業者の協力が得られず、報告書の提出はなかった。	製品評価技術基盤機構 消費者センター (受付:2005/12/13)
2006-2312 2006/12/02 (事故発生地) 北海道	電気洗濯機(乾燥機) 使用期間：約9か月	洗濯乾燥中に乾燥工程が残り20分のところで外出し、約10時間後に帰宅したところ洗濯機が置いてある部屋の室温が高くなっており、洗濯機は乾燥モードでドラムが回転している状態だった。 (被害なし)	当該品の設置の際に壁まで5cm以上の隙間がなく、さらに閉めきった部屋で換気状態が悪かったため、排気した温風を再び給気することにより周囲の温度・湿度が高くなり、乾燥時間が長くなったものと推定される。 (F2)	製品には問題がない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品には給気温度や排気温度に異常がある場合、及び乾燥運転時間が12時間を超える場合は電源を自動的に切る構造になっている。また、取扱説明書には、「壁とのすき間は5cm以上あける」、「換気が不十分な場合は衣類が乾かずに運転が終了する場合があります」旨記載されている。	消費者 (受付:2006/12/11)
2007-2004 2007/06/06 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機(乾燥機付) MAW-D7YP(ブランド：三菱) 日本建鐵(株) 使用期間：約2か月	購入したばかりの洗濯乾燥機で、こたつぶとんを洗濯したところ、内ぶたのプラスチックが溶けた。 (製品破損)	取扱説明書の記載事項にある「洗濯できるふとん質量1.2kg以下」が不明確であったため、被害者が誤って、質量2.5kgのこたつぶとんを洗濯したことから、脱水時の回転で槽内のこたつぶとんが迫り上がり、洗濯槽上部の内ぶたに接触し、摩擦熱により樹脂製内ぶたが溶融したものと推定される。 (B4)	後継機種種の本体表示及び取扱説明書に、「洗濯可能な洗濯物の重量・大きさ」に関する記載を、より明確に分かり易く変更するとともに、これを守らない場合は「内ぶたのプラスチック部が溶けたりする。」旨の注意書きを追記した。	消費者センター (受付:2007/06/26)
2007-3980 2007/04/25 (事故発生地) 福岡県	電気洗濯機(乾燥機付) 使用期間：約4年	洗濯乾燥機で乾燥していたら、発煙、発火した。 (製品破損)	タオルに付いていた油分が乾燥中に酸化し、酸化熱が蓄熱して発煙、発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書に「油などの酸化熱による自然発火や引火の原因となるため、油類の付着した衣類は乾燥しない」旨、表示している。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、平成19年11月7日からホームページ上で注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2007/10/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0529 2007/04/10 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機(乾燥機付) 使用期間：約7か月	深夜、飲食店で従業員がタオルを洗濯・乾燥させたところ、翌朝、洗濯機から発煙していた。 (製品破損)	当該機の電気部品に発火の痕跡は認められず、ドラム内にタオルの焼残物があり、食用油の臭気が認められたことから、洗濯で除去できなかった油分が乾燥時の熱により酸化が促進され、酸化する際に発生した熱が蓄熱し自然発火に至ったものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書に「油などの酸化熱による自然発火や引火を防止するため、油類の付着した衣類は洗濯後も絶対に乾燥しない」旨、表示している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/08)
2007-1044 2007/05/10 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機(乾燥機付) 使用期間：約2か月	夜、飲食店で従業員がタオルを洗濯・乾燥させ帰宅したところ、翌朝、洗濯機から発煙していた。 (製品破損)	当該機の外観及び電気部品に異常は認められず、ドラム内に油分の付着があり、焦げた洗濯物からも油の臭気が認められたことから、洗濯で除去できなかった油分が乾燥時の熱により酸化が促進され、酸化する際に発生した熱が蓄熱し自然発火に至ったものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書に「油などの酸化熱による自然発火や引火を防止するため、油類の付着した衣類は洗濯後も絶対に乾燥しない」旨、表示している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2006-2174 2006/11/19 (事故発生地) 三重県	電気洗濯機(乾燥機付、ドラム式) AWD - B 8 6 0 Z 三洋電機(株) 使用期間：約3年	洗濯機を運転させ、1時間ほど経って洗濯機から発火していることに気が付き消火したが、洗濯機右側を焼損し、周辺を汚損した。 (拡大被害)	サーモスタット端子に接続するファストン端子のリード線カシメ不良により、接触抵抗が増加により、ジュール熱が発生し発熱し、近傍の樹脂製保護カバーに着火し、延焼したものと推定される。 (A2)	平成16年9月7日、平成19年1月27日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、対象製品のヒーター回路用リード線セットと感電保護用カバーを難燃樹脂製カバーに取り替えるための無償点検修理を行っている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/12/01)
2006-2446 2006/12/16 (事故発生地) 鳥取県	電気洗濯機(乾燥機付、ドラム式) AWD - A 8 4 5 Z 三洋電機(株) 使用期間：約5年3か月	鉄筋2階建て住宅のふる場付近から出火し、ふる場約15平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	サーモスタット端子に接続するファストン端子のリード線カシメ不良により、接触抵抗が増加により、ジュール熱が発生し発熱し、近傍の樹脂製保護カバーに着火し、延焼したものと推定される。 (A2)	平成16年9月7日付けの新聞及びホームページにより社告を行うとともに、対象商品の無料点検・修理を実施している。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/12/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3352 2007/04/28 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） SW-D7R1 日本サムスン（株） 使用期間：約8か月	マンションの洗面所のドアに隣接して設置された洗濯機が、運転中に異常振動を起こして前方に移動したため、洗面所ドアとドア枠の間に右手指を挟まれ、右手圧挫傷を負った。 (重傷)	当該機は、洗濯ネットのみでの洗濯を禁止する注意表示がなかったため、被害者が洗濯ネット4個に入れた洗濯物のみで洗濯した際に、脱水時の重心の偏りにより洗濯機が異常振動を起こし、本体が前方に移動したものと推定される。 (A4)	当該機は特定マンションに466台設置されているもので、戸別訪問し、使用者に対して使用上の注意喚起文書を配布し、洗濯機本体に注意ラベルを貼付している。 なお、洗濯機が異常振動した場合においても本体が前方に移動しないように、洗濯機前面にストッパーを設置している。	輸入事業者 (受付:2007/09/10)
2006-2171 2006/11/12 (事故発生地) 鹿児島県	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） 使用期間：約1年8か月	洗濯乾燥機で乾燥中に、本体の下側から発火した。 (拡大被害)	当該機は修理歴があり、本体上部の修理箇所のリード線に溶融痕が認められたことから、修理に使用された閉端接続子のリード線挿入不足によるカシメ不良により、当該箇所ですパークが生じて、近傍の可燃物に着火し、燃焼したものと推定される。 (D2)	修理実績をもとにユーザー宅へ巡回訪問を行い、点検修理を実施した。	製造事業者 (受付:2006/12/01)
2007-1014 2007/03/31 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） 使用期間：約1年1か月	ドラム式洗濯機に洗濯物を入れたところ、ドアの周囲に生じていたき裂によるバリが指の爪の間に刺さった。 (軽傷)	大物を洗濯する際に必要な洗濯キャップを使用していなかったため、脱水工程で高速運転しているときに洗濯物が洗濯物投入口の樹脂枠に強く接触し、その摩擦熱によって変形して一部が尖った状態になった樹脂に触れ、負傷したものと推定される。 なお、洗濯キャップの使用については取扱説明書に書かれていた。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、平成18年3月製造分より、「大物洗いの際は洗濯キャップを必ず使用する」旨の注意喚起のチラシを同梱している。	消費者 (受付:2007/05/29)
2006-2814 2006/12/17 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） 使用期間：不明	洗濯乾燥機付近から発煙、発火し、洗濯機本体と横のラックを焼損、壁と床の一部も焼損し、天井が煤けた。 (拡大被害)	当該機の上部右側の焼損が著しいものの、内部のヒートポンプ、ファンモーター、内部配線等の電気部品に発火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3586 2007/02/17 (事故発生地) 三重県	電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式） 使用期間：約3年10か月	洗濯機のスイッチを入れ外出したところ、発煙、発火して、洗濯機本体と横に置いていた衣類などを焼損し、隣室が煙で汚損した。 (拡大被害)	当該機の基板付近の内部配線に溶融痕が複数認められ、溶融痕を確認したところ一次痕か二次痕かの判定はできなかったが、可動・振動等によって損傷するような場所ではなく、同等品について当該機の溶融痕が認められた箇所に強制的に着火し確認したところ、当該機と焼損状態が異なることから、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 消費者センター (受付:2007/02/28)
2005-2166 2005/12/29 (事故発生地) 神奈川県	電気洗濯機（乾燥機付き、ドラム式） マルパー WD1001 (株)メイコー・エンタープライズ 使用期間：約11年5か月	洗濯機の扉を開けたら、中から煙が出て異臭がした。 (製品破損)	長期使用（約11年）により、洗濯槽駆動部ベアリングが劣化したために、運転時の異常振動とベアリングのガタが生じ、ベアリングゴムシールが摩擦され発煙・異臭を出したものと推定される。	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/01/19)
2006-3707 2007/02/08 (事故発生地) 茨城県	電気洗濯機（全自動） NA-F45Y3 松下電器産業（株） 使用期間：約16年	木造2階建て住宅が全焼した。火災現場に焼損の著しい洗濯機があった。 (拡大被害)	排水時に弁を開ける排水マグネットの二次コイルが断線したため、急速に弁の開閉を繰り返すチャタリング現象を起こし、排水マグネットが発煙・発火し、周囲のプラスチックに着火し、延焼したものと推定される。	平成3年1月17日付けの新聞及びホームページで社告を行い、無償点検を実施している。	製造事業者 (受付:2007/03/07)
2006-3871 2007/03/15 (事故発生地) 兵庫県	電気洗濯機（全自動） ES-U70C シャープ（株） 使用期間：約5年	全自動洗濯機で洗濯したところ、異臭がしており、すすぎの工程頃から発煙が始まった。 (製品破損)	当該機のクラッチソレノイドのリード線の配線処理状態及び結束バンドの締め付け状態、さらに運転中の振動が重なり、結束部分に局部的なストレスが加わったため、リード線が断線し、制御基板上のトランジスタ、抵抗、マイコンにショート電流が流れ、発煙したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、マイコンが破損した時点で、電源入力用のリレーがオフになり、電源の供給が遮断されることから、拡大被害に至ることはないため、措置はとらなかった。 なお、クラッチソレノイドのリード線を覆っているチューブ、基板のモールド樹脂は難燃材料を使用している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2029 2007/05/15 (事故発生地) 山梨県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約4年2か月	洗濯中、臭いにおいがし、洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/06/27)
2007-3122 2006/07/03 (事故発生地) 静岡県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約3年11か月	脱水中の電気洗濯機の背面から煙が出て、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)
2007-3123 2007/04/13 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約4年11か月	脱水中の電気洗濯機の洗濯槽から煙が出た。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)
2007-3124 2007/06/07 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年10か月	脱水中の電気洗濯機から白煙が出て、異音が生じ、回転しなくなった。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3125 2007/07/01 (事故発生地) 北海道	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年10か月	洗濯中の電気洗濯機から白煙が出て、部屋が真っ白になり、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)
2007-3126 2007/08/02 (事故発生地) 栃木県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	脱水ができず、異音が生じ、電気洗濯機から焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)
2007-3127 2007/08/16 (事故発生地) 静岡県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年5か月	異臭が生じ、電気洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)
2007-3128 2007/08/17 (事故発生地) 千葉県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約6年	異臭が生じ、電気洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/08/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3742 2007/09/17 (事故発生地) 福島県	電気洗濯機（全自動） SW - 50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/10/12)
2007-4879 2007/10/17 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（全自動） SW - 50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約6年6か月	使用中の洗濯機から焦げ臭いにおいがし、ふたを開けたら煙が出ていた。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/13)
2007-4880 2007/10/18 (事故発生地) 新潟県	電気洗濯機（全自動） SW - 50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	使用中の洗濯機から煙が出た。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/13)
2007-4881 2007/10/18 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（全自動） SW - 50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	脱水中の洗濯機から異臭がし、発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4882 2007/11/18 (事故発生地) 埼玉県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	使用中の洗濯機から白煙が出た。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/13)
2007-4883 2007/11/19 (事故発生地) 岩手県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	使用中の洗濯機から異臭がした。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/13)
2007-5012 2007/10/25 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	使用中の洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/20)
2007-5013 2007/10/27 (事故発生地) 福岡県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年	使用中の洗濯機から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-5091 2007/11/30 (事故発生地) 北海道	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約5年3か月	洗濯が終わったので洗濯機を開けたところ、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/27)
2007-5092 2007/12/02 (事故発生地) 千葉県	電気洗濯機（全自動） SW-50A1S 日本サムスン（株） 使用期間：約7年	使用中の洗濯機の洗濯槽から発煙した。 (製品破損)	モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フィルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。 (A3)	平成19年10月15日付けのホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行うとともにダイレクトメールを送付する。なお、運転コンデンサーのメーカーを変更する。	輸入事業者 (受付:2007/12/27)
2006-0374 2006/04/26 (事故発生地) 福井県	電気洗濯機（全自動） ES-JN42A シャープ（株） 使用期間：約6年4か月	修理交換済みの洗濯機の背面下部から発火し、壁が焦げた。 (拡大被害)	社告による修理・交換（運転中の振動による曲げ応力が集中していたモーターリード線とアース線の分岐箇所の配線処理及び防音緩衝材の除去）を行ったサービスマンの作業ミスにより、モーターリード線の応力が取り除かれなかったことから、断線し短絡・スパークして、除去されていなかった可燃性の防音緩衝材に、着火・延焼したものと推定される。 (D2)	平成19年3月16日付けの新聞及びホームページに再社告を掲載し、無償点検・修理を実施している。なお、全国の修理サービス拠点に対し、対策内容の再徹底の指示を行うとともに、特定サービスマンが行った対策処置品について、再点検を行った。	製造事業者 (受付:2006/05/11)
2007-4219 2007/11/01 (事故発生地) 岡山県	電気洗濯機（全自動） 使用期間：約1か月	髪をカットするときに掛けるビニールクロス2枚を脱水中、異常音とともに洗濯機が飛び上がって水が出て破裂した。 (製品破損)	防水性の洗濯物（ビニールクロス）を脱水したため、洗濯槽が水を貯めた不安定な状態のまま、脱水工程の高速回転に移行し、バランスを崩して外槽に衝突した際、大きな音と共に洗濯機が飛び上がり、洗濯機外郭が変形したものと推定される。 なお、洗濯機の上蓋に防水性シート等の洗い・すすぎ・脱水等の禁止の注意表示がされていた。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故のため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/11/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2013 2004/10/24 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機(全自動) 使用期間：約8年	洗濯機で敷きふとんを洗濯、脱水し取り出そうとした時に、ふとんに右手中指が絡みつき、第一関節から断裂した。 (重傷)	被害者が敷き布団を取り出す際、脱水槽が完全に止まっていない状態で、手を入れたため、回っていた布団が指に絡みつき断裂したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には「脱水槽が完全に止まるまでは絶対に中の洗濯物に手を触れない」旨の警告表示を行っている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、(社)日本電機工業会と連携し、新聞等で安全に使用するための啓発活動を行っている。	製造事業者 (受付:2006/11/17)
2006-2121 2006/09/18 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機(全自動) 使用期間：約10年	洗濯機の脱水運転中に、指が巻き込まれ、第一関節部を受傷した。 (重傷)	学生寮で長期使用により、ブレーキバンドが破断してブレーキがかからない故障状態のまま使用されており、さらに洗濯物を取り出す際に回転が完全に停止しないうちに手を入れたことから、洗濯物が指に巻き付き、けがをしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、洗濯機本体及び取扱説明書に「脱水槽の回転が完全に止まるまでは、絶対に中の洗濯物に手などで触れないで下さい。」「15秒以内に脱水槽が止まらない場合は、直ちに使用を中止し、修理を依頼してください。」と警告表示を記載している。また、日本電機工業会は、平成18年11月28日付け新聞及びHPに「安全使用のお願い」を実施している。	製造事業者 (受付:2006/11/28)
2007-0399 2005/06/29 (事故発生地) 宮城県	電気洗濯機(全自動) ES-S65 シャープ(株) 使用期間：約11年	洗濯機の脱水槽から洗濯物を取り出そうとしたところ、洗濯物が指に絡まり、右手の中指と薬指を怪我した。 (重傷)	被害者の証言により、脱水槽が停止する前に洗濯物を取り出そうと手を入れたため、洗濯物が指に絡まり怪我をしたものである。 なお、当該品は脱水運転終了後、槽が停止するまでに時間がかかるとのことで、平成16年9月に被害者が修理依頼をしたものの修理を見合わせ、その際サービス員から取り扱い注意の説明を受けており、当該機には注意ラベルが貼付されていた。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、ホームページ上で、洗濯機の使い方に関する消費者啓発活動を実施している。さらに、(社)日本電機工業会は、平成18年11月28～30日及び平成19年3月19日に、脱水運転時の安全啓発に係る新聞掲載を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/24)
2006-1390 2006/09/13 (事故発生地) 千葉県	電気洗濯機(全自動) 使用期間：約10年	木造2階建て1階倉庫の洗濯機設置部周辺の壁と天井の一部と洗濯機の後方上部を焼損した。 (拡大被害)	当該機の内部配線のリード線に断線・溶融痕が認められるものの、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2006/09/21)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1853 2006/09/14 (事故発生地) 三重県	電気洗濯機(全自動) 使用期間：約15年	洗濯機から発火し、床と壁クロスを汚損した。 (拡大被害)	本体上部から出火しており、電源スイッチ付近の接点が溶融し、溶融痕の粒が付着していたことから、当該部分から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、一次痕か二次痕かの判定ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/07)
2007-0196 2007/03/19 (事故発生地) 宮崎県	電気洗濯機(全自動) 使用期間：約13年9か月	屋外に簡易屋根と囲いを設けて設置されていた電気洗濯機から発火し、本体及びその周辺が焼損した。 (拡大被害)	本体右側上部の焼損が著しかったが、発火した痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/10)
2007-2400 2007/07/21 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機(全自動) 使用期間：不明	運転中の洗濯機から異臭がし、操作パネル、電源コード、モーターが異常に発熱していた。 (製品破損)	被害者は既に事故品を廃棄(リサイクル)しており、事故品を入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/07/24)
2007-2416 2007/07/03 (事故発生地) 東京都	電気洗濯機(全自動、乾燥機付) MVW-VD1(ブランド：三菱) 日本建鐵(株) 使用期間：不明	洗濯機のふたのガラスがひび割れ、洗濯物についた破片で足の裏を切った。 (軽傷)	製造工程のうち、成形後の熱処理時間が短かったことから残留応力が大きくなり、強度が低下していたガラス部品の表面に傷がつき、その傷が伸長していったために破損に至ったものと推定される。 (A2)	平成19年7月17日付のホームページに告知し、無償で修理を行っている。なお、今後は製造工程の残留応力低減のためのアニール処理工程を追加し、熱衝撃を加えて全数検査をすることとした。	製造事業者 (受付:2007/07/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2415 2007/07/12 (事故発生地) 埼玉県	電気洗濯機(全自動、乾燥機付) 使用期間：約1年7か月	水漏れした床を拭こうとして運転中の洗濯機の正面下部に手を入れたところ、タオルと手が巻き込まれ、指を骨折した。 (軽傷)	洗濯機を停止せずに床にこぼれた水を拭いた際、当該機を載せていたキャスター付き置き台下の隙間から本体下部に手を入れたために、タオルと手が回転部に巻き込まれたものと推定される。 なお、取扱説明書には「洗濯乾燥機の下に手や足を入れない、回転部があり、ケガの原因になる」旨の注意表示を記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/25)
2006-3588 2007/01/03 (事故発生地) 茨城県	電気洗濯機(二槽式) ES-56GS-C シャープ(株) 使用期間：約3年5か月	洗濯をしている最中に臭いがして、脱水タイマー付近より発火し、操作パネルの一部が焼損した。 (製品破損)	当該機の脱水蓋スイッチ部に洗剤液の泡やほこり等が付着・堆積したため、スイッチの接点板間でトラッキング現象が発生し、発火したものと推定される。	平成19年3月16日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。また、脱水蓋スイッチの接点固定樹脂をポリブチレンテレフタレートから耐トラッキング性能が高いポリアミド(ナイロン66)へ変更する。	製造事業者 (受付:2007/02/28)
2007-0051 2006/05/20 (事故発生地) 新潟県	電気洗濯機(二槽式) ES-50F1-C シャープ(株) 使用期間：約3年	運転中の洗濯機から発火して、操作パネルの一部を焼損し、壁が焦げた。 (拡大被害)	当該機の脱水蓋スイッチ部に洗剤液の泡やほこり等が付着・堆積したため、スイッチの接点板間でトラッキング現象が発生し、発火したものと推定される。	平成19年3月16日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。また、脱水蓋スイッチの接点固定樹脂をポリブチレンテレフタレートから耐トラッキング性能が高いポリアミド(ナイロン66)へ変更する。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-0053 2007/03/10 (事故発生地) 宮城県	電気洗濯機(二槽式) ES-56GS-C シャープ(株) 使用期間：約3年7か月	二槽式電気洗濯機から発火し、操作パネルの一部を焼損した。 (製品破損)	当該機の脱水蓋スイッチ部に洗剤液の泡やほこり等が付着・堆積したため、スイッチの接点板間でトラッキング現象が発生し、発火したものと推定される。	平成19年3月16日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で修理・点検を行っている。また、脱水蓋スイッチの接点固定樹脂をポリブチレンテレフタレートから耐トラッキング性能が高いポリアミド(ナイロン66)へ変更する。	製造事業者 (受付:2007/04/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2809 2007/06/15 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機（二槽式） NA-W303 松下電器産業（株） 使用期間：約21年	二槽式洗濯機で脱水中、爆発音がして、脱水槽のふたが開き、脱水槽と洗濯機本体が割れて合成樹脂の破片が飛んだ。 (製品破損)	脱水槽とモーターを連結しているシャフトが傾いたために、脱水槽が洗濯物の自重とともに大きく偏心し、洗濯槽等に当たったために破損したものと推定される。シャフトが傾いた原因は、長期間の使用によって脱水槽のシャフト取付部が著しく腐食したために部分的に強度が低下し、徐々に傾いていったものと思われる。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/08/10)
2007-2829 2007/06/29 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機（二槽式） 使用期間：約15年	脱水運転中の二槽式洗濯機から脱水機の内ふたが飛んできて左手首に当たった。 (軽傷)	内ふたに帯状のこすれた跡があり、ヒンジ部分のつめが欠けていたことから、中ふたが脱水槽上部溝に確実に固定されていなかったため、脱水運転中に中ふたが外れて内ふたに接触したため、内ふたのヒンジ部分が破損し、内ふたが洗濯機外に飛び出したものと推定される。 なお、取扱説明書に中ふたの取り付け方法を記載し、正しくはめ込んでいないと事故の原因になる旨を記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/13)
2005-1012 2005/08/30 (事故発生地) 岐阜県	電気洗濯機（二槽式） 使用期間：約10年	老人保健施設で、屋根がある屋外に設置してあった洗濯機付近から出火し、洗濯機と施設の壁を少し焼損した。 (拡大被害)	当該品の設置及び焼損状況から本体上部から出火したものとみられるが、洗濯用タイマー、脱用水タイマー及び電源スイッチ等の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、製品に起因する事故ではないものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2005/09/21)
2006-3254 2007/01/21 (事故発生地) 福岡県	電気洗濯機（二槽式） 使用期間：不明	洗濯機から出火して全体を焼損し、建物外壁と屋根の一部を焦がした。 (拡大被害)	当該機の電気部品及び内部配線からの発火の痕跡は認められず、電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕・二次痕の判定ができないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0860 2006/12/00 (事故発生地) 島根県	電気掃除機 CV-MX100T 日立アプライアンス(株) 使用期間：約10年	使用中の掃除機からにおいがし、煙が発生して火を噴いた。 (製品破損)	長期使用(10年)により、回転子コイルの絶縁被膜が劣化し、フィルターの目詰まりによるモーター冷却風の減少及びモーターの自己発熱等によって、絶縁被膜が破壊されレイマショートしたものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生しておらず、最終的に電流ヒューズが溶断して動作が停止し拡大被害に至る可能性はないことから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/05/18)
2007-3530 2007/07/25 (事故発生地) 兵庫県	電気送風機 使用期間：約4年	電気送風機を使用して、ビニール製ボールに空気を入れる作業をしていたところ、突然、機器本体が破損し、破片が体に当たり負傷した。 (軽傷)	被害者が主にゴミ等の吹き飛ばし清掃を行うための当該品をビニール製ボールの空気入れとして使用していたため、充填完了時点では送風口をふさいだ状態となり、内部の送風ファンが異常に高速回転して、送風ファン及び本体が破損し、破片が身体に当たったものと推定される。 なお、取扱説明書の警告事項に「送風口や吸入口をふさぐと破損し怪我の恐れがある」旨の記載がある。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるものの、平成19年9月14日付けのホームページに「お知らせ」を掲載するとともに、取扱説明書・注意文に「ボール、ゴムボートなどへの空気充填の目的に使用しないでください」の旨を追記した。	輸入事業者 (受付:2007/09/25)
2006-2470 2006/12/17 (事故発生地) 長野県	電気毛布 CB-155 日本電熱(株) 使用期間：約37年	住宅から出火して、寝室のベッドと廊下の床2平方メートルを焼き、家人が両足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	長期使用(約37年間)のため、経年劣化による配線ショートによって火災に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-3712 2007/02/17 (事故発生地) 高知県	電気毛布 CS-412 日本電熱(株) 使用期間：約23年	電気毛布のスイッチを入れてふとんを暖めていたところ、煙が出て発火し、畳が焦げるなどした。 (拡大被害)	長期使用(約23年)により、コントローラ付近の電源コード及び6芯コードが、繰り返し機械的ストレスを受けたため、芯線が半断線状態になり発熱し、発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3578 2006/11/00 (事故発生地) 大阪府	電気毛布 使用期間：約10年	電気毛布を使用して就寝中に、青い光の点滅と異臭で目を覚ましたところ、電源コードが焼けて毛布が焦げていた。 (製品破損)	ヒーターに接続されるコードがコードプロテクタ端部で断線しており、断線部に溶融痕が認められたことから、被害者の使用中に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、半断線状態となり短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)
2005-2567 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	電気毛布 使用期間：約4年	火災が発生した現場付近に、電気毛布があった。 (拡大被害)	事故当時、電気毛布の電源スイッチは入っており、製品に起因しない事故と考えられるものの、事故品が入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/02/16)
2007-4830 2007/11/29 (事故発生地) 三重県	電気毛布(掛毛布) 使用期間：約7年	使用中の電気毛布のコントローラーの接続部分から炎が上がって、焦げたにおいがした。 (拡大被害)	コントローラーにつながる電源コードのコード付け根付近に過度な屈曲や機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり短絡・スパークし、炎が出たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/12/11)
2007-0993 2007/04/21 (事故発生地) 岡山県	電気毛布(掛毛布) 使用期間：約5年	使用中の電気毛布から発火して、直径20cm程が燃え、ふとんが燃えた。 (拡大被害)	当該機に発火に至る異常は認められず、事故現場の周辺状況が不明のため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3290 2007/08/05 (事故発生地) 宮城県	電気冷温水給湯器 アクアクレールL (B10A) アクアクララ (株) 使用期間：約20日	電気冷温水給湯器から発煙した。 (製品破損)	コンプレッサーに内蔵しているPTCリレースイッチ内部のPTC素子に破損したものが混入したため、当該PTC素子が過熱し、PTCリレースイッチの外郭樹脂が焼損したものと推定される。 (A3)	平成19年8月30日付けで製品の販売を中止し、平成19年9月3日付のホームページに社告を掲載し、回収するとともに、無償で代替品との交換又は、部品交換を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/09/06)
2006-2489 2006/12/08 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ MRO-5800S 日立アプライアンス (株) 使用期間：約23年	電子レンジの内部が焼損した。 (製品破損)	電子レンジ内の回転台駆動用の軸受ホルダー組立時に、微少の導電性異物が軸受内へ混入したものがあり、特に極少量の食品を加熱した場合、軸受ホルダー内の電界が強くなり、この異物と回転軸との間にスパークが発生し、長年の使用中に、このスパークが繰り返されて回転軸が加熱され、取り付けられているブリーパーが軟化・発臭し、発煙・発火したものと推定される。 (A2)	昭和61年12月5日及び6日付けの新聞に社告を掲載し、修理・点検を実施した。また、当該製品は既に生産完了し、当該構造のものは現在生産していないが、以後の製品の生産に当たっては、軽負荷で使用した場合でも軸受けホルダー内へのマイクロ波の入り込みを防止する構造に変更するとともに、回転軸をモーターで直接駆動するなど、当該部の構造を変更している。	製造事業者 (受付:2006/12/21)
2006-1482 2006/09/21 (事故発生地) 岐阜県	電子レンジ KRD-0106 小泉成器 (株) 使用期間：約8年	電子レンジでご飯を温めていたら操作パネルの裏側から発火した。 (製品破損)	機器運転中に扉を開閉し、電源の入切がラッチスイッチで繰り返されることでラッチスイッチの接点でスパークが発生し、接触不良となり、トラッキング現象が起こり焼損に至ったと推定される。 (A3)	平成19年9月12日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/10/02)
2007-0288 2007/03/13 (事故発生地) 千葉県	電子レンジ IM-574 (株)千石 使用期間：約8年	電子レンジでご飯を温めていたところ、機器の表示板の下から発火し、煙で室内を汚染した。 (拡大被害)	電子レンジのマイクロスイッチを取り付ける台周辺の樹脂の焼損が著しいことから、マイクロスイッチの接点に異常が発生し、発熱・発火したものと推定される。 (A3)	平成15年9月2日、平成18年4月17、18、24日、平成19年5月29日に販売事業者が新聞紙上に社告を掲載し、ホームページ上にも告知し、無償点検・修理を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1614 2007/05/25 (事故発生地) 埼玉県	電子レンジ IM-574 (株)千石 使用期間：約8年	電子レンジでフライを温めていたところ、操作部の裏側から火が出た。 (製品破損)	電子レンジのマイクロスイッチを取り付ける台周辺の樹脂の焼損が著しいことから、マイクロスイッチの接点に異常が発生し、発熱・発火したものと推定される。 (A3)	平成15年9月2日、平成18年4月17、18、24日、平成19年5月29日に販売事業者が新聞紙上に社告を掲載し、ホームページ上にも告知し、無償点検・修理を行っている。	輸入事業者 (受付:2007/06/14)
2006-1989 2006/10/31 (事故発生地) 愛知県	電子レンジ NE-AT70 松下電器産業(株) 使用期間：約16年	電子レンジで冷凍ピザを加熱中、「パチッ」と音がして操作部から発煙、発火し、金属ラックとラック上のラップの箱が焦げた。 (拡大被害)	長期間(約16年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2006/11/01)
2006-2431 2006/12/12 (事故発生地) 熊本県	電子レンジ NE-AC60 松下電器産業(株) 使用期間：約15年	電子レンジに食品を入れて30秒後に、電子レンジのパネル付近から火が出ていた。 (製品破損)	長期間(約15年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/18)
2006-2775 2006/09/24 (事故発生地) 北海道	電子レンジ RE-1024GY シャープ(株) 使用期間：約18年	電子レンジを使用中に本体内部より火が出て、基板の一部を焼損した。 (製品破損)	長期使用(約18年)により、インバータ基板内の高圧チョークコイル端子のはんだ付け部に不具合(はんだ割れ等)による接触不良が生じ、この間で放電等が発生し、基板の一部が焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故は発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者 製造事業者 (受付:2007/01/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3212 2007/01/19 (事故発生地) 高知県	電子レンジ NE - AC60 松下電器産業(株) 使用期間：約15年	電子レンジ使用中に、キャビネットのルーバー部分から発火、発煙した。 (製品破損)	長期間(約1.5年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/02/06)
2006-3546 2007/02/21 (事故発生地) 和歌山県	電子レンジ NE - AT80 松下電器産業(株) 使用期間：約15年	病院の職員休憩室で、電子レンジを使用していたところ異音が生じ、機器右側面から発火、発煙した。 (製品破損)	長期間(約1.5年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/02/27)
2007-0061 2007/03/12 (事故発生地) 新潟県	電子レンジ NE - P500 松下電器産業(株) 使用期間：約16年	電子レンジから発煙して、本体の一部を焼損し、置き台が焦げた。 (拡大被害)	長期間(約1.6年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/03)
2007-2399 2007/03/00 (事故発生地) 北海道	電子レンジ NE - A575 松下電器産業(株) 使用期間：約11年	電子レンジの背面付近から発火し、近くに置いていた冷蔵庫が焦げた。 (拡大被害)	長期間(約11年)の使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に引火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	消費者センター (受付:2007/07/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4383 2007/10/22 (事故発生地) 茨城県	電子レンジ NE - OT 2 松下電器産業(株) 使用期間：約15年	電子レンジでご飯を温めていたところ、突然異音が生じ、発煙・発火した。 (製品破損)	長期間(約1.5年)使用により、吸気口付近に多量の埃が堆積しダイオードブリッジが高温条件下となり、ダイオードブリッジ内部素子と電極を接合しているはんだ部にクラックが生じスパークが発生し、付近の樹脂に着火して発煙・発火したものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付けの新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/15)
2007-2956 2007/07/22 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ 使用期間：約19年	電子レンジに昆虫の飼育などに使うクヌギの木片を入れて、タイマーを5分に設定し15分後に見に行ったところ、室内に煙が充満し、かろうじてレンジの辺りに炎が見えた。 (製品破損)	被害者が、調理以外の目的でクヌギの木片(直径約1.3cm、長さ約2.0cm)の乾燥に使用したため、庫内の木片が発煙・発火したものと推定される。 なお、タイマーが切れなかった原因は特定できないものの、庫内で過熱した場合には、安全装置が作動し通電を停止する。 (E1)	被害者の誤使用とみられるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書の警告には、「調理以外の目的で使用しない。紙、布類などの乾燥に使用すると、庫内のものを焦がしたり、電子レンジを傷める。」旨を記載している。	消費者センター (受付:2007/08/23)
2006-1595 2006/10/08 (事故発生地) 群馬県	電子レンジ 使用期間：約5か月	電子レンジでいもを調理をしていたところ、いもが発煙・発火し、天井の一部が煙により変色した。また、その煙で目が痛くなり、治療を受けた。 (軽傷)	被害者がさつまいもを必要以上に長時間加熱したために過熱し、発火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「さつまいも1本で4～5分」、「調理時間の目安なので、様子を見ながら加減する。」旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、既製品については措置はとらなかった。 なお、より安全に使用してもらうため、取扱説明書に「食品を加熱しすぎると発煙・発火することがある」旨追加した。	消費者センター (受付:2006/10/12)
2006-3187 2006/11/20 (事故発生地) 北海道	電子レンジ 使用期間：不明	肉を解凍中、6～7分位後に焦げる臭いがした。肉が燃え、肉を入れたプラスチックのプレートも焦げ、ガラス製のターンテーブルが割れた。 (被害なし)	油分の多い冷凍の生肉を、高出力で長時間加熱したため発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「食品は加熱しすぎると発火のおそれがある」、「解凍する時は切替つまみを解凍に合わせる」旨記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3335 2007/01/22 (事故発生地) 東京都	電子レンジ 使用期間：約10年	電子レンジを使用中、庫内右側からスパークし、発煙した。 (製品破損)	電子レンジ庫内の導波管開口カバー（マイカ板）に煮汁等が付着し、繰り返しの使用によって、付着した汚れが電波で加熱され乾燥、炭化して導電性を帯び、電子レンジによる加熱中にスパークが発生したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、取扱説明書には「庫内やドアに油・食品カス・煮汁をつけたまま放置したり、加熱したりしない。さび・発火・発煙などの原因になる。」旨を記載している。	製造事業者 (受付:2007/02/14)
2006-3941 2006/11/08 (事故発生地) 鹿児島県	電子レンジ 使用期間：約5年	ほうれん草をラップで包んで「葉物野菜コース」で調理していたところ発煙し、庫内のほうれん草に火がついていた。 (被害なし)	被害者が、自動加熱設定で少量の調理物をターンテーブルの端に置いたため、ターンテーブル中央部の温度を検知する赤外線センサーが正常に温度検知できず、調理物が5～10分加熱され発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、取扱説明書の注意事項には「食品はターンテーブルの中央に置く。」「中央に置かないと、赤外線センサーが食品の温度を正しく検知せず、仕上がり温度が変わったり加熱しすぎる恐れがある。」旨を記載している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/20)
2007-2716 2007/07/29 (事故発生地) 三重県	電子レンジ 使用期間：約13年	電子レンジに野菜を入れて加熱したところ、「パチパチ」と激しい音がして庫内で火が出た。 (製品破損)	レンジ庫内の電磁波出口の導波管板（マイカ板）に、油污れが付着していたため、繰り返しの加熱によって炭化し、導電性を帯びたことにより、加熱中にスパークが発生したものと推定される。なお、取扱説明書には「解凍、調理による汚れは、しめらせたふきんなどで早めにふき取ってください。」と記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/08/03)
2007-2957 2007/07/10 (事故発生地) 東京都	電子レンジ 使用期間：約3年3か月	使用中の電子レンジの右側から発煙し、庫内中央に火が見えた。 (製品破損)	庫内の導波管カバー（マイカ板）とその周辺が焦げており、カバーに食品カス等の付着物及び炭化状態が確認されたことから、繰り返しの使用により食品カス等がカバーを汚し、付着した汚れがマイクロウェーブで局部的に加熱され炭化・スパークし、火花が庫内壁面を焦がしたものと推定される。なお、取扱説明書には「食品カスがついたまま使用すると、焦げたり燃えたりする場合があります。」旨の警告表示を記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、取扱説明書へ注意説明のピラを追加し、使用後の掃除の徹底と基本操作を注意喚起することとした。	輸入事業者 (受付:2007/08/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3355 2007/09/03 (事故発生地) 北海道	電子レンジ 使用期間：約16年	使用中の電子レンジから「パチパチ」という音がして、庫内奥から火が出た。 (被害なし)	庫内の電磁波出口に取り付けられた雲母板に油成分や食品かすが付着していたため、繰り返しの加熱によって乾燥、炭化し、導電性を帯びたことにより、電子レンジによる加熱中にスパークが発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には「雲母板の破損、汚れは火花発生のおそれがあります。」と記載されている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/09/10)
2007-4382 2007/09/24 (事故発生地) 東京都	電子レンジ 使用期間：約1年	アルミ箔に包んだままの菓子を電子レンジで加熱したところ、庫内から発火し、ドアの内側が溶けた。 (製品破損)	被害者が、少量の菓子をアルミ箔に入れた状態で加熱したため、アルミ箔とドア内側の接触部にスパークが発生し、その熱によりドア内側の樹脂シートが溶けたものと推定される。 なお、取扱説明書の注意表示には「アルミ包装、アルミ容器、アルミホイルは使用できない」旨を記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、今後は、使用禁止容器（アルミなど）などに対する注意・啓発を、さらに判り易く改善する。	輸入事業者 (受付:2007/11/15)
2006-2595 2006/11/26 (事故発生地) 兵庫県	電子レンジ 使用期間：約5年	電子レンジの庫内に調理物を保管していたところ、勝手に電源スイッチが入って、調理物が加熱され発煙した。 (製品破損)	本体内部にゴキブリの死骸（成虫）が認められ、電装基板上に糞尿の痕跡が確認されたことから、基板上のパターン面に糞尿が付着したため導通状態になり、マイコンが誤作動して加熱スイッチが入り、庫内に入れていたご飯が加熱され続け、発煙、炭化したものと推定される。	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、後継機種については、平成11年2月よりマイコンに誤信号が入っても加熱作動しないよう、マイコンソフトを変更している。	市町村 製造事業者 (受付:2006/12/27)
2007-2278 2007/06/29 (事故発生地) 愛知県	電子レンジ 使用期間：不明	集合住宅の一室にあった電子レンジから出火し、台にしていたダンボール箱と壁、床を焼損した。 (拡大被害)	電子レンジは、ドアの下部から燃え広がっている状態にあったが、内部の電気部品、基板、配線コード等に発火となるような痕跡は確認できなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	製品に起因しない事故であるため、特に措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/07/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0296 2006/04/21 (事故発生地) 愛知県	電子レンジ 使用期間：約3年	電子レンジで食品を加熱し取り出したが、数分後に電子レンジが勝手に作動しており、庫内で火花が出ていた。取り消しボタンで停止させたが、さらにその数分後にまた勝手に作動したため、電源コンセントを抜いて停止させた。 (被害なし)	加熱操作を繰り返したが、電子レンジが自動で作動することはなかった。また、事故原因としてマイコンの誤作動が考えられるが、事故当時、取り消しボタンによって作動を停止しており、マイコンが誤作動状態であったとは判断できないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/04/28)
2006-0734 2006/06/13 (事故発生地) 愛知県	電子レンジ 使用期間：約26年	ご飯の温め終了後に電子レンジの左側面から発煙、発火した。 (拡大被害)	本体左側面が焼損し、置き台の一部が焦げていたが、電気部品から発火した痕跡が認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/06/29)
2006-1266 2006/08/24 (事故発生地) 北海道	電子レンジ 使用期間：約7年	木造2階建て住宅から出火し、1階部分約35平方メートルを焼いた。なお、火災現場には電子レンジが置かれていた。 (拡大被害)	事故品はマイクロスイッチの不具合により、発煙・発火の恐れがあるとして無償で点検・修理が行われている社告品と同型式のものであるが電子レンジ本体の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	警察機関 (受付:2006/09/08)
2006-1608 2006/10/07 (事故発生地) 東京都	電子レンジ 使用期間：約9年	電子レンジで調理中に操作パネルの上部から煙が出てきて炎が立ち上がった。 (製品破損)	本体のラッチスイッチ部から出火しており、スイッチ部でチャタリング現象が発生し、アーク放電を生じて焼損したものと推定されるが、スイッチ接点部分の焼損が著しく、チャタリングを生じた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/10/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3537 2007/02/21 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ 使用期間：約20年	電子レンジのスイッチが勝手に入り、庫内から炎が上がった。 (製品破損)	庫内の状況から、無負荷状態で偶発的にスイッチキーがON状態になり、庫内のヒーター差し込み部近辺に付着した食品カスに電波が集中して発火したと考えられるが、スイッチキーがON状態になる現象については再現せず、またスイッチキーに異物の混入等の異状が見られなかったため、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/02/26)	消費者センター 製造事業者
2007-3171 2007/08/22 (事故発生地) 愛知県	電子式冷温蔵庫 SCB-150H(C) 総合技研(株) 使用期間：約3年	使用中の電子冷蔵庫から突然「ドン」という音がして、本体側面の通気口から煙が出た。 (製品破損)	直流電源部に使用されているコンデンサーの不具合により、コンデンサーが異常発熱して内圧が上昇して安全弁が作動し、コンデンサーの電解液が蒸気となり噴出したものと推定される。 (A3)	輸入業者が倒産しているため、措置はとれなかった。 なお、事故品と同一機種で他に事故は発生していない。 (受付:2007/08/30)	消費者センター
2006-0554 2006/05/29 (事故発生地) 徳島県	電子式冷温蔵庫 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分約35平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	電源コードに一次痕とみられる溶痕があったことから、隣室から電源をとっていたことにより電源コードがドアの開閉による圧迫を受けたために、その箇所で半断線してスパークが発生し、発熱・発火し付近の可燃物に延焼したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2006/06/01)	製品評価技術基盤機構
2007-2833 2007/08/01 (事故発生地) 愛知県	電磁調理器 SIC-1400B(W) サンソニック(株) 使用期間：約6か月	使用中の電磁調理器から焦げ臭いにおいがし、発煙した。 (製品破損)	製造工程で発生したリード線の切り屑、はんだ屑等の導電性物質が混入したまま出荷されたため、使用中に導電性物質が電源基板上のチョークコイルの両極間に付着して、短絡、発煙したものと推定される。 (A2)	平成19年9月11日付けの新聞に社告を行い、無償で点検・修理を行っている。 なお、製造工程において基板に部品を実装する前にリード線を適切な長さにカットしてからはんだ付けするとともに、工程検査等の際にははんだ付け状態、異物有無の目視検査を追加した。 (受付:2007/08/13)	輸入事業者

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-0722 2006/05/31 (事故発生地) 広島県	電磁調理器 使用期間：約6か月	IHヒーターで天ぷら調理中、目を離した間に発火して、レンジフードが変色し、羽根が溶解した。 (拡大被害)	調理時を行う際、専用なべ以外のなべを使用し、さらに加熱モードが「揚げ物」でなく通常加熱モードであったため油温が異常に上昇し、その場を離れていたため、油が発火し火災に至ったものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「火災の恐れがあるため、揚げ物調理をするときは「揚げ物」キーを使う、そばを離れない、付属の天ぷらなべを使う」旨記載されている。 (E1)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 製品評価技術基盤機構 (受付:2006/06/29)
2006-2130 2006/10/04 (事故発生地) 東京都	電磁調理器 使用期間：約5年	深夜、火災報知器が作動したため警備員が確認すると、工場内の電磁調理器が置かれた一室に、煙が充満していた。 (拡大被害)	当該品は、製菓工場の厨房でタオルを煮沸消毒するために使われており、使用者が鍋を加熱させたまま長時間その場を離れたため鍋の水が蒸発したこと、さらに使っていた鍋底が凹凸であったため、空焚き防止センサーの検知・作動が遅れて鍋が過熱し、鍋の中に入っていたタオルを焦がし、発煙したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書に「鍋底に4mm以上のソリのある鍋は使えない」、「空焚きしない」旨の警告文を記載している。	製造事業者 (受付:2006/11/28)
2006-2257 2006/11/30 (事故発生地) 宮城県	電磁調理器 使用期間：不明	保育園の調理場で、電磁調理器のそばにあったポット2台が焼けた。 (拡大被害)	使用者が、やかんを電磁調理器(二口)の一方の口に掛けたが、誤って別口のエアポットを乗せている方の電源スイッチを入れたため、エアポット底部の金属部分が電磁誘導加熱により発熱し、焼損・火災に至ったものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/07)
2007-2273 2007/06/23 (事故発生地) 山口県	電磁調理器(ビルトイン型、ラジエントヒーター付) 使用期間：約3か月	ビルトインクッキングヒーターのラジエントヒーター式コンろで専用天ぷらなべを使って調理中、油が発火した。 (被害なし)	被害者が揚げ物調理を行う際、本来IHヒーター側で調理を行うべきところ、油の温度調節機能のないラジエントヒーター側で行ったため、油が加熱され続けて発火に至ったものと推定される。 なお、本体のトッププレート上には「揚げ物調理の際には天ぷら調理キーを使う。」の旨の記載がされており、さらに当該スイッチは、色を変えて他のスイッチと区別されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/13)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3758 2007/02/00	電磁調理器（卓上用） D I - 7 0 1 (株)ドリテック 使用期間：約1年2か月 (事故発生地) 広島県	卓上用電磁調理器を使用中、突然、 本体後部より煙が出た。	高周波出力回路のコンデンサのリード線を曲げる工程を手作業で行った際、リード線の付け根付近に不具合が発生しており、さらに外的衝撃により高周波加熱コイルの固定脚が破損し位置がずれたため、制御回路が誤動作を起こし異常電流が流れたことにより、当該コンデンサのリード線付け根付近で短絡、発煙したものと推定される。	平成19年5月16日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、対象機種は無償点検・修理を行っている。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/12)
2007-1551 2007/03/08	電磁調理器（卓上用） P L M - 2 9 7 0 0 (株)東京衡機製造所 使用期間：約5日 (事故発生地) 東京都	調理後、電源を切ったIH調理器から炎が50cmぐらい出て、IH調理器となべ、吊戸棚、壁などが焦げた。	プリント基板にコイル部品を取り付ける際に、リード線が部品穴に十分挿入されていない状態ではんだ付けしたため、はんだ付け部で接触不良となり発熱し、コイル部品が焼損し、発火に至ったか、もしくは、コンデンサの寸法のばらつきが大きく、仕様を外れたものが混入したため、基板上に取り付ける際にコンデンサーに無理な力が加わり一部が損傷して、コンデンサーが絶縁破壊し、発熱・焼損したものと推定される。	平成19年5月11日付けの新聞およびホームページに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、部品リード線を部品穴に挿入後、リード線を曲げてからはんだ付けを行う作業方法に変更するとともに、作業手順書を改定変更し、作業者の教育訓練を実施した。さらに、コンデンサーをばらつきが小さいものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/06/12)
2007-1552 2007/02/13	電磁調理器（卓上用） P L M - 2 9 7 0 0 (株)東京衡機製造所 使用期間：1回 (事故発生地) 北海道	使用中のIH調理器の後部から発煙、発火して、テーブルの天板が焦げた。	コンデンサーの寸法のばらつきが大きく、仕様を外れたものが混入したため、基板上に取り付ける際にコンデンサーに無理な力が加わり一部が損傷して、コンデンサーが絶縁破壊し、発熱・焼損したものと推定される。	平成19年5月11日付けの新聞およびホームページに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、コンデンサーをばらつきが小さいものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/06/12)
2007-1553 2007/04/26	電磁調理器（卓上用） P L M - 2 9 7 0 0 (株)東京衡機製造所 使用期間：約3回 (事故発生地) 埼玉県	使用中のIH調理器の後部から発煙、発火して、テーブルの天板が焦げた。	コンデンサーの寸法のばらつきが大きく、仕様を外れたものが混入したため、基板上に取り付ける際にコンデンサーに無理な力が加わり一部が損傷して、コンデンサーが絶縁破壊し、発熱・焼損したものと推定される。	平成19年5月11日付けの新聞およびホームページに社告を掲載し、無料で点検・修理を行っている。また、コンデンサーをばらつきが小さいものに変更している。	輸入事業者 (受付:2007/06/12)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-0995 2006/08/01 (事故発生地) 京都府	電磁調理器(卓上用) 使用期間:約4日	天ぷら調理中に台所から出火し、調理容器、IH調理器、電気炊飯器の一部を焼き、家人1人が顔や両手などに火傷を負った。 (軽傷)	被害者が揚げ物調理を行う際に、鍋底が小さく、平面ではない市販の片手なべを使用していたこと、また使っていた天ぷら油の油量が少なかったことから、本体の温度センサーの温度検知が正常に働かず、天ぷら油が過熱し、発火したものと推定される。 なお、本体表示及び取扱説明書に揚げ物の時に使えるなべとして「底が平らで直径約18~24cmのなべ」「油の量は0.9リットル以上」の旨の注意表示を記載している。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/08/04)
2006-3281 2007/01/27 (事故発生地) 静岡県	電動ドライバー(充電式) 使用期間:不明	共同住宅の建設現場で、電動ドライバーが収納してあるシャッターボックス(物置)から出火し、シャッターボックス棚の一部を焼損した。 (拡大被害)	電動ドライバーの配線、モーター及び充電電池などの電気部品に異常はなく、発火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/02/07)
2006-1714 2006/10/21 (事故発生地) 福岡県	電動ベッド 使用期間:不明	木造2階建て住宅から出火して、約220平方メートルを全焼し、家人5人が死亡、男児1人が足に火傷を負った。 (死亡)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/24)
2007-0597 2006/04/10 (事故発生地) 静岡県	電動ベッド(介護用) ベルグランド L X アイシン精機(株) 使用期間:約1年4か月	電動ベッドの背上げ時に、背上げ部が急激に下がった。 (製品破損)	背上げ用アクチュエータのリンク連結ネジ部のカシメ不良のため、ネジが弛んで外れ、背上げ部がフラット位置まで下がったものと推定される。 (A2)	顧客名簿を基に、点検・修理を実施することとした。	製造事業者 (受付:2007/05/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3855 2007/03/03 (事故発生地) 愛知県	電動ミキサー（ハンディー型） 使用期間：不明	電動ミキサー（ハンディー型）を使用後、コンセントに差したまま台所の上に置いておいたところ、約1時間後に台所から出火した。 (拡大被害)	電源コードに認められた溶融痕について解析した結果、一次痕・二次痕の判定ができず、電動ミキサーのモーターや内部配線にショート痕等の異常はなく、電源スイッチの接点表面にも荒れ等の異常はなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/03/15)
2007-0180 2007/04/05 (事故発生地) 北海道	電動工具（のこぎり） 使用期間：不明	自宅敷地内で、燃料用のまきを作るため電気のこぎりで廃材を左足で押さえながら切断していたところ、右足を電動のこぎりですり、外傷性ショックで死亡した。 (死亡)	被害者が、電気のこぎりののこ刃を露出させた状態で、保護カバーを針金で固定していたため、使用中誤って右足を切ったと推定される。 (E1)	機器本体貼付の注意ラベルに「安全カバーは固定したり取り外したりしないで下さい。また円滑に動くことを確認して下さい。」旨の注意分を追加することになった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/09)
2007-2984 2007/08/18 (事故発生地) 大分県	電動工具（のこぎり） 使用期間：不明	改装中の木造2階建て住宅から出火し、約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、断線していた電動のこぎりの電源コードを修理して使用中、修理に使用したビニールテープが剥がれて電源コード素線の一部が露出しているのを認識しつつ使用を続けたため、素線が短絡、発火して火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/24)
2006-2420 2006/12/12 (事故発生地) 青森県	電動工具（のこぎり） 使用期間：不明	自宅の小屋で、家人が右腕を切り、死亡した。 (死亡)	電動のこぎりですりかきにする木材を切断する作業中に、誤って右腕を切ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3522 2007/02/18 (事故発生地) 新潟県	電動工具(のこぎり) 使用期間：不明	自宅敷地内の作業小屋で、男性が右足から出血して死亡した。 (死亡)	電気のかぎりで廃材の処理中に、誤って足を切断したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/26)
2007-0176 2007/04/04 (事故発生地) 大分県	電動工具(のこぎり) 使用期間：不明	自宅で生け垣を造成中の家人が電動のかぎりで右大腿部を切り、死亡した。 (死亡)	人工竹でできたガーデニング用品を丸のこで切断しようとしたところ、人工竹の中に使用していた金属のかぎりの刃が接触した際にのかぎりの刃が折れ、被害者の右大腿部に刺さったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/09)
2006-2417 2006/12/11 (事故発生地) 北海道	電動歯ブラシ STB-1AA サンスター(株) 使用期間：約36年	電動歯ブラシを充電中に異常音が出て煙が出た。 なお、電動歯ブラシは4～5年前から使用していなかった。 (製品破損)	長期保管によるコンデンサーの絶縁性能や気密性の劣化により、電解液漏れが発生し、充電時の通電により劣化したコンデンサーが発熱し、この電解液が蒸発(気化)したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していなく、また、販売終了後約36年を経過しており残存数が僅かとみられることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/12/18)
2007-3476 2007/08/16 (事故発生地) 群馬県	電動芝刈り機 GK-200 (株)本宏製作所 使用期間：約2年	庭の芝を刈っていたら、芝刈り機本体から煙が出てきて動かなくなった。 (製品破損)	モーターの製造工程で回転子の銅線に傷が付いたため、製品を繰り返し使用しているうち、当初の傷部分の劣化が加速して線間でレイヤショートし過電流が生じ断線し、絶縁物が過熱されて発煙したものと推定される。 (A3)	単品不良であり、他に同様な事故は発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、今後はモーター単体での無負荷動作試験に加え、モーターの定格負荷電流(2.4A)で5分間のエージングを追加する。	製造事業者 (受付:2007/09/20)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2130 2007/06/30 (事故発生地) 大分県	電動草刈機 使用期間：不明	杉林で、草刈機で作業をしていた男性が右足を負傷して死亡した。 (死亡)	斜面において機動性をあげるため肩掛けベルトを外し、草刈機を腕だけで支えて草刈をしていたところ、木に片足をかけて作業をした際に、バランスを崩したはずみで右足を切断したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)
2006-1327 2006/08/26 (事故発生地) 大阪府	電動草刈機 使用期間：不明	駐車場で、雑草を刈るために刈払機を作動させたところ、同機が小石に接触し、小石が停車していた乗用車にあたり、窓ガラスを破損した。 (拡大被害)	製品の出力は小さいものであったが、事故発生場所は草があまり繁茂していない小石の多い場所であり、偶発的に小石を跳ねたものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2006/09/15)
2006-2996 2007/01/16 (事故発生地) 長野県	凍結防止ヒーター（電気給湯器用） 使用期間：不明	住宅の電気給湯器から出火し、給湯器の一部を焼いた。 (製品破損)	電気給湯器に接続した配管に凍結防止ヒーターを取り付ける際に、施工業者が施工上の注意事項を守らず一本のヒーターを給湯管と給水管にまたがせて取り付けたため、ヒーターが折れ曲がり異常過熱し、火災に至ったものと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2007-0980 2007/04/28 (事故発生地) 千葉県	陶芸釜（電気用） 使用期間：約16年	修理した陶芸用電気釜を使用したところ、電源プラグのカバーが溶融した。 (製品破損)	陶芸釜を修理に出した際、プラグ部分を取り替えたが、プラグ内部の配線取り付けネジの締め付けが不十分であったため、接触不良を生じて発熱し、プラグのカバーが溶融したものと推定される。 (D2)	プラグ部分の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/05/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0336 2007/04/15 (事故発生地) 岩手県	配線器具 使用期間：不明	平屋建ての作業場から出火し、天井 3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	屋内配線のジョイントボックス付近からの出火と考えられるが、溶融痕跡や施工状況及び経過年数等の詳細情報が不明のため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/04/18)
2006-1902 2006/08/27 (事故発生地) 宮城県	配線器具(コード) 使用期間：不明	スーパーマーケットの閉店後、冷蔵庫 付近から出火した。 (拡大被害)	冷蔵庫の電源コードと延長コードを手ひねりで接続して使用していたこと及び当該接続部に溶融痕が確認されたことにより、この部分から発熱し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/11/09)
2006-3285 2007/01/31 (事故発生地) 熊本県	配線器具(コンセント) 不明 不明 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約1 30平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	コンセント内の刃受部が長年の使用(30年以上)により接触抵抗が増大し、発熱・発火したものと推定される。 (C1)	製造業者等は不明であり、経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/08)
2006-3726 2007/02/15 (事故発生地) 東京都	配線器具(コンセント) DG2112 (株)新光製作所 使用期間：約19年	セラミックヒーターを使用していた ところ、プラグが熱くなり、プラグを 差し込んでいた壁コンセントが熱で溶 けた。 (製品破損)	長期使用(約19年)により、壁コンセントの受け 刃の表面が腐食してプラグとの接触抵抗が高くなり、 ジュール熱によって異常発熱し、コンセント枠が溶け たものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が 発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品の製造は既に終了している。	消費者センター (受付:2007/03/07)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0649 2007/05/09 (事故発生地) 愛媛県	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	木造平屋の事務所から出火し、約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	テレビが繋がれていたコンセント部がトラッキング現象により発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/15)
2007-3745 2007/10/10 (事故発生地) 宮城県	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	大学の実験室から出火し、壁7平方メートルと実験装置や机などを焼いた。 (拡大被害)	実験装置を接続していた延長コードの差込プラグとコンセントのすき間に、埃が堆積し、湿気が含まれることなどによってトラッキング現象が生じ、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/12)
2006-1097 2006/08/17 (事故発生地) 福岡県	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	住宅の2階から出火し、同階を全焼した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/08/23)
2006-2300 2006/12/04 (事故発生地) 東京都	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分の柱や天井などを焼いた。 (拡大被害)	コンセントからたこ足配線がされており、コンセント付近から出火していることから、コンセントに出火原因があると考えられるが、焼損が激しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3376 2007/02/09 (事故発生地) 京都府	配線器具(コンセント)	木造2階建て娯楽施設から出火して、天井部分の一部を焼いた。 (拡大被害)	天井のコンセント部分から出火していることから、繋がれていた延長コードの差込みプラグとコンセントの間で接触不良が生じて、発煙・発火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)
2006-3746 2007/03/05 (事故発生地) 香川県	配線器具(コンセント)	木造平屋住宅から出火し、約65平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	焼損状況からコンセント部分からの出火と考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-3762 2007/03/01 (事故発生地) 東京都	配線器具(コンセント)	木造2階建て住宅から出火して、約85平方メートルを全焼し、隣接する住宅も半焼し、家人が全身火傷で死亡した。 (死亡)	コンセント付近から出火した可能性が考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2007-2122 2007/06/20 (事故発生地) 鳥取県	配線器具(コンセント)	学校給食の共同調理場から出火し、鉄筋トタン葺き平屋建て約470平方メートルが全焼した。 (拡大被害)	コンセント付近が激しく燃えていたが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2172 2007/07/04 (事故発生地) 岐阜県	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、コンセント付近の壁を焼いた。 (拡大被害)	コンセント付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/06)
2007-3512 2007/09/19 (事故発生地) 千葉県	配線器具(コンセント) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、家人3人が煙を吸い病院に搬送された。 (拡大被害)	現場の状況からコンセントからの出火と推定されるが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造事業者等は不明であり、事故原因が不明であるため措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/21)
2007-0865 2007/04/27 (事故発生地) 愛知県	配線器具(コンセント、床埋型) 使用期間：不明	床埋設置型のコンセントから発煙した。 (製品破損)	電源線(非接地側)の差し込みが不十分であり、接続部分が発熱して外郭樹脂の炭化が進行したために、電源線(非接地側)と組付金具(アース)間で炭化物によってトラッキングが生じて、発煙に至ったものと推定される。 (D1)	施工業者は不明であり、特に措置はとらなかった。なお、施工方法は施工説明書で指示している。	消防機関 (受付:2007/05/21)
2006-1009 2006/07/13 (事故発生地) 広島県	配線器具(スイッチ付マルチタップ) 使用期間：不明	スイッチ付きマルチタップに電気治療器を接続し、スイッチを入れたところ「パチッ」という音がしたためコンセントを抜いた。スイッチの操作部に触れると部品が外れ、スイッチの内部が焼けて黒くなっていた。 (製品破損)	樹脂製のスイッチボタンが何らかの外力により亀裂を生じたため、使用時の繰返しの応力により破断し、内部のばね及び可動端子が接触し短絡したものと推定されるが、亀裂が生じた原因については、特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/08/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3629 2007/02/27 (事故発生地) 埼玉県	配線器具(テーブルタップ) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約99平方メートルを全焼し、家人が右腕に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者がたこ足配線をしていたことから、テーブルタップから出火した可能性が考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2007-0073 2007/03/31 (事故発生地) 青森県	配線器具(テーブルタップ) 使用期間：不明	木造平屋住宅の台所付近から出火し、同住宅約130平方メートルと隣接する物置小屋約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	台所にあった全自動洗濯機の電源コードとテーブルタップの接続付近からの出火と見られるが、現場の焼損が著しいため、出火原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/04)
2005-0317 2005/05/10 (事故発生地) 滋賀県	配線器具(マルチタップ) 使用期間：約10年	木造2階建て住宅から出火し、2階の壁や天井の一部を焼き、家人2人が煙を吸い、のどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	コンセントに差し込まれていたマルチタップの刃受け部が炭化していたことから、長期使用(約10年)により、差し込まれた電源プラグとマルチタップ間で埃や湿気の堆積によりトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2005/05/17)
2007-2641 2007/07/13 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード) ツインプラグ 99400 鳥井電器(株) 使用期間：不明	延長コードのコードコネクタボディ部分から火がでた。 (製品破損)	コードコネクタボディの定格を越える電気製品を接続したため、受け刃部分が発熱して樹脂を溶融・炭化させ、受け刃間でトラッキングが生じて火が出たものと推定される。 なお、コードコネクタボディには、縦約2mmの刻印で「300W」と表示されていたが、一般的な延長コードやタップの定格が1000W以上であることを考えると、当該製品は特殊であるため、認識しやすい表示が必要であったと考えられる。 (B4)	他に同種事故がないことから、すでに輸入した製品については措置をとらないが、次回輸入ロット品からは、本体に「300Wまで」がわかるようにシールを貼付する。	消防機関 (受付:2007/07/31)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0757 2006/06/25 (事故発生地) 山口県	配線器具(延長コード) 不明 富士電線工業株式会社 使用期間：約15年	エアコンの電源プラグを接続していた延長コードのコンセント付近から出火した。なお、出火当時は無人で、エアコンは停止していた。 (拡大被害)	エアコンの電源プラグが延長コードに接続されていたことから、約15年の使用で延長コードのコードコネクタボディの刃受け金具両極間の樹脂部の炭化が進行し、絶縁破壊して短絡・発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/07/04)
2007-2671 2007/07/25 (事故発生地) 静岡県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	小学校の家庭科室から出火し、電気コードの一部を焼いた。 (製品破損)	オープンレンジ2台を、延長コードの定格容量を超えて使用したため、延長コードの被覆が溶融・短絡して出火に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/02)
2005-2887 2006/02/26 (事故発生地) 京都府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	テーブルタップを手に持ったところ、コードが短絡し、絶縁被覆の一部が焼損して、手のひらに軽度の火傷を負った。 (軽傷)	事故品のプロテクター付近のコードに屈曲等の機械的ストレスが繰り返し加わったことにより、コードが半断線状態となり短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/03/27)
2006-1903 2006/11/01 (事故発生地) 京都府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造平屋店舗から出火し、約125平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	鮮魚店舗内の水槽に取り付けたエアポンプの電源コードが短かったため、被害者が延長コードにつないで使用していたところ、延長コードのマルチタップ部分に、魚が入った水槽内から飛散する海水等が掛かったため、トラッキング現象を生じて発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2035 2006/11/15 (事故発生地) 石川県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、子供部屋のふとんやベッドの一部を焼いた。 (拡大被害)	被害者がエアコンの電源をとるために、延長コードのコンセント部分を空中に浮かした状態で使用したため、コンセント部分付近のコード芯線がねじれて半断線を生じ、ジュール熱により被覆が溶融して短絡したために着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/20)
2006-2450 2006/12/03 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	鉄筋3階建ての3階共同住宅の一室から出火し、2部屋を焼損した。 (拡大被害)	延長コードの差込みプラグ部分が炭化し、差し刃が溶断していることから、差込みプラグとコンセントのすき間に塵芥等が堆積し、結露等の湿気によりトラッキング現象が発生し、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/12/19)
2006-2652 2006/05/18 (事故発生地) 鹿児島県	配線器具(延長コード) 使用期間：約6か月	水槽用照明器具と水槽用ヒーターを接続して使用していたテーブルタップが発火し、消火の際、右手に火傷を負った。なお、事故発生時タップ部のスイッチはONで、照明器具のスイッチはOFFであった。 (軽傷)	熱帯魚水槽の近傍に置いていたことから、タップ部に水しぶきの侵入が繰り返され、タップ内部のスイッチブロック成形品の絶縁性が劣化し、トラッキング現象が発生し、発火・焼損したものと推定される。 (E2)	平成16年7月30、31日の新聞広告をはじめ、ポスター、リーフレット、ホームページ等で使用方法の啓発活動を進めている。	製造事業者 (受付:2007/01/05)
2006-2742 2006/12/28 (事故発生地) 鹿児島県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	寝室の延長コードから出火し、平屋住宅と隣接する木造2階建て物置の2棟計約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が延長コードを壁づたいに這わせ固定し、ステレオ等をつないで使用していた。延長コードを差し込んでいたコンセントはベッドの下にあり、設置から8年間掃除をしていなかったため、差込みプラグ部分にホコリ等が蓄積したことが影響し、トラッキング現象が生じて発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2958 2007/01/04 (事故発生地) 岐阜県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	就寝中に部屋から出火し、家人1人が軽傷を負った。 (軽傷)	隣の部屋のコンセントに接続された延長コードが襖付近で断線しており、断線箇所の溶融痕が一次痕とみられることから、襖の開閉による衝撃等のストレスにより半断線状態となって短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/01/23)
2006-3150 2007/01/20 (事故発生地) 大阪府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	住宅の壁付近のコンセントに差し込んだ電源プラグ周辺から焼損し、住宅が全焼して、家人2人が死亡した。 (死亡)	壁面コンセントに差し込まれた延長コードの電源プラグの両刃が溶断していたことから、埃や湿気等の堆積によりトラッキング現象が生じて、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/01)
2006-3172 2007/01/27 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約50平方メートルを焼き、家人2人が煙を吸い込み重軽傷を負った。 (重傷)	テーブルトップのコード部分に、繰り返し機械的なストレスを受け捻れが生じたため被覆が損傷し、芯線が半断線状態となり短絡し、発火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)
2006-3383 2007/01/17 (事故発生地) 北海道	配線器具(延長コード) 使用期間：約1年1か月	電気ストーブのプラグを延長コードから外す時、同延長コードのコードプロテクター部から火花が出て、プロテクターに添えていた右手のひらに火傷を負った。 (軽傷)	延長コードのタップ側のコードプロテクター部の芯線に溶融痕が確認され、また、当該部の芯線は殆どが断線していることから、過度の屈曲等の機械的ストレスが加わり芯線に半断線が生じたため、電気ストーブのプラグを抜く際に応力が加わり、絶縁破壊し短絡したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/02/14)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3875 2007/02/11 (事故発生地) 大阪府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	2階建て住宅から出火し、4平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	被害者が自作した、延長コードの差込プラグ根元部分のコードが焼損および断線しており、断線部に溶融痕が認められたことから、当該部分に屈曲や引っ張り等の機械的ストレスが加わり、半断線状態となり短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/03/16)
2007-0632 2007/04/20 (事故発生地) 宮城県	配線器具(延長コード) 使用期間：約13年	使用中のテーブルタップが発煙し、器具の一部を焼損した。 (製品破損)	事故品の3コ口タップ付け根部分のコードが極度に屈曲していることから、当該部に長期間、機械的ストレスが加わり、芯線が半断線状態となり、スパークが発生し出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/15)
2007-1954 2007/06/20 (事故発生地) 大阪府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	鉄筋3階建て集合住宅の飲食店の冷蔵庫裏付近から出火して、約20平方メートルを焼き、住人2人が煙を吸い軽傷を負った。 (軽傷)	製氷器の電源コードを接続していた延長コードが、近傍に置いて使用していた台車に踏まれて半断線状態となり、短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/22)
2007-2137 2007/06/26 (事故発生地) 長野県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	病院の作業療法室から出火して、壁6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	家具等の下敷きによって延長コードが損傷し、芯線が短絡して、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/04)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3776 2007/09/26 (事故発生地) 東京都	配線器具(延長コード)	延長コードに電熱式器具を繋いで使用していたところ、突然異音と火花が発生し、コードがマルチタップ付近でちぎれた。 (製品破損)	被害者が、日常的にタップ部分にコードを巻き付けて保管したり、強い荷重をコードに加えた痕跡が確認されたことから、芯線が半断線状態となり異常発熱するとともに、被覆が溶融し、短絡・スパークし、断線したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/15)
2007-3139 2007/08/22 (事故発生地) 栃木県	配線器具(延長コード)	木造平屋の離れから出火し、同離れ約43平方メートルと隣接する物置小屋約10平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が延長コードをビニールテープで補修して使用しており、当該補修部分の不具合により出火し、周囲の可燃物に引火したものと推定される。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/29)
2006-3770 2007/03/04 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード)	鉄筋3階建て集合住宅の一室から出火して、同室約25平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	延長コードに短絡痕及び動物の歯形が認められたことから、かごから逃げ出している数匹の愛玩用ハムスターが延長コードを噛み被覆を損傷させたため、短絡してスパークし、出火に至ったものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2007-3560 2007/08/27 (事故発生地) 大阪府	配線器具(延長コード)	木造2階建て住宅から出火して、2階45平方メートルを焼損。延長コードに溶融痕が認められた。 (拡大被害)	事故品及びその周辺の家電製品が焼損しているものの発火の痕跡は認められず、事故品のコード断線部の溶融痕は2次痕とみられることから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	製造業者等は不明であり、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/09/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2804 2006/03/10 (事故発生地) 長崎県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の居間から出火し、約130平方メートルを全焼、隣接する住宅4棟の一部を焼き、近所の女性が両膝に軽いけがをした。 (軽傷)	延長コードのコード部分が半断線したため出火に至ったものと推定されるが、半断線に至った原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/03/14)
2006-0436 2006/05/15 (事故発生地) 山梨県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約230平方メートルと隣接する木造物置24平方メートルを全焼し、別の物置の天井なども焼いた。 (拡大被害)	ボイラー付近に設置されていた延長コードから出火した可能性が考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/05/18)
2006-0561 2006/05/00 (事故発生地) 大阪府	配線器具(延長コード) 使用期間：約5年	延長コードのマルチタップ(4口)に、プラズマテレビの電源プラグを差し込んでいたところ、煙が出て焦げたため別の口に差し替えたら再び焦げた。 (拡大被害)	延長コードのマルチタップと、プラズマテレビの電源コードを接続する変換コネクタ(3P-2P)に焦げが認められたことから、マルチタップの刃受け金具と変換コネクタのプラグ刃間で、接触不良を生じて異常発熱し、周辺の樹脂を溶融させたものと推定されるが、接触不良となった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/06/02)
2006-1038 2006/08/08 (事故発生地) 石川県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火し、約170平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者は、家屋1階から延長コードを用いて、2階のエアコンを通電・作動させている際に出火していることから、電気系統の短絡・スパークによる出火と考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/08/10)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-1975 2006/10/18 (事故発生地) 東京都	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	家人の外出中に、室内のエアコン付近から出火した。 (拡大被害)	テーブルタップのコード断線部に溶融痕が確認されたことから、当該部分から出火してカーテンに燃え移りエアコン等に延焼したものと推定されるが、コードが断線した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/11/16)
2006-2228 2006/11/28 (事故発生地) 三重県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造住宅の居間から出火した。 (拡大被害)	延長コードには溶融痕が認められたが、当該溶融痕を解析した結果、二次痕と推定されることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/12/05)
2006-2463 2006/12/11 (事故発生地) 群馬県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	延長コードを使用していた部屋から出火し、家屋を全焼した。 (拡大被害)	延長コード付近からの出火と推定されるが、延長コードに生じた溶融痕を解析した結果、二次痕の可能性も考えられることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/12/20)
2006-2571 2006/12/21 (事故発生地) 京都府	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅の2階約30平方メートルを全焼し、両隣の住宅の2階計約50平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	延長コードのコード断線部に溶融痕が認められたことから、当該部分から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2665 2006/12/29 (事故発生地) 東京都	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	鉄筋2階住宅から出火して、約90平方メートルを焼き、家人3人が死亡した。 (死亡)	延長コードのコード部分が折れて半断線となり、過熱・発火したものと考えられるが、使用状況が不明なため、半断線に至った原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2715 2007/01/07 (事故発生地) 石川県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	コンセントに接続していた延長コード付近から火が出て、近くの工作機械が延焼した。 (拡大被害)	延長コードの焼損した箇所に短絡痕がみられたが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/10)
2006-2906 2007/01/15 (事故発生地) 福岡県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	1階居室から出火した。 (拡大被害)	壁コンセントに繋いでいた延長コードのコード部分が断線しており、断線部の溶融痕は一次痕とみられることから、当該部分から出火したものとみられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/22)
2006-2933 2007/01/13 (事故発生地) 富山県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造平屋作業小屋から出火し、約26平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	壁付きコンセントに繋がれた、延長コードのコード断線部に溶融痕が認められたものの、一次痕か二次痕かの判別ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3769 2007/03/04 (事故発生地) 愛知県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、約40平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	テーブルタップのコードの定格容量を超え、多数の電気製品を接続して使用していたため、過電流によりコードの被覆を過熱・溶融して短絡を起こし、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/12)	製品評価技術基盤機構
2007-0615 2007/05/08 (事故発生地) 京都府	配線器具(延長コード) 使用期間：約1年6か月	テレビを視聴中、テレビ、ドライヤー、携帯電話の充電器をつないだテーブルタップが発熱し、裏側に穴が空くとともに、じゅうたんを焦がした。 (拡大被害)	事故品の電源コードと本体の端子台とのカシメ部に異常発熱した痕跡があったことから、当該カシメ部で接触不良等の異常があったものと推定されるが、再現試験においても異常発熱は再現されず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、より信頼性を高めるため、平成18年3月17日以降に製造されたものについては、かしめ部の材質を導電率の高い材質に変更している。 (受付:2007/05/14)	消費者センター
2007-1839 2007/06/12 (事故発生地) 香川県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	ラジオと電子レンジをつないで使用していたテーブルタップから突然青い火が出て、黒煙が出た。 (製品破損)	マルチタップの主電源用スイッチ内の異極端子間で、トラッキングが生じ火花が出たものと推定されるが、トラッキングが生じた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/06/14)	消費者センター
2007-1862 2007/05/29 (事故発生地) 大分県	配線器具(延長コード) 使用期間：約6か月	テーブルタップ付近から出火し、木造平屋住宅を全焼した。 (拡大被害)	当該品は各コンセント口の横にスイッチ機能がついた6口延長コードと思われ、スイッチ部品に部品の焼失、金属の溶融等がみられるが、全体的な焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/06/18)	消防機関

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2762 2007/08/03 (事故発生地) 岐阜県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	飲食店など3店舗が入る木造平屋の長屋から出火し、3店舗の天井など約60平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	店舗で使用中の延長コードが、短絡・スパークし出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等是不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/08)
2007-3605 2007/09/20 (事故発生地) 三重県	配線器具(延長コード) 使用期間：約2年	木造2階建て住宅から出火し、約300平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	延長コードには溶融痕が認められ、解析の結果一次痕と判定できたが、延長コードの使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等是不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 消防機関 (受付:2007/10/01)
2007-4539 2007/11/22 (事故発生地) 福井県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約97平方メートルを全焼し、隣接する建物の壁の一部を焼いた。 (拡大被害)	延長コードが絶縁劣化したため、ショートが発生、コードの被覆が燃え、周辺の可燃物に延焼し、火災に至った可能性が考えられるが、延長コードの焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等是不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/27)
2006-3524 2007/02/22 (事故発生地) 東京都	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約20平方メートルを焼き、家人1人が全身火傷で死亡した。 (死亡)	延長コードからの絶縁破壊による出火と考えられるが、事故品を確認できず、原因の特定はできなかった。 (G2)	製造業者が不明であり、事故品が入手できないことから調査不能であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3140 2007/08/22 (事故発生地) 埼玉県	配線器具(延長コード) 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火し、同室約37平方メートルを全焼した。延長コード付近が激しく燃えていた。 (拡大被害)	エアコンを接続していた延長コードから出火した可能性が考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/29)
2007-2825 2007/08/06 (事故発生地) 愛知県	配線器具(差し込みプラグ) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、約50平方メートルを全焼し、隣接する住宅の壁などを焦がし、家人が手足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	差し込みプラグから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/13)
2007-1026 2007/05/27 (事故発生地) 神奈川県	配線器具(差込プラグ) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の2階寝室のコンセント付近から出火し、2階部分約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	差込プラグの刃が曲がっていたことから、コンセントとの接続部で接触不良が生じ、発熱し出火したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/29)
2006-2964 2007/01/14 (事故発生地) 埼玉県	配線器具(差し込みプラグ) 使用期間：不明	木造3階建て住宅から出火して、約50平方メートルを焼き、家人が両手に軽傷の火傷を負った。 (軽傷)	壁付コンセントに6口テーブルタップを差し込みが不十分な状態で接続していたため、接触不良により発熱し発火したものと推定される。 なお、テーブルタップに接続されていた機器については、特定することができなかった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3466 2007/08/31 (事故発生地) 北海道	配線器具(調光器付スイッチ) Z P C 6 4 3 神保電器株式会社 使用期間：約6年	壁埋め込み式の調光スイッチから発煙した。 (製品破損)	電源基板上のIC内部に使用されているダイオードにおいて、信頼性の低いものが混入していたため、外部要因(雷サージ電流、ノイズ電流等)の影響により、ICが絶縁破壊を起こして発熱・発煙したものと推定される。 (A3)	平成14年8月より住宅販売会社を通じて無償交換を実施している。 なお、平成13年11月下旬以降生産分の製品から、ダイオードの耐電圧性を300Vから600Vに向上させるとともに、ICの1次側にヒューズを追加した。	消防機関 (受付:2007/09/19)
2006-0736 2006/06/26 (事故発生地) 東京都	配電盤 使用期間：不明	14階建て庁舎で、配電盤内の端子台が焼けた。 (拡大被害)	施工業者の施工不良により、端子台とケーブルをつなぐネジが緩み、接触不良となり発熱・焼損したものと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/06/29)
2006-1323 2006/09/12 (事故発生地) 東京都	配電盤 使用期間：不明	配電盤内の一部が焦げた。 (拡大被害)	被害者が施工したケーブルを接続する端子台のネジ止めが不完全であったため、使用期間中に緩み、接触不良で接触抵抗が増大し、ジュール熱により発熱、焼損したものと推定される。 (E3)	被害者の施工不良とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/09/15)
2006-1625 2006/10/15 (事故発生地) 静岡県	配電盤 使用期間：不明	鉄筋2階建て鶏舎から出火して、同鶏舎約210平方メートルを全焼、他の鶏舎も半焼し、鶏が焼けた。 (拡大被害)	配電盤付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0360 2007/04/18 (事故発生地) 愛媛県	白熱電球 使用期間：不明	鉄筋5階建てビルの住宅部分の物置から出火して、物置内のふとん1枚と木製棚の一部を焼いた。 (拡大被害)	物置内の棚の上に置かれたふとんが、真上から吊り下がっていた点灯中の白熱電球と接触したために、過熱されて発火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/20)
2007-3576 2007/09/20 (事故発生地) 大阪府	白熱電球 使用期間：不明	木造3階建て住宅から出火して、3階部分約40平方メートルを焼き、飼育していたペット約30匹が焼け死んだ。 (拡大被害)	トカゲの暖房用に使用していた電球が、木製飼育ケースに接触して過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/27)
2006-2819 2006/07/22 (事故発生地) 埼玉県	白熱電球 使用期間：不明	シャンデリアの白熱電球が破損し、落ちたバルブを探そうとした際にバルブに触れて脚に火傷を負った。 (軽傷)	当該品の口金部近傍のガラス表面に傷が生じたため、点灯時の熱等により外傷がひび割れに進展し、拡大したことから、破損・落下に至ったものと推定されるが、傷が生じた原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、組立工程におけるランプとの接触部品に金属を使用しないこととし、緩衝対策を実施した。	製造事業者 (受付:2007/01/17)
2006-3202 2006/12/22 (事故発生地) 福岡県	非常通報装置 使用期間：約10年10か月	非常警報装置から発火し、事務所を焼損した。 (拡大被害)	警備会社による点検が行われていなかったため、当該機のバッテリー（小型シール鉛蓄電池）の長期使用（10年以上）により、通常交換時期（3年～4年）を超える充放電サイクルが繰り返され劣化が促進し、バッテリーケースがひび割れ、バッテリー液（希硫酸）が漏れ出し、短絡・スパークし、発火・延焼したものと推定される。 (D2)	当該機の納入先に使用期限を超過したバッテリーの交換・点検の注意喚起文書を送付するとともに、警備会社、メンテナンス会社により、点検確認を実施している。 なお、本体表示に「バッテリー交換時期の目安」の注意ラベルの追加を行った。	製造事業者 (受付:2007/02/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1254 2006/08/07 (事故発生地) 千葉県	美顔器 使用期間：約7年	美顔器の排水スイッチを操作したところ、熱湯が噴出し、あご、首、胸に火傷を負った。 (軽傷)	当該器の使用時に専用水（純水）以外の水を使用し、更に長期間（約4年）機器の使用を中断したことにより、排水ポンプ内部に不純物が堆積し作動不良状態であったため、再使用した際に、排水されずにスチームボトル内に残っていた水が沸騰し、噴出したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、顧客データに基づき、消費者に専用水の使用徹底、並びに長期不使用後の作動手順を注意喚起した。	製造事業者 (受付:2006/09/08)
2006-3327 2007/02/04 (事故発生地) 三重県	分電盤 使用期間：不明	住宅の食堂に設置してある分電盤から出火し、壁の一部を焼損した。 (製品破損)	分電盤内の漏電遮断器の中性線（S相）の電源側端子接続部（ねじ締め付け部分）が最も損傷が激しかった。漏電遮断器に接続されている配線（より線）は全て、はんだ付けし、ねじ留めされていたことから、ねじ締め付け部分に緩みが生じ、接触抵抗が増大し、発熱し出火に至ったものと推定される。 (D1)	製造業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/13)
2006-0712 2006/06/22 (事故発生地) 静岡県	分電盤 使用期間：不明	飲食店脇の平屋建て冷凍室付近から出火し、冷凍室の外壁と隣家の物置小屋の外壁約10平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	屋内用分電盤のまわりをトタンなどで雨よけや囲いを作って屋外に設置していたところ、当日の雨などが吹き込みショートして出火したものと考えられるが、設置者が不明のため原因の特定はできなかった。 (G1)	施工業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/06/27)
2006-1218 2006/09/02 (事故発生地) 栃木県	分電盤 使用期間：不明	鉄筋平屋の作業場から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	分電盤付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しいことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/09/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2309 2007/07/15 (事故発生地) 京都府	分電盤 使用期間：不明	鉄筋4階建て製麺会社から出火し、調理場など約35平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	分電盤から出火し、火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/18)
2007-0285 2007/03/17 (事故発生地) 長崎県	分電盤 使用期間：約5年	バリバリと音がしてテレビから黒煙が出た。 (製品破損)	他の家電製品も同時に壊れており、分電盤の引き込み線(中性線)に緑青が確認されていることから、中性線欠相が生じたことにより、テレビのバリスタに過電圧がかかったため、バリスタが破損して発熱・発火したものと推定されるが、中性線欠相が生じた原因については、事故品がすでに廃棄されていて入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/04/17)
2006-1980 2003/12/21 (事故発生地) 富山県	融雪用電熱シート F.F.トケール 川鉄ファインヒーター株式会社 使用期間：約8年	屋根に設置された融雪装置から出火し、家屋を焼損した。 (拡大被害)	融雪用電熱シート内部で本来、両極に分かれているべき電源リード線が近接した状態で製造されていることから、電熱シートの使用時に瓦や積雪の過重により、当該リード線が電熱シート内部で短絡し、出火に至ったものと推定される。 (A2)	製造事業者が解散(平成7年)しており、昭和63年1月から平成4年12月まで製造事業者に出資していたJFEスチールが、平成18年になって同型品による事故が数件あったことの報告を受け、平成18年11月1日付けの自社ホームページに社告を掲載し、当該機種についての使用中止を呼びかけ、撤去等を行っている。	不明 (受付:2006/11/16)
2006-1982 2004/01/00 (事故発生地) 福井県	融雪用電熱シート F.F.トケール 川鉄ファインヒーター株式会社 使用期間：約8年	屋根に設置された融雪装置から出火し、家屋を焼損した。 (拡大被害)	融雪用電熱シート内部で本来、両極に分かれているべき電源リード線が近接した状態で製造されていることから、電熱シートの使用時に瓦や積雪の過重により、当該リード線が電熱シート内部で短絡し、出火に至ったものと推定される。 (A2)	製造事業者が解散(平成7年)しており、昭和63年1月から平成4年12月まで製造事業者に出資していたJFEスチールが、平成18年になって同型品による事故が数件あったことの報告を受け、平成18年11月1日付けの自社ホームページに社告を掲載し、当該機種についての使用中止を呼びかけ、撤去等を行っている。	不明 (受付:2006/11/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2894 2007/08/15 (事故発生地) 秋田県	揚水ポンプ 使用期間：約11年4か月	木造平屋の揚水ポンプ小屋から出火し、約3平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ポンプに取り付けられた吸水管に穴が開いていたために井戸水が汲み上げられず、モーターが無負荷状態で連続運転となったため、過熱し、管継ぎ手部のゴム製Oリングや排水用塩ビ管などの可燃物に着火し、揚水ポンプ小屋に延焼して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/17)
2006-3184 2006/01/03 (事故発生地) 茨城県	浴室換気乾燥暖房機 FY-14UF1 松下エコシステムズ(株) 使用期間：不明	浴室暖房乾燥機を使用して約20分で、突然プラスチックが焦げるにおいがして煙が室内に吹き出し、内部のヒューズホルダーの平型接続子カバーが黒く焦げた。 (製品破損)	ヒューズホルダーに不具合があったため、ヒューズの取り付け部分で接触不良が生じ発熱して、周囲の樹脂を焦がしたものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良による事故とみられることから措置はとらなかった。	消費者 (受付:2007/02/02)
2007-3273 1999/05/12 (事故発生地) 神奈川県	浴槽用電気温水循環器 (24時間風呂) ニュースパーメイト AL-004 コロナ工業(株) 使用期間：約7年	24時間風呂が発煙、発火し、浴槽の縁の一部、壁のタイルなどを焼損、浴室の壁が煤で汚損した。 (拡大被害)	ヒーター電源供給用の被覆電線の接続カシメ部が、水のかかり易い位置にあったため、接続カシメ部に入り込んだ水分により電線が腐食し、接触抵抗が増大し、熱を持った電線被覆が炭化し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (A1)	販売事業者は、平成19年8月20日付けのホームページ及び平成19年8月21日付け新聞に社告を掲載し、無償で点検及び部品交換をし、顧客名簿に基づき、ダイレクトメールで周知を行っている。	販売事業者 (受付:2007/09/05)
2007-3274 2003/12/09 (事故発生地) 岩手県	浴槽用電気温水循環器 (24時間風呂) スパードリーム AL-907 コロナ工業(株) 使用期間：約10年	24時間風呂が発煙、発火し、給湯器の一部を焼損、浴室の一部が変形し、浴室内部が煤で汚損した。 (拡大被害)	ヒーター電源供給用の被覆電線の接続カシメ部が、水のかかり易い位置にあったため、接続カシメ部に入り込んだ水分により電線が腐食し、接触抵抗が増大し、熱を持った電線被覆が炭化し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (A1)	販売事業者は、平成19年8月20日付けのホームページ及び平成19年8月21日付け新聞に社告を掲載し、無償で点検及び部品交換をし、顧客名簿に基づき、ダイレクトメールで周知を行っている。	販売事業者 (受付:2007/09/05)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3275 2005/01/03 (事故発生地) 滋賀県	浴槽用電気温水循環器 (24時間風呂) スパードリーム AL-907 コロナ工業(株) 使用期間:約14年3か月	24時間風呂から焦げ臭いにおいがし、水漏れを起こした。 (製品破損)	ヒーター電源供給用の被覆電線の接続カシメ部が、水のかかり易い位置にあったため、接続カシメ部に入り込んだ水分により電線が腐食し、接触抵抗が増大し、熱を持った電線被覆が炭化し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (A1)	販売事業者は、平成19年8月20日付けのホームページ及び平成19年8月21日付け新聞に社告を掲載し、無償で点検及び部品交換をし、顧客名簿に基づき、ダイレクトメールで周知を行っている。	販売事業者 (受付:2007/09/05)
2007-3276 2007/03/16 (事故発生地) 神奈川県	浴槽用電気温水循環器 (24時間風呂) スパードリーム AL-907 コロナ工業(株) 使用期間:約14年11か月	24時間風呂が焼損し、浴室内部が煤で汚損した。 (拡大被害)	ヒーター電源供給用の被覆電線の接続カシメ部が、水のかかり易い位置にあったため、接続カシメ部に入り込んだ水分により電線が腐食し、接触抵抗が増大し、熱を持った電線被覆が炭化し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (A1)	販売事業者は、平成19年8月20日付けのホームページ及び平成19年8月21日付け新聞に社告を掲載し、無償で点検及び部品交換をし、顧客名簿に基づき、ダイレクトメールで周知を行っている。	販売事業者 (受付:2007/09/05)
2007-3381 2007/07/28 (事故発生地) 山梨県	浴槽用電気温水循環器 (24時間風呂) スパージョイ AL-205S コロナ工業(株) 使用期間:約14年	24時間ぶろの配管を洗浄しようと機器を停止したところ、異音が生じて焦げ臭いにおいとともにも本体上部のすき間から煙が出てきた。 (製品破損)	本体内部の電源電線の接続端子カシメ部及び端子間接続部が溶融し欠損していたことから、製造工程中にカシメ部あるいは端子同士の接続部に不具合があったため、接触不良が生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。 (A2)	他に同種事故はなく、単品不良とみられることから、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、品質管理の徹底を行った。	販売事業者 (受付:2007/09/12)
2007-2447 2007/05/19 (事故発生地) 埼玉県	冷温風機 使用期間:約18年	運転していない冷温風機から異臭と異常音が生じて燃え、消火の際、左手親指と右手人差し指に水泡ができた。 (軽傷)	制御基板の電源回路で異常発熱・発火したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/07/26)	製造事業者 (受付:2007/07/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0787 2006/06/14 (事故発生地) 愛知県	冷蔵庫 GR - 472K 東芝家電製造(株) 使用期間：約3年6か月	冷蔵庫を開けたところ、扉が外れかけ、顔と右肩に打撲を負った。	当該機は、上ヒンジ板とヒンジピンが3箇所溶接されているが、そのうちの1箇所の溶接が不十分だったため、使用に伴ってヒンジピン部に不均一な応力が徐々に加わり、き裂が生じ、扉が外れたものと推定される。	他に同種事故はなく、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、平成18年7月から溶接(3箇所)のパラツキをなくすため、距離センサーを取り付け、溶接部の厚みを全数管理するとともに、受け入れ検査工程の強化を実施した。	製造事業者 (受付:2006/07/06)
2006-3245 2006/12/29 (事故発生地) 埼玉県	冷蔵庫 MR45 (株)マルマン 使用期間：約13年	冷蔵庫本体後側が溶けて、部屋中に白い煙が充満して焦げるようなにおいがし、後の壁がすすけた。	圧縮機とリレーをコネクターで接続する際に、取り付けミス等により3つの受け刃のうち1つがゆるみ、13年間の使用により接触抵抗が増大したことにより発熱し、端子の絶縁カバーが溶融し発煙したものと推定される。	製造業者が倒産(平成13年5月)しているため、措置はとれなかった。	市町村 (受付:2007/02/06)
2007-2897 2007/08/14 (事故発生地) 北海道	冷蔵庫 GR - M43KC 東芝家電製造(株) 使用期間：約8年	冷蔵庫(4段扉)の冷蔵室(1段目)の扉を開け食品を取ろうとした時に、右手甲が冷蔵室下仕切板に触れて軽い火傷を負った。	コンデンサー冷却ファンモーターが、モーター軸受部の潤滑油の消耗等によりロック状態(故障)であったため、冷蔵庫の前面や側面の結露を防止するためのクリーンパイプが高温となり、そのパイプと接している冷蔵室の仕切板も高温(約57℃)となり、これに触れたため、火傷を負ったものと推定される。	他に同種事故が発生しておらず、単品不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、1998年度生産品からコンデンサー冷却ファンモーターロック時には、異常表示をする構造に変更している。	消費者センター (受付:2007/08/17)
2006-0377 2006/05/08 (事故発生地) 富山県	冷蔵庫 GR - S31LMV 東芝家電製造(株) 使用期間：約12年	冷蔵庫のドアを閉めようとしたところ、ドアが外れて子供の頭にぶつかりけがをした。	長期間(12年間)の使用において、食品・飲料等で重くなった扉を勢よく開く等の過大な慣性力や、扉を最大に開いた状態で更に開き方向に過大な力が加わる等の使用条件により、扉ストッパの開き止角部にき裂が生じ、その後も扉を最大に開いた際の力が開き止角部に繰り返し加わることで、扉ストッパ及び扉底枠が疲労破壊したものと推定される。	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故がないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2006/05/11)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2247 2006/11/19 (事故発生地) 茨城県	冷蔵庫 NR-F40SP1 松下冷機(株) 使用期間：約16年	冷蔵庫のコンプレッサー周辺が焼け、床の一部も焼け、壁と天井を煤で汚損した。 (拡大被害)	設置状況や長期使用で機械室通気口にほこりがたまりと機械室内の圧縮機周辺が高温になりやすい構造であったことから、床等の材質によって発生する塩素などの腐食性ガスにより、圧縮機の起動リレーのPTC素子が銀移動(マイグレーション)を誘発して破損し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付け新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を実施している。	製造事業者 (受付:2006/12/07)
2006-2889 2006/12/29 (事故発生地) 青森県	冷蔵庫 SR-531VH 三洋電機(株) 使用期間：約20年	冷蔵庫から「パチパチ」と音がして焦げ臭いにおいがしたので電源を抜いた。冷蔵庫の裏が焦げたようになっていて、煤が付着していた。 (製品破損)	長期使用(20年以上)により、コンプレッサー始動用のPTCサーミスター内部のPTC素子押さえバネと、PTC素子との接触不良等の不具合が発生したことで、PTC素子への熱ストレスがかかり、素子割れやケース本体の熱変形時の悪臭が発生したものと推定される。 なお、背面のすすは塵やほこりが付着したものであり、パチパチ音は保護用の過負荷リレーの作動音と推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/19)
2006-3083 2006/12/28 (事故発生地) 埼玉県	冷蔵庫 NR-F40SP1 松下冷機(株) 使用期間：約16年	冷蔵庫の背面とコンプレッサー周囲が焼けて、床の一部も焼け、壁と天井の一部が煤で真っ黒になった。 (拡大被害)	設置状況や長期使用で機械室通気口にほこりがたまりと機械室内の圧縮機周辺が高温になりやすい構造であったことから、床等の材質によって発生する塩素などの腐食性ガスにより、圧縮機の起動リレーのPTC素子が銀移動(マイグレーション)を誘発して破損し、発煙・発火に至ったものと推定される。 (C1)	平成19年5月30日付けホームページ、及び5月31日付け新聞に社告を掲載し、無償で部品交換を実施している。	製造事業者 (受付:2007/01/30)
2007-0533 2007/04/17 (事故発生地) 鹿児島県	冷蔵庫 ER-V38KG-C (株)富士通ゼネラル 使用期間：約5年	冷蔵庫から異臭がし、内部から発煙した。 (製品破損)	食品汁等がコネクター部に流れ込み、コネクター端子間でスパークし発火に至ったものと推定される。 なお、修理業者によって、当該部は、社告改修による防水処置(電源コネクター部にシリコンシーラー材を充填)が行われていたことから、修理不良であったものと考えられる。 (D2)	改修方法をコネクター部にシリコンシーラーを充填し防水する方法から、コネクター部全体にポリエチレン製の袋を被せて防水する方法へ変更し、当初の方法で改修終了した顧客へは、ポリエチレン袋による方法で再度改修を実施することとした。 なお、当該品は平成17年9月2日、平成18年6月2日及び平成18年11月7日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無料で点検・処置を行っている。	製造事業者 (受付:2007/05/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3387 2007/02/09 (事故発生地) 東京都	冷蔵庫 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火して、約55平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が腰を骨折した。 (死亡)	消費者が冷蔵庫の電源コードを切断、延長などの施工を行ったため、施工不良により出火したものと推定される。 (E3)	消費者の施工不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)
2006-2903 2007/01/13 (事故発生地) 大阪府	冷蔵庫 使用期間：約18年	小型電気冷蔵庫の背部にあるコンプレッサー側面の起動リレー及びオーバーロードリレー部分が焼けた。 (製品破損)	当該機は、流し台の下に設置されていたもので圧縮機外郭並びにリレーカバー取り付け面に多くの錆跡が認められたことから、流し台からの水漏れ等により、起動リレー内部に水滴が侵入し、トラッキングが発生して焼損したものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2007/01/22)
2006-3068 2007/01/24 (事故発生地) 長崎県	冷蔵庫 使用期間：不明	木造平屋の釜屋から出火し、80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	当該品のコンデンサー、リレー、コンプレッサー等の電気部品に異常は認められず、本体裏側下部にねずみの糞尿があり、リード線の断線部に複数の溶融痕が認められたことから、ねずみが内部配線の被覆をかじり芯線同士が短絡・スパークしたか、糞尿等の影響により配線被覆の絶縁が劣化して、絶縁破壊を生じ、短絡・出火に至ったものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/01/30)
2006-3504 2007/02/21 (事故発生地) 岩手県	冷蔵庫 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、台所の一部を焦がした。 (拡大被害)	冷蔵庫の電源コードにネズミにかじられた跡が見られ、また短絡痕も見られたことから、ネズミがコードを噛み被覆を損傷させたため、短絡してスパークし、出火に至ったものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1591 2007/06/11 (事故発生地) 三重県	冷蔵庫 使用期間：約6年	冷蔵庫付近から出火し、住宅を全焼した。 (拡大被害)	冷蔵庫は右下背面から燃焼し、冷蔵室上部が激しく焼損していることが確認できたが、コンプレッサー、制御回路基板、電源コードなどに異常はなく、冷蔵庫自体に発火原因となる要因は認められなかった。火災直後の写真によると、冷蔵庫背面の扉の焼損状況と冷蔵庫背面の焼損状況が一致していることから、扉が焼損し、その火災を受けて冷蔵庫が延焼したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/06/13)
2007-3240 2007/08/25 (事故発生地) 愛知県	冷蔵庫 使用期間：約2年	鉄筋2階建て1階台所付近から出火する火災が発生し、住宅が全焼した。 (拡大被害)	冷蔵庫は冷蔵室より上が著しく焼損した状態にあり、下部の野菜室、冷凍室に焼損はなく、コンプレッサー及び制御基板は全く焼損していなかった。冷蔵室への配線にも異常はないことから、冷蔵庫からの出火ではなく、天井からの延焼により冷蔵室のドア部分から火が入り焼損したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/09/04)
2006-1417 2006/09/15 (事故発生地) 島根県	冷蔵庫 使用期間：不明	鉄筋2階建てビルの飲食店から出火し、台所部分8平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	事故品のコンプレッサー部を解体調査したところ、出火の原因となる痕跡は認められなかった。また、コンプレッサー部以外は廃却されており、冷蔵庫本体の調査が不能であったことから、出火原因について特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/09/22)
2006-1453 2006/09/20 (事故発生地) 栃木県	冷蔵庫 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	廊下にあった冷蔵庫用のプラグ付近が焼損しているが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/09/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1586 2006/09/21 (事故発生地) 沖縄県	冷蔵庫 使用期間：約12年	バツテングセンターに置かれた冷蔵庫付近から発火し、背面部分が焼損、周辺の壁の一部が延焼し、天井などが煤で汚れた。 (拡大被害)	本体背面の電源コードの断線部に溶融痕が複数認められたことから、当該部分で断線・スパークし、出火に至ったものと推定されるが、一次痕か二次痕かの判定ができず、背面下部の電気部品類も一部欠落・焼失していることから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/12)
2006-1637 2006/09/25 (事故発生地) 愛知県	冷蔵庫 使用期間：約4年	鉄筋11階建集合住宅から出火し、6階一区画を全焼した。 (拡大被害)	霜取り用蒸発器の下部に取り付けられている温度ヒューズのリード線とより線(12芯)をカシメ接続するスリーブに発熱跡があることから、スリーブ内で接触不良による発熱が生じ、周囲の樹脂が発火し、拡大燃焼に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/10/18)
2006-1704 2006/10/18 (事故発生地) 福井県	冷蔵庫 使用期間：不明	住宅から出火して全焼し、家人2人が煙を吸って病院に搬送された。燃え方の激しかった1階台所の冷蔵庫付近を火元とみて出火原因を調べている。 (軽傷)	冷蔵庫下部付近から出火したと思われるが、焼損が著しいため発火の痕跡は確認できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2006/10/23)
2006-2078 2006/11/01 (事故発生地) 岡山県	冷蔵庫 使用期間：不明	台所の冷蔵庫付近から出火した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/11/24)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2913 2006/12/18 (事故発生地) 岐阜県	冷蔵庫 使用期間：不明	冷蔵庫から出火し、木造平屋倉庫兼車庫を焼損した。 (拡大被害)	内部配線に2つの溶痕が認められ、配線の短絡による出火の可能性があったが、溶痕を解析した結果、一次痕か二次痕かの判定ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/22)
2006-3213 2007/01/09 (事故発生地) 岡山県	冷蔵庫 使用期間：約9年	冷蔵庫付近から出火して、冷蔵庫の一部と周辺の壁、窓の一部が焼損した。 (拡大被害)	本体の背面下部の焼損が著しいものの、運転コンデンサー、コンプレッサー、リレー等の電装部品や電源コードに溶融痕等の発火の痕跡が認められなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/06)
2006-3647 2007/02/14 (事故発生地) 福岡県	冷蔵庫 使用期間：約10年	木造2階建て神社社務所兼自宅から出火し、約310平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/03/05)
2006-3682 2007/02/08 (事故発生地) 東京都	冷蔵庫 使用期間：約28年	「ボン」という音がし、冷蔵庫の後から煙と火が出て、冷蔵庫機械室の一部と床、壁の一部が焦げた。 (拡大被害)	当該機の背面下部の起動リレー部分が焼損していることから、トラッキング現象等により出火したものと考えられるが、リレーの焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、1982年度製品から起動リレーを接点タイプから無接点タイプ(PTCリレー)に変更し、材質もフェノール樹脂からメラミンフェノール樹脂に変更し難燃化している。	製造事業者 (受付:2007/03/06)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3802 2007/02/20 (事故発生地) 京都府	冷蔵庫 使用期間：約9年	電気冷蔵庫付近から発火して、冷蔵庫の一部を焼損し、壁の一部を焦がした。 (拡大被害)	本体背面板下部の機械室の焼損が著しいことから、当該部付近に発火源があったと推定されるが、機械室の電気部品に異常は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/13)
2007-0662 2007/05/13 (事故発生地) 石川県	冷蔵庫 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約270平方メートルを全焼し、家人が煙を吸って入院した。 (軽傷)	事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/16)
2007-3638 2007/09/08 (事故発生地) 静岡県	冷蔵庫 使用期間：不明	冷蔵庫のプラグ付近から火花が出て、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	電源コードの電源プラグの付け根付近に被覆が圧接された痕跡があることから、挟まれた電源コードの素線の一部が断線し、局部発熱により焦げ臭いにおいがしたものと推定されるが、どのような状況で電源コードが挟まれたのか特定できず、原因の特定はできなかった。 なお、同機種は平成19年5月に社告（圧縮機の起動リレーからの発煙・発火）を行っているが、当該製品は既に改修済みであり、社告との関連性はない。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/10/02)
2007-3791 2002/00/00 (事故発生地) 熊本県	冷蔵庫 使用期間：約14年	冷蔵庫の下から水が漏れるようになり、冷蔵庫を動かして確認したところ、蒸発皿が溶けて穴が開いていた。 (製品破損)	蒸発皿が所定の位置から脱落してコンプレッサーと接触したため、コンプレッサーの振動と受熱により蒸発皿の樹脂が軟化して穴が開いた可能性があるが、事故当時蒸発皿が脱落していたか確認できなかったため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/10/16)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-1387 2006/08/22 (事故発生地) 宮崎県	冷蔵庫 使用期間：約10年	冷蔵庫と周囲の食器棚などが焼損した。 (拡大被害)	事故品の電源コードの断線部に溶融痕が認められたことから、当該箇所から出火したものと考えられるが、事故品は既に廃棄されており、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/09/21)
2006-2619 2006/11/06 (事故発生地) 北海道	冷蔵庫 使用期間：約27年	車庫に置いて使用している冷蔵庫とその周辺、約11平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	冷蔵庫の背面下部付近から出火したものとみられるが、事故品は既に廃棄されており、入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/04)
2006-3098 2006/12/08 (事故発生地) 東京都	冷蔵庫 使用期間：約21年	住宅で冷蔵庫付近から火災が発生し、天井、壁、畳などを焼損した。 (拡大被害)	本体下部の圧縮機周囲の焼損が著しく、当該箇所から出火したものと考えられるが、事故品は既に廃棄処分されており、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/31)
2007-1988 2007/06/18 (事故発生地) 北海道	冷凍庫 使用期間：約20年	木造2階建て車庫兼物置から出火して、同物置約45平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約90平方メートルと倉庫約70平方メートルを全焼し、車庫内の軽乗用車も焼き、家人が耳などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	車庫兼物置に設置して使用していた冷凍庫付近の燃え方が激しいことから、当該冷凍庫から出火した可能性もあるが、当該冷凍庫の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)

